

令和6年香美市議会定例会

9月定例会議会議録

令和 6年 9月 2日 開 議

令和 6年 9月26日 散 会

香 美 市 議 会

令和6年香美市議会定例会

9月定例会議会議録（第1号）

令和6年9月2日 月曜日

令和6年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第1号）

招集年月日 令和6年9月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月2日月曜日（審議期間第1日） 午前10時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	14番	山崎龍太郎
5番	西山潤	15番	利根健二
6番	森田雄介	16番	小松紀夫
7番	山崎眞幹	17番	村田珠美
8番	小松孝	18番	山本芳男
9番	舟谷千幸		

欠席の議員

13番 濱田百合子

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	門脇正人
企画財政課長	黍原美貴子	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	原美和子
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	明石清美
高齢介護課長	中山繁美	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	石元幸司
市民保険課長	萩野貴子	《物部支所》	
健康推進課長	宗石こずゑ	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	宮地憲一	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	小松幸春

【消防部局】

消防長 野口正一

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和田雅充	上下水道局長	西村安史
-----------	------	--------	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一圓 幹生 議会事務局書記 今井 沙織

市長提出議案の題目

- 議案第 55号 令和5年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 令和5年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 61号 令和5年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 62号 令和5年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 63号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 64号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 65号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 66号 令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 67号 令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 68号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 70号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定について
- 議案第 71号 財産の取得について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和6年香美市議会定例会9月定例会議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和6年9月2日(月) 午前10時開議

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 報告第9号 令和5年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第10号 令和5年度香美市資金不足比率の報告について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第55号 令和5年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第56号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第57号 令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第58号 令和5年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第59号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第60号 令和5年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第10 議案第61号 令和5年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第11 議案第62号 令和5年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第12 議案第63号 令和6年度香美市一般会計補正予算(第4号)

日程第13 議案第64号 令和6年度香美市一般会計補正予算(第5号)

日程第14 議案第65号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

日程第15 議案第66号 令和6年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)

日程第16 議案第67号 令和6年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)

日程第17 議案第68号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第 69号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第 70号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定について

日程第20 議案第 71号 財産の取得について

会議録署名議員

14番、山崎龍太郎君、15番、利根健二君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前10時00分 開会 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから令和6年香美市議会定例会を再開し、9月定例会議を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

心配されました大型台風10号、本市には大きな被害もなく安心したところでございます。さて、今年の夏も猛暑が続き、熱中症対策を求められる大変厳しい日が続いておりましたが、このところの朝夕は風が涼しく感じる気候となってまいりました。台風のため、本日開会となり、議員各位、執行部の皆様におかれましては、公私ともに何かと御多忙の折、令和6年度9月定例会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

8月21日に高知縣市議会議長会臨時総会が安芸市で開催され、議案として提出いたしました、訪問介護事業者への支援を求める意見書は議決されました。したがって、10月21日に開催されます四国市議会議長会の議案として提出されます。

本年も熱中症対策が求められる時期、香美市の三大祭り、また各地域の祭りも好天に恵まれまして開催され、大勢の人出でにぎわい、誠にうれしく思います。

今年も、北海道YOSAKOIソーラン祭り、そして、積丹町の職員をお招きしての土佐山田まつりを通じ、積丹町との交流がさらに深まったことではないかと感じております。

また、第62回奥物部湖湖水祭、永瀬ダムの建設による犠牲者の慰霊と物部川流域の五穀豊穡を祈願する慰霊祭が、関係者の皆様の御出席のもとに、厳粛の中に執り行われました。夕方には、湖水祭の名物となったお山のディスコ、市内外、最近は県外からも多くの方においでいただき、老いも若きも一緒になりダンスを楽しんでいただきました。これもひとえに、祭りに当たり、企業並びに多くの方々からの温かい御支援のたまものであります。感謝を申し上げます。また、開催に当たりまして、職員をはじめ関係者の皆様、猛暑の中、準備、片づけなど大変御苦労さまでした。

さて、本定例会議に市長から提出されております議案は、令和5年度香美市一般会計歳入歳出決算を含む議案17件、報告2件であります。議員各位におかれましては慎重審議の上、それぞれの議案などに対し適切な議決を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。また、議会の品位を重んじるとともに、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

報告します。13番、濱田百合子さんは、欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、8月27日の議会運営委員会で協議をいただいております。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、小松紀夫君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思っております。

お諮りします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から9月26日までの25日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、今定例会議の審議期間は、本日から9月26日までの25日間と決定しました。

なお、審議期間中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、14番、山崎龍太郎君、15番、利根健二君を指名します。両名はよろしくお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による、報告第9号及び第10号の報告がありました。

次に、監査委員から、令和5年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、令和5年度香美市公営企業会計決算審査意見書、令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見並びに例月現金出納検査が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りした議長報告書のとおりです。

日程第3、報告第9号、令和5年度香美市健全化判断比率の報告についてから、日程第20、議案第71号、財産の取得についてまで、以上19件を一括議題とします。

行政の報告及び報告第9号から議案第71号までの提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様のお出陣をいただき、令和6年香美市議会9月定例会議が開かれますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ち、最近の香美市の取組を例に挙げながら、私の政治姿勢や市政運営についての考え方を御説明させていただきます。

まず、8月8日に発表されました、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）についてです。

8日午後4時43分頃、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生いたしました。香美市におきましては、8日午後5時に災害対策本部を設置し、午後5時30分に本部会議を開催、同日午後7時15分に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を気象庁が発表した後、午後8時より災害対策本部会議を開催いたしました。私の

指示としましては、夜中の地震発生も想定して、防災行政無線、香美市公式ホームページ、香美市公式LINEなどによる、住民への日頃からの地震への備えの再確認などの周知を午後9時までに行うこと、いざ地震発生となった際に職員が速やかに最寄りの市役所本庁、支所に参集できるように、個人の連絡網の確認なども含め、徹底することでした。また、地震発生後の災害対応業務につきましても、改めて確認するよう指示いたしました。結果的には、1週間後の15日に、何事もなく災害対策本部を閉じることができましたが、今後も気を緩めることなく、香美市民の生命と財産を守るために取り組んでまいります。

次に、不在となっております教育長の選任につきまして御説明いたします。

教育委員4人の皆様との意見交換を、マスコミ報道もされました7月3日に続き、8月7日に行うことができました。この会はマスコミ非公開での開催となりましたが、山本議長に進行役となっていただきました。その結果、1つ目は、新たな教育長は第2期香美市教育振興基本計画を推進できる方、2つ目は、この人物像に基づいて適任者がいないかどうか、高知県教育委員会に相談すること、3つ目は、教育委員及び議会から御指摘された私の前教育長へのパワハラ問題は、西教育委員が法務局に御相談して、ヒアリング調査の段取りをしていただけるということ、これら3点について教育委員の皆様と合意いたしました。そして、8月13日に高知県教育委員会を訪問し、これまで経緯を含めて長岡高知県教育長にお話をしてまいりました。なお、3つ目につきましては、8月23日に西教育委員が法務局に御相談されたとのことですが、法務局によるヒアリング調査は難しいとのことですが、今後、教育委員の皆様のご了承をいただき、速やかに市議会でお諮りさせていただきたいと考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

次に、5つの基本政策と4つの横断的な政策に基づく香美市づくりについてです。

最初に、基本政策の1つ目、経済の活性化についてです。

来年春のNHK連続テレビ小説「あんぱん」は、香美市にとって大きなチャンスであり、多くのお客様に来ていただき、宿泊や体験、お土産物の販売など、香美市への経済効果を生み出すべく準備をしているところです。

そこで、まず、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの外壁、ドアロックシステムなどの改修を行います。これらの改修を機に、朝ドラ「あんぱん」放送終了後も継続してお客様を呼び込めるよう取り組んでまいります。

次に、ドラマ放送を市民やファンと盛り上げるためのグッズ製作についてです。このグッズには、NHKから提供いただくものと、香美市独自のキービジュアルを使ったものがあります。香美市のキービジュアルは「愛と勇気の物語のまち香美市」を中心に据えたデザインで、のぼり旗、クリアファイル、ミニタオル、ステッカーなどを製作いたします。また、お土産品開発事業費補助金を計上させていただいておりますが、例えば、香美市キービジュアルを活用した商品開発を進めてもらうなど、香美市を代表するお土

産が誕生する契機になればと考えております。

併せて、ドラマによる観光客の受入先を確保するため、日ノ御子河川公園キャンプ場のバンガローを改修する予算4,500万円を計上させていただきました。劣化が進行しており、現在、使用を見合わせている大部屋バンガローを改修し、若い世代の団体客などを呼び込むべく取り組んでまいります。

次に、農業の振興についてです。

今年の夏は、雨が少ない異常気象に加え、台風10号の襲来と、農家の皆さんは本当に御苦労されていると感じます。また、燃料や資材価格もじわじわと上昇しております。香美市としましてもできる限りの支援をと考えているところです。そこで、園芸用ハウス本体、資材への補助予算を追加で計上させていただきました。また、収入保険の掛金への支援、畜産事業者への支援も、併せて計上させていただいております。加えて、今年度新たに、高知市が主催となって大阪市で実施する「れんけいこうち市町村合同就農相談会」へ県内16市町村とともに参加したいと考えます。香美市の「研修用ハウスのれん分け事業」など、手厚い支援策を御説明して、香美市で農業を始めたいというチャレンジャーを、他の市町村に負けないよう呼び込みたいと思っています。

次に、基本政策2つ目の健康長寿の香美市づくりです。

今年も暑い夏となり、毎日のように熱中症警戒アラートが発表されております。香美市としましても、防災行政無線などを使い、市民への周知を行うとともに、民間事業者の御協力も得て、クーリングシェルターを土佐山田地域に7か所、香北地域に3か所、物部地域に3か所設置しています。熱中症による救急搬送も増えており、今後も継続して市民への注意喚起を行ってまいります。

次に、ヘルスメイトの皆さんによる「やなせ先生の愛したスープ」について御紹介いたします。やなせ先生は、94歳でお亡くなりになる直前までお仕事をされており、その健康を支えた秘訣を「93歳・現役漫画家。病気だらけをいっそ楽しむ50の長寿法」という本で紹介されておりました。この本の中に、先生が毎日飲んでいただいていたというスープが出てくるのですが、8月20日に健康推進課主催の中央研修で、ヘルスメイトの皆さんが作ってくれたものを試食させていただきました。いろいろな種類の野菜が細かく刻まれて入っており、ショウガもお好みでとのこと、私はショウガも多めに入れておいしくいただきました。また、これを毎日飲んだら健康になるとも感じました。私としては、多くの方々にこのスープを飲んでいただきたいと思いましたので、朝ドラ「あんぱん」放送に向けて、ヘルスメイトの皆さんに御協力をお願いしたところです。今後とも、香美市食生活改善推進協議会の皆さんと連携して、香美市民の健康づくりに取り組んでまいります。

次に、基本政策3つ目の教育の充実です。

まず、物部未来学推進事業についてです。この予算は組替え予算でありまして、事業内容につきましては、令和6年度予算として御審議いただいたものではありませんが、改

めて御説明させていただきます。

この事業は、大栃中学校区において、学校を核とした地域づくり、地域を核とした学校づくりを目指し、学校、地域、高知工科大学との連携によって、高度に情報化した社会で活躍できる人材育成を目指しています。先生方は、Society 5.0時代に向けて「未来の大人が物部を創る！」をコンセプトに、SDGs 11の目標、住み続けられるまちづくりの視点を持ち、中山間地域教育と社会教育をつなぐ創造的なモデルケースにしたいと意気込んでおられます。私は、情報化の恩恵は過疎地域にこそもたらされるべきだと思っております。また、この事業は、私がこれまで議会で述べさせていただいている学園都市構想のイメージどおりであるとも思っております。今後も、大栃保育園から大栃小・中学校9年間の学びを応援し、義務教育後も、高校、大学、就職と、都会に負けない大栃地域・香美市となるべく努力をしてまいります。

次に、組織再編についてです。

香美市役所としまして、来年度の体制づくりを考える中で、組織再編の議論もスタートいたしました。組織再編の目的は、人材や予算の効率化で、今後の人口減少による職員減や予算減に耐えられる組織を目指すという考え方です。具体的な議論はこれからです。香美市役所の組織再編の在り方につきましては、議会の御意見もお聞きしたいと思っておりますので、引き続き御意見をいただければと思っております。

次に、基本政策4つ目の市民を守る災害対策についてです。

今年は、1月の能登半島地震に加え、先日の南海トラフ地震臨時情報のこともあり、改めて地震対策の加速化を進めなければと気を引き締めているところです。そこで、感震ブレイカー購入費と災害用トイレ購入費補助金の増額、そして、耐震診断委託、耐震改修の設計及び改修の補助金を増額する予算、加えて、ブロック塀等対策補助金の増額補正を計上させていただいております。これらの予算は、住民ニーズも高く、市民の生命と財産を守る必要からも、議会の御理解を賜りますよう、お願いいたします。

最後に、基本政策5つ目のインフラの充実と有効活用です。

7月24日、25日に物部川改修の要望を、7月31日に香美市道の予算確保をと、国土交通省、財務省、国会議員への要望活動を行いました。物部川改修では、近年の頻発する豪雨について御説明し、事前に河川整備を行っておかなければ、香美市のみならず南国市までも甚大な被害が出ること、また、市道改修では、住民にとって非常に重要な道であり、特に、通学路の安全確保について、早急に道路改良が必要なことを御説明いたしました。今後とも、国への要望活動を積極的に行い、予算確保に努めてまいります。

次に、観光客へのおもてなし向上についてです。

来年春からの朝ドラ「あんぱん」放送に向けて、県外を含めた他地域からのお客様が増えることが想定されます。そこで、こういったお客様がスムーズに目的地にたどり着けるよう、臨時の観光案内所の設置も含め、検討しているところです。今回の補正では、

道の駅美良布周辺の施設やトイレを分かりやすく示す看板を、道の駅美良布の西駐車場付近に設置する予算、やなせ先生と暢さんが眠る朴ノ木公園に臨時駐車場を設ける予算を計上しております。今後とも、多くのお客様に御満足いただけるよう、準備を進めてまいります。

続いて、4つの横断的な政策についてです。

1つ目は、親しまれ信頼される行政窓口への継続的な改善です。

これからの時代は、e L T A Xという地方税ポータルシステムの導入により、税の申告から納税まで、市役所などに出向かなくても自宅で完結することが当たり前になっていきます。香美市におきましても、他の自治体に遅れることなくe L T A Xの導入を進め、住民の利便性を高めると同時に、職員の負担軽減にも努めてまいります。

次に、香美市役所本庁駐車場不足の解消についてです。

本定例会議では、昨年購入した日曜市として使われている土地の残り半分を購入するための予算を計上させていただいております。このことによりまして、市役所南側にまとまった土地が確保でき、駐車場として整備することによりまして来場者の利便性を大きく高めることができます。私としましては、伝統ある日曜市の継続を願っており、日曜市組合の皆様にも御意見をお聞きして、市民にも活用していただける新たな駐車場の在り方につきまして検討してまいります。

2つ目は、中山間対策の充実・強化です。

香美市には、県の中山間対策支援の補助金を受けて、3か所の集落活動センターが開設されていますが、現在、集落活動センター美良布におきまして、やなせたかし先生が生前お好きだったという朴ノ木餅の開発に取り組んでおられます。そこで、少額ですが、試作品開発のための予算を計上させていただきました。香北町朴ノ木は、やなせ先生の出身地であり、御夫婦が眠られている土地でもあります。先生は「ガンバリルおじさんとホオちゃん」という絵本の中で、朴ノ木をモチーフにしたホオちゃんというキャラクターを作られていることから、この土地を愛されていたことが分かります。商品が完成しましたら、朝ドラ「あんぱん」放送を盛り上げ、中山間地域を元気にする商品としてPRしてまいりたいと思います。

次に、移動スーパー事業支援金として60万円を計上させていただいております。内訳は、車両1台につき10万円で6台分です。燃料費の高騰に加え、人口減少により、売上げ減少も進んでいくことと思います。中山間地域の買物を支える事業者を、今後とも支援してまいります。

3つ目は、こども施策の充実と女性活躍の場の拡大です。

香美市では、産後の母子に対して、心身のケアや育児サービスの充実をとということで、こども家庭庁の予算も活用し、産後も安心して子育てができる支援体制をと、産後ケア事業に力を入れています。本定例会議での増額予算は、宿泊型産後ケアの利用促進についてのPRが功を奏し、利用者が増加したためです。今後とも、産婦の育児サポートを

充実させ、出産後も安心して子育てができる香美市となるよう取り組んでまいります。

また、新改保育園と大栃保育園調理室のエアコンを改修する予算を計上させていただいております。暑い夏となりましたが、今後は調理師の皆さんの労働環境を改善し、園児たちへの給食を充実させられることと思います。

最後に、4つ目の文化芸術とスポーツの振興です。

7月16日に、物部町出身の画家、小原義也先生がお亡くなりになりました。改めて、これまでの香美市への御貢献に感謝を申し上げますとともに、心より御冥福をお祈りいたします。

先生とは、昨年10月4日に東京の御自宅を訪問させていただいたことが最後となりました。奥物部美術館を閉鎖したことのおわびと、多くの作品を御寄贈いただいたことのお礼を申し上げさせていただきました。ざっくばらんな優しい方で、ふるさと物部のことをとても気にかけておられました。今回、予算として計上させていただいておりますのは、現在、旧物部支所の収蔵庫で保管している13点の作品を香美市立美術館に運ぶための予算です。ちなみに、残りの作品は旧大栃高校で保管すべく、高知県教育委員会に要請をしているところです。先生は、香美市の助けになればとおっしゃられ、正式に寄贈していただいている以外の作品につきましても、香美市が自由にしてよいとの御了承もいただきました。私としましては、小原先生の御遺志を大切にして、先生の作品を多くの方に見ていただけるよう、取組を検討してまいります。

以上、5つの基本政策と4つの横断的な政策について御説明させていただきました。

続きまして、各課関連の行政報告を申し上げます。

企画財政課からは、キービジュアルについて、SNS講座について、「こちら、あんぱん室！」について、やなせたかし先生顕彰事業推進室のInstagramについての4件。定住推進課からは、香美市における公共交通の自動運転に向けた取組について、集落活動センター奥物部の設立、香美市ものづくり会議について、姉妹都市交流についての4件。健康推進課からは、新型コロナウイルス感染症予防接種についての1件。商工観光課からは、香美市キャラクターの営利目的での利用について、物部川エリアでの観光博覧会についての2件。建設課からは、工事関係について、各種協議会についての2件。消防課からは、令和6年1月1日から令和6年6月30日までの火災、救急及び救助出動件数についての1件。詳細につきましてはお手元の説明書を御参照ください。

続きまして、本会議に提案します議案について説明いたします。

報告第9号は、令和5年度香美市健全化判断比率の報告についてです。

報告第10号は、令和5年度香美市資金不足比率の報告についてです。

議案第55号は、令和5年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第56号は、令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてです。

議案第57号は、令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

の認定についてです。

議案第58号は、令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてです。

議案第59号は、令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

議案第60号は、令和5年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてです。

議案第61号は、令和5年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてです。

議案第62号は、令和5年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてです。

議案第63号は、令和6年度香美市一般会計補正予算（第4号）です。

議案第64号は、令和6年度香美市一般会計補正予算（第5号）です。

議案第65号は、令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）です。

議案第66号は、令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）です。

議案第67号は、令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第68号は、香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第69号は、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第70号は、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定についてです。

議案第71号は、財産の取得についてです。

以上、報告2件、議案17件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本芳男君） 以上で、市長の行政報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第9号について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号についての質疑を終わります。

次に、報告第10号について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号についての質疑を終わります。

先ほどの議会運営委員会からの協議結果報告書のとおり、議案第63号及び議案第71号につきましては、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第12、議案第63号、令和6年度香美市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 補足説明はございません。

○議長（山本芳男君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 議案書15ページ、3款、民生費の3目、保育園費のところ、先ほど出ましたエアコンのことが出ておりまして、264万円は、議案細部説明書によりますと、新改保育園調理室エアコン99万円、大栃保育園調理室エアコン165万円となって、かなり値段に違いがあるんですが、これは機能の違いとかによるものですか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 大栃保育園におきましては、寒冷地であるため、より強力な暖房機能を持つツインエアコンを開所以来採用しております。このため、エアコン1台を導入する新改保育園との値段の差が生じております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 議案書15ページでお聞きいたします。

4の1の6の12節、委託料の産後ケア事業ですけれども、今回利用される方が増えたということで大変いいことだと思っております。

PR、広報についてはどのような形で行っているのか、また、事業者を拡大したということですのでけれども、具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

事業者は、令和5年4月から、JA高知病院とアニタ助産院となっております。令和5年11月から浅井産婦人科・内科と新たに契約ができました。残念ながら、JA高知病院が産後ケアの受入れもできなくなりましたので、現在は2か所となっております。

チラシをつけておりますので、また御覧になっていただけたらと思います。

あと、PRですけれども、対象者への広報とかになると思うのですが、母子健康手帳

の交付時、出産届が出たとき、それから、新生児訪問時には、個別にこのチラシを渡して説明しております。そのほか、体重測定とかにおいでたときとか、電話による相談対応時にも保健師から適宜紹介をしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 関連ですか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 事業者の拡大のところで、昨年私も一般質問で「はぐあす」を取り上げさせていただいたんですけれども、そういった産後ケア事業をしている事業所は限られてくるわけですが、拡大という点では今後どういうふうを考えているでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 「はぐあす」につきましても、今後、調整していきたいと考えているところです。まだ調整の途についたばかりというか、これからというところです。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） こちらの事業の対象となっている産婦と、それから乳児の数をお願いします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

産後ケアの利用対象者は、産後1年未満となっております。出産予定を含めまして8月末現在の今年度の対象者は、産婦が合計144人、それから、乳児は149人となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 同じページの7款、1項、4目、14節のザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートでお聞きいたします。

今回の改修工事はカードキーの改修ということで、全員協議会でもありましたけれども、その際に、このカードキーの変更は、地域観光振興交付金を使うための新しい取組という御説明だったと思うんですけれども、実際に議案細部説明書を見ましたら過疎債対応になっておりましたので、その理由をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

先日の全員協議会で御説明した際に、県の交付金事業である旨の御説明をいたしました。交付金名称は、高知県地域観光振興交付金の対象事業でございます。今回活用するこの交付金は、過疎対策事業債を充当した部分に18%を乗じて得た額を、令和7年度

以降最大5年間に分割し香美市へ交付されます。したがって、議員の御質問にございました予算書における今回の財源は過疎債のみを計上しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） カードキーの関係なんですけど、この前の説明では、キャラクターが、香美市で使用できるのは14体いますが、この機会に、アンパンマンとかバイキンマン等も使用できるような交渉はできないものでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

アンパンマンのキャラクターについても使用が可能かどうか、先日、著作権管理者と協議いたしましたが、カードキーデザインの許諾はできかねるというお返事をいただいております。そのため、宿泊客への香美市PRのため、香美市キャラクターを使用することを検討いたしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 工事の関係では資料を提示していただいておりますのですが、高耐候性塗装とはどういう塗装なのか、その工法についてちょっとお願いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

今回の工事における高耐候性塗料は、ホテルの屋根のうち、既存の塗装された鋼板、鋼の板ぶき改修工事で行います。まず、対象の屋根面をワイヤーブラシなどでさびを完全に除去します。その後、高圧水洗いで、浮き、劣化、塗膜などを完全に除去した後、乾燥させます。そして、さび止め塗料を下塗りし、高耐候性塗料を上塗りするという工法でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） その上塗りは手塗りですか、それとも吹きつけですか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

ローラー塗りする予定でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 同じく屋根の改修についてちょっとお伺いしたいんですけども、添付していただいた資料を見たところ、塗装の塗り直しをする部分と高圧洗浄のみの部分があるように読み取れたんですけども、そのように区別する理由は何か、ま

た、そういうことによって外観、結局仕上がりの雰囲気が変わってしまうのではないかと懸念しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

既存の屋根につきましては、客室側の建物屋根は銅板、鋼の板、レストラン側の屋根は緑青銅板と、それぞれ異なる材質となっております。今回の工事におきまして、銅板につきましては再塗装、緑青銅板につきましては洗浄としております。この理由は、銅板は通常塗装ができない建材ですが、経年による緑青化で独特な風合いになります。現在のところ劣化はないようです。当初、この建物が建設された際には、この特徴を踏まえて緑青銅板を選択したものと考えます。両者の材質の違い等のため、見た目には違いが出るのは避けられないかもしれませんが、なるべく調和のとれた色彩を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第71号、財産の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。議会事務局総務係長兼議事調査係長、横田恵子さん。

○議会事務局総務係長兼議事調査係長（横田恵子君） 補足説明はありません。

○議長（山本芳男君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山本芳男君) 全員起立であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の会議は9月10日午前9時から開会します。

本日はこれで終了いたします。

(午前10時46分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和6年香美市議会定例会

9月定例会議会議録（第2号）

令和6年9月10日 火曜日

令和6年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第2号）

招集年月日 令和6年9月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月10日火曜日（審議期間第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	11番	山崎晃子
2番	公文直樹	12番	笹岡優
3番	中平麻衣	13番	濱田百合子
4番	西村剛治	14番	山崎龍太郎
5番	西山潤	15番	利根健二
6番	森田雄介	16番	小松紀夫
7番	山崎眞幹	17番	村田珠美
8番	小松孝	18番	山本芳男
9番	舟谷千幸		

欠席の議員

10番 比与森光俊

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	健康推進課長	宗石こずゑ
副市長	村上真祥	建設課長	野村文紀
総務課長	竹崎澄人	農林課長	川島進
企画財政課長	黍原美貴子	商工観光課長	門脇正人
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	《香北支所》	
税務収納課長	猪野高廣	支所長	石元幸司

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	宮地憲一	生涯学習振興課長	小松幸春
教育次長	中山泰仁		

【消防部局】

なし

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和田雅充	上下水道局長	西村安史
-----------	------	--------	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	今井沙織
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和6年香美市議会定例会9月定例会議事日程

(審議期間第9日目 日程第2号)

令和6年9月10日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- | | | | |
|---|-----|----|-----|
| ① | 14番 | 山崎 | 龍太郎 |
| ② | 12番 | 笹岡 | 優 |
| ③ | 4番 | 西村 | 剛治 |
| ④ | 7番 | 山崎 | 眞幹 |
| ⑤ | 2番 | 公文 | 直樹 |
| ⑥ | 11番 | 山崎 | 晃子 |
| ⑦ | 15番 | 利根 | 健二 |
| ⑧ | 8番 | 小松 | 孝 |
| ⑨ | 9番 | 舟谷 | 千幸 |
| ⑩ | 1番 | 有光 | 収三 |
| ⑪ | 5番 | 西山 | 潤 |
| ⑫ | 3番 | 中平 | 麻衣 |
| ⑬ | 6番 | 森田 | 雄介 |
| ⑭ | 13番 | 濱田 | 百合子 |
| ⑮ | 17番 | 村田 | 珠美 |

会議録署名議員

14番、山崎龍太郎君、15番、利根健二君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。10番、比与森光俊君は、欠席との連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

14番、山崎龍太郎君。

○14番(山崎龍太郎君) おはようございます。14番、山崎龍太郎です。通告に従い、順次質問いたします。一問一答方式であります。

最初に、空き家バンクと中間管理住宅について、お尋ねしてまいります。

中間管理住宅事業につきましては、昨年3月定例会議におきまして質問させていただきました。スケジュール、規模の確認、また、スピード感の重要性も訴えました。物件を選定し、改修工事を完成させ、入居者募集を行う予定との答弁でありました。

令和6年度からの事業ではありますが、私の認識では、本年度から入居者募集にかかるものと思っておりましたが、5月の広報香美に中間管理住宅事業のページがございました。今から募集かと感じました。

さて、前段に空き家バンクについてであります。広報では、本制度の開始から11年間で登録物件は3月末で150件、売買物件は107件のうち契約済みが65件、賃貸物件が43件のうち契約物件が34件とのことでありました。

そこで伺います。①です。

毎月5件から6件の空き家活用の相談があると以前申されておりましたが、現在、空き家バンクの登録状況はいかがでしょうか。

○議長(山本芳男君) 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長(小松伯聖君) お答えいたします。

令和6年度に関しまして、4月から現時点での登録件数は11件の実績となっております。ちなみに、令和5年度は年間で13件となっております。事業開始からの延べ登録件数は161件となっております。

以上です。

○議長(山本芳男君) 14番、山崎龍太郎君。

○14番(山崎龍太郎君) 令和6年度に入って新規登録が11件ですか。その中で、利用契約に至っているケースはございますか。

○議長(山本芳男君) 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長(小松伯聖君) 売買、賃貸契約について、今年度登録されたものは

ちょっと把握しておりません。申し訳ございません。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

売買、賃貸の実績は3月以降変化がないと、現状は把握していないということなんですか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

申し訳ございません。先ほどの今年度当初から11件新たに登録されたものが契約に至っているかを把握していないということでございます。既存の登録されているものにつきまして、回答を申し上げます。

広報では、3月末で売買の登録物件は107件となっております。8月末では4件増加しまして111件、契約済みは、3月末の65件が70件となりまして、5件の契約が成立していることとなります。賃貸に関しましては、登録物件43件が8月末は7件増えて50件となっております。契約数は34件、これは3月末から変化なく34件のままでございます。賃貸と売買を合わせまして、登録物件は150件から11件増えて161件、契約は99件の契約が5件増えて104件となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 少し関連して伺いたのですが、売買の希望が多いんですね、実際。その背景、理由等が分かればお示してください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

相談を受け付けている担当者の感覚としましては、所有者は空き家物件を手放したいという意思が多いとのことでございます。特に、中山間地域に行くほど多いと聞いております。ただ、県外から移住を希望する方は、賃貸の希望が多い傾向があるそうです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 移住してこられる方は、費用面もあるかと思いますが、賃貸の希望が多いということでもあります。そこら辺が今後の課題になってくると思うんです。確かに、中山間にお住まいの方、高齢の方であったり、そこから離れている方が、もう早めに資産を、財産を売買という形で処分したいとかは分かるんですけど、そのところの誘導ですわね、後にも述べます中間管理住宅のことにもつながっていくんですけど、そこら辺の説明はどうでしょうか。いなかみが、そこら辺の橋渡しもしているわけですけど、定住推進課として、売買の方向から賃貸、許せる範囲やったら賃貸の方向へも誘導するような説明もされているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

物件の状況に応じて、持ち主の意向は最大限尊重するわけでございますけれども、相談時において、賃貸、資産運用の話になると思いますが、そういう話も当然させていただいております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

空き家改修補助金のほか、耐震等も含めて補助金事業の活用についてお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 現時点での空き家改修補助金の実績についてお答えいたします。

令和6年度8月末時点で4件の実績見込みというか、交付決定に至っております。4件で689万9,000円となっております。ちなみに、令和4年度は6件で729万6,000円、令和5年度は5件で896万7,000円となっております、大体順調に進んでおる状況でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略進捗管理シートでは、耐震の補助金らについても誘導していくようなことを課題として書かれていたけど、そこら辺はないですか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

防災対策課の担当にはなりますけれども、当然、相談を受けたときには、そちらのお話も併せて行うことが多いと聞いております。空き家改修補助金の耐震診断、耐震設計、耐震工事等の状況も、非常に3年間高い数字を維持しておると把握しております。実績の数字は、令和5年度が78件、令和4年度が66件と、大体高い数字を維持しているものと把握しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） その数字はもちろん分かっているんですけど、実際、この対象になる空き家改修補助金等も受けながら、耐震等もされたという実績も把握されているんでしょうか。防災対策課とも連携を図ると書かれていたんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 改修のときには、耐震改修も当然含めて行うものと認識しておりますが、連携も、当然話を担当者同士でおると認識しております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） そちら辺の認識はえいんですけど、その情報は課長がきれいにつかんで、相互の課長でやり取りしてもらいたいと考えます。

併せまして、令和6年8月末で、4件で約689万円の補助金申請もあるということですが、最近、結構実績も上がって、先ほど言われた約730万円、約900万円と、令和4年度、令和5年度に使われて、国が2分の1、県・市が4分の1という格好の補助金制度でありますけど、今後、令和6年度はまだ増える余地がございますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

令和6年度に関しては、限度額180万円でございますが、予算上は1件残りがあるような形になっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 予算上のことじゃなくて、そういう要望が、今、可能性としてあるのかを聞いているんですが。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 申し訳ございません。そこはちょっと把握しておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ④です。

NPO法人いなかみの移住相談件数は年間100件以上で、令和5年度は、総合戦略の報告では182件でありました。この間の移住実績についてお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

令和6年度の現状の実績だと思っております。令和6年度8月末時点での数字でございますが、移住組数が13組、22人、相談件数は125件、先ほども申しましたが、空き家バンク登録者数は11件となっております、好調でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 若干お尋ねしたいのですが、先ほど、私、令和5年度の報告では182件と相談件数を言ったんですけど、令和5年度の決算報告を見ますと224件の相談件数と若干数字が違うんですけど、こちら辺は把握の仕方が違うんでしょうか、お分かりでしたら。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略進捗管理シートは、令和5年度途中の数字で182件であると認識しております。12月31日までの相談件数が182件と報告しておるのを把握しております。年度末まで行くと224人になっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 了解しました。

⑤です。

中間管理住宅事業についてであります。本来、昨年4月から広報で募集を行い、空き家バンク登録をしてもらい、状態の良いBランクを優先していくとのことでありました。しかし、現状は、本年5月広報にての募集記事であります。展開が遅れている背景は何なのか、現状及び今後のスケジュールについてお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

現状のお話をさせていただきますと、本年度は昨年度から継続して調整している2件の候補を基に準備しておりましたが、2件のうち1件について、手続を進めるうちに、所有者が制度利用終了後の物件保有と管理に不安を感じてしまったようで、結果、売却の希望となってしまいました。現時点では、残り1件について調整を行っている状況でございます。国の財源が繰越しであるために、対象者を変更できない状況でございます。広報での周知を5月号でしましたが、結果としては、来年度以降の候補物件の選定及び事業の周知のためのもので、結果的にはなってしまっております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 対象を変更できないというが、昨年決めているからそれで推進せんといかんけど、1件が辞退の方向やから、これも変更が不可能という認識でいいのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） そういうことで認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ちょっとお構いなかったら、1件は進んで1件はちょっと撤退の方向ということで、物部町、香北町の候補地が示されたんですが、どちらが今進捗しているのでしょうか。どちらの地域のほうが進捗しているのか、構わなかったら。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

進んでいるのは香北町地域です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 昨年の答弁では、A、B、C、Dのランクづけで、Bランクは347件という報告がありました。うち本事業への対象と考えている香北町、物部町の物件は何件あるか、把握されているでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 申し上げます。

継続して調査をしておりますので、現在のBランクの数は346件となっております。うち香北町、物部町の物件は174件となっております。香北町地域121件、物部町53件となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 空き家バンクの登録が、令和3年度8件、令和4年度19件、令和5年度13件、それから、令和6年度が現時点で11件では少ないとも感じますが、実績としてはいいかもしれませんけれども、その中で、香北町、物部町のうちBランクと限定したときに、対象となる物件は何件あるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

空き家バンクの登録には、Aランク、Bランクのものが中心になります。Cランクも、一部改修とかをすれば、当然、対象になってくるんですけども、基本的にA、Bランクと考えさせてもらいます。A、Bランクを合わせますと360件となっております。ただ、空き家バンク登録物件に関しましては、家屋の状況とは別に、土砂災害警戒区域など賃貸に不向きな物件を削除して考えなくてはなりません。また、何より持ち主の意向も重要でございます。さらに、意向があったものは、現地調査や登記、残留物などの問題等々、登録までに1年以上かかることもあります。今後も継続して、持ち主に空き家等の活用などを働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ちょっと合うてないところもあるんですけど、私が知りたいのは、A、Bランクでもいいんですけど、香北町、物部町でBランクは174件と言われたんですが、その香北町、物部町で174件のうち、Bランクは何件で、それは実際、本人意向はもちろんありますけど、空き家バンクに誘導できるのかなと思って聞いているんですが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 申し訳ございませんでした、ちょっと意図が違っていようございまして。一応、数字的に物件の状況は把握しておりまして、それからさらに土砂災害警戒区域を外したものの数字も把握しております。最新の情報では、香北

町区域、土砂災害特別警戒区域を除くと76件、物部町地域24件になりますので、対象物件は100件になります。100件の物件の中で、空き家バンクに現在登録している、または相談中のものの数は、把握しておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） そういう数字までつかんでいるやったら、ある部分、この事業は有利な事業でもあるので、誘導策が要るんじゃないかと思ったりもするんです。その方々を対象に、こういう制度というのを個別限定的に何か送るとかが大事やないだろうか。それで、所有者の意向と中間管理住宅事業は、現在のところ何かマッチングしていないように見えるんです。進んでいる、市長が前に梶原町を目指すみたいなことを言っていたと思うんですけど、そのためには、やっぱりそこで具体的な動きが必要と思いますが、ちょっと認識を伺います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

御存じのとおり、当然、中間管理住宅は賃貸になります。賃貸ということは、資産の運用を選択することになります。持ち主自身の年齢、恐らく高齢者が多いんじゃないかと思えます。それと、物件の立地条件などによって、いわゆる短期的な思考ですね、売却を選択するのは十分考えられることであると思えます。これらを踏まえまして、条件にもよりますけれども、長期的に見れば中間管理住宅はメリットが多いので、この部分をもっと十分に説明して、事業の展開を今後は図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 今後のことですが、土佐山田地域にも中山間地域はあるわけで、対象を広げて、まずは実績をつくるべきじゃないかとも思うんです。もちろん、香北町、物部町の優先すべき課題も承知の上で言っているんです。それで、土佐山田地域から、一つには要望があるのか。こんな事業についてうちは無理やろうとか、それをつかんでいるやったら言ってもらいたいけど、土佐山田町を対象に入れることはできるのかできないのか、お願いします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

香美市の要綱では区域の決まりは一応ございませませんが、中間管理住宅の場所の選定に優先順位をつけておくことにしましては、第4期香美市移住定住推進計画アクションプランにおきまして、香北町、物部町地域を移住を定着させる重点地域として指定しています。基本的には、移住の政策は香北町、物部町を中心に考えておりますが、御指摘のあったように、土佐山田町区域においても都市計画区域外などの中山間部については、同様の考えが必要であると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） もちろん、仰せごもつともというところはあるんですけど、やはり対象を広げると、それだけキャパが広がります。ただ、現実的に進んでいないことを聞いたときには、そういうことも今後、どの会で諮るのかは分かりませんが、考えに置いていただきたいというところでとどめておきます。

⑥です。

今まで聞いたところでは、まだ選考云々じゃないとも思っています。この事業については、こちらから逆に言うたら当たっているということで、2件を進めていっている中ですが、ただ、去年の答弁では、たくさん来るという前提で審査会も開くみたいなことを、そのときの課長が言っていましたけど、現状、そういう会は開かれているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 去年の3月定例会議で質問があった際に、中間管理住宅の物件選定について、候補物件が殺到した場合を想定して審査会を検討しておりましたが、現状、予算範囲内を超える申込みは見込まれておりませんので、審査会を実施せず、各事業ごとに物件を精査して選定している状況でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 気になるのは、中間管理住宅事業の優位性が伝え切れているのか、それとも、いなかみの頑張りもあって売買、賃貸の展開が早いのか、もしくは、消費者の年齢等も含めた長期展望が持てないのか、担当課は頑張っていると思いますが、この空き家活用の相談から、本事業への誘導の可能性は図れていないのではないかと心配もしますが、そここのところについて見解をお願いします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

移住実績からしても、ある一定効果が出ておるとは言えると思います。中間管理住宅に関しましては、問合せそのものは複数件ございます。ただ、説明、話を進める中で、結果的に売却しようという意向になる方が多いと、担当者から聞いております。さきの答弁でも申しましたけれども、賃貸は長期的な部分なので、短期的な利益を追求してしまうような傾向がございます。長期的には有利なので、これらを踏まえて、候補物件選定の際には、持ち主の方に長期的なメリットを今よりもっと説明しつつ、事業の展開をまた図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 市長にお伺いしたいんですが、実際、移住実績は本市に

おいてはすばらしいところもあります。実績上も、移住に関しては。ただ、本事業について、一つのモデルとして梶原町も念頭に置いていると言われた割には、ちょっとスピード感がないなと思ったりもするんですが、実際、これからこの事業を展開するに当たって、今のところ本年度は香北町の1件にとどまりそうなので、来年度にこの事業規模を拡大するためには、何らかの考え方、対策も必要と思うんですが、そこら辺についての見解を求めます。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から、データを使いまして、いろいろな角度から御指摘いただきました。そんな中で、私が思っていたとおりの実績が上げられていないことは事実であろうと思います。試行錯誤もありまして、やってみて分かることもあったということは、反省したいと思います。先ほど、私も質問を聞いておりまして、そもそも中間管理住宅は、売るつもりがないけれども、先祖からいただいた自宅を持ち続けたい方のためのものであると思っておりますが、最初の対象者を絞る際に、そういった方々とのコミュニケーションがちょっと弱かったのかなと思っております。

実際、空き家の活用は、なかなか自分が所有している住宅を活用することに意識が向かない方に対するものであったと思いますので、要望があつてから市役所が相談に乗るのではなくて、先ほどもありましたように、Aランク、Bランクの物件を市役所としても把握しておりますので、市役所からお声がけするというようなことも、今後は進めてまいりたいと思いますし、私が常々言っておりますように、集落を守っていくためには、その地域にある財産という認識で進めてまいりたいと思います。私自身も努力したいと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 2点目に移ります。朝ドラ「あんぱん」時の土佐山田町地域でのイベント等について伺います。

朝ドラ「あんぱん」放送時には、本市へ多くの観光客が来られることが予想されております。アンパンマンミュージアムのみならず、本市の魅力を知ってもらいたいと考えます。そして、リピーターとなっていただきたく、市としても様々な企画を行っているところだと思えます。

そこで伺います。①です。

現状、企画されているイベントはどのようなか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

土佐山田町地域でのイメージでちょっと回答をつくってしまいまして、来年度は、香美市立美術館でやなせたかし先生関連の企画展をすることが決まっております。そちらは把握しております。あと、土佐山田町内ではパネル展示をしたいと考えております。

- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） 美術館を使つての企画展ですけれども、もう期間は決まっていますか。
- 議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。
- 企画財政課長（黍原美貴子君） 手元に資料はないですけど、決まっております。
- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） ほかの地域のイベントも聞きたかったんですが、それはよしとしまして、②です。

アンパンマンミュージアム1日当たりのキャパシティは、最大で3,000人であると聞いております。予約制を取る方向で予算措置もされています。また、心配される車の混雑解消を念頭に置くとき、香北町以北への観光客を誘導することで、憩い、癒やしのひとときを知ってもらうことも一つの方策でございますが、土佐山田駅周辺でのイベント等も視野に入れるべきと考えますが、見解を求めます。

- 議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。
- 企画財政課長（黍原美貴子君） 土佐山田駅周辺のイベントに関しましては、駅周辺の駐車場が少なく、大規模なイベントは難しいと考えておりますが、既存のイベントで、例えば、ゑびす昭和横丁などが9月にあるんですけれども、そちらに朝ドラ「あんぱん」の要素を加えていただくなどして、集客を目指したいと考えております。
- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） 大事な視点だと思います。
③です。

土佐山田駅前のホテルダイワが閉まってからかなりの時間が経過しております。市民の方々からも、何とかならないのか、せめて朝ドラ「あんぱん」放送時に利用させてもらえないのかなど声も聞きます。何らかの形で利活用できないか、お尋ねします。

- 議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。
- 商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。
ホテルダイワは、令和4年5月頃に営業を取りやめております。その後、本市としても何らかの活路を見いだそうと、これまで何度か所有者のお考えを聴取するなど接触を重ねておまして、今後の利活用について模索している最中でございます。
以上です。

- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） 市としてもアプローチはしてきたということで、ちょっと情報では売りにも出ているみたいなことも聞いたりしたんですけど、そこら辺は定かじゃないので。一部は市有地で、市営バスの駐車場とかで利用もしていると思うんですけど、実際のところ、現状で駐車場ぐらいでも使わせてもらえるとか、そんな話は全然ないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

現在、ホテル所有者と調整の上、高知県地域観光課の観光活用希望資産へ登録しております。また、ホテル敷地の南側部分は市有地でございます。市営バスの駐車場としております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 県のマッチング事業を使って、そういう新たな展開を県のレベルで図っているということですが、ちょっと今朝ほどの同僚議員からの情報によりますと、工事か何かをしているよみたいなこと言っていたけど、そんな情報は入っていますか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

現在のところ、議員のおっしゃる状況はつかめておりません。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） JR土佐山田駅を利用される方は、降りてまず「あんばい」目的であれば香美市いんふおめーしょんへ行きますわね。そういうときに、もし時間帯とかが昼時であれば、逆に言ったらあの辺りで食事をしたいなど。もちろん商店街の飲食店を使ってもらうのも一つですが、やはり近場に、香北町にキッチンカーの話もありましたけど、ダイワの駐車場を借りてキッチンカー等を置いて、そういうひとときを過ごしてもらって、時間調整をしてもらうことも考えられんこともないと思うんですね。併せて、もちろん近場にはちょっと足を伸ばせば秦山公園、グラウンド等もありますけれども、実際のところ、まずアンパンマン関連に触れてもらうには、なかなかホテルの中は使えんと思うので、使えるがやったら使ったら一番いいですけど、外にちょっとテントでも張って、一時を過ごしてもらうのも考え方の一つだと思うんですね。もちろん、手狭な駅前環境でありますけど、そこら辺のことを、今後、頭に置いてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

現在のところ、具体的にイベント等での利活用予定はございませんが、土佐山田駅のすぐそばという立地条件を生かしまして、何らかの形で利活用していければと考えております。このことにつきましては、継続して関係先と連携してまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ④です。

先ほども少し申し上げましたが、秦山公園、土佐山田スタジアム、かみーる、森林総合センターでの木工、また、物部川漁協と連携してアユ関連のツアーなど、観光客ニーズを調査し、様々な企画も可能と思います。併せて、先ほど美術館でやなせさん関係の企画展をやるといったこともツアーの一つに入れて、何か楽しんでもらうことも可能と考えますが、そこについて見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） これからも、各課、各施設への働きかけをしていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 8月21日付の高知新聞に、東京出身の小関さんが観光協会勤務と載っておりました。記事を見てみますと、大変楽しみだな、またたくさん企画とかツアーとかを考えてもらいたいなと思ったりします。ツアー、イベント企画経験の豊富な方が観光協会に入られたということです。連携、また、協議等の状況はどうなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

8月21日付の高知新聞で紹介されました小関みどりさんは、本市の地域づくり支援員として、商工観光課と香美市観光協会との連携強化及び御本人の経歴を生かした業務、ガイド育成やイベント企画の支援などに携わっていただいております。御本人の配属は商工観光課ですが、拠点香美市観光協会にしております。少なくとも週1回は観光協会を含めた打合せを重ねております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 最近の記事では、ガイド育成20人と載っていましたが、それについて申込み等はありますか、把握していない。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えします。

直近の状況はちょっと把握しておりませんが、申込みはあっているようです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） この件について、南国市や香南市、近隣との連携はあるのか。企画、ツアー、南国市も旺盛に取り組んでいる状況を、ニュース、報道等でも見るんですけど、やはり横断してのツアー的なものはないのかなと思ったりしますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

近隣3市の連携で、物部川DMO協議会主体の観光博覧会「高知ものべがわエリア観光博ものべすと」が、令和7年2月から令和8年3月にかけて開催を予定しております。この観光博覧会は、令和7年4月から放送される連続テレビ小説「あんぱん」の放送を契機に、香美市、南国市、香南市の観光関連事業者等が一体となりまして、物部川エリアの観光振興に生かすとともに、地域づくりや産業振興に取り組んでいくことを目的としております。実行委員会、幹事会、専門部会等によりまして、定期的に近隣3市と連携しております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 観光博覧会は分かるんですけど、私が言っているのは、ツアー的なものをそこで協議するわけじゃないですよ。あくまでも博覧会を運営していく、令和7年2月から翌年の3月までね、それについての主体が物部川DMO協議会ということですが、やはりそういう県主導でやっている形も大事やけど、何か南国市と香美市でできないかなという、具体的に意見は持っていないので申し訳ないですが、そこから辺のことを協議する機会はないのか、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

御質問にもございました、ツアーやイベントにつきましては、幹事会及び専門部会等で具体的な話を進めており、細かい内容が出てきますので、その中でまた具体的な話が決まりましたら、ホームページ等で御案内するようになります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 朝ドラ「あんぱん」放送でどれだけのお客さんが来られるかは想定もできませんが、にぎわうことは確かだと思います。実際、去年の暮れから調査していろいろやりましたわね、私も質問させてもらったんですが、そのときには、なかなか香美市では宿泊施設のことも踏まえて対応しにくいということは、南国市とか香南市も踏まえて、やっぱりそちらに宿泊を求める可能性もあるんですわね、実際。もちろん香北町のホテルも利用してもらわんといかんし、ほかの宿泊施設も強化されていると思うんですけど、民泊とかいろいろな話も出ていますが、実際のところは、やはり朝ドラ「あんぱん」に興味を持たれて来られた方に、どれだけの時間を費やしてもらうかが大事だと思います。そのときには、やっぱりしっかりした企画とかでお客様を誘導する、交通手段はいろいろあるんですけども、それも様々考えられていると思うのですが、やっぱりその視点からいったときには、土佐山田町も有効活用する発想が大事だと思いますので、そのところもいろいろ考えられていると思うんですけど、もう少し具体化されたらいいかなと思います。よかったら、市長に企画ツアーについての見解を求めます。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほども課長から答弁させていただきましたが、南国市とも連携しながらいろんな企画をつくっていると聞いております。

また、先ほど議員がおっしゃられておった香美市にある魅力を、この朝ドラ「あんぱん」を機に、しっかりと観光ツアーであるとか、また、お客様に満足していただけるようなおもてなしの力を高めていきたいと思っております。その一環として、観光ボランティアガイドも進めておりますし、そういった中で、私としましては、香美市観光協会が議会でもいろいろ御指摘いただきましたとおり、少し体制に弱さがあったのかなと思っております。先ほど御紹介にありました小関さんは、東京都大田区の観光協会で長く勤められたこともあり、また、大田区を舞台としたNHKの朝ドラも2本くらい経験されたということでもありますので、そういった人材をしっかりと生かせるような体制づくりも踏まえ、議員がおっしゃられるような香美市の特徴を打ち出して、そして、南国市とも連携できるような取組に、私もしっかりと目を配って力を尽くしたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 3点目に移ります。チャレンジショップと空き店舗等利活用助成事業について伺います。

創業支援としてチャレンジショップ運営事業を行い、5年間で新規開業20件を目指し取り組み、一定の成果を出していますが、今後の展開等も含めてお尋ねしてまいります。

①です。

チャレンジショップ運営事業の成果については、まち・ひと・しごと創生総合戦略進捗管理シートにて報告を受けていますが、令和2年度4件、令和3年度3件、令和4年度4件、令和5年度2件、年度をまたいでのケースもありますのでどうでしょうか、令和2年度から令和5年度までで10件でしょうか。課題として、年間通してのチャレンジャーはいたが、全区画が埋まる期間は少なかったとのことではありますが、事業申請の状況はどうなんでしょうか、そこら辺についてお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

チャレンジショップは3区画ございますが、令和5年度中の実績は2区画で営業数の通算が7か月でした。過去3年間の実績では、3区画全てが埋まる期間は通算約10か月でした。キッチンがある1区画に複数応募があった際には、審査の上決定しております。キッチンがない2区画は申請が少ないと言えます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） チャレンジショップ事業は、高知市も踏まえていろいろやっているんですけど、香美市の特性はキッチンがあることですので、すごくいいと思うんです。

火器等の管理も大事ですけれども。実際、そこに申込みが多いのであれば工夫されたらどうか。よそにはないんですよね、キッチンを使ってできる場所は。これは通告もしていないので答弁はいいですが、今後の検討課題にしてもらいたいと思います。半年がひと区切りで、最大1年間のチャレンジ期間と承知しておりますけれども、実際7か月ぐらいですが、半年過ぎればいつ出ていっても、物件が見つかってどこかで開業したいときには構わないのか、1年間は一応おるという契約なのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

ふらっと中町は、イベント等にぎわいを見せているときもあり、私どももお目当てがあった場合、客として利用させてもらっておりますが、通常の利用客推移等はつかんでいるのか。併せて、チャレンジショップの宣伝をしているように、あまり見受けられません、その点はいかがでしょう。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

利用客の推移はつかんでございます。

チャレンジショップの宣伝につきましては、香美市7月広報にチャレンジショップの各店舗を紹介する記事を掲載しております。また、ふらっと中町のホームページ、SNSでも紹介されております。不定期ではございますが、地域にチラシを配布したこともあるようです。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ふらっと中町の利用客はつかんでいると答えられましたが、ちょっとその数字が分かればお願いしたいのですが。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

詳細な積み上げは行っておりませんが、ふらっと中町の施設につきましては、毎月、令和5年度の実績で言いますと、300人から500人程度で推移しております。合計しますと、来店者数は5,000人弱（後に、「5,559人うちチャレンジショップ利用客数は1,843人」と訂正あり）と考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 先ほど、宣伝について答えていただきました。過日、ふらっと中町へお伺いしたときに、こういうチャレンジショップ情報のリーフレットをいただきました（資料を示しながら説明）。これはどれだけ配布されているのでしょうか。店内だけの展開なのか、どこかに配っているのか、そこら辺は課として知っておられるのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

先ほど見せていただきましたリーフレットにつきましては、配布数等は承知しておりません。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 多岐町商店街協同組合がやっていることでもありまじょうが、中身もよく詳細に書かれていてすごくいいので、こんなのを年に一遍広報と一緒に配ってあげたら、市民の方にも知っていただけたらと思うんですが。最近、私もお氣にできて、ケーキを買いに行ったりしているんですけど、そういうときにやっぱりこういう記事があったらどうかなと思っているんです。それと、先ほど言われた入場者数では少ないんじゃないかなと思うのですが、どこまでの積み上げか分かんないですけども、実際のところ、あの場所は高齢者等の憩いの場にもなってます。コーヒーなんかをいただいてもおいしいです。やはりそこら辺のことを考えるときに、何かもうちょっと工夫が要るんじゃないかと思います。これは一つの提案であります。

③です。

チャレンジャーからの独立開業についてであります。令和2年度から令和5年度で、補助事業を活用しての開業が8件とございました。実績報告について、チャレンジショップが何件で、本市での独立が何件、本市以外が何件か、分かればお示してください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略進捗管理シートに掲載の、令和2年度から5年度までの空き店舗等利活用助成事業での交付実績8件、この全ての方が本市で独立されています。そのうち、チャレンジショップでのチャレンジャーを活用した実績は1件でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ほぼ自己資金でやられているという格好で、それもすばらしいなとも思うんですけど、空き店舗等利活用助成事業を利用しないで開業するケース、では、他市へ行かれたケースはないことよろしいんですか、この事業を使った方で。ちょっと確認です。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

①の御質問でございました、令和2年度から令和5年度までのチャレンジショップのチャレンジャー10件のうち、香美市で開業された事業者は3件でございます。この3件のうち2件が空き店舗等利活用助成事業を利用せず開業されております。その一方で、その後の活動がない、不明の方は5件、他市で店舗を持たずに活動されている方は2件でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ごめんなさい、ちょっと先ほどの答弁への私の認識が違っていて。ということは、10件のうち本市での独立開業は3件で、あとは、様々な別の形、他市とか、それから店舗を持たずということではありますが、そこら辺の理由とか詳細はおつかみでしょうか、他市へ行かれたとか開業に至らなかった部分の。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

先ほど申し上げた、その後の活動がない、または不明の方5件につきましては、チャレンジショップ開業中に業績があまり上がらなかったとか、諸事情がございまして活動がない、または行方が分からなくなったというものがございます。他市で店舗を持たずに活動している方の2件につきましては、御実家が他市であるといった事情であると考えられます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ④に移ります。

一つの要因でもあるかと思いますが、やっぱり本市の空き店舗状況ですわね。もちろん、実家でやられるということは、チャレンジショップをやってみたらできるということで、実家が他市にあったので始めたということも理解せんわけでもないですが、やはり本市で開業してもらおうよう積極的に努力しなければならないと思うんです。この事業は、中心商店街の活性化を目指しています。活性化するためには空き店舗を減らすことが大事ですけど、その状況についてお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

令和6年度に香美市商工会が行った調査の情報を提供いただきましたが、土佐山田町の商店街にある空き店舗は60店舗でございます。このうち貸出し可能な店舗は10店舗と承知しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） もちろん商店街以外でもオーケーだけど、基本は商店街でこの事業を推進していくためには、やっぱり10店舗、規模とかもいろいろありますので、なかなかマッチングしにくいかなとも思うのですが、土佐山田町の商店街の特徴は、空き店舗であってもそこに居住されていて、なかなか貸すには至らないこともあるのですが、そこら辺について、今後のことを考えたときに賃貸借する動きはどうかと。借りたい、土佐山田町のどこかで始めたいというときに、商工会、ゑびす商店街協同組合も踏まえて、協力体制や結構会議はされていると認識しているんですけど、運営委員会ですかね、基本は本人の努力で会社等を探すことになるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

空き店舗の貸手と借手の紹介は、香美市商工会が行っております。日頃から、商工観光課におきましては、香美市商工会と様々な業務連携を行っております。また、今後も、空き店舗等利活用助成事業も含めまして、協力体制の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） もちろん商工会にもお願いせんといきませんし、商店街の空き店舗も念頭に置きますが、先ほど空き家の話もしましたわね、結構空き家もあることで、連携して、空き家であっても小さい空き家で利活用できそうなどころには、商売人というがはどこでも、顧客がつけば、極端に言うたらリラクゼーションするとかいう部分であったら、商店街にこだわらなくてもできる可能性もありますわね。そういうことも、今後の展開として視野に入れられたらどうでしょうか、見解を伺います。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員のおっしゃられるとおりでございます。庁舎内でも、空き家関係の定住推進課をはじめ、各課から情報収集いたしまして連携したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ⑤です。

空き店舗等利活用助成事業の実績ですが、これもシートに載っていましたが、令和2年度が3件で120万円、令和3年度が1件で39万5,000円、令和4年度が1件で40万円、令和5年度が3件で120万円ですが、本年度の動きはつかんでいるでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

本年度につきましては、まだ申込みされていない状態ですが、見込みでは4件ほど可能性があるかと、香美市商工会から情報を得ております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） この4件のうち、チャレンジショップを利用されている方がこの事業を使うかどうかは把握されていますか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

どのような方が申請を考えられているかまでは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 本事業の利用は、店舗改修が主になってくると思うのですが、補助率が10分の10で限度額が200万円というのは、商工会が要領で定める経費と書かれておりましたけれども、具体的に1店舗あたりはどのようなのかなと思うのですが、そこら辺についてお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

1店舗当たりの助成金額は50万円以内、補助率は2分の1でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 高知市の取組ですけど、半年分ですが賃借料、家賃ですわね、それを補助する制度なんかをつくっております、高知市は家賃等が高いんですから。本市にそれはないですけども、そういう今後の展開は図れないものなのか、お尋ねします。事業開始のときに、若干でも、片一方で空き店舗等利活用助成事業を使って開業するけど、家賃補助も何ぼか上限を決めてあるとかいうのがやったら、すごく商売に対して優しいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

香美市商工会が募集要領を定めておりまして、助成内容には、空き店舗の賃借料、家賃等になりますが、その分につきまして、事業開始、または交付決定の月から6月以内の分を助成金の対象とするように定めております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） すみません、私の認識不足でした。

今回の補正で、中山間地域商業機能維持支援事業費補助金が出ておりました。これも県の事業で、香美市が今回取り入れてやるということですが、それと、このチャレンジショップとかとの関連性は何もないという認識でいいのか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

今回の補正予算に計上しております内容につきましては、高知県中山間地域商業機能維持支援事業費補助金でございます。この補助金名称からもございますとおり、中山間地域に限定された対象となっております。今回の御質問にございました、空き店舗等の補助金につきましては、香美市全域となっておりますので、そういう違いがございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時28分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 12番、日本共産党の笹岡優です。

今、スーパーなどの店舗から米がなくなり、値上げする状況が発生しています。実際、全体量の僅か3%程度が増減することで価格が乱高下しています。一方、生活保護申請者が25万件を超え、この10年間で最多となっています。子ども食堂が全国9,000か所を超え、正規雇用の人がフードバンクに並ばなければならないといったように、国民生活は深刻となっています。本市においても、決算書によれば、準要保護が400人を超える、増える傾向と言われていています。香美市で行っている子ども食堂は、50食から弁当では100食という、また、高知工科大学の学生などを中心とする学生支援でも、多くの学生が来ています。アメリカのSNAP（補助的栄養支援プログラム）のような、食料を直接支援する手だてが緊急の政治的な課題になっているんじゃないでしょうか。

子供は、生まれる国も地域も時代も選ぶことができませんし、まして家庭も選ぶことができません。生まれた子供が、状況によって、こういう本当に貧困の連鎖が生まれている今の日本の現状を、直視しなければなりません。その点を踏まえまして質問させていただきます。

1番目です。

農家、農業を守り、食の安全と市民の食料保障を担保する取組と、未来を担う子供たちの子育て支援策をどうシステム化していくか。現状を打開していく鍵は、持続可能な地域循環型の食料、農業施策だと考えます。

皆さんのタブレットにも入れていますが、資料①は、10アール当たりの年間にかかるお金です。これは、令和4年度南国農業機械銀行推進協議会が示した、労賃等を含めた単価を入れた計算です。約16万円近いお金がかかります。これは農林水産省の試算と同じ金額です。1反当たり8俵取れても、この間のように1俵当たり1万円では売れなかったら、8万円しか入ってきません。16万円かかって8万円しか入ってこない、これが今の米農家の現状じゃないでしょうか。その下で、香美市の現状から分析しますと、香美市の田んぼと言われている面積は、ここに書いてますように1,851ヘクタールしかありません。上に書いてあるのは、1世帯が3人から4人家族で、1反当たり大体必要なお米です。8俵ぐらい要るんですね。1人が60キログラム、場合によってはそれ以上食べるかもしれませんが、そうなってきた場合、世帯数で計算しますと1,317ヘクタール要ります。ところが、1,851ヘクタールの香美市は、もう既に耕作放棄になっている農地、田んぼがありますし、同時にハウスで利用している田んぼがあります。これからいった場合、香美市だけにでもお米を支給できないような状況があるんじゃないでしょうか。

もう一つは、さきの議会でも紹介しましたが、お手元の資料にもありますとおり、これが日本の一次産業に対する予算の状況です。あまりにもひどいんじゃないでしょうか。1970年度当時は全体予算の11.54%まで使っていた予算が、2023年度では1.83%、そして、金額でも全体予算が14.4倍に伸びているのに、農水省予算は2.3倍、また、下の文科省予算は5.8倍と、ここに、食料というものづくりの原点と教育である人づくりの原点に、いかに日本の国は予算を使っていないのかが示されるんじゃないでしょうか。

今、子供の貧困の中では、教育費にお金がかかることも大きな原因になっています。そのことも踏まえて質問します。

①です。

今の国の農業施策では、農家も農業も食料も守れないと思います。この認識はあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） おはようございます。笹岡議員の御質問にお答えいたします。

地域計画を策定する中で、高齢の農業従事者が多く、10年後の意向を決められない農地が多くあり、後継者がいない状態が続くと、香美市の広大な農地をカバーすることは困難な状況です。農地を守るといって国の姿勢が目立ちますが、農業従事者を守る視点が少し欠けているように思います。改正された食料・農業・農村基本法も、具体的な内容がよく見えないものが少なくありません。大都市圏での米不足の問題も、国は楽観的な見方をしております。これが一過性のものであると信じたいところではございますが、昨今の地方の農業を取り巻く環境を見ると、将来的には楽観視できないと思います。

先日、令和6年度全国農業委員会会長大会が開かれました際にも、大勢の国会議員が出席し、全国の会長が農業の厳しい状況について意見を述べられているにもかかわらず、最後まで聞くこともなく、議員名を司会者が読み上げると早々に退席する議員が多く見られました。本県選出の参議院議員のみが最後まで会長の意見を聞いていましたが、国と国会議員の地方の農業に関する認識は、残念ながら高くないと言わざるを得ません。

昔は、国力を石高で示されていました。た、石高が高くないと多くの領民を抱えることができませんでした。しかし、今は石高が少ない地域が繁栄しております。このことから、大都市圏は地方に依存しないと住民の生活を守ることができません。農業従事者の皆様に、国民の暮らしを守る大切な食料を作っているという意識が、国や大都市圏の首長には改めて必要だと思います。農業の問題は、全ての耕作する農業従事者個人と、地方や地域の問題という従来のスタンスを変えない限り、今回の令和の米騒動どころでは済まなくなると思います。

もう一つは、マスコミでの報道内容ですが、米の輸出が前年比で23%増で、その分を米不足の地域に回したらという論評でしたが、食糧管理法もなくなり、米の価格も下がり、高く買ってもらえる海外へ輸出するのは、農業者の自衛の手段として当たり前のことですが、ふだんから農産物の価格上昇に敏感で、それを悪いことのように報道し、農産物は安いのが当たり前という観念を社会全体で根づかせてしまっています。このことが、農業発展の大きな阻害要因だと思います。これを解消するためにも、赤字経営にならずにきちんと黒字になる正当な価格で流通していく仕組みをつくるべきだと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 認識は本当にそうと思います。

新しい食料・農業・農村基本法の方向では、農家も農業も食料も守れんとの不安が広がっている点です。食料依存する都市部の果たすべき役割を明確にしていく点と、連携の必要性も今後あると思いますし、また、日本農業新聞によるJA組合長、理事長を対象とした調査で、食料自給率向上に必要な施策は、中小規模の農家を含めた多様な担い手を対象とする所得政策の実施が、64.6%とされていますので、和田局長の認識どおりだと思います。この認識を広げていく本市の農業施策の繁栄を期待しています。

②です。

公費を投じてでも農家を守る必要性についての認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） お答えします。

農家を守ることは、食料安全保障や地域経済の安定、環境保護、食文化の保存など、多くの面で社会全体にとって重要なものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） そのとおりだと思います。

③です。

3月定例会議で提案した、大阪府泉大津市の「医食同源」コンセプトのもと、米を学校給食や妊婦、子育て世帯に配布するプロジェクトに香南市が参加しました。泉大津市は誰のためのプロジェクトなのか、極めて明快です。こう書いています。心身の健康のため、安心・安全な食は欠かせません。私たちには未来を担う子供や、これから生まれてくる命を健やかに育む責務がありますといった共通認識を持って取り組んでいます。本市としても大切な視点ではないでしょうか。子育て支援策としてJAライスセンターとも連携し、米を妊婦、子育て世帯に配布する取組を行う考えはどうでしょうか。それと一体で、減農薬、特別栽培もあると思いますが、有機米など、可能な限り子供たちに安心・安全な食料を供給するためにも、買取り価格を安定させて、米作りの継続性を担保する生産農家支援策を講じる考えはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 農薬と化学肥料を抑えた有機栽培米や特別栽培米を妊婦や子育て世帯に配布するという取組は、健康的な食生活支援や地域の農業支援につながるものと考えます。ただ、一方で、手間がかかり生産が難しいことなどから、本市においては有機栽培米や特別栽培米を生産する農家自体が少なく、安定的な供給が難しいことなどから、現段階では課題があるものと認識しています。

市としましても、安心・安全な農産物の生産や、環境に優しい農業の推進は重要であると考えていますので、他自治体での取組につきましても情報収集を行い、関係機関との連携にも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 今、ひとり親家庭や子供の貧困問題の救済・解決に取り組んでいます、NPO、NGOから、国民が飽食状態にあるのではなく、食べたくても食べられない人々が確実に増えている、食料支援制度の確立が必要ということが出ています。また、アンケートも取っておりまして、困窮する子供家庭を支援するNPOキッズドアの6月アンケート調査結果では、1人が1食110円の家庭が4割強出ております。特に今は、物価高騰で真っ先に食費を切り詰めているんじゃないでしょうか。また、夏休みで給食がなく、大変子供たちの栄養というか、ある家庭では菓子パンで済ませていると聞いて、これが本当に世界第4番目か3番目かの経済大国なのか、経済的な理由で親自身も食事を減らしている状況もあると思います。

香美市では、先ほども言ったように、準要保護の家庭が大変多いことも含めて、この施策をやっていくことが大事だと思いますが、この点は大人社会の責務ではないでしょうか。市長はどうお考えになるか分かりませんが、意見がありましたらお願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 子供の貧困問題に関しましては、当然、香美市としましても対策していかなければならないと思っております。一方で、先ほど議員からお話がありました、子育て支援策に関しまして、米を配布することは現状で考えてはおりません。なお、子供の状況は、学校現場とも連携を取りながらしっかりと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 今回、香南市が泉大津市と提携して、香我美町にある公社が中心となって、この前契約しましたので、先ほど和田局長からもありましたとおり、都市部の大阪は自給率1.8%、東京は1%ですので、そういうところも含めた連携をしながら、農家を守っていく仕組み、それと同時に、香美市自身でも守っていくような仕組みは、ぜひ、検討いただきたいと思っております。また、現物支給は本当に子供たちが直接口にするものですので、安心・安全な方向に変えていくことが子育て支援としても大事なかなと思っております。お願いしたいと思っております。

④です。

耕作が困難な農地を受けていただいて、田んぼの耕起、耕すと同時に、保全、代かきから田植まで、また、水の管理をしていただき、稲刈りから出荷まで担ってもらっている大規模な米作り事業体があります。この事業体から農地を返されたら、広大な耕作放棄農地が増えるんじゃないでしょうか。耕作を放棄せざるを得なくなっていくと思います。大規模な米作りの事業体を応援する施策が必要ではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） お答えします。

本市では、現在、地域の特色を生かした魅力的な産地づくりに向けた取組である、WCS用稲や飼料用米、加工用米などへの独自の支援がありません。近隣市町村では、これらのメニューに対して支援されており、本市においても、農業の継続、耕作放棄地の抑制のため、支援をしていくことが必要であると認識しております。地域の現況や、支援のための要件などを考慮した上で、支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 以前、飼料米も含めて質問しましたが、ぜひその一歩を進めていただきたいと思っております。

ここに持ってきましたが、高知新聞の特集です。これを見ていただくと分かる通り、水危機と食料と書いていますけど、地球の淡水は2.5%、そのほとんどが地下水ですから、水のほとんどは海水であるわけですね。だから、人間が自由に使える淡水は、0.01%しかないと言われていたわけですね。食料づくりにも水が要るわけですね。もともと日本の場合は急峻な地形、日本列島ですので、先人はその地形をどう生かしていくかということで、国土を守って水を確保していくために、水田をつくって、段々畑でダム役割をしてもらった。ダムが地下水をつくっていくし、同時に災害に強い地域をつ

くっていく。外国では、水田に水を張らずにやる陸稲、種をまいてそのままやっていく米作りが、日本では水稲、水田づくりでやってきたわけです。これを戦後、やっぱり壊してきたんじゃないでしょうか。私の里もそうですけど、林野政策によって、苗は無料で提供するから植えなさい、植えた本数だけ補助金を出しますと言って、もともと石垣ついた水田や山の中に、全部杉、ヒノキを植えてしまったわけです。それで現在の災害がどんどん起こってきていますし、水不足になっています。聞いていただいたら分かるんですが、今年はアユが夏場に水がないため本当に死んでいく、もう暑過ぎて30度を超えているんですね、物部川の水が。農業用水にも使わんといかんわけですので、絶対的な本当に自由に使える水がなくなってきていると思います。それを考えたとき、稲作、やっぱり水田、歴史的なこれを本当に考えるときじゃないかと思います。ぜひ、研究してください。水田、稲作の果たしている役割をもう一度再認識する必要があるんじゃないでしょうか。確かに、飼料米へと一歩前進しましたが、水田農家を守らなかったら地域を守れなくなることも含めて、ぜひ、御検討いただきたいし、これを守るためにはどうしたらいいのか、検討いただきたいと思います。大変危険な方向になっているのは、先ほど和田局長からも出ましたが、今、もう輸出のお米が4万トンになりました。今年も大分商社が買い付けに来ています。これから高いところへどんどん流れていく可能性があります。そうしたら、国民の主食が回ってこないことになりますので、本当に地域の米農家を守ることが必要と考えています。

⑤です。

年齢制限を外した新規就農者支援の必要性についての認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） お答えします。

農林水産省における農業構造動態調査によりますと、基幹的農業従事者は、65歳以上が70.8%、49歳以下が11.5%と著しくアンバランスな状態となっており、持続可能な農業の実現には、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要視され、支援制度が創設されており、これを受け、現在、本市の新規就農者支援については、国事業による49歳以下を対象とした支援制度を活用しています。

本市におきましても、新規就農相談の約9割が49歳以下となっている現状ですが、50歳以上で新たに就農されたい方から、県外から移住して農業を始めたいと御相談をいただくこともあります。こういった本市の農業に魅力を感じ、移住を希望される方などの支援を行うことで、農業の発展だけではなく、移住・定住の促進にもつながると考えます。このため、年齢に制限のない支援は必要であると認識しており、今後も関係機関と連携し、どのような支援が行えるかも含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 農地を支えてくれる人を増やすことは本当に今必要ですので、

守り手を増やすということで、ぜひ、検討して実現してください。よろしくお願ひします。

それでは、⑥に移ります。

高知県は、高知市、南国市、いの町で県人口の半分が暮らしています。その中でも高知市には極端に人口が集中しています、これは全国的にそうなんですね。結局、都市部へ、都市部へとやって、本当に偏在化が広がっていますが、高知市の場合は、本市より災害リスクが高いと予想されています。その高知市は、南海トラフ巨大地震の影響ですね、ここに資料がありますけど、南海トラフ地震の関係等で、昭和の地震から安政地震も含めて、高知市の被害もずっと書いていました。それから、98年豪雨は御存じのとおり、平成10年、香美市も大変大きな被害を受けました。香美市では亡くなった方もおりましたし、高知市でも大きな被害を受けました。人口と食料自給率、そして、災害リスク対応など、高知市と現状認識を共有して、支え合う連携の必要性が高まっているのではないのでしょうか。県都である高知市が打撃を受けるということは、本当に高知県経済、香美市の働く方々もたくさんいますので、大変重要だと思います。その線、お互いに話し合って連携する必要性はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

桑名高知市長から直接お話を伺う機会がございまして、高知市は県都であり、県全体の浮揚も考えていかないと高知市の発展もあり得ません。そのため、これまで以上に県内の市町村との連携が必要と考えており、県内市町村の特産品や観光についても、高知市から発信していきたいというお言葉をいただきました。その後、出来上がりましたパンフレットでは、1番目に香美市のことを掲載していただいております。また、災害時には香美市にも御協力を願いたいとおっしゃられまして、災害時の相互連携も問題意識を共有しておられるなど感じました。

農業委員会としましては、実行できる施策には限りがございますが、少しでも具体的な前進があるように連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 高知市にはマンパワーがあります。年齢的にも若い方がおるんですね。そして、当然、食料に対する需要もあります。香美市には残念ながらマンパワーが不足してきています。農地の荒廃が広がってきています。この現状認識が一致し、打開の方向を協議すれば、新しい協働、互いに協力し合う協働が広がるんじゃないでしょうか、生まれるんじゃないでしょうか。私も、先日、高知市内県営住宅の自治会と懇談してきました。お互いに、今、そういう情報共有をすることがすごく大事ですのでやってきました。災害時の相互支援策についても、可能性が広がっているのじゃないでしょうか。

農業委員会の1つ目の役割が、農業の生産力の向上、2つ目が農業経営の合理化、3つ目が農民の地位向上が目的とされています。ぜひ、この辺の可能性を、連携を進めていただきたいと思います。依光市長は桑名市長とも付き合いが長いと思いますので、ぜひ、市長を先頭に、これを協力、先ほど言った泉大津市の方向と一緒に、田舎が都市部と連携していく、お互いに協働していく。高知県で言うたら、一番集中して高知市と香美市がそういう連携をしていく。災害時にもお互いに支え合う、そして、食料供給でも支え合っていくような、可能な限りの循環型でやっていくことによって守れるんじゃないでしょうか。

特に、10月19日は、見たら大阪府で就農相談会を、研修用ハウスののれん分け事業の関係等でやるみたいですけど、そうですね、やるんですね。そういうような都市部と連携する機会もありますので、ぜひ、こういう手だてを打っていただきたいと思います、どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど御紹介のありました、農業の就農支援相談会が大阪で開催されますが、これは、連携高知広域都市圏の協定の中で進めているものでございまして、高知市とその他の市町村が連携協定を結んで、高知県においてはある意味人口のダム機能をとというようなことで進めております。

また、先ほどありました災害協定のようなお話は、当然、香美市には高知市からも多くの避難者が来られることが想定されておりました、東日本大震災の折には、都会、例えば、高知市と県内の中山間地域が連携協定を結ぶというようなお話が、自治体単位でもございました。高知市の全体といとなかなか難しいのかもしれないですけども、例えば、高知市の自治会単位で、香美市の、例えば、物部町が連携協定を結んで、日頃は高知市からいろいろな農業体験を踏まえて来ていただいて、何かがあれば受け入れる、日頃からコミュニケーションをとっておくことは、私も可能性があるのではないかと考えます。いろいろな御提案がありましたので、桑名市長ともお話しさせていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ぜひ、実現してください。香美市もそうですので、この前から言っていますけど、四国は3つの橋で渡れて、その橋が通れなくなったら真っ先に孤立化する地域ですので、自給率を高めていくことが大事だと思います。

2番目です。

タブレットの資料②を見てください。これは航空写真です。見にくいですね、皆さんのタブレットにもあると思いますが、これが、多分、昭和30年、まだ国道が通っていません。これは土佐山田町で、土佐山田駅があり、山田小学校があり、山田高校、八王子宮がある。ほとんど田んぼでした。だから米を作っていたんですね。ここに用水路、杉田ダム土地改良区から水、鏡野井から水が来て、ずっと作っていたわけです。資料③

はちょっと神母ノ木ですね、まだ山田堰もあります。

そこで、昨年9月定例会議で、地震火災類焼危険区域の冬場の風速問題と、地震火災対策の重要性について質問しました。その点を踏まえまして、①です。

本庁舎屋上にある風速計では、昨年8月からの1年間で最も数値が高いのは、今年4月9日の30.1メートルの風速だったそうです。この風速計の役割はどのようなものでしょうか、この本庁舎内の。これは防災面で使えないのでしょうか。防災関係とリンクさせてやる必要があると思いますが、見解はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 御質問にあります本庁舎の風速計は、庁舎の自然換気システム整備を目的に本庁舎屋上に設置しています。屋上に設置していることから、地上付近に比べ1.3倍程度大きな風速になると思います。

地震発生時の市街地火災の対策としまして、香美市地震火災対策計画における、南海トラフ地震発生時に想定される地震火災対策を重点に推進する地区、重点推進地区と言いますけれども、においては、地震出火の危険性があることが既に明確に分かっておりますので、停電からの復旧後の通電火災対策として、感震ブレーカーを配布してまいりました。また、これまでも、重点推進地区も含めて短期的に効果が出る対策として、延焼物を減らしたり、避難路を確保するために老朽住宅の除去や住宅耐震化を進めてきました。さらに、希望者に感震ブレーカーを配布するとともに、シルバー人材センターに取り付けを委託することとしており、今回の補正予算で購入費を要求しています。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） お手元のタブレットの航空写真を見ていただいたら分かると思いますが、消防本部にある風速計は、確かに、火災を含めた防災に生かしていますけど、北に山がありまして、実際の土佐山田町中心街の風とはちょっと違うと思うんですね。土佐山田町中心街、以前もちょっと質問しましたが、中心街は南海トラフ巨大地震後の復旧・復興を支える拠点になるんだと。燃えてしまって、災害支援を受けんといかん地域になったら困る、逆に支えていく地域にならんといかんわけです。ところが、先ほど言ったとおり、昭和の大地震、安政の大地震も含めて、八王子宮のことも言いました、八王子宮は、あそこにお宮が来てから400年近くあるわけですので、巨大地震を乗り越えてきた地域であることは事実です。ところが、その当時火災にならなかったのは、駅の北がこんなに田んぼやったわけです。ですから火事にならなかったわけですけど、住宅化した中で、北風に吹かれた場合には、北風、分かりますよね、大変大きな類焼になる危険性を持っているんじゃないでしょうか。私も、昨年9月定例会議でも質問しましたが、今の防災計画の風速は、後免気象観測所の風力が段階5、冬の季節時は秒速8メートルが根拠になっているわけです。今さっき言ったように、最低でも20メートルとか30メートルが場合によっては吹くわけですよ。そこを考慮した手だてが要るんじゃないでしょうか。ちょっと先ほどの答弁は分かりませんでした、ここの風速計

は確かにビルの上にありますので高く出ますけど、一つの判断材料として、防災に生かしていくようリンクはできるのでしょうか、そこは考えているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 実際に地震火災が起こっているときに、どれぐらいの風が吹いているかは参考になると思うんですけども、計画を進める上で、特に、今、参考にすることは考えておりません。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 香美市の風は尋常じゃないと思うんですよ。ですから、先ほど言ったように、都市計画で市街化してきて家を建てることを推進してきたわけで、それでやっぱり状況が違ってきていますので、これはよく検討いただきたいと思います。そこで、次に関連しますので言いますが、②です。

土佐山田町商店街の非地中化構造による無電柱化推進策を講じて、地震火災対策や交通安全対策、また、まちづくり施策として進めてはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

この無電柱化、電線共同溝整備等につきましては、国などからもアナウンスをいただいております。南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、電柱の倒壊により道路が塞がれるおそれなくなるなどの効果が見込めると考えておりますが、事業化には当市の予算だけではございませず、電力や通信事業者との調整、費用負担が必要となってまいります。商店街通りには歩道がなく、トランス等の地上機器を設置することで、かえって歩行者の歩くスペースを制限してしまったり、また、車道には上下水道管などの埋設物があるため、電線共同溝の設置は困難でございます。

今回、議員から御紹介いただきました、非地中化構造によります無電柱化、軒下配線や裏通り配線などを行うことによります幹線道路の無電柱化には、先ほどと同じく電力や通信事業者との調整に加えまして、住民の方々の合意を得ることが必須となってまいります。県及び近隣市町村の動向を注視しつつ、無電柱化に関する情報収集を今後図ってまいりますけれども、現時点での事業化は難しいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 先にも挙げましたが、土佐山田町中心街の果たす役割からして、これは研究が要ると思いますし、国土交通省四国整備局は、具体的に相談いただいたら協力すると言っています。この点は、副市長、御意見がありましたらどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 電柱の地中化についての御質問がございました。

私がもう入省した頃からずっとやっている施策でありまして、非常に時間がかかりま

す、コストもかかります。それに対してどれくらいの効果があるのかをよく見極めて、手をつけなければいけないのかなと考えております。

一方で、本市の中心市街地におきましては、先ほど防災対策課長からも御答弁申し上げましたけれども、地震時の出火源対策、火を出さないことがまず一つメインになってくると思います。先ほど感震ブレーカーの通電火災対策がございましたけれども、火元そのものを家の中に置かない、具体的に言うと裸火を置かないような工夫も必要になってくると思います。また、その後、火をもらわない、隣が火事になっても燃え移らないような住宅に、例えば、外装の改修ですとか、あるいは建て替えを進めていくといったことも重要になってくるかと思っております。こうしたことと、どれくらいその効果が出てくるのに時間がかかるか、コストがかかるかを見比べながら、対策を考える必要があると思っております。

改めて、昨年9月定例会議で御質問いただいた後、地域防災計画を読み返してみました。いろいろ修正すべき点があるなど思っております。また、対策の考え方として、それこそ私が入省した頃に提唱されたような、かなり大きな規模での対策ですね、大きな連担する市街地での対策がそのまま書かれているような箇所もありましたので、この辺りを少しじっくり見直しをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） タブレットに航空写真がありましたが、次の資料④です。これが、以前にも紹介しましたが、香美市に杉田ダム土地改良区の水が㊦から㊧まで来ています。土佐山田町の町なかにも㊨で来ているわけですね。それから、㊩のところから、今度は新改川からとっている鏡野井の水が来ています。町なかに水を運んでくる用水、先ほど紹介したとおり、田んぼをつくっていましたので、当然、そういう用水路がそのまま残っているわけですね。そのことも踏まえまして質問します。

③です。

局地的豪雨が頻繁になっています。これまでの都市排水機能では対応が困難になることが予想されます。この間、杉田ダム都市改良区の用水路が雨水を中心街に運んでくることを問題にしてきました。打開策を協議する時が来ているのではないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

杉田ダム土地改良区からの用水路から市街地に雨水が流入している現状を踏まえまして、これを解決するために、農業用水に放流する幹線の整備を検討してまいりました。しかし、南国市では道路冠水などが頻発しており、今の状況では土地改良区から同意を得ることは非常に困難です。本市では、浸水対策プロジェクト会議で引き続いて検討を行ってまいります。また、浦戸湾東部流域3市である南国市、高知市とも雨水対策について情報交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） お手元の資料④の中で、私が赤から黒に変えています、①から⑦、②、③、④です。ここは、現在、ほとんど利用されていません、用水は。①のところで、杉田から来る水は全部物部川に転倒堰等で落とせるようになっていまして、ぜひ、この黒いエリアの用水路について、廃止方向の協議ができないものなのか。もう農地として水が必要ないのに運んでいる状況は、雨が降ったら雨水を運びますので。杉田ダム土地改良区としても、農業用の利用者が減っている中で、この維持管理を含めて負担金も増えています。同時に、明治地域に行けば、この用水路が道より高いところを流れているんですね。市長、知っていますか、楠目病院から下りてきたところの。だから、そういう状況がありますので、そして、⑦まで持ってこられていますが、古町地域には排水路がないんです。ですから、全部上から来た水が古町にたまっていくわけですので、大変困っています。ぜひ、これは検討いただいて、まず話し合いをする必要があるんじゃないでしょうか、杉田ダム土地改良区と。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） 議員のおっしゃるとおり、明治地区、楠目地区の農地の利用が減ってきていることは把握しております。農地利用のさらなる詳細な状況についてはちょっと分かっておりませんので、そのことについては、杉田ダム土地改良区と情報交換しながら、今後の農業用水路の活用について意見交換を行っていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 次に関連しますので、④です。

先ほど言った関係等で、資料⑤です。これが、土佐山田町の上下水道課の資料ですけど、赤いところが物部川に排水をしている。赤いところ以外の北とか西は、全部、この青いほうの国分川、赤が物部川流域に落として、それ以外のところは国分川という。

そして、もう一つの資料⑥ですが、見ていただいたら分かる通り、こういう形になっています。今、新改川を通じて国分川に落としていますけど、国分川の広域農道のところに、今、南国市が開発して物流団地を造っています。サニーマートとかいろいろありますけど、あそこは、先ほど示した98年の豪雨のときには浸水しました。なぜかといえば、国分川の水位が高くなって、笠ノ川から流れてくる水が引き込んでくれずにつかってしまったんですね。そこに南国市は開発しています。それと同時に、国分寺があります。この国分寺は、紀貫之がここから船で出ったわけです。だから、もともこの地域は海やったわけですね。そして、3つの堰で、国分川の海からのバックウオーターを止める手だてを打っています。そういう状況の中で、同時に、物部川の水は全部西を向いて流れるように水系がなっています。上井、舟入、それから、用水路を全部含めて、田村堰の水も全部そうです。鏡川から東の水は全部浦戸湾に行きます。全部浦戸湾に集める水系になっています。ですから、このままいったら高知市がもたなくなります。

課長からもありましたが、先ほど広域農道が冠水しだしたと言っているでしょう。ということは、ここに書いてある広域農道そのものがつかったわけですので、今のこの香美市の排水計画では、もう南国市や高知市と合意形成することは大変難しいと思います。この水を国分川で排水していくことは難しい。だから、この排水量を増やすことができないという認識でいいんでしょうか、今のままでは。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

中央雨水幹線になりますが、中央雨水幹線は1時間当たり降雨強度77ミリに対応できるように、平成4年度から平成22年度まで整備を行っております。最大放水量は、旧土生川放流反対期成同盟会などと覚書を締結しているため、これ以上の拡充は困難となっております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） だから、私自身が思うのは、もうこの国分川への排水じゃなしに、浸透の話もありましたけど、この下に水が流れていますので、浸透させていくのも一つの手かもしれません。同時に、資料で赤い広域農道が走っています。この広域農道に、上井、中井も含めて香美市全体の水を、ずっと行ったら海まで行きますので、海までやるようなことも含めて、県にも入っていただいて、高知市、南国市と広域で、俯瞰的に見てどうしたらいいか議論する場が必要じゃないでしょうか。その総合的な議論する考えはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

先ほどの質問でも、意見交換、情報交換を行ってまいりたいと申しましたが、こちらについても、浦戸湾東部流域3市は下水の汚水でも連携を取っていますので、雨水についても、南国市、高知市、高知県ともに意見交換を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） このまま本当に対策しなければ、土佐山田町の町なかの家がつかり出す危険性を持っていることを、認識しなければならないと思っています。ぜひ、お願いします。

⑤です。

南海トラフ巨大地震による震災被害は広域になります、広範囲になってしまいます。ですから、今、能登半島等に行っております、応急対策職員派遣制度などの機能が困難になることが予想されます、広域ですのでなかなか難しい。そこで提案ですが、正規職員、会計年度任用職員、また、退職した職員の方々を含めて住家被害認定士の資格を取っていただいて、災害後、被災者の方々の人権と生活を再建する一翼を担ってもらうことはできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

昨年度までに19人の職員が住家被害認定士の資格を取得しています。今年度も税務収納課の職員に認定士研修を受講させ、有資格者の増員を図りたいと計画しております。

なお、将来的には有資格者の退職がありますので、災害発生時にその元職員等にどのような協力が得られるのかにつきましては、今後の検討課題であると認識しております。以上でございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） この認定士が一番最初に罹災証明を出すことで、大きなメリットがあります。市民、県民税の一部、もしくは全部の減免の問題や、国民年金保険料や後期高齢者保険料の減免とか、住宅ローンの減免、仮設住宅や公営住宅へ優先的に入れる問題とか、食事支給など、また、最高300万円の被災者生活再建支援策のお金ももらえるわけですので、本当に大事です。ぜひ、検討いただきたいと思います。

大きな3番目の質問に移ります。

空き家対策で、売却も利用も困難な空き家があります。無償で引き取ってくれる人を募り、所有者とマッチングさせる株式会社ジチタイアドの「アキソル」は、空き家の有効利用の視点からも調査研究する必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

御提案いただきました、ゼロ円物件マッチング、いわゆる「アキソル」のようなサービスの検討につきましては、有効であるかどうか、問題がないかどうか、まずは、事業の詳細について研究していきたいと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 人間が住むには衣食住が要ると言いますが、高度成長期にたくさん建てて、それが少子化も含めて県外に出ていくことで人口の偏在が起こったために、多くの空き家ができていますので、ぜひ、検討していただきたいと思います。

4番目です。

タブレットの資料⑦で、執行部からの資料もいただいていますので、含めて質問したいと思います。

ジェンダー平等からも、会計年度任用職員の労働条件改善は急務となっていると思います。会計年度任用職員の実態は深刻だと、その改善は本当に必要です。人権広報「あけぼの」第180号の「女性の人権を考える」で、女性の平均収入も男性より43.7%少ないこと、職場における男女の待遇の違いや性的嫌がらせの記述があり、男女共同参画の推進と男女平等の意識づくりを明記しています。今、放送されております、NHK連続テレビ小説「虎に翼」でも、女性の社会進出や男女平等、女性の地位向上な

どがクローズアップされており、戦後の社会問題として指摘されています。その点も踏まえてお聞きします。

①です。

正規職員が減らされ、会計年度任用職員に置き換えられて、その果たしている役割が大きくなっているんじゃないでしょうか。資料としても出してくださっていますが、職種別最高号給、給料月額、勤務日数、勤務時間数、1時間あたりに換算した額等の資料をありがとうございます。その根拠資料、現状を基に、女性の比率の高さからも、これを見たら女性が多いですね、多くないところもありますけど。低賃金、官製ワーキングプアの現状からも、また、ジェンダー平等からも処遇改善の必要性があると思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先ほど議員のおっしゃいましたとおり、資料はタブレットで御確認をお願いいたします。

内容につきましては、フルタイムとパートタイムで表を分けてございます。また、同一の職種で複数の職員がある場合には、号給や勤務時間、勤務日数の違いから、実際にお支払いしている給料月額には幅がございます。この資料のとおり、本市における会計年度任用職員の職種は多様でございます。多くの職員を雇用し、御活躍いただいております。

御質問の、会計年度任用職員の処遇改善につきましては、必要に応じ対応をしていますが、今後も引き続き国や近隣自治体の動向を踏まえ、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） ちょっと私の資料⑦⑧には、保育士と図書館の関係等を入れていますが、保育士を見たら最高でも19万1,800円でしょう、フルタイムで働いて。20万円に行かないんですね。最低賃金は高知県が952円ですので、これで本当に保育の関係も含めて継続性が担保できるのかがすごく心配ですし、図書館の関係等も書いていますが18万1,800円で、時給では千何ぼですけど、結局、勤務日数が少ないんですね。ですから、本当にこの方々の生活を考えて、継続性が担保できるかどうかすごく心配します。

国家公務員が1969年、約89万人おった中で、郵政民営化を含めて、現在はもう国家公務員が30万人になりました。国民、市民の共有財産として、公務公共体制の拡充が今ほど必要なきはないんじゃないでしょうか。能登半島の問題は議会でも質問がありましたが、あそこも大変職員が減らされていきました。特に、今の公務員の関係等は初任給が安いことと同時に、55歳から定期昇給がなくなる。昔は一定ありました。そ

ういう生涯設計としてありました。3号級と4号級では、生涯収入で一千数百万円の差額ができます。だから、それを考えたときに、公務員自身がこういう状況で正規職になっている中で、それ以上に、まだ安上がりの会計年度任用職員があるわけです。能登半島で一番少ないのが、合併後33.2%職員が減っている能登町になっています。こういう実態があります。ぜひ、男女平等、ジェンダー平等の実現、これは意識の問題ではなく、具体的な事実を解決しない限り、ずっと差別状態が続きますので、この改善をお願いしたいと思います。

②に移ります。

会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）の改正がされました。これですね（資料を示しながら説明）、総務省の総行公第49号で今年6月28日に。これで、継続任用できる期間を3年制限する3年公募規定が撤廃されましたが、本市としてどういう手だてを打っていくんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市における再度の任用につきましては、これまで原則2回として運用をしてまいりました。令和6年6月、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルにおきまして、同一の者について再度の任用を行う場合、連続2回を限度とするよう努めるものとする取扱いが廃止されました。このマニュアルの改正を受けて、今後の取組につきまして現時点で決定しているものではございませんが、引き続き国の方針や近隣自治体の動向を踏まえ、対応方法を確立していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 国の動向を言いますけど、これはペナルティーがかかるんですか、香美市が香美市として独自の運用した場合に。かからないと思うんですよ。ですから、先ほど言ったように、人を大事にしていくのを継続していかないと、いい人材が担保できませんよということです。主要な政策の成果説明書でも、保育の関係では充実した保育サービスを提供するために保育士の確保と。保育士の確保ができないから、今、土曜日は毎月、どうしても預けんといかんかねと聞かんといかんようになっているじゃないですか。また、図書館の問題でも、今、来訪者の数が増加して、今回の補正予算で図書館共通利用カードを1万枚刷って拡大しなければ、間に合わなくなっている状況です。香美市として魅力のところをやっているわけですので、そこはちゃんと手だてを打つことが必要だと思います。人材確保をお願いしたいと思います。香美市の魅力を支え、保育サービスや図書館機能を充実させるための人材の継続性を担保する処遇改善、運用が求められています。やっぱり3年で切られることに本当に不安を感じていましたので、この機会に会計年度任用職員に対してもちゃんと伝えていただいて、その辺の改善をお願いしたいと思います。

この点で、ぜひ、市長にもちよっとお聞きしたいですが、雇用の考え方、労務方針なんです。人として魅力、能力を生かせるというためには、ちゃんとそのことを担保していただかないと、ぷちぷち切られてしまったらできないのではないのでしょうか。この間ずっと、先ほども言いましたが、国家公務員も含めて公務員はずっと安ければいい、全体的に日本の社会は安ければいいという方向に流れてきました。その結果、必要な方々の人材の安売りがいいみたいになってしまう。ここを考えないといけませんし、逆に、公務員の方々がこの香美市の経済に大きな影響を与えています。ですから、労働条件は本当にその辺で考える必要があると思いますかどうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、先ほど課長から御答弁いただきましたとおり、制度改正によりこれからどうしていくか、方針につきましてはこれから検討していきたいと思えます。

私自身の考え方につきましては、会計年度任用職員の処遇改善もさせていただいておりますし、また、正職員と会計年度任用職員が一体となって香美市役所を運営していきたいと思っております。人を大事にする形で市役所を運営してまいりたいと考えておりますので、先ほど御答弁させていただいたとおり、いろんな状況を見ながら、また、お金のことに関しましては、財政の観点から香美市としてどれだけ処遇改善に取り組めるのか、人員体制をどこまで増やしていけるのか、長期的な展望も持ちながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 5番目に移ります。

次世代通信設備導入事業等を活用してテレビ電話（IP告知端末）のサービスの導入について、まちづくりや健康推進・介護予防の視点からも研究する必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

次世代通信設備導入事業におけるテレビ電話サービスの導入が、まちづくりや健康推進・介護予防の視点からも、研究が求められていることについてですけれども、まず、次世代通信設備導入は、地域社会における情報通信インフラの強化を図るものでありまして、特に、テレビ電話サービスは、住民同士のコミュニケーションを促進し、孤立感の軽減に寄与するものと期待されております。これにより、高齢者や障害のある方が、自宅にいながらも医療機関や介護サービスと連携しやすくなる環境が整備されることにつながっております。

まちづくりの観点からは、テレビ電話サービスを活用することで、地域住民が参加するオンラインイベントなどを開催することが可能となりますので、これにより地域のつながりを深めることができるようになります。また、地域の特性を生かした情報発信や、

交流の場を提供することもできますので、地域活性化にもつながるのではないかと考えられます。

健康推進の視点では、テレビ電話サービスを通じて健康相談やリモート診断を行いやすくなりますし、特に、高齢者や慢性疾患を抱える方々にとって、自宅で医療サービスを受けられることは大きな利点です。定期的な健康チェックや生活習慣改善に向けたアドバイスを受けることで、健康維持・増進につながります。さらに、介護予防の観点からも、介護予防プログラムやリハビリテーションをオンラインで提供することができますので、高齢者が自宅で安全に活動できる環境を整えることもできます。

このように、次世代通信機器の導入事業におけるテレビ電話サービスは、まちづくりや健康推進・介護予防の各分野において多くの可能性を秘めておりますので、今後は、これらの視点を踏まえ研究を進めたいと、そして、住民のニーズに合ったサービスの提供を目指したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 国から半分の補助金が来ます。そして、残りの半分についても交付税措置がされます。これは有利な手だてになりますので、ぜひ、検討いただきたいし、特に、物部町、香北町、繁藤地域といった中山間の方々を含めて、先ほど課長からありましたが、生かせると思いますので、研究をお願いしたいと思います。

②です。

光ファイバー網を生かす取組の研究はされているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 光ファイバー網を活用する取組については、地域のデジタルインフラ整備や維持において、非常に重要な役割を果たしております。デジタル田園都市国家インフラ整備計画では、全国的な世帯カバー率99.9%を目指している中で、香美市は99.93%と目標を達成しております。このことから、光ファイバー網を最大限に活用する取組はとても重要かと思っておりますので、多様なニーズに応える柔軟性のあるデジタルインフラを発展するように、これから研究していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 私たち議会としても、事業を進めることはやってきたんですが、進めてどう生かすかの提案がなかったかと思っております。それは申し訳ないと思っておりますが、インフラ整備には多額の費用がかかっていますので、これをどう生かすか、特に、センサー機能、見守りとかも含めて、あるところでは水道の検針によって見守りにデータを使っているところもあります。それから同時に、流量、温度、ひずみ、磁気とかを使ったセンサーで生かしているところもありますので、ぜひ、研究いただきたいと思っております。

県も香美市に合った方向へ協力していくということで、一律に何かせえと押しつける

D X の方向ではないと。身の丈に合ったものをしていかないと、結局、よう生かさん
ことになりますので、お願いします。

6 番目です。

公共事業における適正労賃の確保が求められています。2025 年等施行で建設業法
等改正の動きを正確に把握して、それを生かすことが必要じゃないでしょうか。また、
高知市公共調達条例もぜひ参考にすべきじゃないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） お答えします。

今回の建設業法等の一体改正につきましては、インフラ整備の担い手であり、地域の
守り手である建設業等が、その役割を果たし続けられるように、労働者の処遇改善、資
材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性向上等といった課題の解消
に取り組むためのものと認識しております。労務費の確保等が一定見込まれる反面、実
際にその内容が労働者へ反映されるのかどうかといった懸念もございます。市としまし
ては、さらなる情報収集等によりまして、内容を十分に把握するとともに、建設業等の
実態把握に努めることとしまして、高知市を含めた他自治体の例も参考にし、今回の法
改正への対応等について研究してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12 番、笹岡優君。

○12 番（笹岡優君） 目的は、先ほども言ったように、建設業で働く方々が本当に
いなくなっていることで処遇改善の問題が言われています。ただ、労働者の処遇改善は、
資材高騰により労務賃に回さないとか幾つかあるんですけど、やっぱり都市部と田舎の
違いがありますので、よく研究してやっていかないと、なぜかと言えば、J V で行った
ときには、5 対 5 でも実際の中身は 7 対 3 になってしまって、下請じゃないけどどうし
ても切り詰められることもありますので、そこら辺の公平さを担保していかなければ守
れないと思いますし、公共事業をやるときには、ちゃんとした労賃を価格の中に入れな
いとおかしいわけですけど、それがちゃんと保証されるのか。年間を通じて建設業界に
も仕事があるわけではなく、そこは地方建設業界の厳しさもあるわけですので、そこを
よくつかむ必要があると思います。

それでは、7 番目に移りたいと思います。

今、兵庫県知事の言動に対する公益通報者保護の在り方が問題となっています。20
22 年に改正施行された、公益通報者保護法の本市での運用体制はどうなっていますで
しょうか。また、この制度の周知徹底への取組はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

令和 4 年に改正施行されました公益通報者保護法において、従業員 300 人を超える
大企業に対し、内部公益通報体制の整備などが義務づけられました。本市におきまして

は、平成30年12月に香美市職員等からの内部通報に関する要綱が、また、平成31年2月に香美市外部の労働者からの公益通報に関する要綱を定めています。

本市での運用体制と周知徹底の取組はどの御質問ですが、要綱の策定から現在まで、当該要綱で対応する事案は発生しておりませんが、なお、周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 香美市の要綱を見ますと、公益通報者保護法の中で、通報対象事実というのがありまして、法令に違反し、または違反するおそれのある事実、市民の生命、身体または財産に重大な影響を与えるおそれのある事実、その他本市の事務事業に係る行為により、市民の公益を害するおそれのある事実が、公益通報の3つの柱になっています。それに基づいてやるわけですね。香美市外部の労働者からの公益通報に関する要綱もつくっています。香美市がいろんな公共事業やっているとか、指定管理をやっているとかも全部入ってくるわけですけど、300人以上の従業員がおるところはあんまりないと思いますが、そういう認識でいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） そのとおりだと思っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 今回の公益通報者保護法には、事業者の体制整備義務化も入っているんですね。ですから、その体制整備を香美市でしたら香美市の中で体制的にどうしていくのか、具体的な事例がなかったということですけど、今後、その体制づくりが必要じゃないかなと。第三者機関をつくるのかも含めて、そこら辺は何か構想があるんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 先ほど申し上げましたとおり、今までにその事案がなかったものですから、今回、質問いただいた令和4年の改正を踏まえて、必要な内部の仕組みであったりといったところは、再度、検討したいと思っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 事業者の内部通報担当者に守秘義務がかかっています。この担当者は、香美市の場合は誰になるのか、総務課長になるんでしょうか。ちょっとそこはどういう判断なのか。そして、今後、この改正のポイント4番目に、保護される通報対象事実の範囲の拡大もあるわけですので、今後、拡大していくことも、先ほど読み上げた要綱の内容にも書いていますので、拡大もしていく方向なのか。通報対象事実の対象を先ほど3つ挙げました、その3つ以外にも広げていくことになるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

明確にちょっとお答えできないところもございますが、その通報対象事実の拡大は、

現在、お答えできる用意をしてございません。担当者というところで言いますと、公益通報、または相談に係る法令等を所管する課とされておりますので、具体的には総務課ではないかと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） どうもありがとうございました。これで全ての質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 笹岡優君の質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

（午前 11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行します。

次に、4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 4番、子どもと町を楽しくする会の西村剛治です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式にて質問させていただきます。アイデア型のまちづくりで、私たちの暮らす香美市を子供たちが笑顔で育つまち、若い世代が暮らしたくなるまちにしていくことを目標に掲げ、コミュニケーションを大切に、真摯に取り組んでいく所存でおりますので、本日もどうか前向きな御答弁をいただきますよう、よろしく願いいたします。

大きな1番、避難所運営と猛暑対策の強化、（1）避難所運営についてです。

元日の能登半島地震発生を受けて、本年度の耐震改修申込件数が増加しており、また、8月8日に日向灘で発生した地震により、初めて南海トラフ地震臨時情報の巨大地震注意が発表されたことにより、行政も含め住民も自然災害や防災に対する意識が大きく高まっているのを感じます。いつ発生するか分からない自然災害に備える防災という取組には正解がないと言われておりますが、大災害が発生したときに答え合わせをすればいいものでは決してありません。これまでにあった大小様々な災害の経験から多くを学び、次の災害に備えていく、防災の取組とはそうやって確実にアップグレードされていかなければなりません。

①です。

先日の台風10号の接近では、市内で4か所の公設避難所が開設されました。それぞれの避難所の避難者数、また、その避難所運営責任者は誰であったのか、お答えください。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 避難所運営は、災害対策本部の組織の中では市民生活部の避難所対応班が担当し、市長部局の市民保険課保険班が担っています。

避難者数は、30日午後8時30分の時点で、中央公民館が6人、6世帯、基幹集落センターは7人、7世帯、奥物部ふれあいプラザは9人、7世帯で、繁藤老人憩いの家は避難者がいませんでした。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 避難所に関しては、実際にそこを開設した身近な人が本来の設置責任者、管理責任者になるべきだと思っております。多少役割分担されている上でのことだと思いますけれども、責任者を明確にすることは、後々の情報共有とか問題意識の醸成という部分にも影響してきますので、責任者を置くという意識を少し持っていたらと思っております。

②です。

先日の台風10号の際に、市内3か所の避難所を回らせていただきました。実際に回ってみた率直な感想としては、避難所間でかなり運営状況や提供、設置されている備品に差があるものなのだなと感じました。今回設置された4施設の運営や提供品の状況は、防災対策課でもしっかり把握できているのか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

資料を付けていますけれども、今回、ちょっと全体の把握をさせてもらいました。その中では、基幹集落センターで利用されていないものがあつたことを初めて把握することができました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 質問通告に対して資料を提出していただきありがとうございました。ちょっと自分のは落書きがいっぱいされていて、ちょっと見にくくなっているんですけど、こうやって一覧で見比べてみると、やはり第一印象で感じたように、施設間で相当差が出ている状況が分かりました。

当然、施設の規模や避難者数、避難所として開放した部屋がそれぞれ異なるので、単純比較ができない部分もあると思っておりますけれども、例えば、備蓄食品はないけど避難所であるのも不思議な話でありますし、避難者が少なかったからしなかったとか、要望がなかったので出さなかったという対応については、正直適切ではないようにも思います。少なくとも、市が避難所開設を決定した段階で、準備する内容は標準化されており、誰が対応しても一定の快適性が確保できるようなマニュアルが、用意されていることが望ましいと思われまます。

③です。

市は、避難者に対し、水、食料の持参をお願いしております。これ自体は、避難所を適切に運営していく基本的な考え方として、必要なアナウンスだと認識しております。しかし、冷静に考えてみると、例えば、判断が遅れ、急な避難になった方や、自力で準

備や避難ができない方、そして、今回もそうでしたが、災害の進行に見通しが立たず、長期間の避難を強いることになる場合などは、実施に疑問点が湧いてまいります。そのような方がいる場合、水と食料はどうするのかと尋ねたところ、近くにお店があるので自分で買ってもらいますとか、持参がルールなので備蓄は提供しない、また、電気ポットは飲み残しやごみの問題があって難しいというようなことを言われて、非常に驚きました。まず、避難所周辺の買物事情にはかなり差があります。そもそも避難所が開設されるような自然災害の脅威が迫っている最中に、買物に行くことを行政が念頭に置いて避難所を開設しているのは、いかがなものかと感じます。

実際に避難された方に話を伺ってみますと、しっかりおにぎりや水筒を持参されている方が多かったです。ただ、夏季ですので、当然、食中毒の発生、我慢や周囲へ遠慮することによる水分不足で熱中症になる懸念があります。一方で、カップ麺やインスタント食品でしたら、軽量であり、気軽にかばんに積み込め、すぐに避難行動を取れる方もいるのかと思います。避難所への電気ポットや小型冷蔵庫の設置、また、給湯室の開放、希望者への水や食品など備蓄品の提供、避難所運営の必要最低限の取組として一律化できないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 備蓄している飲料水や食料は、災害発生後の避難生活に対応するためのものであるため、発災前の段階から供給することはできません。これまでにも、非常持ち出し袋の準備等を広報紙などで啓発していますが、風水害時は短期的な避難がほとんどなので、ペットボトルの水、パンやお菓子など、簡単な軽食を御持参いただければと思います。

避難所の電気ポットや冷蔵庫、給湯室などの設備の利用については、今回、避難所によってルールがまちまちであったことが判明したため、全ての避難所で利用できるように調整しました。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 電気ポット、非常に対応していただけてうれしいです。今回の避難は発災前という位置づけになるのは、ちょっと不思議な感じもしますが、なるほどと思います。

④です。

日常と違う不慣れな場所で不安を抱えて過ごす避難者にとって、テレビからの情報や音楽は気持ちの支えとなり、避難生活の中でとても大きな意味を持つと考えられます。大人数の避難が予想される避難所には、テレビが見られるように整備していくことはできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 基幹集落センターでは、コロナ対策時から人の密集を避けるため、テレビは設置していませんでした。今後は、和室にあるテレビを利用す

ることとなります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 大人数が避難するところなので、例えば、体育館なども想定していく必要もあるのではないかと思います。また検討をお願いします。

今回訪問した中では、特に、物部地区の避難所運営がすばらしかったと感じました。パーティションやマットといった配備されている備品を積極的に活用し、テレビや冷蔵庫、ポット等も避難所運営に必要な物として、これまでに補正予算を組んでいただき、少しずつ購入していったような話を聞きました。避難所運営を考えるときには、できるだけ避難者の快適性に配慮する視点を持って改善していくことが重要です。こういったよい事例がありますので、ぜひ、香美市全体の避難所運営のアップデートにつなげていただきたいと思います。

⑤です。

一方で、高齢者からは、避難について、迷惑をかけてしまう、自分だけだと申し訳ない、どんな環境か分からないから心配といった、避難行動をためらう心理をよく聞きます。避難行動のハードルを下げるためには、避難者へのアンケートを実施し、行政内で改善点と課題の共有が行われることが重要です。避難所閉所後の庁内での情報共有や、各防災会などへの避難所運営のフィードバックはできているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 避難者へのアンケートは実施しておりませんが、担当した職員が聞き取った個別の希望や、避難所での対応の統一など、職員間での課題共有をしてみたいと思います。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） できるだけ、避難所を閉じてすぐに意見交換をするのがいいと聞いておりますので、お忙しいと思いますが、貴重な体験を次につなげるために実施していただきたいと思います。

⑥です。

大規模災害発生時には、小・中学校の体育館が避難者の受入れ場所に定められております。しかし、多数の避難者の利用が想定されている拠点施設であっても、エアコン設置がされていない場合、特に、今夏のように猛暑が続く中では、そこは避難所としてふさわしくない場所であるという有識者の意見があります。加えて、猛暑日が増加する中で、今後は、子供たちの授業が体育館で行われることや、部活動を実施することも増えてくると予想されます。

これまで、教室へのエアコン設置はおおむね完了しているものと認識しておりますが、香美市内小・中学校の体育館等へのエアコン設置状況及び今後の設置計画はどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 小・中学校と、避難所となる体育館は、エアコンが設置されておられません。今年のような猛暑での避難を考えると、避難所の環境整備は重要と考えています。国の補助制度活用などを検討してまいります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 近年、夏の暑さが厳しさを増しております。そして、全国的に学校体育館へのエアコン設置が進んでおります。導入事例はたくさんありますが、一つ紹介させていただきますと、栃木県小山市では、授業や部活動での利用だけではなく、災害時の避難所としての活用を見越し、本年度、市内にある小・中学校25校の体育館全てにエアコン設置を決めたそうです。導入には、早急な熱中症対策が必要だと、教育委員会が決断したということではありますが、重要なのは、一斉に設置を進めるためにリース方式を採用した点であります。結果、コストダウンも実現し、今年の夏までに設置が終わるといふ計画のようです。

当然、災害時でも利用しなければならないわけですが、電源として活用できる電源自立型のガスヒートポンプ式を選択し、財源は国の緊急防災・減災事業債を利用して実施したそうです。香美市も、ぜひ、研究と早期の導入をお願いいたします。

（2）です。猛暑対策とクーリングシェルターの設置についてです。

猛暑が続き、熱中症警戒アラートが連日発せられている中で、さらなるクーリングシェルターの普及と認知度向上は、市民の暮らし、命を守る意味でも、重要な取組であると感じます。

①です。

クーリングシェルターには設置要件といったものがあるのか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

改正気候変動適応法によりまして、クーリングシェルターに必ず備えるべき最低限の基準として、適切な冷房施設があることと、地域や指定暑熱避難施設の状況に応じて適切に滞在できる空間があることとなっております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） そういう法律に基づいて設置されているものだというのを初めて知りました。

②です。

香美市内のクーリングシェルターの数は、ほかの市町村の取組に比べてまだまだ少ないように感じております。民間業者への参加呼びかけなど、新規開拓はどのように行われているのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

今年5月に、香美市の商工会でクーリングシェルターの協力依頼をさせてもらいました。去年はちょっと時間が少なくてそこまで調整できませんでしたが、商工会から加盟店にクーリングシェルターのチラシを配布していただいています。その後、協力していただけるという回答をいただいた事業所には、健康推進課から職員が直接協力を依頼しに行きまして、新たに今回ホームページにも増えておりますけれども、新たに2つの事業者で3か所のクーリングシェルターの協定を結ばせていただきました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 他市の取組をいろいろ見てみたんですけども、民間でしたら、例えば、薬局、また、老人ケア施設などが多かったような印象です。また、香美市の場合ですと、民間はもちろんですけども、行政的な施設、例えば、集落活動センターや健康センターセレネ、地域のコミュニティセンターなども、十分クーリングシェルターになれるのではないかと考えております。5月に、商工会を利用してお声がけいただいたということでもありますけれども、来年度に向けて、年間を通して参加のPRをしていっていただけたらなと考えております。

③です。クーリングシェルターのPRについてです。

資料①を御覧ください。左が、香美市のクーリングシェルター紹介のホームページで、右にあるのが、クーリングシェルターの目印となるのぼり旗と貼り紙の写真になります。先日、ホームページに掲載されている利用可能施設について、施設の利用可能時間を記載したらどうでしょうかと窓口で相談させていただいたところ、すぐに対応していただきました。ありがとうございます。現在のPR手段は、香美市ホームページと香美市広報での案内、あとはこの目印の旗になると思います。

ただ、認知度をこれから上げていく、利用促進のためには、もう少し分かりやすい情報発信が必要であると感じます。特に、入り口に立つのぼり旗は大変目立ちます。現在ののぼり旗は熱中症予防のものであり、クーリングシェルター用ではないので、シンプルにクーリングシェルターと太字ではっきり書いて、もうぱっと見たらクーリングシェルターがここにある、入っていいんだというのが分かりやすい、専用ののぼりは作れないかなと考えておるのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

本当に、こののぼり旗が意外と目立たなくて、それもちょっと検討事項かなと考えていますし、クーリングシェルターである表示ですけども、分かりやすいような啓発、また、ぱっと見て分かるようなのぼり旗とかも、ちょっと今後検討していきたいなとは思っております。ありがとうございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ほかの自治体でも、頑張っているいろんな面白い取組をしております。

ますし、参考になるかと思しますので、また見ていただけたらと思います。

④に移ります。

香美市では、夏の間、市内各地で大小様々なお祭りやイベントが開催されております。多くの市民が交流を楽しまれておりますが、加えて、学校行事やスポーツ大会など、夏に屋外でするイベントもとても多いです。それらで、熱中症対策効果があるミストシャワーの設置、貸出しを望む声がよく聞かれました。

資料②です。これはレンタル用品になりますが、ミストシャワーには電源やホースの有無によって様々なタイプがあります。市のイベント貸出品の中に、熱中症対策効果のあるミストシャワーを加えてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

資料②にもございますけれども、いろんなタイプの物がございます。機器の価格、大きさ、置き場所などもありますので、いろんな情報を収集の上、地域イベントへの貸出しを念頭に、検討したいと考えています。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 非常に貸し出しすると喜ばれると思しますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

大きな2番に移ります。教育長人事に関連する問題です。

5月21日の臨時会議における教育長人事否決から、3か月以上が経過しております。しかし、いまだに具体的な人選に至ったという話は聞こえてきません。これは、教育行政の長である教育長が長期間不在になることが異常事態であるという認識が、明らかに不足しているのではないかと感じます。教育長不在の早期解決を望む市民に対し、また、本日、傍聴、ネット配信を見ている市民に対し、この場で解決の道筋が示されることを望み、以下問います。

①です。

6月定例会議では、人事案提出は7月以降であると述べられましたが、この9月定例会議にも新たな人事案は提出されておられません。いつ提出されるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 全くの未定でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 3か月以上たって、全くの未定というのは怠慢ではないでしょうか。

②です。

8月7日に開催された市長と教育委員の3回目の話し合いは、候補者を白紙にして、落ち着いた環境で話し合うために、非公開で実施されたと聞きました。実際に、具体的な

候補者を双方が持ち寄って、落ち着いた話し合いはできたのでしょうか。

まず、教育長職務代理者にお伺いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

8月7日の市長と教育委員との第3回目の話し合いにつきましては、山本市議会議長立会いのもとに行われました。しかしながら、当初から別件の話が出されまして、なかなか教育長人事の話し合いにまでは至りませんでしたけれども、最終的には、市長が県教育委員会に行って相談をしていくこととなり、話し合いは終了いたしました。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 別件の話ですか。

市長も答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） できておりません。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ③です。

市長の提案説明によると、話し合いの成果として、新たな教育長は、第2期香美市教育振興基本計画を推進できる方で合意したとなっております。しかし、恐らくこれを読んだほとんどの方が、いや、いや、それはそうでしょうとなったのではないかと思います。言うまでもなく、教育振興基本計画の推進は教育長に課せられる至極当然の職務であって、人選の要件たるものではないからです。これまで、市長と教育委員の間で、教育長の人選について意見の対立があったのは周知の事実でありますけれども、3か月以上の時間を費やしている中、新たな教育長人事を進めていく具体的な選考基準が、そろそろできていないとまずいと思うのです。具体的な人事の選考基準で合意はされているのでしょうか、市長、お願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 第2期香美市教育振興基本計画を推進できる方という合意が得られたことは、私にとりまして大きな一歩であると認識しております。具体的な選考基準はございませんが、教育委員の皆様は御納得いただける方が大前提であると考えております。

また、教育委員の皆様は、義務教育に特化した教育長像を望んでおられますが、教育振興基本計画は学園都市構想を打ち出しており、幅広い知識と経験が必要であると私は考えています。まずは、教育委員の皆様が考える学園都市構想とはどういったものなのか、そして、それを実現できる教育長が満たすべき要件とは具体的にどんなことなのか、次の回でさらにお話をお伺いしたいと思っております。このことが、教育委員の皆様との溝を埋める大きなヒントになると考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 僕は非常に具体的な要件であると感じておりますし、これをテーブルの上に並べてしっかり議論していただけたら、いい人選ができるのではないかと感じております。

同じく、教育長職務代理者にもお伺いします。教育委員として、人選についてはいろいろ思うところがあるかと思えますけれども、決めていくためには共通認識が必要であると思えます。どのような状況でしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

人選を進めていく上での選考基準につきましては、先ほど市長がおっしゃったとおり、話し合ってはおりません。むしろ、適切な方の名前を挙げて意見を交わし、決定していただく必要があると私どもは考えております。もし、市長がよろしければ、香美市の教育長としてふさわしい方を、速やかに市長にお知らせしたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 具体的に名前を挙げていくことも必要ですし、そもそもどのようにして決めていくかというプロセスの合意をしていくためには、あらゆるものを1回出し切った状態で話をしていただきたいと強く願います。

④です。

市長の提案説明では、先ほども出ましたけれども、合意事項の一つとして、教育長の適任者がいないかどうか、県の教育委員会に相談すると述べられておりますが、私は、これには正直違和感を感じております。

市長に2点お伺いします。まず、1点目です。市長は、市外部から教育長を呼びたいようなお考えを持たれているのか。2点目は、香美市の中には優れた教育経験者が多数いると思えます。先ほど教育長職務代理者がおっしゃったように、教育委員会のパイプ、人脈を活用すべきであると思うのですが、それをなさらないのはなぜか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 教育長の適任者につきましては、教育委員の皆様が言われるような、香美市出身に限定することは考えておりません。教育委員の皆様とふさわしい人物像の合意ができましたら、市の教育委員会のパイプ、人脈からも候補者として検討させていただきたいと思えます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 先ほど宮地教育長職務代理者もおっしゃったように、人選のお手伝いをする 것도できるということですので、ぜひ、ちょっとお互いに気持ちを譲り合って、一旦、この人選に手をつけてみるのも重要なのではないかなと思えます。

⑤です。

市の教育委員会は、県の教育委員会とは明確に役割が分担されている独立した組織で

あります。普通に考えますと、それぞれの人事に影響を与えるようなことはできないのではないかと考えます。とはいえ、市長の提案説明によりますと、8月13日に教育委員会を訪れ説明したとなっております。県教育委員会のどの部署に御相談をなさっているのか、また、県教育委員及び長岡教育長からは、教育長候補紹介の件について、御了承をいただいているということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、前提としまして、県の教育委員会に御相談することは、教育委員の皆様からも御了承をいただいております。県教育委員会の窓口は明確に決まっているわけではありませんが、先日、お伺いした際に対応していただいたのは、長岡教育長、小笠原次長、そして、文部科学省から出向されている鈴木参事兼教育政策課長でした。議員の御指摘のように、香美市教育長の提案権は市長である私にあるため、私が責任を持って人選し、教育委員の御了承をいただいて、市議会に提案させていただきたいと考えております。

高知県教育委員会は、市の教育長人事に介入することはできないという認識であり、私もそのとおりであると考えております。一方で、私と教育委員の皆様との教育長としてふさわしい人物像につきましては大きな溝があり、埋め難いのが私の偽らざる認識です。県教育委員会には、大所高所からこの溝を埋めるためのアドバイスをいただければと思っております。また、人事には介入できないということですが、教育長にふさわしい方について、広く情報提供をいただくことは可能であると私は認識しておりますので、情報提供もいただけるのであれば、私が人選する際の参考にさせていただきます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 一つ確認ですけれども、これは市として正式な申入れというか、依頼をしていることになるのでしょうか。それとも、依光市長が個人的なつながりの中で個人的に相談していることになるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほども御答弁させていただいたとおり、教育委員と話し合った上で県の教育委員会に御相談しておりますので、私としては公式に御相談をしたと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑥に移ります。

市長提案によりますと、前教育長へのパワハラ問題は、教育委員の1人が法務局に相談して、ヒアリング調査の段取りをしてもらうことで合意したと、3つ目の合意だったと思いますが、説明がありました。ちょっと自分がえっと思ったのは、これは、8月7日のクローズの教育長人事について話し合った場で、先ほど教育長職務代理者が言われたような別件に当たるのかは分かりませんが、その場で、この個別案件であるハラズメント事案について協議を行った。そして、教育委員全員が法務局に相談することを

合意していることになるのか、この点に間違いはないか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 教育委員の皆様とお話をした後に法務局の話が出ましたので、間違いございません。ハラスメント問題を解決するため、教育委員の皆様にも事実の調査をすることを御了承いただいたという意味で、合意という表現をさせていただきました。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 話合いの中で、法務局へ相談することに合意できているという点で間違いはないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） そのとおりでございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 分かりました。

一点、ちょっとこれはまた後ほど触れますけれども、私は、教育長人事の話をする場で、このハラスメント事案がなぜ毎回混ざるのかが不思議でなりません。人事の問題と、個別事案であるハラスメント事案は、きれいに区別して話をしなければなかなか進まないと思います。

⑦です。

市長提案では、今後、教育委員の皆様の御了承をいただきと述べられておりますが、これから議会へ人事案を提出する際には、新たな教育長人事案は教育委員の了承を得た上で提出されることに間違いはないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 間違いございません。この点は、他県も含めた自治体の長から不思議がられる点でもあり、全国ニュースとして取り上げられる理由でもあると思っておりますが、香美市の慣例ということもあり、そのようにさせていただきます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 了承を得るということですので、よろしく願いいたします。

⑧です。

同じく、市長の提案説明では、その後、速やかに市議会でお諮りいただくと述べておりますけれども、冒頭で質問したように、全く提出の時期は未定であるような状況であり、これまでと同様に見通しが一切示されないままでは、教育現場はもちろん市民の間でも困惑が広がっていくばかりです。自らの責任で提出期限を示すべきではないかと思っております。教育長不在はこれ以上先送りできない問題であり、最優先で解決させるという決意を、ぜひ、市民に向けて述べていただきたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 教育長の人事議案を提出する時期につきましては、教育委

員の皆様の御了承がいつ得られるかによりますので、この場で提出期限を示すことはお許しいただければと思います。

私としましては、丁寧に教育委員の皆様と話し合いを重ねつつ、最優先で取り組んでいるつもりですが、なかなか話し合いそのものの頻度が上がらず、残念に思っております。7月3日の会の後には、すぐに次の協議をさせていただきたいと思い、夜の時間帯も含め、日程調整をお願いしました。また、私のスケジュールにつきましても、動かせる予定は動かしませんとお伝えしましたが、お話しできたのは1か月後の8月7日でした。

今後は、4人の教育委員の皆様が全員おそろいにならなくても、参加できる方とお話しさせていただくことなどにより、少しでも話し合いの頻度を上げていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。市民の側から見ると、月1定例会とある人がおっしゃっていましたが、わざわざそんなような縛りをつくる必要もともとあるわけではないし、そもそも毎日でもやって早く解決してほしいのが本来の願いであります。頻度を上げるには双方の努力が必要ですがけれども、ぜひ、お願いしたいと思います。

⑨です。

教育長不在が長引くことで心配になるのが、教育長の代わりに業務をされている教育長職務代理者と教育次長の負担過多であります。この2人は、香美市教育長職務代理に関する規則に基づき、業務を適宜分担して対応していただけていると思いますが、何分、代理という制限のある中で、日々の業務に大変な御苦勞をなされているのではないかと考えております。現状で、教育行政の運営に支障や問題は出ていないのか、率直にお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） 御承知のとおり、教育長職務代理者は非常勤となっております。しかし、教育行政に支障を来さないためには、フルタイムでなくても、予算執行の決裁や学校等の諸問題への対応、関係機関との連絡調整など、ほぼ毎日遅らせてはいけない仕事がございます。このため教育長職務代理者という私の立場を理解した上で、ここにいる教育次長をはじめ、教育委員会の事務局職員の皆様には本当に頑張ってくださいとお願いして、その御努力に心から感謝しています。同時に、職務遂行に当たりましても、絶えず3人の教育委員の皆様にも御相談申し上げ、教育行政に支障を来すことのないよう精いっぱい努力しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑩です。

2学期に入り、教育委員会内では次年度の教職員人事、配置について、県との折衝が始まっている時期ではないかと思っております。県教育委員会や学校現場との交渉や調整を同

時進行で行うのには、大変な労力が必要であり、香美市の教育現場の現状や教育課題をよく理解した人でなければできない、大きな責任を伴う業務であると聞いております。今の話でいくと、なかなか教育長が決まりませんので、このまま教育長不在が長引けば、教育長職務代理者がその重責を担うことになるのかと思いますが、そのような認識で大丈夫でしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） 県教育委員会が実施します、令和7年度教職員人事についてのお尋ねですけれども、9月からスタートいたしまして、約半年をかけて異動作業を行うことになっております。教育長が不在のままですと、教育委員会の指揮・指導のもとで、教育長職務代理者と人事担当者が異動の事務を行うこととなります。以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） もうスタートしていることではありますけれども、半年をかけて非常勤でこなしていただくということで、大変心苦しい部分ではありますけれども、香美市の子供たちの未来を左右する大切で重要な人事でありますので、新しい教育長が決まるまで、どうぞよろしくお願いいたします。

⑪です。

再び、市長の提案説明についてお伺いします。市長は、組織再編についても述べられております。具体的な検討はこれからとされておりますが、教育部局については、組織の長である教育長が不在の状況であり、適切な議論ができない点から、現段階で教育部局を再編の俎上に載せることは避けなければならないと考えます。こういった状況を生んでいるのは、市長にも一因がありますので、非常に慎重になっていただきたいですけれども、市長のお考えとして、教育部局の再編も現在検討しているのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員が御指摘のとおり、教育長不在の中で、教育委員会を含めた組織再編は難しいと考えております。新たな教育長には、教育委員会の組織にも知見がある、幅広い知識と経験を持つ方がふさわしいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 安心いたしました。

⑫に移ります。

これは以前から気になっていたものですが、前教育長の任期が切れて不在となりました。そして、直ちに教育長職務代理者が任命されたわけですが、実は、教育長職務代理者の給与が定められていないまま、今日に至っております。

資料③を御覧ください。これは、県内、また、県外の自治体も含め、幾つかの自治体の教育長職務代理者の報酬と、それを定める条例をまとめたものです。こうやって見ま

すと、県内では高知市だけが定めているのが分かります。高知市も、過去に教育長が不在となったことがありますして、教育長職務代理者を任命するのに合わせて、報酬も決めたということです。本来であれば、香美市もこのようにしなければならなかったと思います。現在、教育委員の報酬のみで業務をしていただいていることとなります。早急に決められるべきことであると思います。どのように対応するか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 教育長不在が長期化することも見越して、議会最終日に提案させていただきます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 一つ気になるのが、こうやって見ていただくと分かるんですけども、教育長職務代理者の報酬は、そもそも教育長が長期間不在になるようなことは通常あり得ないということで、便宜的に教育委員の月額報酬に若干上乘せする程度で定めている自治体が多い印象です。ただ、香美市の場合は、もう既に3か月以上教育長職務代理者を務められており、当然、職務にかかる費用が算定できる状況であります。拘束時間や実務量を基にした算定を行い、また、教育長の代理という責務と、その労働の実態に合った報酬額を定めるべきであると考えます。この点の検討をしっかりと行っただけののでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員がお話しのとおり、そうさせていただきたいと思いません。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） いろいろとイレギュラーなことが起きて今があるわけですが、適切な対応を一つ一つしていただきたいと思います。

続いて、大きな3番、人権尊重のまちづくりに移ります。

香美市は、令和6年1月1日施行で香美市人権尊重のまちづくり条例を定め、市民一丸となって、人権尊重の町の名に恥じない行動をしていく決意をしました。

5月31日に、公の場で初めて、教育委員から市長が関連するハラスメント事案について問題提起されたことを受け、6月定例会議の一般質問で、私も、市の組織が能動的かつ適切な対応をされることを期待して、質問を行わせていただきました。しかし、市長個人が多方面に仲裁の相談をされているのはよく聞こえてくるのですけれども、市の組織として解決に向けて取り組む動きは残念ながら伝わってきておりません。この点について、不透明な状況に市民は強い不満を感じております。これまでの状況を振り返ってみると、このハラスメント事案は、毎回、教育長不在問題とセットで取り上げられているような気がいたします。しかし、本来、ハラスメント事案はあくまで個人に関わる問題であり、教育行政の緊急事態である教育長不在問題とは完全に切り離された上で、議論がなされなければならないものと考えます。この点については、市長及び行政の認

識の見直しを行っていただく必要があると思い、以下を問います。

①です。

香美市人権対策推進本部設置規則に定める、香美市人権政策の旗振り役となる香美市人権対策推進本部の役割とは何か、また、そのトップである本部長は誰になるか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市人権対策推進本部の役割は、香美市においてあらゆる人権が尊重される社会づくりを進めることです。また、本部長は私です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 本部長であるなしにかかわらず、市のトップである市長ですので、市の人権対策推進の旗振り役として、誰よりも人権意識を強く持ち、差別や人権侵害に対する深い理解のもとに、人権が尊重される社会の実現に向けて努力される立場であると思います。

②です。

問題提起されたハラスメント事案について、現時点で、市組織として、また、教育委員会組織として、事実確認等の調査や審査を行っている動き、計画等はあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） この問題に関しましては、香美市のルールに基づいて調査すべく検討しましたが、事案が特別職と特別職の間のものであり、調査できないという結論となりました。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） そうですね、前回、職員間でのハラスメント事案について問い合わせをしたときには、特別職は対象外であると。そこからいろいろ頭を悩ませたわけですが、現状もそのような認識で進めていないのが実情ということが分かりました。

③です。

先ほども少し触れましたけれども、市長の提案説明によると、教育委員の1人に法務局へのヒアリング調査の段取りを依頼したが、法務局に断られたとあります。先ほど依頼についてはお伺いしましたがけれども、実際、法務局からはどのような回答があったのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 8月26日に、西教育委員が市長室にお越しになり、御報告いただきました。正確には西教育委員に直接お聞きいただければと思いますが、私が西教育委員からお聞きした内容をお話いたします。

西教育委員は、人権擁護委員でもあり、日頃から法務局ともやり取りをしているとのことで、8月23日に、高知地方法務局香美支局にて、私の前教育長に対するパワハラ

問題について、聞き取り調査を行ってもらえないかと相談したとのこと。聞き取り調査につきましては、被害者側、加害者側の両方から聞き取ることが必要とのこと。なぜ、法務局が調査できないかですが、被害者である前教育長が調査をお断りになったので、前教育長が調査に協力しないのであれば、調査はできないという結論になったとのこと。西教育委員には、前教育長が調査に協力していただけるよう、再度お願いしてほしいと要請させていただきました。西教育委員からは、前教育長に御協力いただけるよう、再度お願いしてくれるとのことのお返事をいただいております。私としましては、できる限り早く弁明の機会をいただき、私に対して聞き取り調査を行っていただければ、うそ偽りなく事実を申し上げさせていただきますし、パワハラに該当する事実があれば、御本人に直接謝罪をさせていただきます。また、市長としての責任があるのであれば、しっかりと罰を受ける覚悟もごさいます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 非常に難しいですね。ただ、やはりどうしてもちょっと気になるのは、市長がいろんなところで御自身のことについて発言されていることが、ちらちら伝わってくるわけですね。受け取った人は、みんな驚くのが実情であります。その一つの事例を紹介いたします。④です。

7月10日に行われた部落差別をなくする運動強調旬間において、多数の一般市民、企業の方々がいる場の挨拶で、市長は自らのハラスメント事案について触れられ、県教育委員会に相談して判断を委ねており、いずれこの件に関しては県教育委員会から回答がある。その回答をもって今後の出方を決めたいと述べたと聞きます。この発言がまず、事実か。そしてまた、7月のことですので返事があったかと思いますが、県教育委員会からはその後どのような回答があったのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） このことは事実でございます。7月10日の部落差別をなくする運動強調旬間の街頭啓発活動にての発言は、議員御指摘のとおりでございます。6月定例会議でパワハラ問題の質疑があり、マスコミ報道されましたので、香美市の人権に関して活動されている方々の前できちんと御説明すべきと考え、発言させていただきました。県教育委員会への相談云々、当日どのように発言したかは正確に記憶しておりませんが、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課及び県教育委員長岡教育長に御相談しております。結果は、文部科学省、県教育委員会ともに、直接調査を行うことはできないという回答をいただいております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 調査できないと回答をもらっているということですね、分かりました。

その場で、市長は、自分はパワハラをしたという自覚がないとも発言されたと聞きます。居合わせた方々からはとても驚いたとも聞いておりますし、何より市長は、直前の

6月定例会議において、前教育長に対して謝罪の弁を述べられておりました。また、直接お会いして謝罪したいとも述べておったわけではありますが、自分はパワハラをした自覚がないんだと直後に述べるということは、どちらが本心なのか。場合によっては、議場での発言は偽りであったことにもなりかねません。お会いして一体何を謝罪するおつもりなのか、そして、この点について現在ほどのような認識でおられるのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 自覚がないのも事実でございますし、また、謝罪したことも事実でございます。と言いますのも、パワハラの問題は受け取る側のことでございますので、不快を感じられたことに対しまして謝罪させていただいたということでございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） そういうこともあるんでしょうけれども、本来であれば、もう少し慎重に発言なさるべきではないかと思えます。

⑤です。

これまで、市長が様々な機会に説明されてきた時の対応を見ておりますと、県や国などの外部機関への問合せや仲裁依頼がメインであり、組織の長である市長としての振る舞いではなく、どうも個人に資する動きが大部分であるように感じてなりません。しかし、そのようにどんなに外に答えを求めても、行政内で起きた事案である以上、実情把握をしないままでは、市長の求めるような解決にたどり着くことはありません。市として、今後、内部調査の実施や第三者委員会の設置などを指示するお考えはあるか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時00分 休憩）

（午後 2時02分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長の反問を許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほどの御質問ですが、香美市は、組織としての自浄作用が発揮されていないとの御指摘と受け止めさせていただきました。これは、私を含めた管理職が、働いている職員や現場の正しい情報を把握できていないという意味でおっしゃっているのでしょうか。また、具体的な事案を挙げていただきたいと思います。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 自浄作用については、市長が自ら問題解決に向けた指示を出されていないという点にあります。組織の長でありますので、組織の人材、組織の仕組みを利用した解決手段をまず探るべきではないかということで、自浄作用をしっかり活

用していないと、私は受け止めております。

- 議長（山本芳男君） 反問に対する回答がなされましたが、これでよろしいですか。よければ、時計の停止を解除してください。
市長、依光晃一郎君。

- 市長（依光晃一郎君） 先ほどの議員のお話でございますが、私自身は指示を出しております。香美市のルールに従ってやりたいということですので、そこは否定させていただきたいと思っております。具体的な事案がない中で御発言されましたが、私もできる限りの把握はしておりますし、幹部職員も現場の状況は理解しておると、そして、職員も上からのパワハラといったことがあれば、香美市の制度を使ってしっかりと対応するものと思っております。

また、第三者委員会の設置につきましては、6月定例会議でも御答弁させていただいたとおり、必要であると私は認識しております。私としましても、パワハラ問題につきましては、御指摘があつてすぐ第三者委員会の設置を含め総務課長に相談しました。しかし、現状の仕組みでは特別職が対象とならないとのことで断念いたしました。繰り返しではございますが、お話しさせていただきました。

- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

- 4番（西村剛治君） 一部認識の間違ひがあつたことをおわび申し上げます。また、第三者委員会を設置できない理由として、それはもう結論であるとなると、いよいよ本當にどのようにしていいか分からなくなってくるわけでありませう。

さて、これまで市長にお伺いしてまいりましたが、⑥です。

私は、教育委員側のこれまでの対応にも十分問題があるように感じております。最初に問題提起をされて以来、ハラスメント事案については、市長との直接対話の場で、口頭でのみ確認作業を繰り返しております。その結果、正式な告発や調査依頼などがされないまま今日に至っており、これが議論停滞の一因になっていると思っております。教育長職務代理者にお伺いしますが、今後、教育委員は正式な告発や調査依頼はもうなさないということなのでしょうか。

- 議長（山本芳男君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

- 教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

この問題につきまして、前教育長は大変心を痛めておられまして、もう触れてほしくない、考えたくもないとおっしゃっておられます。私どもも、今の状態を考えると、本當に心を痛めております。御本人の気持ちをまず第一に尊重することが大切であると考へておりますため、教育委員会として、今後、どのようにすればよいのか、慎重に検討していかなければならないと考へております。

- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

- 4番（西村剛治君） 当然、当事者への配慮は何よりも優先されるべきことと考へます。ただ、公の場で問題提起をしたことには、一定の責任が伴うものと思ひま

す。しっかりこの点については委員の皆さんと議論していただき、適切な対応をすることを望みます。

⑦です。

このように、組織の長2人が関係するハラスメント事案でありますと、打つ手がなくなるのは非常にもどかしいところであります。しかし、公式の場で問題提起されたこと、また、メディアでも多数取り上げられていることから、行政組織としての対応策をしっかりと最後まで模索しなければならないと思います。これが現実的な提案になるか分かりませんが、一つ提案をさせていただきます。香美市人権対策推進本部の規定では、本部長である市長に事故がある場合、副本部長である副市長か教育長が職務を代理するとなっております。市長が関係し、教育長が不在の状況で問題起訴されているハラスメント事案に対し、市が取れる対策の一つとして、この規定をもとに副市長が本部長の職務を代理し、解決に向けた何らかの道筋を探るような動きをされてもいいのではないかと思います。見解をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 香美市人権対策推進本部でございますが、この組織は、主に市の人権施策推進に関することを議論してきた組織であります。近年の開催実績では、昨年度に人権に関する条例案、そして、市の行政計画について検討を行っています。

先ほど市長からも御答弁申し上げましたが、本部長は市長、そして、副本部長は教育長と副市長でございます。現在、14人の本部員がおりますけれども、課長級の職員が本部員を務めております。つまり、この組織は、市長以外は全て市長の任命によるものでございます。本部員につきましても、毎年度、市長が任命しているものでございます。よって、議員御提案のように、今回のような本部長である市長、そして、副本部長である教育長が関わる具体的な事案について、中立的な立場からの聞き取り調査、それから、その結果を審査するといったことには、なじまない組織ではないかという認識でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 今回の香美市人権対策推進本部設置規則によりますと、本部が所管する所掌としましては、香美市人権施策の推進に関することと、もう一つ、人権侵害に関することが明記されております。市長が任命していることは、中立性の部分でどうなのかということももちろんありますが、何もできない状況の中、調査をまずしてみることは十分できるのではないかと。その上で、その調査結果に信憑性があるかないかは、また別の形で評価を受ければいいのではないかと思います。何もできない状況を打破するのも一つの手ではないかと思います。

大きな4番に移ります。香美市の教育の現在地です。

香美市が香北町の公立小・中学校で導入している、国際バカロレア教育（IB教育）の取組は、多数の視察が訪れるなど、全国的に注目されています。また、実際に、子供

にバカロレア教育を体験させたいとの思いで香美市に移住された御家族も多数あり、移住支援窓口では、これから子供の入学に合わせて移住を検討したいといった相談も多いと聞きます。しかし、市民の間からバカロレア教育の将来について、不安視する話が聞こえてまいりました。

①です。

少し前のことでありますが、市長はIB教育をやめようとしているのかという話をふいにされました。しかも、それが保護者の間で広まっていると聞いたときには、まさかと思いました。しかし、7月3日に公開で行われた教育委員との意見交換の場でも、市長は、自分はIB教育を積極的に推進する考えではない、財政面から見てもIB教育の年会費はもったいないなどと発言され、うわさは本当だったのだと驚愕いたしました。市長のIB教育に対する発言は、保護者や教育現場に衝撃を与え、大きな波紋を呼んでいます。この発言の真意、そしてまた、こういった保護者らの反応に対する市長の受け止めをお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時11分 休憩）

（午後 2時14分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

反問を許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 反問させていただきますが、まずもって議員がIB教育に対して愛着を持っていただいていることに感謝いたします。答弁の前提といたしまして、IB認定校となっていない6つの小学校と2つの中学校の教育につきまして、議員がどうお考えになっているかをお聞きいたします。議員は、IB認定校以外の児童・生徒は、IB認定校よりも劣った教育を受けているとお考えなのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 全くそのようなことはありません。香美市の中でも学校ごとに個性があるわけですね。たまたまですよ、たまたま香北町に生まれた子たちが香北町の小・中学校に通っている。その中で、その教育を安定的に継続的に受ける権利をもし侵害されるのであれば、私は議員としてだけではなく保護者として、断固糾弾いたします。そのような覚悟であります。

○議長（山本芳男君） 反問に対する回答がなされましたが、これでよろしいですか。時計の停止を解除してください。

市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、誤解がないように初めに申し上げさせていただきますが、私は、IB教育につきましては、香美市の教育によい影響を与えたものとして評価しております。一方で、高い会費を払い続けることに関しましては、何とかしたいと

いう思いがあり、これまでも発言させていただいてきました。IB教育をすぐにやめるということではありませんので、保護者の皆様は御安心いただければと思います。

香美市には小学校が7校、中学校が3校ありますが、私は、バカロレア認定を受けていない残りの8校が、大宮小学校、香北中学校に劣っているとは考えておりません。私としましては、IB認定校ではない小・中学校とのバランスを重視しており、IB認定がなくても、どの小・中学校に通っても、子供たちにとって素晴らしい教育を提供する必要があると思っております。私は、最終的に全国の小・中学校が、大宮小学校、香北中学校のような教育システムに変わっていくものと考えており、将来的には、バカロレア認定を受けた学校と受けていない学校の差はなくなっていくと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） そもそも市長が、ひょっとしたら差があるようなことを、学校によって教育に差があるようなことに対して、過剰に反応されているのではないかと思います。僕が一番言いたいのは、市長の発言であるという点です。香美市が取り組んでいる教育の施策ですよね、それを一方では推進していると言い、一方ではもったいないと言ってブレーキを踏んで、まあ言うたら、けちをつけているわけですよ。

②です。

移住をしてきた方の中には、市長の発言はあまりにも無責任でだまされた気分だと、気分を害された方もおります。香美市の教育を信頼し、香美市を選び移住されてきた御家庭がある中で、このような発言をするのは、市のトップとして極めて軽率で失礼な発言ではなかったのか、この点、市長の認識はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） IB教育を受けるために香美市に移住された皆様には、誤解を与えていますことをおわびしたいと思っております。繰り返しになりますが、IB教育をすぐにやめるということではありません。また、香美市の小・中学校は、IB認定を受けていない学校でも優れた教育が行われていることを、ぜひ、知っていただきたいと思っております。

市長としまして、香美市の中で財政的にIB認定校2校だけを優遇している現状は、バランスが悪いと考えております。一方、全国の小・中学校がバカロレアのような教育システムに変わっていくのであれば、国として支援するべきではないかとも考えています。そこで、香美市の財政負担を減らすべく、国の補助制度創設に向けて、他県の公立小・中学校でもIB認定が受けられるよう、大宮小学校、香北中学校を御視察される議員には、私もできる限り同席して御協力を申し出ています。将来的には、多くの自治体とともにIB認定校を持つ自治体連合をつくって、文部科学省に働きかけていきたいと考えております。IB教育に関する私の懸案事項は年会費であり、もしも国の補助制度ができて、市財政の年会費負担がなくなるのであれば、これからもずっとIB認定校を継続したいと考えております。

- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 年会費ですか。分かりました。
- ③です。

教育において最も重要なこと、これは教育長人事のときにも申し上げましたけれども、教育の継続性と安定性であると私は考えております。大宮小学校、香北中学校におけるバカロレア教育の安定性と継続性は、しっかり担保されていると考えてよいということですね。今の答弁だとそうだと思いますが、市長、いかがでしょうか。

- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。
- 市長（依光晃一郎君） すぐにやめることは考えておりませんが、I B認定校を香美市内にさらに増やすことは財政的に難しく、I B認定校以外の学校の保護者から不公平ではないかと言われたときには、御説明が難しいとも考えております。
- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） バカロレア教育を推進している、教育委員会、教育長職務代理者にもお伺いします。
- 議長（山本芳男君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。
- 教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

香美市の学校教育ですけれども、大栃中学校区、香北中学校区、そして、鏡野中学校区の3校区が、それぞれ小中一貫教育のグランドデザインを策定いたしまして、地域に合った特色のある教育を展開しております。これがそのグランドデザインでございます（資料を示しながら説明）。例えば、大栃中学校区では、物部未来学、香美市物部プランとして、それぞれの地域でやっております。香北中学校区のグランドデザインは、国際バカロレア教育でつなぐ9年間の学びでございます。大宮小学校と香北中学校は、全国の公立小・中学校で初めてのバカロレア校として注目を集めております。このため、全国から学校視察も相次いでおりまして、その成果が期待されております。

教育委員会としましては、今後も両校がともにバカロレア教育を積極的に推進し、子供たちをしっかりと育てていただきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。
- 4番（西村剛治君） 大きな5番、朝ドラ「あんぱん」に向けた取組についてです。
- 8月23日に香北町で行われた、やなせたかし先生顕彰事業説明会における住民とのやり取りの中で、気になった点を確認いたします。
- ①です。

これまで資料等で紹介されておるやなせたかしロードの名称ですが、実は、著作権者に名称の使用の許可、相談はまだされていないことでありました。今後、様々なPRに支障が出ることが懸念されますが、どのように進めていくか、お聞かせください。

- 議長（山本芳男君） 香北支所長、石元幸司君。

○香北支所長（石元幸司君） お答えします。

やなせたかしロードという名称につきましては、既に、南国市の後免町商店街で使用されておりますので、使うことは少し難しいと考えております。今後、市道や街灯の整備工事がある程度進捗した段階におきまして、公募を含めて検討していきたいと思っております。なお、選定した名称によっては関係団体との協議が必要になりますので、スピード感を持って取り組み、年度内には決定したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②です。

トイレ不足を度々指摘されておりますが、今のところ香美市のトイレ問題についての取組が見えておりません。資料④もつけておりますけれども、様々なタイプのトイレがあり、また設置の数、設置場所の確保等、非常に簡単な問題ではありません。今後、どのように検討を進めていくのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

健康センターセレネ前のトイレを建て直すことによりまして、トイレの数も増える予定でございます。また、お客様が多く見込まれる休日などは、隣の保健福祉センター香北内のトイレも開放して対応していくよう、考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 仮設はしないということなんですね、ちょっと意外です。

③です。

やなせたかし先生顕彰事業基本計画に掲げられている、先生と交流のあった方からエピソードを集め紹介するという、いわゆるアーカイブ事業の進展がまだ見えておりません。今後、どのように進めていくか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 現在、やなせたかし先生顕彰動画作成業務を委託業者に進めてもらっております。完成予定は2月末で契約しております。また、その動画事業とは別に、先生と交流のあった方を探したりもしております。香美市の広報などでゆかりのあった方の情報を集めたいなと思っております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ④です。

こういったアーカイブ化のまず標的になるのが美良布商店街だと思います。長く住民に親しまれてきた、街灯や、FRPのキャラクター像が、年度内に撤去されることを聞いた住民が、せめて朝ドラ「あんぱん」終了まで撤去を延期してもらえないかといった申出がありました。アーカイブ化が完了するまで、何とか延期するように関係者と協議するようなお考えはないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 今回のやなせ先生の顕彰動画に関しましては、先生について顕彰する内容になっておりますので、美良布商店街の映像を使うことは考えておりません。

○議長（山本芳男君） 時間となりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時25分 休憩）

（午後 2時39分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行します。

7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 皆さんお疲れさまでございます。7番、山崎眞幹でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、1番目、朝ドラ「あんぱん」と、やなせたかし記念館のあるまちづくりでございます。

（1）ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート（6Dホテル）の指定管理の在り方について。

①です。

平成29年1月30日に、本市とやなせスタジオとの間で交わされた著作権利用許諾書上では、6Dホテルが、香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの隣のホテルとして、アンパンマン関連の著作物を無償で利用するためには、その中の記5で、本著作権の利用期間は、本許諾書の日付にかかわらず、乙（香美市）が本体ホテルの運営指定管理者を株式会社香北ふるさとみらいに委託している期間とするとされていることから、株式会社香北ふるさとみらいが指定管理者であることが必須であると思われれます。

そこで、まず、株式会社香北ふるさとみらいが指定管理者でなくなった場合の著作権使用については、株式会社やなせスタジオとの再契約となるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

指定管理期限満了や、その他の事由によりまして、株式会社香北ふるさとみらいが指定管理者でなくなり、新たな指定管理者に変わった場合、現在整備しております、各種やなせ先生の著作物を施設から撤去せずに、新たに利用許諾を受けて引き続き利用できるかどうか、著作権者に確認いたしましたところ、継続して使用できるように前向きに検討していただけるという回答がございました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ということは、ほかの業者が来てもオーケーということですよ。②も答弁したことになるのかな、もしかしたら。

②です。

株式会社香北ふるさとみらい以外の事業者が指定管理者となり、著作権利用が可能となる場合にはどのような契約となるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

引き続きまして、香美市が株式会社やなせスタジオから利用を許諾されているアンパンマン関連の著作権をホテルで利用する場合につきましては、著作権利用許諾書の条件を新しい指定管理者に委託している期間に変えまして、新たな利用許諾を受ける必要がございます。ただし、無条件に新しい指定管理者に引き継ぎが可能であるわけではございません。企業の運営状況、著作物の管理及び取扱いの実績、やなせ先生の世界観を引き継ぐ適切な事業者であるかどうか、著作権者の判断の上、新たな著作権利用許諾を受けることとなります。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 分かりました。

それでは、③ですね。

ちょっとお答えがなかったのですが、株式会社香北ふるさとみらい以外だと考え直すということですがけれども、今、許諾している形で、いわゆる無償で利用できるという方向性なのか、有償で利用するようになるのか、そこのところをちょっと1回答弁いただきましょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

先ほど述べました中にもございましたが、確認いたしました内容は、現状の契約の中に利用対価は無償とするという記述がございますが、それを引き継ぐ形での話をしておりますので、無償ということで理解しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 無償ですね、ありがたいお話です。

ただ、それにしても③にちょっと行きづらい部分がちょっと出てきたような気もしますけれども、取りあえず③に行きましょうか。

平成27年10月の指定管理者公募に始まりまして、平成29年3月31日の協定書締結、平成30年7月12日のオープニングセレモニーを経て紆余曲折ですね、その後

もコロナがあったり、いろいろあったわけですが、著作権を無償で利用するための条件は、別の業者になっても契約し直せばオーケーということだったんですが、これは別として、できたらこのまま、今後においても株式会社香北ふるさとみらいがやっていくほうがいいんじゃないかなと思います。通告には、ここ以外は考えづらいと、無償で利用するには考えづらいと書いていますけれども、そういうふうには思いますが、一旦、その点についてどのようなお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

今後、改めて公募して指定管理者の審査をする事態になりました場合には、これまで、やなせ先生の著作物につきまして適切な運営を行っていただいている過程を踏まえると、株式会社香北ふるさとみらいが既に条件を満たしていると言えます。しかし、株式会社香北ふるさとみらいを除くほかの事業者が、この条件を満たさないとは言い切れないと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） そのとおりだと思います、そのとおりだと思いますけれども、それも踏まえて、④に行きます。

先ほども答弁でありましたが、新しい指定管理者が来るとしても、その指定管理者の運営状況であるとか、そういう美術品に対する実績とか、それから、やなせ先生の世界観をちゃんと維持できるかみたいなことについて、指定管理者がやはり株式会社香北ふるさとみらいで、ここまで積み上げてきたものがあるとなれば、隣のホテルとしての価値を維持するにはふさわしいのではないかなと私自身は思っています。そうすると、やっぱり今後の指定管理の在り方については、今回の朝ドラ「あんぱん」放送がある意味降って湧いて、今、あたふたとしながらいろいろやっているわけですが、でもこれは、いつかはやらなければいけない修繕であったり維持管理であったりしたわけですから、中長期的な目標を持ちながら、維持管理の方法や指定管理料についても、今後、株式会社香北ふるさとみらいと協議を進めるべきだと思いますけれども、この点についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

現在の指定管理者であります、株式会社香北ふるさとみらい以外に適切な指定管理者が現れる可能性が低い場合や、中長期的な視野で指定管理を行っていただくことが本市にとって有益であると判断される場合などは、議員のおっしゃったとおり考慮していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 質問自体が、ほかの指定管理者であれば無償利用ができないんじゃないかなという前提で実は書いていますので、ちょっと変なことになっているかもしれませんが。あと、平成27年の指定管理者公募に始まって、これまでの大変な状況の中で何とか乗り切ってきたこともあります。それはそれとして別に、そういうこともあって、ぜひ、中長期的に、今回、実は年度協定が毎年変わるということもありましたが、1,200万円の指定管理料が半額近く、700万円でしたか600万円代ぐらいかな、になって、ここへきて会館の休業もあって、それについては検討いただくこともお話がありましたが、そんなことも含めて、中長期的にやったほうがいいんじゃないかなという組立てでございます。

それでは、(2)に行きます。香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムに関連してです。

①です。

8月24日に香北町で開催されました、やなせたかし先生顕彰事業説明会の意見交換の場で、先ほども、やなせたかしロードでちょっとお話がありましたけれども、香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムなのに、なぜ、アンパンマンの著作権が自由にならないのかと言われる市民の方がいらっしゃいました。でも、実はこの方は、旧香北町時代に、議員や商工会会長もされていた方でして、記念館として設置されるまでの経緯等についても、今の私たちより相当詳しく御存じではないのかなと思いつつ、御意見を伺っていました。この機会に、その辺りの経緯を知っていくことも必要ではないかと思っておりますので、設置された当時は香北町立であったこの施設で、やなせ先生の著作物を、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団が管理するに至った経緯をお尋ねしますということで、資料も提出いただきまして、ありがとうございました。一旦、説明いただきましょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムは、当初、アンパンマン展示コーナー、吉井勇展示コーナー、そのほか民俗資料展示コーナー、大ホール、蕨生太鼓練習場などを備えた総合文化会館として、旧香北町が総合文化会館建設委員会を組織し、建設を検討した施設でございます。その過程で、やなせ先生から多くの作品を施設に展示してくださるというお申出がありまして、当初予定していた全てを含む施設は、予算や敷地に限界があり建設不可能となり、総合文化会館建設委員会から、やなせ先生の作品展示施設に特化し顕彰のための記念館をとということで、やなせ記念館建設委員会に移行し、公立施設としてのやなせたかし記念館建設に至っております。

公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団は、旧財団法人アンパンマンミュージアム振興財団として、アンパンマンミュージアム開館の前年に、やなせ先生の作品収集や管理、研究、公開等を主な目的として設立されております。

やなせ先生の作品で、ほかに権利者がいない作品に関しましては、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団が所有されておりますが、所有されている作品のうち約1,200点ほどは、先生の御存命中に寄贈されたものであり、約7,000点以上の作品については、やなせ先生の御遺言により没後寄贈されたものでございます。

参考といたしまして、タブレットの一般質問フォルダの山崎眞幹議員の資料12ページの①を御覧いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） どうもありがとうございました。そうですね、最初は香北町総合文化会館構想発表が1992年12月にあって、その途中で奥さんが亡くなってしまったんですけれども、1994年1月に総合文化会館をやなせたかし記念館にすることとなり、正式名称が香北町やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムに決定となったという経緯ですよ。

ちょっと私が知りたいのは、例えば、やなせ先生から、こういう計画があるなら、じゃあそこへ私の作品の幾つかをちょっと寄贈しましょうかというお話があったのか、どなたかが、やなせ先生にゆかりがありますので、こういうのを計画していますけど、幾つか先生、展示するようにはしていただけませんかみたいな話で始まったのか、どっちかなというのが実は疑問にありまして、その辺の経過が分かればお願いしたいですけれども。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

すみません、その辺りの経緯につきましては、ちょっと確認できておりません。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） その後の著作権関係については、担当課から報告もいただきました。ちょっとそこら辺、一旦確認したくてお尋ねした次第です。

では、②に移ります。

同じ意見交換の場で、皆さんから結構たくさん著作権に関する質問が出されたので、財団の評議員をされている同僚議員から、現在の著作権に係る説明がありました。このことについても、この機会に知っておく、再確認する必要があるのではないかと考えますので、やなせ先生の著作物の権利関係の概要をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

やなせたかし先生の作品に関する著作権に関しましては、先生の御存命中より株式会社やなせスタジオに帰属しているとのことです。ただ、著作権を株式会社やなせスタジオ

オ単独で所有していない作品もありまして、先生の代表作であるアンパンマンにしましては、コピーライトに示されておりますとおり、出版社、映画会社を含めた4社が著作権を有しているとのことでございます。

参考といたしまして、タブレットの一般質問フォルダの山崎眞幹議員の資料12ページ目の②を御覧いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 資料をありがとうございます。そういうことですね。

それでは、今までの2つの質問、6Dホテルと記念館の質問を前提に、(3)やなせたかし記念館のあるまちづくりの質問に移りたいと思います。

①です。

本市では、現在、やなせたかし先生顕彰事業として、基本計画の中で37の関連事業を掲げて取組を進めており、今般の市長提案説明でも進捗状況の一部と、新たな取組についても報告が行われ、今後とも多くのお客様に御満足いただけるよう準備を進めてまいりますと言われております。

朝ドラ「あんぱん」の放送によりまして、本市の認知度が向上し、放送終了後も多くの方々が、やなせ先生の作品や思い、願い、人柄等々に触れるべく、本市を訪れることが予測されることから、ポスト「あんぱん」に向けては、関係者が同じ目標に向かって役割分担をし、やなせ先生の聖地としての磨き上げを行う体制の整備が必要だと考えます。

これらのことから、第3次香美市振興計画には、やなせたかし記念館のあるまちづくりをしっかりと位置づけ、記念館や6Dホテルも含め、聖地としての磨き上げを計画的に行っていくべきだと考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 第3次香美市振興計画には、議員の御指摘のとおり、やなせたかし先生のふるさとであることをまちづくりにも生かすべく、計画づくりに取り組みたいと思います。私は、振興計画とは市役所業務のためのものではなく、市民と一緒になっけつくり出し、市民も一体となっけ取り組むべきものだと考えております。

先月、「やなせたかし先生のふるさと愛と勇気の物語のまち高知県香美市」という朝ドラ「あんぱん」に向けたキービジュアルを発表させていただきました。この愛と勇氣は、先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇氣を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指し、ここに市民憲章を定めますという、平成24年に制定された香美市民憲章の前文にもある言葉です。来年春の朝ドラ「あんぱん」放送に向けて、愛と勇氣の物語のまちをキーワードに、市民が一丸となっけ準備をすることが、結果として、議員の言われる第3次香美市振興計画にもつながっていくものと考えております。やなせ先生の聖地として香美市を磨き上げていくべく、取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 市民憲章を御紹介いただきましてありがとうございました。
実は、この市民憲章策定委員として、私も参画し、また、先ほどの評議員である議員も参画していただき、この言葉は入れなきゃ駄目だよねとか、あと、子供のこともやっぱり入れなきゃ駄目だよねという協議の中で、市民憲章をつくらせていただきました。
②です。

このやなせたかし先生ゆかりの聖地を、将来にわたって訪れる方に、満足し、喜んでいただける場所として適切に維持管理するためには、中長期計画的に維持管理をする必要があると考えます。そのような視点と、先ほど著作権の関係もありましたが、アンパンマン関連の著作権等の取扱いを考えると、将来的には、現在、本市の所有している前出の、前出というのは6Dホテルとやなせたかし記念館ですけれども、2つの施設をやなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団に譲渡して、本市は必要なサポートを行うという方向もあるのではないかと考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員の御指摘のように、記念館、詩とメルヘン館、別館に加え、6Dホテルを振興財団に譲渡することは、香美市の今後の財政運営を考えたときにとっても魅力的な御提案だと考えております。一方で、振興財団が財産を持つとなると、現状の脆弱な組織体制では難しいのではと考えております。また、公益財団法人である振興財団が6Dホテルを運営することはできないと思いますので、お願いするのであれば、株式会社やなせスタジオ、もしくはフレーベル館の運営になるのではと思いますが、こちらも厳しいのではと考えております。

さて、振興財団の脆弱な組織体制ということですが、このことを私がきちんと認識したのは昨年春頃でした。振興財団から、職員不足で運営に不安がある、市にフォローしてほしいとの御相談でした。そこで、今年度4月から市職員を財団に派遣して、フォローすることを考えました。長期的なビジョンを描き、人材育成も含めて体制を整えることができる人材を送り込み、朝ドラ「あんぱん」に向けて市と振興財団が一体となって取り組みたいと考えたからです。しかし、財団はお手伝いの若手人材を派遣してほしいと考えており、なかなか折り合いがつかない状況となっておりました。図らずも前回の6月定例会議で、教育長職務代理者が答弁の中で、このときの状況を御説明くださいました。それは、市長から、アンパンマンミュージアム振興財団とのトラブルの仲介を依頼されたときのお話でございます。市長は、今、財団と話ができない状態だ、何とか話ができるようにしてほしい、私のことをぼろくそに言ってもいいから何とかまとめてほしいと依頼されました。私も財団の役員をしている関係上、当然にこれを了承したわけでございますというものです。

私の認識では、やなせ先生の御遺志は、先生亡き後のお墓の管理、財産管理を旧香北町に託したというもので、継承自治体である香美市には、その御遺志を受け継ぐ使命と

責任があると考えております。しかし、現状では振興財団が設立され、振興財団と香美市の関係は指定管理者としての契約のみになっており、香美市の長としては歯がゆく感じております。旧香北町の継承団体である香美市は、やなせ先生の御遺志に報いる責任があるとの使命を再認識して、振興財団との役割分担、将来像の共有について、しっかりと合意すべきときに来ているのではと私自身は考えています。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） その6Dホテル関連は、もちろん定款を見るとなかなか難しいことは分かります。ここで自分が中長期的にということは、先ほど市長も言われたように、振興計画の中でそれを織り込んでということもありますので、その中で、順次、どの方向性に向かっていくかは共通認識を持つ必要がありますけれども、何しろやっぱり一番大事なのは、やなせ先生がこの香北町に、香美市に、自らの著作物をどんと残していくという決断をされたことを大切に受け止めて、そうやってやなせ先生から大きなものを送っていただいて、送っていただいたら今度はそれをお返しする、喜ばせごっこですから、それをお返しするという同じ目線に立って、ぜひ、これから先、朝ドラ「あんぱん」後も取り組んでいただければと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。大変なことはよく分かっております。

それでは、2番目のちょっと頭がくらくらしそうな話に行きたいと思います。2つの学園都市構想。

これが、本当に私も、実は今日傍聴に関係者の方にも来ていただいていますけれども、第1期香美市教育振興基本計画に、委員として策定に関わらせていただきました。そんなこともあり、ずっとそれから後、やっぱり学園都市構想というこの名前が、なかなか自分の中でぐるぐる回ってしまして、実態がないことも含めてうまくまとまらなかったんですけれども、今回、何とか自分なりにまとまったと思われるので、ちょっと皆さんに御判断いただきたいこともあって、この質問をつくりました。

まず、（1）香美市教育振興基本計画。これです（以下、資料を示しながら説明）。

本市の教育振興基本計画の中に、香美市学園都市構想が言葉として初めて出たのが、後期計画の14ページでした。これが後期計画。何とか教育と書いています。香美市の現状と課題というところなんですけども、14ページの中で、これは計画策定に当たって行った市民アンケートの結果を基に取りまとめられた、高知工科大学に求めるものというところでもあります。この説明の中で、香美市学園都市構想の一端を担う最高学府として、これからの社会を切り開く人材の育成とともに、市内の小中学校及び高等学校と連携した取組の充実が求められますという部分で、学園都市構想という言葉が初めて出たんですよね。後期計画43ページの用語解説では、このように書いています。保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学がそろそろ恵まれた環境を生かして、各種教育機関の連携を密にし、連続して子供の育ちを保障する教育を行うこと。また、大人も含め、幅広い層に対して質の高い教育を進めること。これが学園都市構想

とされています。

この説明は、実は、最初の香美市教育振興基本計画の「はじめに」に書かれている、香美市は、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学など、発達段階に即した全ての校種がそろっています。豊かな自然、文化・体育施設、様々な企業や多様な人材もそろっています。これらの豊かな教育資源や貴重な地域の宝を生かしながら、「郷土を愛し、未来を拓く人づくり」を「躍動する教育」として進めていきますというように書かれています。これは、私が見る限りでは、教育行政全般に係る方針であると思います。これとほぼ同じ内容です。

それで、もう一つ、今年3月に策定されたこの第2期香美市教育振興基本計画の中では、46ページの地域社会をともに創造する場の充実の充実の背景と課題のところに、本市は、市内に保育園から大学までの教育機関がそろおうという恵まれた教育環境を生かして、それぞれの学校間の連携を密にして、協働による質の高い教育実践により子供の連続した育ちを保障する教育を行う「香美市学園都市構想」を掲げていますと、このように書かれています。これを読む限りでも、やっぱり私には本市の教育全般に係る方針と読めてしまうんですね。方針じゃないのか、これとは。

そうこう思っているうちに、今回の一般質問の中で、同僚議員が、この10周年記念の市勢要覧の中にも出ているよということ、僕も見ってみました。学園都市香美市を目指してという、これが10周年の市勢要覧です。この中に出ているということで、チェックしてみると、「大学のあるまちで創造される教育環境」が学園都市とこう書いています。それで、また最高の説明がされていまして、この中にされている説明が、小・中学校、高校、大学が共同で教育を創造して取組を進めています。香美市子ども会議、理科クラブや天文教室、キャリア教育、教育研修、部活動交流などを通して、地域と学校の距離を縮め、学力・体力や郷土への愛着の向上、高知工科大学へ進学する香美市出身者数の増加といった目標を掲げていますと、よく分からないですけども何か目標があると書いてある。ますますこの学園都市構想が分からなくなってしまうのですが、一方、ネット上の百科事典でありますウィキペディアで学園都市を検索すると、学園都市とは英語で *academic city*、*university town*、*college town* ということらしいです。ということは、これは学校等の教育機関、特に高等教育機関、そして、研究機関を集積させた計画都市の呼称であります。大学等が立地して発展してきた大学都市も、これに含まれる。このほか、都市政策や構想のフレーズにも使用されると表示されておりました、実は、学園都市という呼び方は、これが一般的な説明、解釈であると思うんですね。ここで私の疑問が氷解したわけですけども。

①です。

本年3月定例会議で、構想と計画の関係性を基に提案をしたわけですけども、実は、今回の質問に向けて3つの計画を読み込んでいく中で、本市の学園都市構想の内容が分かりにくかったのは、学園都市構想という表現そのものが、教育行政全般に係る方針を

表す言葉として適切ではなかったことが原因だと分かりました。多分、そうだと思います。内容が大切である、言わば、その教育方針が大切であるならば、それを表現する言葉を換えるか、または、学園都市構想という言葉にこだわる、これが大事であるならば、内容を変えるしかないと考えますが、まず、このことについての見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） これまでの香美市政において、市長部局では、学園都市構想という言葉は使っていないと思われま。一方で、私は政治家として、学園都市構想という言葉香美市教育委員会からある意味お借りして使っております。私としましては、香美市の各種教育機関がそろっているという特徴は、香美市の魅力であり、強みでありますので、学園都市構想という言葉ではなくても、教育委員会とのすり合わせの後に、何らかの言葉を使わさせていただきたいと考えております。

また、私がこれまで使ってきた学園都市構想という言葉のイメージは、議会での質疑を通じて御答弁させていただいています。しかし、教育委員の皆様は、私のイメージとは違い、義務教育に特化した学園都市構想を描いていらっしゃるのではと思っております。今後、私が学園都市構想の言葉を使う際には、教育委員会の考えるイメージを踏まえ、注意して発言したいと思います。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 何となく、斜め横から答弁されたみたいな気がしますけど、私の質問は、内容を変えるか、学園都市構想を、いわゆる先ほど言った、大学を中心とした学園都市構想を、これから説明しますが、どちらかという質問でした。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 学園都市構想について、私もさんざん議会で答弁してまいりましたが、本来は教育委員会の中で、先ほども御説明があったとおり、教育振興基本計画の中で盛り込まれた言葉でありますので、私が答弁するのもおかしい話であったと思っております。私自身は、政治家としてというお話をさせていただきましたが、何らかの特徴を生かしてまちづくりをしたいという思いでありますので、学園都市構想という言葉には、私自身こだわっておるわけでもございません。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） それでは、一応市長の方向性が見えましたので、②へ行きたいと思っております。

まずは、内容、いわゆる香美市にある教育的なリソースを生かして教育行政全般を回していくということは、学園都市構想という表現から変えることになると思うんですけども、ちょっと、今、言わせていただきましたけど、その言わんとする内容というのは、本市の持っている教育的リソースを最大限に生かしながら、個別最適なキャリアパ

スを支援するとともに、生涯学びに向かうことができるような環境整備を継続して行うという、教育行政全般に係る方針であるのではないかと私は思っています、本来、教育委員会が言われていることは。これは言葉が私はふさわしくないと思っていますので、例えば、これはちょっと自分が考えたので、これもふさわしいかふさわしくないかは分かりませんが、生涯学習支援都市香美市みたいなスローガンですよね、キャッチコピーとでも言うべきではないかと思うのですけれども、このことについて見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 生涯学習支援都市香美市という言葉につきましては、私は非常によい言葉だと思いますし、よその自治体が使っていないのであれば、これは使えるのではないかなとも思っております。一方で、教育委員会がこれまで使ってこられた学園都市構想との関係が整理できて、整合性が取れるのであれば、市長部局については前向きに検討したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） それでは、（2）です。高知工科大学を核とした学園都市構想。

ここからは、学園都市構想という表現に即した内容とする場合について、少しお話と質問をさせていただきます。

まず、高知工科大学を核とした学園都市構想につきましては、平成6年3月、片地地区周辺まちづくり調査報告書がまとめられまして、ちょっとそのときにまとめられたパンフレットを持っていたんですけど、そのパンフレットがどこかへ行って分からなくなったのですが、土佐山田町ソフィアポリス構想、大学、学園都市、ソフィアポリス、ソフィアは大学かな、学園都市、まさにそうだったんです。構想として推進を図ろうとした時期があったようですけれども、この中を見ますと、やっぱり結構ハードルが高いんですよね、これをやっていくためには。もちろん場所が市街化調整区域であったこともありまして、交通の動線をどう確保するかとか、いろんな地域の了解をどう得ていくかみたいなたくさん問題がありまして、いつの間にか断念したということが推察されます。この当時、自分は行政に関わりがなかったもので、ここら辺のちょっと経過はよく分からないのですけれども、それはそれとして、やっぱり高知工科大学を核としたまちづくりは、本市において推進すべき重要な案件であると考えますので、順次、お尋ねしたいと思います。

まず、資料を用意していますので、皆さんちょっと見てください。

①です。

徳島県鳴門市は、鳴門市学園都市化構想のもとで、鳴門教育大学、鳴門市長、鳴門市教育委員会教育長の3者が連携協定を結び、鳴門教育大学の有する教育資源の保・こども園・幼・小・中学校への提供及び保・こども園・幼・小・中学校における鳴門教育大

学の教育研究への協力を通して、鳴門市内の保・こども園・幼・小・中学校の教育・保育の充実・向上を図ることを目的とするとして、連携協議会を設置し、保・こども園・幼・小・中学校の教育上の課題や大学の状況等を踏まえ、連携協定を行っています。これが都市化構想についての粗いものです。それで、次の資料が連携協定書ですね。3者が協定をして、どういうことについて連携するかを言っています。

また、かつて視察研修に伺った東広島市では、都市計画を伴ったより大規模な構想のもとに計画を推進しています。それについても資料をちょっと用意しましたので、御覧ください。これが、東広島市次世代学園都市構想2022概要版の最初のページで、後でじっくり興味があれば御覧になっていただけたらいいと思いますけれども、もう1枚あります。これですね。東広島市の都市計画を伴った学園都市構想です。

東広島市はかなりどでかくて、視察には伺いましたけれども、これはちょっと無理やという感じでした。ただ、鳴門市の例は、相手が教育大学ですけれども、こっちの場合は高知工科大学を核とした学園都市構想の参考にもなりますし、後期計画の用語解説の「一端を担う」を「核とした」と差し替えれば、同様のことを想定しているのではないかと考えますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員御提案の高知工科大学を核としたまちづくりという表現は、私としましては賛成ですし、正式には後期計画の改定で盛り込まれていくことになるのですが、この表現に基づいて取り組むのであれば、市長部局として応援してまいりたいと思います。

ちなみに、鳴門教育大学には、高知県教育委員会の制度を利用して、県内の小・中・高・特別支援学校から、教員が大学院に学びに行っております。この制度は、高知県教育委員会のホームページを見れば、平成20年度までの研究論文が掲載されておりますが、これ以前から長く続いております。高知工科大学をどう位置づけているか、また「核とした」という表現を今後使うかどうかは、香美市教育委員会の所管事項であり、後期計画の改定の中で議論されていくと思いますが、私としましては、香美市で連続した学びを実現したいという思いもあり、高知工科大学学長、香美市長、教育長、山田高等学校校長、特別支援学校校長を入れた、5者協定になればと思います。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 先ほど、教育長職務代理者からも、物部未来学推進事業についてのお話をいただきました。市長も所信表明の中で、この事業は、大栃中学校区において学校を核とした地域づくり、地域を核とした学校づくりを目指し、学校、地域、高知工科大学との連携によって、高度に情報化した社会で活躍できる人材育成を目指しています。そして、この事業は、私がこれまで議会で述べさせていただいている学園都市構想のイメージどおりであるとも思っていますと、このように述べられておりましたけれども、高知工科大学を核とした学園都市ならではの事業だと私は思っています。そこ

は賛同します。

次は、高知工科大学と本市の関連に関する現状について、幾つかの質問を行いたいと思います。②です。

連携推進協議会、名前が同じ連携推進協議会ってあるんですよね。高知工科大学との連携推進協議会の開催頻度と協議内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

令和5年度は1回開催しております、香美市からは、AIチャットボットの利用状況報告と、LINE公式アカウントの利用状況報告をさせていただいております。それと、デジタル・ディバイド対策として、中央公民館でスマホ教室などを開催しました。そのときに、高知工科大学生の協力等をいただいたことなどについても報告させていただきました。高知工科大学からは、本年度から開設されました、データ&イノベーション学群について、香美市教育コラボレーション会議について、地域連携セミナーについての報告をいただいております。

議題といたしましては、DX推進状況として、高知工科大学における生成AI利用方針について説明をいただき、本市の利用についても参考とさせていただきました。もう一つの議題といたしましては、地域課題解決のための企業との連携、起業の促進について提案し、課題解決のために大学にあるスキルや資源を活用させてもらって、市と一緒に課題解決できないかというような話をさせていただきました。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 物部未来学とはまたちょっと違う話ですね。連携推進協議会はもうずっとやっているんですよね、最初からやっていて、私自身も高知工科大学設立の最初から関わっていますが、やっぱり相変わらず大学のプレゼンスがあんまりないんですよね、残念ながら。じゃあちょっとお尋ねしますが、協議会の開催要項みたいなものがありますよね、多分。今持っていないかもしれない、言うていないからね。あって、それでやりゆうと思うけど、ちょっとバージョンアップ、さっきの学園都市構想としてやるのであれば、協定事項をちゃんと構えて、鳴門市の場合は、幼児教育・保育に関すること、学力向上に関すること、生徒指導に関すること、課外活動に関すること、教育研究活動に関すること、その他3者が協議して必要と認めることと、ちゃんと協定を結んで、もっといろんな場面で教育大学のプレゼンスを高めようとしているわけですよね。高知工科大学も、もうちょっといろんな場面で、せっかくあるわけやから、プレゼンスを高めるようなことをお互いに、今言われている、チャットロボットとかLINEとかじゃなくて、現実的に地に足のついたような形での取組をしていただければいいかなということで、一旦、連携協議会の現状をお聞きしました。

③に行きます。

市内に住民票を置く学生数と居住する学生数をお尋ねしたいと思います。

- 議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。
- 企画財政課長（黍原美貴子君） 市内に住民票を置く学生の人数は、市民保健課に確認してもちょっとつかめていませんし、高知工科大学にも確認いたしましたけれども、居住している生徒については分かるんですけど、住民票を置いているかどうかまでは分からないということでした。居住している生徒については1,650人と回答をいただいております。
- 議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。
- 7番（山崎眞幹君） ほとんど住民票を移していないという話なのか、分からんということか。それは何か個人情報関係でということですか。
- 議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。
- 企画財政課長（黍原美貴子君） 住民票に関しましては、学生かどうかということについて、多分、転入の際に確認は取っていませんし、記録もないと思いますので。ごめんなさい、そのようになっております。
- 議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。
- 7番（山崎眞幹君） ちょっと自分も分からんなりにいろいろ、ちゃんとは分からなくて調べ不足というか、知識不足のままお尋ねしているから、そういうことなのかもしれないけれども。
- それでは、④です。
- どっちにしろ、毎年度、多分、2,000人前後の学生が新入生として入学してくると思います。その中で、入学式があり、お迎えのイベント等もずっとやっているわけですが、そのときに、香美市として毎年度の新入生配布や案内をしている、香美市の情報等をお尋ねしたいと思います。これは資料をお願いしていますので、それを基に説明をよろしくお願いします。
- 議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。
- 企画財政課長（黍原美貴子君） 今年度は、入学式に環境課がお伺いさせてもらって、ごみの分別のポスターを配布したということでした。ほかには、ちょっと香美市ではないですけども、南国警察署が交通安全についての講話を行ったことを聞いております。
- 議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。
- 7番（山崎眞幹君） それも、やっぱりどこか見えない線があるのか壁があるのかは分かりませんが、何かお互いに遠慮しているんじゃないかなと感じないわけではないですね。もう30年近くそういう状態が続いていると、私自身は思っています。やっぱりもっと香美市も積極的に市の情報をお渡しするようなことをしても、僕は構わないと思うし、そういうこともちゃんと大学側と協議できるような連携推進協議会であってほしいなど。この推進協議会が、本当に1回の頻度でこれでいいのかと、計画を立てて、あとはその検証をするぐらいじゃないと意味がないぞということも含めて、やってほし

いなと思います。

⑤です。

地方交付税の算定に用いる資料の管理要綱を見ますと、人口、世帯数に関しては、国勢調査と住民基本台帳が挙げられています。新入生で本市内に住民票を置く学生には、例えば、5,000ポイントを付与したk a m i c a（カミカ）カードをプレゼントして、交付税増を図ってみてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

高知工科大学の学生に限らず、転入者を増加させる取組はしたいと考えておりますので、いろいろ検討させていただきたいです。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） k a m i c aには、ジモッペイという強力なライバルが出てきまして、実は苦戦ぎみなんです。だから、みんなが力を合わせてやっていただけたらいいなと思います。今回、k a m i c aの質問はしていませんけれども、硬貨チャージイベントを、この間香北町でやったと思うんですけど、小銭のマイニングをやって、物部町でもやって、本当に努力もしていますので、本当に担当課だけに任せるのではなくて、全市的に応援してあげたらどうかと思いますので、その点をよろしく願います。

⑥に移ります。

先ほど、一旦、市長からも答弁をいただいたような気もいたしますが、現在、香美市振興計画の基本方針6政策26、高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進は、実は、第1次香美市振興計画後期基本計画を策定する際に、高知工科大学の関係者から、あれ、この振興計画に高知工科大学に関する記述が全然ないという指摘があったんですよ。このときに自分も委員をさせていただいてまして、そのときの先生の発言ははっきりと覚えていますけれども、その指摘を受けて、これはだから後期計画から追加されたもので、みんなで築くというところに追記されたものです。高知工科大学を核とした学園都市の充実は、高知工科大学にとっても本市にとってもよい結果をもたらす可能性があると思うことから、第3次香美市振興計画では、共に歩むまちづくりの推進から学園都市構想に格上げし、実施計画を策定し、計画的に推進すべきだと考えますけれども、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市にとりまして、高知工科大学の存在は非常に大きいものがありまして、第3次香美市振興計画では、しっかりと位置づけたいと考えております。高知工科大学があることにより、大学生、教員、職員が香美市に住み、買物をしてくれることで、大きな経済化効果を生んでいただいております。また、大学の先生方には、香美市の各種委員会で御助言をいただいておりますし、大学生の若い力はまちの

活力となっております。

一方で、高知工科大学のポテンシャルを香美市政の中で生かし切れているかといえば、まだまだであると考えております。先ほど、東広島市が都市計画も盛り込んだ学園都市構想を実施していると御紹介いただきましたが、高知工科大学蝶野学長からは、大学周辺に商店などが無いことを御指摘いただいております。これからの人口減で大学定員を維持することが困難になる時代も間近で、議員から御提案があった、高知工科大学をどう生かすかという視点で実施計画をつくることも選択肢であると考えております。

加えて、香美市の教育にも関わりますので、香美市教育委員会ともベクトルを合わせる必要があります。現在の教育委員の皆様は、義務教育に特化した教育委員会を目指しており、考え方の違いが現状では大きいと考えております。教育委員の皆様とも意見交換を繰り返し、第3次香美市振興計画の策定時には香美市政と教育委員会が一丸となる状況をつくり出したいと思っております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） よろしくお願ひしたいと思ひます。今回の質問に関連して言ひますと、結局、大学にしても記念館にしても、ほかの自治体から見れば、本当にすごいものを持っているねということなんですよね、羨ましがられている。本当にそのものを香美市がちゃんと生かし切れているかということについては、私は常々両方とも疑問がありまして、実は、朝ドラ「あんぱん」が来る前までは、外壁の修繕だとかいろいろなことも提案しましたけれども、そのときはあんまりえいお返事をいただひていない。130万円の壁があつたりといろいろしたわけですけども、事ここに至つてはこういうことになるじゃないですか。だから、やっぱり大事な、香美市では宝という言ひ方しているのかな、資源については、しっかりとそれを中長期的に将来に向かつてどのように残して活用していくかを計画的に、誰が市長になつても、誰が議員になつても、その計画を推進できるような形にしていくのが、今の人たちの責任だと思ひますので、よろしくお願ひします。

先ほど、高知工科大学の少子化の話がありました。ある特任教授の方が、こういうことと言ひていました。高知工科大学は、どうして小学校に行つて理科の楽しさみたいなものを教えないんだらうという話です。というのは、今、どの大学も本当に生き残りに一生懸命で、もう小学生をリクルートに行くというんですね。それもありますし、それから、先ほどの蝶野先生が言われた周りに何もないということも、例えば、その計画の中で、4年後、5年後には近くにマックとかね、マクドナルドですよ、m a c じゃなくて。向こうが来るとか、そこを呼ぶぞとか、いろいろなそういう先に光が見えるような計画をつくつていただひたいと思ひますので、ぜひ、計画的にお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の3番目ですね。

今般の提案説明に関連して、以下に問うです。

まず、（1）教育委員会に関連してです。

①です。

前段、同僚議員の質問の中で、いろんなことは大体分かってきたんですけども、まず、せっかく質問していますので、一旦は御答弁いただきたいと思うのですが、教育長については、人選を県教育委員会が行って、県教育委員会に推薦された人物を、市長、教育委員が無条件で承認し、議会に提案するという意味か、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市教育長の提案権は市長である私にあるため、私が責任を持って人選し、教育委員の御了承をいただいて、市議会に提案させていただきたいと考えております。高知県教育委員会は、市の教育長人事に介入することはできないという認識であり、私もそのとおりであると考えております。一方で、私と教育委員の皆様との教育長としてふさわしい人物像につきましても、大きな溝があり、埋め難いというのが私の偽らざる認識です。県教育委員会には、大所高所からこの溝を埋めるためのアドバイスをいただければと思っております。また、人事には介入できないということですが、教育長にふさわしい方について、広く情報提供をいただくことは可能であると私は認識しておりますので、情報提供いただけるのであれば、私が入選する際の参考にさせていただきます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 先ほどの同僚議員のときの答弁と一緒にしたいと思いますので、②に行きます。

ハラスメントについては、受けたと思った本人が、裁判所等に恐れながらと訴えて、判決で認定されるものではないかと考えます。そのような理解でいいのかを、まず一旦お尋ねしたいと思います。

実は、これ自分もよく、いろいろ特別職同士がどうのこうのがありましたよね、これなかなか難しいという話もありました。ただ、でもその手前に、何か不思議だなと思ったのは、本人が言っていないのに、ハラスメントを受けましたと私が訴えていないのに、いろいろ聞いた方が、あれはハラスメントだ、これはハラスメントだと言っていること自体が、何かちょっと違うんじゃないかなということがありまして、実は、私が大学時代に同級生でした、私の大学、笑うことじゃないですけど、クラスの中で20人か30人、50人はおらざったと思うんですけど、その中で弁護士になったのが2人なんですよ。たった2人だったんですけども、そのうちの1人の弁護士に、おい、50年ぶりやけどちょっと教えてと聞きました。ハラスメントって、ある種の申告罪だよねと。そうしたら、それがなくてちょっと難しいんじゃないかというお答えでした。この間のお話の中でも、御本人はもうやりたくないという御意志もあるということですので、そんな経過です。さっきの議論を含めてちょっと膨らんでしまいましたけれども、やっぱり本人の申告がなければなかなかその先へは行きにくいんじゃないかと思いますが、その理解でいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まずもって大学の同級生に50年ぶりに御連絡された案件が、私のことであったとお聞きしましたので、恐縮でございます。

私のパワハラ問題につきましては、高知県内の報道だけにとどまらず、時事通信社が運営するiJAMPという多くの行政関係者が見る情報サイトで、7月月間ランキング全国13位の記事となりました。全国的にも注目されている案件でございます。兵庫県知事のパワハラ問題が大きく取り上げられている中ですので、私としましては早く結論を出したいと考えております。といいますのも、香美市の行政トップがパワハラを行う市長であると全国的に報道されたことにより、職員の士気や職員募集をはじめ、いろいろなところに悪い影響が出てくると考えているからです。本来は、議員がおっしゃられるように、ハラスメントを受けた本人が訴えて始まるものだと思います。しかし、今回の事案は、教育委員、市議会議員の皆様という社会的信用がある方からの情報提供ですので、事実として報道されたものと思います。

公益財団法人人権教育啓発推進センターが発行した企業と人権という冊子では、パワーハラスメントについて、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位、経験、年齢、人間関係、専門知識などが職場内で優位であることを背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与えることとあります。また、業務上必要な指示や注意を超えた厳しい指導かどうかもポイントとなるようです。

私が、前教育長に対し、優位な立場を生かして精神的な苦痛を与えたか、業務上必要以上の指示や注意をしたかにつきましては、正直申し上げまして、身に覚えがないというのが本音でありまして、できる限り早く弁明の機会をお与えいただき、また、私に対して聞き取りを行っていただければ、うそ偽りなく事実を申し上げさせていただきますし、パワハラに該当する事実があれば、御本人に直接謝罪をさせていただきます。また、市長としての責任があるのであれば、しっかりと罰を受ける覚悟もでございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ちょっとまたずっと重くなったので、もうこれはやめたいと思います。その理解でいいということですよ、分かりました。そこだけでよかったです、実は。

それでは、最後の質問になります。（2）集落活動センターでございます。

諸般の報告でも、奥物部集落活動センターが6月22日に設立されたことが報告されております。資料も提供いただきました。それに基づいて以下に質問したいと思います。まず、資料としてタブレットに、香美市の主要施策だったかな、そこに載っているもので、集落活動センターとはこういうことと香美市が言っていますよというところと、もう1個資料を用意してまして、これは、現実ある集落活動センターひらやまと集落活動センター美良布について、香美市で取りまとめしたものです。今、皆さんのところへ通知しました。

①です。

まずは、役員等の構成メンバーをお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） まず、タブレットで資料をお示しします。構成員につきましては、資料の上部に書いております、為近会長以下11人の地区の居住者等の市民で構成されております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） これを見ると、まず概要の所在地が、現在、物部支所内にありますけれども、これはセンターというか、事務所というか、協議会事務所みたいな感じですか、認識としては。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

③でもちょっと答えろうと、大丈夫です。現在のところ、物部町大栃1390番地1で、物部支所の住所と同じになります。拠点が正式にまだ決まっていないこともございまして、組織を仮に立ち上げており、事務所として取りあえず仮で支所にさせていただいておる状況でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 飛ばしてしもうたんやね、すみません。順番にやります。

それでは、②です。

令和6年度香美市主要事業Ver1.0では、支援内容について、経済的支援と人的支援が書き込まれています。それぞれの内容をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 先ほどの資料の2番でございます。

まず、経済的支援の内容につきましては、高知県の集落活動センター推進事業費補助金がございます。県が認定した支援集落活動センターが受けられる補助金でございます。なお、本年度はまだ立ち上げたばかりですので、本年度は活用しません。来年度から活用する方向で調整しております。

また、人的支援ですが、設立支援員、ちょっと用語が抜かっております、地域づくり支援員等の支援を行うようにしております。既に立ち上がっております、立ち上がっておりますというか、既に活動しております平山地区、美良布地区にも支援員を配置しておりますので、同様に支援員の配置を行うように計画や予定を、実際は今もやっておりますけど、しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） その経済的な支援の部分は、実際、来年度から活用するとい

うことなんですけれども、金額と年限についてお願いします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

大まかにですが2種類のメニューがございます。まず、1点目は、整備事業がございまして、ハード・ソフト両方あります。拠点を整備する際のハード事業と活動に関するソフト事業がございまして、整備事業全体で1か所当たり高知県の補助金が3,000万円となっております。市が2分の1ですので、最大6,000万円と御理解いただけたらいいと思います。補助対象期間は、組織の立ち上げから、去年かに要綱が、時期はすみません、ちょっと失念してしまいましたが、5年以内と変わっております。設立から5年以内補助が受けられることになっております。

また、継続発展支援事業につきましては、特にセンターが受けられる補助金となっております。いろいろとチャレンジ枠とか基本枠とか、活動に応じて補助金を受けられるようになっております。こちらの金額はそんなに大きくないです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 6,000万円を5年間で使えるということで、あと、ソフトについては、③にもかかってくるかと思いますが、活動内容について資料の下のほうに書かれていますけれども、これに係る補助金は幾らぐらいなんですか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 活動内容も資料の3番の下のほうに表示しておりますが、全て補助対象というわけではございません。基本的に、先ほど言いよった継続発展支援事業は、2分の1の補助率でできます。このような活動の中で、経費がかかるものについて補助を行っていく予定しております。補助率は2分の1で、チャレンジ枠が1センター当たり年間25万円というようなメニューがございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） あまり大きくないわけですね、分かりました。

じゃあ、③です。

すみません、先ほどちょっと早く行き過ぎましたが、活動拠点と活動内容をお願いします。これも重なりますね。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 活動内容につきましては、資料の3番にありますとおり、独自の奥ものべ青空市とか、主催の事業等を行うように予定しております。また、拠点につきましては、新たな活動する拠点を今探しております。それが決定すれば、拠点の移転も行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 県のハンドブックを見ると、活動センター立ち上げに向けた手順が具体例として載っていきまして、まず、立ち上げの検討、地域ビジョン作成、そして、活動計画作成、開所準備、開所となっています。このステップはちゃんと踏んでいるんですか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 既にもう認定を受けていますので、手順は済んでいると認識しております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） それぞれこれまでに開所したところは、そもそも場所が先にあってやっていると。一方で、この集活センターについては、もう準備会の段階で、何年やったか僕もちょっと分かりませんが、何年もかけてやっていますので、ぜひ、成功してほしいなと思っています。これからはいろんな知恵の出し方とか、支援も必要だと思いますので、それについてもよろしく願いをして、全ての質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

ここで、執行部から発言を求められておりますので許可します。商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 恐れ入ります。答弁の修正をお願いしたい部分がございます。午前中の山崎龍太郎議員の御質問の中で、大項目3番のチャレンジショップと空き店舗利活用事業について、②のチャレンジショップの利用客の部分でございます。

利用客数につきまして、私の答弁が年間のふらっと中町来店者数は「5,000人弱」と申し上げましたが、年間のふらっと中町来店者数は。

○議長（山本芳男君） 暫時時間を延長します。

○商工観光課長（門脇正人君） 来店者数は5,559人、そのうちチャレンジショップ利用客数は1,843人です。訂正をお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（山本芳男君） ただいま商工観光課長、門脇正人君から、山崎龍太郎君の一般質問での発言の訂正の申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、商工観光課長、門脇正人君からの発言の訂正の申出を許可することに決定いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

次の会議は9月11日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会とします。

（午後 4時00分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和6年香美市議会定例会

9月定例会議会議録（第3号）

令和6年9月11日 水曜日

令和6年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第3号）

招集年月日 令和6年9月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月11日水曜日（審議期間第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	高齢介護課長	中山繁美
副市長	村上真祥	福祉事務所長	野邑裕永
総務課長	竹崎澄人	健康推進課長	宗石こずゑ
企画財政課長	黍原美貴子	建設課長	野村文紀
定住推進課長	小松伯聖	農林課長	川島進
防災対策課長	中川英斉	商工観光課長	門脇正人

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	宮地憲一	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	小松幸春

【消防部局】

消防長 野口正一

【その他の部局】

農業委員会事務局長 和田雅充

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	今井沙織
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和6年香美市議会定例会9月定例会議事日程

(審議期間第10日目 日程第3号)

令和6年9月11日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 2番 公文直樹
- ② 11番 山崎晃子
- ③ 15番 利根健二
- ④ 8番 小松孝
- ⑤ 9番 舟谷千幸
- ⑥ 1番 有光収三
- ⑦ 5番 西山潤
- ⑧ 3番 中平麻衣
- ⑨ 6番 森田雄介
- ⑩ 13番 濱田百合子
- ⑪ 17番 村田珠美

会議録署名議員

14番、山崎龍太郎君、15番、利根健二君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（山本芳男君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 2番、市民クラブの公文直樹です。おはようございます。議長より許可をいただきましたので、一問一答方式により、通告書に従い、4点質問いたします。よろしく願いいたします。

質問事項1点目は、熱中症対策について伺います。

今年の夏は過去に例のない猛暑が連日続き、災害級の暑さと言っても過言ではない状況であり、9月の残暑においても、いつまで熱中症警戒アラートが発表されるのか予想がつかない状況です。こうした中、猛烈な暑さによる健康被害が、今後、さらに拡大するのではないかとの懸念から、本市の熱中症対策について伺います。

①です。

8月31日までの熱中症警戒アラート発表により、市民に注意喚起を行った日数を伺います。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） おはようございます。質問にお答えいたします。

令和6年度は、熱中症警戒アラートが7月5日に初めて発表され、8月31日までに41日発表されました。発表された全ての日に、平日は健康推進課を通じて、また、土日は消防署を通じて、市の防災行政無線から市民に注意喚起を行いました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 環境省のホームページによりますと、高知県に対する一昨年の熱中症警戒アラート発表は16回、昨年の発表は21回です。今年は連日にわたり格段に猛暑日が増している傾向から、今後の暑さも憂慮すべき状況であると思います。

続いて、②です。

8月31日までに熱中症等の疑いで救急搬送された件数及び死亡事故の件数は把握されているか、併せて、ここ数年の傾向について伺います。

○議長（山本芳男君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） おはようございます。消防本部、野口です。お答えいたします。

熱中症等の搬送件数につきましては、いずれも5月から8月までの件数となりますが、本年は35件、令和5年は13件、令和4年は25件となっています。死亡事案につき

ましては、消防本部で把握している事案はございません。また、ここ数年の傾向につきましては、本年の件数が大変多く、本年の場合、高齢者の男性をより多く搬送しており、発生場所は屋外 20 件、屋内 14 件、不明 1 件となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2 番、公文直樹君。

○2 番（公文直樹君） やっぱり暑い日が続いていることで、搬送件数も増加傾向にあり、死亡事故については把握されていないということではありますが、今後の暑さは本当にどうなるか分からない状況ではあります。人命を守るためにも、熱中症予防対策の周知徹底及び避難促進とクーリングシェルター利用拡大も今後の課題であると考えます。そこで、③です。

クーリングシェルターへの避難実績は把握されているか、また、避難場所としての専用スペースは確保されているか、避難者への給水や体調を伺うなどの対応は行われているのかを伺います。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

クーリングシェルターへの避難実績は把握しておりません。また、施設利用のスペースと避難場所が同じ場合は、共有となっております。民間の施設では、避難スペースとして確保していただいているところもございます。また、体調チェックについては特に行っておりません。給水については、施設の善意で設置されているところもある状況です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2 番、公文直樹君。

○2 番（公文直樹君） クーリングシェルターの利用は把握されていないということですが、先日、新聞報道にもありましたが、環境省が有識者の検討委員会を熱中症対策について行った中で、今後、クーリングシェルターについてもモニタリングしていかなければならないのではないかとというような意見も出ておったという記事を目にしましたので、今後、クーリングシェルターの利用促進とモニタリング、利用状況がどうであるかは、把握されていったほうがいいのではないかと思います。

昨日も、クーリングシェルターにつきまして、西村議員から御提案がありましたが、まだまだクーリングシェルターそのものの認知度も一般的ではないと思います。のぼり旗なんかも新たにつくって、啓発に努めていくことを検討されるということですが、ぜひとも避難所としての認知度アップと、利用しやすい、過ごしやすいシェルターの設置を検討していただきますよう、お願いいたします。

次に、④です。

今年度から運用開始された熱中症特別警戒アラートは、猛暑日が続く中、幸いにも現在まで発表されていません。今後、特別警戒アラートが発表された際には、学校や市民

グラウンドなどの公共施設においては、屋外活動を禁止するなどの対応が取られるのではないかと考えます。また、先月行われた土佐山田まつりにおいても、特別警戒アラートが発表された場合には、商店街パレードは中止するとの事前予告がありました。一方で、民間が行う屋外イベント、例えば、毎週行われている日曜市は、施設に屋根があるとはいえ、一定の集客により周囲の方々が出歩くようなイベント等に対して、市民への具体的な対応策は検討されているのかを伺います。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 民間が行う屋外イベントを全て把握することは難しいため、熱中症対策実行計画や熱中症環境保健マニュアル2022を、市のホームページに掲載しております。担当課と一緒にやるようなイベントにつきましては、担当課から助言などをするようになっていきます。また、イベントの運営者の方については、相談があった場合には具体的な対策を促していきたいと考えております。

市民向けですけれども、熱中症特別警戒アラートが発表された際には、熱中症警戒アラート発表時以上に命を守る行動を取ってもらうよう、防災行政無線で啓発するよう準備をしております。また、今まで、市民向けには、民生委員やケアマネなど、そういう団体には別途説明などをさせていただいております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） まだ発表されたことがないので、手探りというようなところはあろうかと思えますけれども、特別警戒アラートが発表される状況は、もはや異常気象であると私は考えます。台風が直撃し、暴風が吹き荒れ、激しい大雨が降りしきる状況と同じく、異常な暑さの中を出歩くことは、人命に関わる危険な行為であるとの認識を持って、今後の対応を御検討いただければと思います。

次に、⑤です。

熱中症は屋外のみならず、住み慣れた自宅の室内などでも発症します。電気代が上がっている昨今、中には節電のために扇風機や網戸で通気を確保するなどして、猛暑をしのごうとする方もいらっしゃるのではないのでしょうか。過去の経験から、室内であれば扇風機などで十分と考える方もいるかもしれませんが、今年の連日の猛暑は前代未聞であり、来年、再来年の夏はさらに暑さが増すのではないかと危惧しております。猛暑の中、屋外での活動や出歩いたりしていると、周囲の住民の目にも届きやすいですが、室内でどのように暑さ対策を行っているかは分かりづらいと思います。このような事態に備えるため、御近所の見守りや日頃からの声かけが重要ではないのでしょうか。

そこで、自主防災会の活動内容として、熱中症予防対策を推進できないか。例えば、啓発用チラシやうちわの作成、経口補水液の配布など、これらに係る経費を活動支援補助金の対象とするなどの検討ができないかを伺います。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 自主防災会は、自主的な防災活動を行い、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的としており、熱中症予防対策は災害の範疇には入っていません。しかしながら、自主防災会が事前に熱中症予防対策を実施することは、災害時避難者の健康管理の観点から大変すばらしいことと思いますので、勉強会などの要望がありましたら、関係課と調整し、チラシの配布等について対応したいと思います。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） さきにも申し上げましたが、猛暑日は台風などの異常気象と同等であるとの認識を持っていただいて、年々暑さが増していくことを前提に御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

次に、⑥です。

これまでに経験のない暑さが続く中、独居の御高齢者や個人経営の事業者は、屋内外を問わず、単身で周囲の目が届きにくい状況下、長時間過ごすこともあると思いますが、その場合の自己判断は命に関わるケースが考えられます。

一方、建設や建築関連の会社、電気設備関連の会社では、しっかりとした熱中症予防対策が取られている状況をよく見かけます。木陰の下で給水や休憩を小まめにとったり、日陰がない場所ではテントを張って直射日光を遮り、大型扇風機を設置するなどして、作業を行っている現場を度々見かけますが、こうした取組は、現場責任者の指揮や衛生管理担当者の適正管理のもと、当日の作業内容に合わせた計画的な対応が取られているのではないかと推察いたします。このようなしっかりとした組織的な対応は、厚生労働省が行っている「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」が広く浸透してきた成果ではないかと思っております。このキャンペーンには実施要綱が定められており、熱中症予防に関する教育研修の方法から、作業現場での服装に至るまで事細かに示されており、とりわけ現場において熱中症予防管理者を選任することなども記載されています。こうした専門的な取組を個人事業主や高齢者を見守る組織などに共有し、事故に至ったケース会議を行うことなどを共有することによって、救える命もあるのではないのでしょうか。

そこで、熱中症予防対策推進協議会、これは仮称ですけれども、こういったものを設立し、組織的な予防対策の推進は検討できないかを伺います。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

市では、既に、環境課、防災対策課、消防本部、健康推進課が中心となって、この事業を進めております。令和5年度には、急でしたので、取りあえずお祭りの前に担当部署との熱中症対策会議を行いました。また、庁内の関係する部署、ちょっと言ってみますと、高齢介護課、教育振興課、生涯学習振興課、総務課、商工観光課、農林課、建設課、香北支所、物部支所など9つの部署になりますけれども、集まっていたいただいて、熱

中症対策庁内会議を令和6年2月から不定期に開催しております。庁内の関係各課とも共通認識を持つように努めております。その中では、改正気候変動適応法や熱中症環境保健マニュアルなどを共有するようにしています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 市役所庁内では組織的に御対応いただいているということで、大変心強く思います。そこまで情報共有ができているのであれば、そこを中核として、例えば、建設業協会の支部であったり、社会福祉協議会、あるいは農協や森林組合なども一緒になって、最新の情報を共有していただくことで、また対策の改善できる可能性があると思うので、御検討いただければと思います。

それでは、質問事項2点目の防災対策について伺います。

（1）です。

今定例会議冒頭に、市長からも、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に関連した対応などの説明がありました。今後の対応についてのお考えを述べられておりましたが、臨時情報が初めて発表され、前例がない状況で、本市はどのように対応していくかを冷静に議論され、市民に対して巨大地震への備えを周知した一連の対応は、遅滞なく適正であったと私は評価しております。

そして、臨時情報の発端となる8月8日に発生した日向灘を震源とする地震は、南海トラフ巨大地震の想定震源域に変化を与えていなかった旨の分析結果が、先週公表されたことにより、このたびの懸念が一定払拭され、日頃からの地震への備えが重要であることが改めて確認されたのではないのでしょうか。

しかしながら、今後30年以内の大規模地震発生確率は日々増加しており、市長がおっしゃられたとおり、地震への防災対策は急がれるべきものであると存じます。

そこで、①です。

巨大地震注意の特別な呼びかけは、8月15日に解除されましたが、先ほど申し上げたとおり、防災対策は急がれるべき状況であるとの認識から、このたびの臨時情報を契機として、各種防災計画アクションプラン等の実施前倒しなど、見直しはされるのかを伺います。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 今年になり、元日の能登半島地震、4月の豊後水道地震、今回の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、地震対策を着実に進める必要があると思います。例えば、能登半島地震の状況から、マンホールトイレの整備等について検討を始めたところです。防災対策は、関係課や市以外の主体と連携を取りながら進めるものと考えていますので、危機感を共有し、計画の見直しを進めていきたいと思っています。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ぜひ、危機感を持って、対応に当たっていただきたいと思ひます。限られた人員で、地震対策以外の業務もある中、計画的に進められている幾つものアクションプランの見直し、前倒しは難しいことであるとは思ひますが、今後、再び臨時情報が発表される可能性はあると考えます。今回の巨大地震注意に関連した対応の検証も必要ですし、検証結果から地域防災計画などの見直しも必要と思ひれます。

そこで、②です。

今回の臨時情報発表に伴い、地域防災計画では、小・中学校は原則として休校とする対応が決められていますが、今回は夏休み期間中であつたため、通常部活動は休止とする一方、大会に向けた練習は休止しないとの周知があり、加えて、保育園や学童は地震に用心しながら運営されていたと思ひます。

気象庁や国からの注意喚起は、通常的生活を送りながら地震への備えを再確認してほしいといった内容であり、本県においても、注意喚起の内容や避難所の設置、また、保育園の運営方法などは、各自治体によって様々でありました。

こうした状況の中、津波を想定しない本市において、小・中学校は原則休校とする取決めの再検討は行われるのかを伺ひます。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 令和元年5月31日、気象庁が南海トラフ地震臨時情報の運用を開始して以来、初めて、南海トラフ地震臨時情報調査中及び巨大地震注意が発表されました。

参考となる前例がない中、小・中学校、保育園において取るべき措置として示されているのは、本市の地域防災計画のみという状況であつたため、小・中学校は原則として休校、保育園は休園しないという計画にのつとつた対応を行いました。議員の御指摘のとおり、今回の事例を教訓として、いずれ到来する次の事態に平時から備えることが求められているものと認識しております。

今後、本市と地理的条件が類似する他市町村の取組について、情報収集を行い、地震発生の可能性と防災対応実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、より安全な防災行動を選択するという考え方に基づき、地域防災計画の改定案を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） やはり、休校となりますと、日常生活を送りながらということとは難しくなってくると思ひます。改定案を御検討いただけるということですので、ぜひ、早急に御対応いただけたらと思ひます。

地域防災計画そのもの見直し、修正を行うには、ほかにも見直しが行われる箇所もあると思ひますので、該当箇所を一定整理し、総合的な検討も必要かと存じますが、次いつまた臨時情報が出るか分からない状況の中で、休校の見直しがなされるのであれば、

取り急ぎは運用上の見直しとして、その他の見直し事項についても、できることから臨機応変に御対応いただければと思います。

改めて、今回の注意発表により、今後、発表される可能性がある巨大地震警戒への対応も、具体的に進めていく契機となるのではないのでしょうか。中でも、広域避難に対する事前計画は率先して進めていくべきと考えます。今回のように、熱中症警戒アラートが連日発表されるような状況の中、避難所をどこに開設するのか、熱中症予防をどのように行うのか、沿岸部からの事前避難民をどれだけ受け入れられるのか、このような不安が尽きません。

そこで、③です。

今後、巨大地震警戒が発表された場合の対応策は再検討されているかを伺います。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

香美市地域防災計画では、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)において、地震に伴う土砂災害の不安がある土砂災害警戒区域などに住む地域住民や、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある地域住民へ、高齢者等避難を発令することとなっています。今回のような熱中症アラート発表時には、堅牢な建物で、かつ、クーラー設備が必要と思います。こういった建物は、香美市では特に人口が集中する旧土佐山田町内で不足すると予想されていますので、避難所確保のため各課と調整を進めてまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 今回初めて発表された臨時情報に対して、戸惑いや不安も多くあったと思います。また、自治体によって対応も様々でありましたが、大きな混乱が起きなかったことは幸いであったと考えます。しかし、現状のまま巨大地震警戒が発表されれば、混乱は避けられないと考えますので、先ほどおっしゃっていただいたようなことも含めて、ぜひとも実効性のある事前計画策定を急いでいただきたいと存じます。

次に、（2）です。

能登半島地震から8か月がたち、被災自治体では、市街地を中心として徐々に復旧作業が広がっていますが、中山間地域では、今なお道路やライフラインが寸断され、復旧時期の見通しさえ立っていない地域があり、孤立が続く集落では集団移転の議論が進められているとの情報があります。

こうした状況の中、先日行われた本市の防災士連絡会研修会においても、能登半島の復興状況が議論となり、会員からは、本市の中山間地域は孤立する可能性が高い集落が多い、一体どのくらいの間孤立するのか見当もつかず、外からの助けが来なければ、私たちにできることにも限りがあり、不安に感じているとの意見がありました。

そこで、国土強靱化地域計画39ページにもある孤立対策計画の策定状況について伺います。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 孤立対策に関する計画は、香美市国土強靱化地域計画の下位計画である、香美市地域防災計画に定めています。具体的には、第2章、災害予防計画の第16節、中山間地孤立集落防止対策の整備、第3章、災害応急対策計画の第20節、孤立地区対策にあります。今後、必要に応じた地域防災計画の見直しをしてまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 能登半島でも、今後、孤立集落の復興がどんどん進められていくとは思いますが、そうした過程も参考に、最新の状態にアップグレードしていただければと存じます。能登半島の被災状況や復旧に向けた課題は、本県や本市でも発生することが確実であると私は考えます。被災地に学び、必ず直面する諸課題に対して、事前の備えは喫緊の課題であると思います。

（3）です。

6月定例会議の一般質問でもお伝えしましたが、能登半島の被災地では空き巣や窃盗及び詐欺などの犯罪が発生しています。被災地では、パトカーによる巡回が頻繁に行われ、屋外スピーカーからは、家屋の改修工事や水道工事に係る工事代金の高額請求が多発している事態について、度々注意喚起が行われていました。加えて、SNSなどに偽情報が掲載され、人命救助活動が遅れる事態となりかねない事例も報告されています。偽情報に関しては、南海トラフ臨時情報の際にも確認されており、地震雲による予知や、何月何日に巨大地震が発生すると断言するなど、根拠のない情報が数多く流布されておりました。

地域防災計画においては、災害時の対応として、放火などが無いよう消防団による警戒対策や、避難所における防犯対策に関連した記載は見受けられましたが、その他の具体的な防犯対策は見受けられません。被災地における犯罪などへの対応は、主に警察組織が担うべき事案であると思いますが、予防啓発や被害者のサポート、そして、偽情報への対処などは、様々な団体が連携して対応していく事案であると考えます。

そこで、災害時の防犯対策について、警察や消防、社会福祉協議会など、関係機関がどのように連携していくかを検討を行うためにも、防犯対策計画が必要ではないでしょうか。見解を伺います。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 過去に発生した大規模災害からは、残念ながら空き巣や窃盗、性犯罪のほか、偽情報などの流布などが起こっています。これらを防止し、社会秩序を維持するためには、防犯パトロールの実施、正確な情報伝達の手段など、具体的な対策をあらかじめ定めておくことがよいと思いますので、地域防災計画に盛り込むことを検討いたします。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 能登半島被災地の状況に加え、今回の臨時情報発表により、本市の抱える課題は、より具体的に、そして、多岐にわたり事前に検討すべき防災対策が増加する一方ですが、どれも地域住民の生命や財産に関わる大変重要なものばかりです。最後に、防災対策課の人員増を含めた体制強化を図ることをお願いして、防災対策についての質問を終わります。

質問事項3点目の水難事故防止についてです。

先ほどの熱中症に関する質問でも申し上げましたが、今年の夏は猛暑日が全国各地で連日記録されており、夏のレジャーは必然的に避暑地である海や川、そして、プール施設などに行こうと考える方々も多かったのではないのでしょうか。

そうした中、テレビ放送や新聞記事には、全国の海や川及びプール施設などにおける水難事故の報道が多くありました。警察庁の生活安全局生活安全企画課が6月13日に資料としてまとめた、令和5年における水難の概況等によると、昨年は1,392件の水難が発生しており、このうち死者・行方不明者は743人であったと記載されています。水難の発生件数や死者・行方不明者の人数は過去10年間横ばいの状況であり、平成28年の単年増加を除き、およそ1,400件前後、死者・行方不明者数は700人前後を推移しており、本年も恐らくは例年並みか、それ以上の発生があるのではないかと心配するとともに、このたび水難事故によりお亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

とりわけ本県におきまして、7月に高知市内の中学校プールで発生した小学校の水泳授業中の水難事故に際しましては、我が家にも小学校4年と5年の娘がいることから、とても他人事とは思えず、二度とこのような事故が起きないことを心から願っておりましたが、2学期が始まった先月末に、北海道北広島市のプール施設において、水泳授業中の小学生が水難事故に遭い、幸い一命は取り留めたという報道を目にしました。

後を絶たない水難事故をどうにか防止できないか、本市において絶対にあってはならない、起こさせてはいけないとの思いから質問します。

（1）本市の学校プール施設運用についてです。

資料を提示します。

まず初めに、①の質問につきまして、資料をどうもありがとうございました。市内10校のプール施設につきましての一覧表ですけれども、この作成していただいた資料によりますと、大宮小学校と鏡野中学校の施設が比較的新しく、その他の8施設は30年を超えており、改修工事も度々行われている経過があることが分かります。中には、耐用年数の40年を超える施設もあります。

そこで、②です。

老朽化した施設の故障などにより、長期使用不可能となった場合の対応は検討されているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 現在のところ、故障等により長期間使用できなくなった事例等はございませんので、もし仮にそういった状況になったらどのように対応していくのか、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 今後の検討ということですが、もし、小学校プールが故障した場合に、中学校プールを借りて使用するような検討の可能性はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 小学校であれば、近隣の小学校のプールを利用するようなことが考えられると思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 安心しました。そのようによろしくお願いします。

次に、③です。

授業で水泳を行う意義をどのように認識されているか、学習指導要領を基に指導されていることと存じますが、学校体育実技指導資料第4集、水泳指導の手引（三訂版）では、プール施設を主とした生涯にわたるスポーツライフを前提として、泳法の習熟による水難事故防止にのみ論点が置かれているように感じます。海や川などの水辺におけるレジャーに対して僅かに記述はあるものの、海や川における対処法などの記載はないことから、生涯にわたり水に親しむ場所はプール施設しか想定していないように受け止められますが、見解を伺います。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 授業で水泳を行う意義につきましては、生涯スポーツにつながる運動として、児童・生徒の体力向上、健康増進、精神的な成長、安全意識の涵養などが挙げられます。また、水中での浮力を感じながら泳ぐことは、子供たちに自信や達成感を与え、精神的な安定をもたらします。さらに、水泳を通して水の危険性や安全な泳ぎ方を学ぶことで、水難事故を防ぐための安全意識を養っていくことが重要だと考えております。

なお、先ほど公文議員もおっしゃられましたとおり、水泳の授業につきましては、学習指導要領、県教科指導書を基に指導しております。学校体育実技指導資料第4集、水泳指導の手引につきましては、水泳の授業の補助資料として活用しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） どうしても学習の場がプールしかないのです、そういう形に必然的になるとは思いますけれども、そうしたプールの授業の中で、うちの娘も、今年も

着衣水泳が1回実施されており、着衣泳で、池とか川、海で落水したとき、服を着ている場合にどれだけ泳ぎにくいのかも経験させていただいております。しかしながら、この着衣泳に関しても、子供たちの反応は、泳ぎにくかったというような感想だけで終わっておりまして、こうした子供たちの様子から、足がつかない深さの海や川に服を着たまま落水した場合、冷静に対処できるのかが少し不安、少しではないですね、甚だ不安に感じる部分もあります。

加えて、学校からの指導でよく耳にする、海や川は危険なので子供たちだけで絶対に近づいてはいけないとの注意喚起がありますが、我が家の娘たちに、学校の先生から、海や川はなぜ危険なのかを教えてもらっているかと問うと、教えてもらったことはないとの返答でした。

そこで、④です。

予定された授業実施数、いわゆるこま数ですね、各学年の泳力目標は達成できているのか。加えて、雷や大雨のときにはプールが使えないと思いますので、そうしたときには恐らく体育館での授業に切り替えているのではないかと思いますけれども、プールが使えないときを利用して、海や川での水遊びに対する危険予測を座学とする授業は検討できないか伺います。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 授業実施数につきましては確保できております。

また、泳力につきましては、個人差はあるものの、各学年の狙いを達成できるよう指導方法を工夫して実施しております。水泳が苦手な児童への個別対応として、ビート板の使用、グループ分けをした指導、補泳の実施などを行っており、昨年度より泳力を高められるように指導しております。

また、悪天候等によりプールが使えない場合というわけではないですが、川や海遊びの危険性につきましては、中学校の体育の授業で水難事故の危険性と身の守り方について学習し、併せて、着衣泳の事業も実施しております。小学校は、夏季休業前などに、状況に応じて全校集会や学級での注意喚起を行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 中学校では、一定、海や川について学んでおるということですけれども、現実、海や川では児童・生徒及び高校生や大学生、青年や若い保護者も水難事故に遭っております。このことは、海や川に対する知識が乏しい、あるいは不足していることが事故の一因となっているのではないのでしょうか。プールでは十分に泳げるのだから、海や川も同じだろうとの考えもあるのではないのでしょうか。生涯学習として海や川の危険性について十分に学習することは、大変重要と考えます。

⑤です。

水泳授業に関わる全ての先生は、救命講習やAED操作方法などの研修は受けられて

いるのか、また、緊急事態の対応策や連絡体制は万全か伺います。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 小学校は、主に参観日を活用して保護者と教職員が合同で実施、中学校は、校内研修として実施するなど、実施形態は違いますが、毎年実施しております。緊急事態の対応策や連絡体制についても学校ごとに明確に定め、緊急の際には対応するようになっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 備えていただいているということで、授業中の事故防止に最大限の注意をしていただいて、緊急事態そのものが起きないように、万全を期していただくことをお願い申し上げます。

⑥の質問です。

7月に発生した、高知市内の中学校プールにおける水泳授業中の小学校児童の水難事故を受け、改めて本市の水泳授業に対する安全対策の内容を伺います。

併せて、夏休み期間中PTAによるプール開放の際には、私も監視員として見守りを行う中で、何点か監視方法の確認や情報共有を行い、安全確保に努めておりましたが、何分、大栃小学校は泳いでいる児童数が少ないため、監視しやすい状況でありました。ほかの学校ではどのような安全対策が取られていたのかお伺いします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 高知市の水泳事故を受け、7月8日に臨時校長会を実施し、各校の現状把握、香美市で統一する重点項目を確認した上で、安全面に最大限の配慮をしながら、予定どおり授業を実施しました。

また、夏休み期間中は、小学校7校中5校でプール開放を実施しました。監視位置や役割の確認の徹底、人数を半分に分けて2部制にするなど、学校の現状に合わせて安全に配慮して実施しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 学校の状況に合わせて、安全対策の再確認と強化を行っていただいたということですが、大栃小学校の場合ですと、プールの四隅に4人の監視員がそれぞれついて、なおかつ、高いところからプールの水面、水中が全体的に見渡せる監視員をもう一人置き、また、AEDを現場まで持っていく、あとは、休憩を小まめにとったり、浮島と言われる、いわゆる大きいビート板とかフロートも、そのフロートで遊ぶのを子供たちはすごく楽しみにしているんですけども、事故を受けて使用できないということで、なかなか子供たちも十分に楽しめない状況ではあったと思いますが、安全第一ですので、それは当然かと思えます。

小学校児童の水難事故に関連した事故検証委員会や保護者説明会に関する報道が最近

続いておりますが、事故原因の解明や再発防止策の検討はこれから本格化するものと思います。加えて、県教育委員会も、事故防止のため、国の安全対策基準からさらに一步踏み込んだ安全対策の基準を検討すると発表がありましたので、今後も改善されていくものと思います。

そこで、私からも事故防止のためぜひとも参考にしていただきたい事例を御紹介させていただきます。

⑦です。

資料を提示いたします。少々お待ちください。添付資料のとおり、香川県教育委員会が令和4年度スポーツ庁委託事業として行った、ライフジャケット推進事業です。御覧いただきまして、下の白囲いの2段目の段落ですけれども、香川県教育委員会では、児童生徒等の生涯にわたって心身の健康を保持増進する資質・能力及び自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力の育成を目指して、ライフジャケット推進事業を行っております。また、本事業によって、児童生徒等（学校）から保護者、地域等へ水難事故防止意識高揚の波及にもつなげ、香川県全体の水難事故ゼロを目指すという事業になっております。

次のページを御覧いただきまして、事業内容、2枠目ですね、事業を実施したのは香川県内11小学校のようです。クリーム色の吹き出しの中で、11校の先生に事前アンケートを行ったという円グラフを御覧ください。ちょっと自分もこの円グラフを見てびっくりしたんですけれども、先生へのアンケートですが、左から、水泳の指導は得意ですかという問いに対して、どちらかと言えばいいえ、また、いいえと、苦手であるとの回答が半数以上ということに結構驚いております。また、ライフジャケットを使ったことがない先生もいらっしゃるようで、なかなか先生も水泳授業に関して苦労されているような現状が見て取れました。本市においてもしっかりと先生の状況を把握していただき、水泳授業の改善に当たっていただければと感じます。この事業を参考にいただければということで、添付しております。

先ほど課長もおっしゃられたように、児童・生徒が水泳授業で習得できる泳力には個人差もあり、加えて、海や川に対する知識が乏しい子供たちが自然の中で泳ぐことは、大変大きな危険を伴います。この事業のように、ライフジャケット着用を推奨し、大切な命を守るために、先ほど申し上げたアンケートも実施していただいた上での現状把握、こうしたことを取り入れることは検討できないか伺います。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 香川県教育委員会のライフジャケット推進事業につきましては、すばらしい取組だと思っております。ただ、費用もかかることなので、教育振興課でライフジャケットを購入することは、なかなか難しいのではないかと考えております。なお、香川県のようにレンタルできるようなところがあれば、また、検討してみたいとは思っております。

教員へのアンケート等につきましては、現在のところ予定はございませんが、内容なども確認しまして、必要があれば検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 一圓課長からおっしゃっていただいたとおり、私も大変すばらしい取組であると考えておりますので、また今後、御検討いただければと思います。

また、ライフジャケットに関しましては、レンタルできるようなところがあればということですが。

そこで、次に、（2）健康センターセレネの質問に移ります。健康センターセレネのプール施設運用についてです。

①です。

昨年度と今年度、夏休み期間中の市内児童・生徒の利用人数を伺います。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

各年度8月の1か月間の市内小学生利用者数は、昨年度が221人、今年度が173人となっております。なお、中学生については把握しておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 私も、昨年も今年も子供を連れて、健康センターセレネをよく利用させていただきましたが、いつ行っても、子供、親子連れがたくさんいらっしゃいまして、入場制限がかかるようなときもありました。コロナ以前、コロナ禍でも人数制限をかけて運用されていたんですけども、昨年、今年は非常に利用が多いのではないかと印象を受けて、伺いました。香北町吉野の香北B&G海洋センターのプールが閉鎖され、高知市のサンピアセリーズ、また、南国市の巨峰園のプールも利用できないことから、近年、市内の子供たちの利用が増えている状況ではないかと考えております。

そこで、②です。

7月に発生した、高知市内の中学校プールにおける小学校児童の水難事故を受け、改めて安全対策は検討されたかを伺います。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

健康センターセレネでは、プールの利用は3歳以上とし、小学校3年生以下の子供は保護者同伴での利用としています。今回の水難事故を受けての措置ではありませんが、今年度は、夏休み期間中の土日祝日及びお盆の時期には、プール監視員を1人増員して2人体制で運用しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） やっぱり安全対策は何よりも優先されるべき事項であると思いますので、事故防止のために指定管理者任せにすることなく、担当課も一緒になって安全対策を協議していただきますよう、よろしくお願いします。

次に、③です。

健康センターセレネのプール施設には、子供用の水泳補助具として、アームヘルパーと腰に巻き付けるフロートが置かれていますが、これをライフジャケットに変えてさらなる安全性を確保することと、地域住民にライフジャケットの高い安全性を知っていただくために、先ほど御紹介させていただいた資料に戻りますけれども、こちらの3枚目の右下に、ライフジャケット親子体験教室を開かれている事例があります。こうした教室を開くとともに、次のページにありますライフジャケットレンタルステーションですね、ライフジャケットをサイズ別に合計で240着、これを市内の学校なんかにも貸し出していると。あと、民間団体にも貸したりしているということですが、こうした事業が健康センターセレネでも検討できないかを伺います。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

ライフジャケットの着用などにより、水辺の安全対策を強化して水難事故を減少させる試みは、検討すべきであると考えております。今のところ、親子体験教室などを各種団体が健康センターセレネのプールを利用して開催することは可能ですが、健康センターセレネが主体で実施することにつきましては、考えておりません。同様に、ライフジャケットレンタルステーションの設置につきましても、今のところは考えておりませんが、情報収集等には努めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） こちらもすばらしい取組であると考えておりますので、今後、御検討いただければと思います。

このライフジャケット着用につきましては、船の上で船外活動を行う際には、法のもと着用義務が課されていることから、安全性は非常に高いものであると考えます。このことは、自転車運転時のヘルメット着用と似たような状況にあると考えます。やはりヘルメットも、費用がかかる、面倒くさい、邪魔になる、見た目がダサイなどの理由から敬遠されがちではありますが、最近では普及率が上がってきたと思います。こうした点からも、ヘルメットも命を守るために必要な道具である、補助具であるということで、社会全体で機運を上げていって、今の状況にまでたどり着いていると思いますので、ライフジャケットも同様に、社会全体の取組として、今後、推進していくべき安全対策と考えます。引き続き、研究等をしていただければと思います。

次に、（3）です。

日ノ御子河川公園キャンプ場における河川遊泳の際の安全対策について伺います。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

日ノ御子河川公園キャンプ場におきまして、付近を流れる日ノ御子川で遊泳される方々への安全対策としましては、指定管理者の職員が増水時に声かけを行う形で注意喚起を行っております。また、河川を使用するイベントを開催する際には、ライフジャケット等を用意するなどの安全対策を講じているということです。また、管理棟では、万が一に備えてAEDを準備しております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 実際に、川で泳ぐイベントをする際には、ライフジャケットを活用されているということです。市内にそういった実例もございますので、ぜひ、庁内で共有していただいて、ライフジャケットの研究を進めていただければと思います。次に、（4）です。

ほっと平山における川遊び体験の際の安全対策を伺います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

宿泊客に川遊びができる場所を聞かれた際には、近くの川の場所を紹介することはあるそうです。その際には、安全に注意して遊んでいただくように声かけをしているとのこと。なお、川遊び体験のようなイベントをほっと平山で実施した実績はないと聞いております。また、AEDに関しましては体育館に設置しておりますので、緊急時には対応できるものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 基本的には、保護者同伴で川辺に行かれることが前提だとは思いますが、ぜひ、事故防止には細心の注意を払っていただけたらと思います。

続きまして、質問事項4点目の市営バス美良布大柘線についてです。

①です。

4月より試験的に運行されている土曜、日曜、祝日の早朝1便と最終2便の増便バスについて、乗車人数の状況が分かる一覧表を依頼申し上げておりましたが、作成いただきましてありがとうございます。資料を共有させていただきます。こちらの資料になります。

一覧表を拝見しましたので、②です。

増便バスを御利用される乗客の方は、平均して1便当たり2人未満であり、利用が多いとは言えない状況ではありますが、試験的な実証運行から本格運行へ移行するための基準を伺います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

今回の実証運行を始めるに当たり想定したものとして、9月末までの乗車人数を集計し、平日の早朝便、最終2便の乗車人数をそれぞれ比較して、土日祝日の乗車人数の平均が5分の1を下回る程度であれば、利用者が極端に少ないとして、本年度末で実証運行を終了することを検討しておりました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 作成していただいた、左下の5分の1という欄になってくると思います。ありがとうございます。

それでは、③です。

現時点での利用状況から、来年度に向けた対応を伺います。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 資料にも書いておりますとおり、左の表は平日の運行、1日平均が下段にありますが、1便目が7.38人、9便目が3.52人、10便目が1.74人となっております。5分の1にした数字は、その下段となっております。また、土日祝の運行の便で7月まで、あくまで7月まででまだ途中なんですけど、右側の表になっておりまして、1日平均が、1便目が1.76人、9便目が0.79人、10便が0.68人と、一応、5分の1の人数は確保されておると認識しております。ただ、先ほども言いましたが、乗車人数は基本的に少ない状況ですので、今後も乗車利用促進をお願いしていく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 途中段階ではあるということですが、沿線の中学生、中学3年生からも、来年高校に通うに当たり土日祝日も利用したいという保護者も、少ないですけども一定声もありますので、ぜひ、来年も続けて、恒久的にでもなく、あと1年ぐらい様子を見ていただいて、じっくりと御検討いただけたらと考えます。公共交通の利用促進も、さらに広報等で促していただければと考えます。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 公文直樹君の質問が終わりました。

次に、11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、教育長人事をめぐって、介護保険制度、農福連携の取組、終末期蘇生

停止ルール化、災害対策についての5項目をお伺いいたします。

初めに、1点目、教育長人事をめぐってお伺いいたします。

前教育長の任期が5月25日に満了し、教育長不在期間が3か月を過ぎました。この事態に多くの市民から心配する声を聞いています。2度の教育委員との公開意見交換会は、一致点を見いだすことができずに終了となりました。その後、8月7日の非公開での意見交換会では、3点について合意したとの市長報告がありました。教育長人事案の提出は未定とのことでしたが、早急な対応を求めて伺います。

①です。

さきの市長発言では、新たな教育長はゼロベースで検討するということであったと思います。ゼロベースとは、全くの白紙で検討するということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） そのとおりでございます。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 全くの白紙ということでお聞きいたしました。

そうしたら、②の質問に移ります。

これまで名前が挙がった方以外ということか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） そうではございません。選択肢としては残しております。

しかし、今の状況で、私が前回提案した方を出しても、教育委員の皆様の御了承は得られないと考えており、今の時点では提案することはできません。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうですね、今の時点ですら、また同じことになってくるとは思いますけれども、その方を残したままであれば、なかなか前に進んでいかないと、思うんですけれども、その点はどうかお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長からの反問を許可いたします。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、白紙ということをお話しさせていただきました。議員が選択肢から外した形にしなければならないという理由は何でしょうか。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） なかなか協議が進んでいっていませんので、この状況がずっと続くことに対して、やはりどこかできちんと新たな考えのもとで進めていかないと、これはなかなか進んでいかないと。結局、昨日からのお話の中でも、市長の考えていることと教育委員が考えていることが違ってきているとも感じましたし、一致点を見いだしていくためには、第三者が私は適任であるんじゃないかということで、お聞きいたしました。

○議長（山本芳男君） ただいま反問に対する回答がなされましたが、これでよろしいですか。

市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 新たな第三者ということは、③もですか。

○11番（山崎晃子君） 進んでいかないことについて。

○市長（依光晃一郎君） ごめんなさい。進んでいかない理由については、私が提案させていただいた方について、教育委員が反対されておるといことですが、白紙にというところで行くと、どうして反対されているのかもお聞かせいただきたいのですが、話合いの中でその議論が進んでいないことが、私がなかなか提案できない理由でもあります。選択肢として残してはおりますが、先ほども御答弁したように、現実的には無理であろうと思っております。ただ、その方に何か非があるわけでもないですし、当然何か悪いことをしたわけでもないのに、私が外す理由もないということでございます。そういう意味では、まずは教育委員の皆様方に、小・中学校の先生ではないからなのかもしれないですけども、そこを明確にさせていただきたいということが、私の今の思いでございます。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ③です。

そういたしますと、その方を残しつつになるかと思うんですけども、その第三者は考えられていかないのか、その点。第三者にはならんと思いますが、何かお考えがありますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 当然、第三者も入れての選択肢としてなっておりますし、昨日も答弁させていただきましたが、教育委員の皆さんからもいろんな人選についての御助言をいただけておっております。また、県の教育委員会にもそのようお願いしています。ただ、どういった方がふさわしいのかを明確にした上でやらないと、いろんな人の名前が出てきても、結局、理由も分からないままに選択肢から外すとなると、名前が挙がった方に対しても失礼であると思っておりますので、まずは、どういった方がふさわしいのかという合意ができてから、人選に進んでいくのがいいのではないかと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ④に移ります。

今のところ、第三者で提案できる方は市長の中にはいないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 現状では、誰を提案させていただいても御理解を得られないのではないかと不安がありまして、教育長としてふさわしい人物像について、明確にする必要があると考えております。

私の考えにつきましては、教育委員の皆様との話合い、議会での御説明も含め、かなりの部分で御説明させていただいていると考えておりますので、次の会では教育委員の

皆様が考える学園都市構想を実現できる人物像につきまして、さらに詳しくお話を伺いたいと考えており、このことが教育委員の皆様との溝を埋める大きなヒントになるのではと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 現時点では、市長から提案できる方がいないということでしたけれども、それでは、教育長職務代理者にお聞きいたします。昨日の答弁の中でも、ふさわしい方がいればというようなお話があったかと思えますけれども、第三者について提案できる方、そういう腹案はお持ちでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

昨日もこの場でお話し申し上げましたけれども、市長がよろしかったら、具体的にお名前を挙げてお知らせしたいと申し上げました。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 教育長職務代理者は、市長がよかったら具体的にお名前も申し上げてというお話がありました。ぜひ、そのことを進めていただきたいと思います。この教育委員会からの提案について話し合っていたいただきたいと思います。その点をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 繰り返しになりますが、まず、人選については、お名前は聞かずに合意が先であると思います。具体的に挙げていただいたときには、一定、御本人の了承もいただいた形で私に提案されるのかなと思います。万が一私が納得できなかった場合には非常に失礼なことになると思いますので、まずは、どういった方がふさわしいのか、合意させていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） なかなかすんなりといかないということですが、この間、教育長人事に関して質問させていただいたわけですが、市長は、昨日、教育委員とは大きな溝があり、なかなか埋められないとおっしゃいました。私は、その溝をつくった原因は市長にあるのではないかと思います。この間に明らかになった、認識不足やコミュニケーション不足、配慮のなさが、今回の溝につながっていると考えております。その溝を埋めることを市長にもしていただきたいと思います。そのためには、これまで教育長として名前の挙がった方ではなく、第三者を前提に話し合いを進めていただきたいと思います。そうでなければ、これは前になかなか進みません。香美市の教育のために、ぜひ、その点を考えていただきたいと思います。申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。⑤になりますね、すみません、抜かりました。

今後の教育委員との意見交換の予定についてお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 教育委員の皆様には、この場をお借りしまして、改めて早期の開催をお願いしたいと思います。また、議会の皆様への御案内、マスコミへの公開を行うかどうかは、教育委員の皆様にお選びいただければと思います。私としましては、人物像のすり合わせにつきまして、オープンな場でも差し支えないと考えております。

また、先ほど私自身に不手際があるということでしたが、それは私の説明不足ということでおわびを申し上げたいと考えております。

今回、非常に難しくなっておりますのが、パワハラに関する問題もございまして。振り返りまして、この問題がどうしてこういったことになったのかを考えたときに、やはり教育委員の皆様方との信頼関係が失われているということに尽きるのではないかと思います。6月定例会議でも御答弁させていただいたことではあります。教育長人事につきましては、議会に説明する前に教育委員に御相談すべきと当初から考えておりました。2月中旬に教育委員に内々で御相談させていただきました。その時点で、まだ候補者本人への最終確認すらできていない、検討段階の人事案であったにもかかわらず、突然、教育委員連名で前教育長の再任を求める要望書が提出されました。また、市長から議会へ御説明すべき人事案が、それ以前の段階で教育委員から市議会議員に一方的に伝えられ、結果的に議会軽視と言われるような状況ともなりました。地方教育行政法では、教育委員には守秘義務が課せられており、積極的な政治活動も禁止されているにもかかわらずです。信頼関係を一方的に、私の受け止めではございますけれども、裏切られた結果が、私と教育委員との溝が生まれるきっかけであったと認識しております。これは私の考え方ではございますが。とにかく、溝を埋めなければならないことは議員御指摘のとおりであると思っておりますので、私自身も話し合いを重ねてしっかり努力してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今、答弁をお聞きする中で、信頼関係が失われている、その信頼関係を失うようにしたのは市長なんですね。一番最初の推進官のところから、私は歯車というか、きちんと双方で理解があって推進官を配置した形ではないことから、もう既に始まっているんですね。そのことを考えていただきたいと。市長の対応のまずさから、こういう状況になったのだと、私は考えております。

それでは、2番目の質問に移ります。介護保険制度についてお伺いいたします。

（1）です。物部町の小規模特別養護老人ホーム、葦生郷についてお伺いいたします。

①です。

物部町には通所介護事業所1か所と訪問介護事業所1か所、そして、入所施設として介護老人福祉施設、小規模特別養護老人ホームがあります。これらの事業所は、物部町に住む方々に必要不可欠な介護サービスを提供しています。しかし、小規模特別養護老人ホームは、現在、サービスを休止しています。同施設は、平成24年、物部町堀田に

29床の全室個室の入所施設として開設しました。職員確保が困難な状況が続き、オープン時より1階部分の居室は閉じたままになっていたと思います。開設から12年でこのような状況になり、介護が必要になったときには入所したいと考えていたが、今後、どうなるのだろうかと心配する声を多くの方から聞きました。休止に至った経過と今後についてお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の御質問にお答えいたします。

特別養護老人ホーム菫生郷は、令和元年頃から3回にわたり排水管修繕工事を実施しておりまして、そのほかにも、施設内のクロスや建具の不具合が発生しているとの報告を受けております。現在、施設管理者におきまして、詳細な原因を調査していただいております。また、施設管理者の判断によりまして、入居者15人は5月にほかの施設へ転居し、8月8日からは事業を休止しております。本年12月が指定介護保険事業者としての指定更新月となっておりますが、更新するかどうかは検討中であるとお聞きしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 現在調査中で、今後のことは未定ですかね。そうしたら、12月にならないと、今後どうするのかは分からないということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） そのとおりでございます。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 物部町は高齢化率が高く、介護施設やこういう医療機関があることが、高齢者の生活の安全・安心につながっています。また再開することを願い、次の質問に移ります。

②になります。

既に休止していますので、入所していた方々は、先ほど言われたように、ほかの施設に移られたということでありまして。また、入所待ちをしていた方もおられたのではないかとも思いました。今回の入所施設休止という状況について、市民への影響をどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

今後、菫生郷が施設を再開するかどうかは検討中とのことですが、もし、廃業となれば、施設利用を希望する高齢者には、香美市内の既存施設であります、特別養護老人ホーム白寿荘、ウエルプラザやまだ荘、介護老人保健施設あじさいの里、とさやまだファミリア、また、介護医療院香北病院などを利用していただくこととなります。

現在、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画のサービス基盤整備といたしまして

は、本年6月に特定施設入居者生活介護（ウエルリブじんざん）の整備ができました。小規模多機能型居宅介護事業所につきましても、事業者の募集を行っております。

今後も、支援が必要な高齢者が、可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できますよう、基盤整備を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） もし、再開が難しい状況になったとしても、サービス量としては足りているということでしょうか、その計画の中からも。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 現在、入居者15人につきましても、それぞれ香北病院とか白寿荘などに移っていただいております。今の段階では充足していると考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） （2）の質問に移ります。訪問介護についてお伺いいたします。

①です。

訪問介護は、ホームヘルパーが高齢者や障害者の自宅を訪問し、日常生活を支援する介護保険サービスで、在宅介護を支える重要なサービスの一つです。各対象者のケアプランに基づき、食事や入浴、排せつ、衣服の着脱を介助する身体介護、洗濯や掃除、買物や調理を支援する生活援助、医療機関への移動を助ける通院介助などを担っています。

しかし、職員の高齢化と低賃金や重労働を背景に、多くの事業所が人手不足を感じています。厚生労働省の集計によると、2022年度は訪問介護事業所の36.7%が赤字経営でした。また、東京商工リサーチの調べで2023年の訪問介護事業所の倒産は67件で過去最多でした。県内の訪問介護事業所は、2024年7月時点で216か所と、2019年4月の221か所から5か所減にとどまっていますが、これは、高知市が増加傾向にあるため、郡部では閉鎖が相次いでいるそうです。

また、2023年度の介護労働実態調査によると、全国のヘルパーの平均年齢は50.5歳ですが、県内では65歳以上が2割を占める状況で、中山間地域では60代、70代が主力を担っている事業所も多くあると聞きます。2022年度のヘルパーの有効求人倍率は、厚生労働省によると全国で15.53倍であり、介護施設全体の3.79倍と比べても、求職者の少なさが際立っていることが明らかになっています。私が訪問介護事業所に聞き取りをした際、ある事業所で、ヘルパー全員が60歳を超えいつまで体もつか分からん。でも、私たちが辞めたら高齢者が困るとの思いで頑張っているが、実際に体はきつい。5年後は分からんとの声も聞きました。また、別の事業所でも、求人を出しても応募が全くない、ヘルパーが高齢になって辞めても代替りの人材が見つからないと嘆く声も聞きました。

本市にある訪問介護事業所は6か所となっておりますが、訪問介護の実態、現状についてどのような認識か、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

本市には、土佐山田圏域に5事業所、香北・物部圏域に2事業所の訪問介護事業所がございます。

昨年度に実施いたしました介護人材実態調査及び介護保険サービス提供事業者調査によりますと、訪問介護事業者の雇用者の多くが40歳代以上であり、特に70歳以上の職員が最も多く、60歳代からは非正規職員の割合が高くなっております。経営を継続する上で良質な人材の確保が難しい、また、現行の介護報酬では人材の確保・定着のための十分な賃金を支払えない、経営（収支）が苦しく労働条件や労働環境の改善が難しいといった現状を認識しております。さらに、複数の事業所で、新規利用者の希望する時間帯での受入れが困難なケースがあることも把握しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 訪問介護事業所は、大変厳しい状況にあるということです。

訪問介護は、先ほども言いましたように、在宅介護の基本的なサービスになっております。国は在宅介護を推進していますが、訪問介護は本当に必要なサービスですので、これがなくなることは在宅生活が継続できなくなることにもつながってきます。このことは非常に大きな問題だと思います。そういう状況がある中で、本市の訪問介護はどうなっていくという見通しを持っておられるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

過去5年間では閉鎖の事業所はございませんでした。ただ、高齢化が進んでおりますので、特に70歳以上の職員が最も多くございますので、危機感は十分に感じております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 在宅生活が継続できるサービス体制は守っていただきたいと思っております。

それでは、②の質問に移ります。

2000年に始まった介護保険制度は、3年ごとに介護報酬が見直されます。2024年度改定の介護報酬では、介護サービス全体で11.59%増となりましたが、訪問介護サービスの基本報酬は2%以上の引下げとなり、各事業所は減収を余儀なくされていると聞きます。ただでさえ効率化の難しい郡部の経営環境は厳しいものがあり、今回の改定で経営状態はさらに悪化しているのではないのでしょうか。このことは事業所の存続に関わることであり、関係者からは、保険料を支払っても必要な介護が受けられない

介護難民が増えると懸念する声を聞きます。本年4月からの介護報酬引下げの影響について、調査はしているでしょうか。本市でも、訪問介護が受けられないことにならないよう、実態把握を行い、対策を講じていただきたいとの思いでお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

現時点では介護報酬引下げの影響に関する調査は実施しておりません。毎年度、高齢者福祉計画等策定委員会において、本市のサービス資源や給付費等の現状を把握し、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況報告を行っておりますので、その際に、介護報酬引下げの影響についても調査を行いたいと考えております。

なお、令和6年度につきましては、来年2月下旬に策定委員会を開催する予定でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 2月頃に会をするのであれば、その手前にアンケート調査をするということですね。もっと早くしていただければと思うんですけども、調査をしていただけるということですので、ぜひ、お願いしたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

地元紙で、8月27日から「ヘルパー消滅、高知の介護危機」と題して連載が掲載されていまして。事業所の厳しい運営実態やホームヘルパーの現状などが生々しく書かれていまして。対象者に寄り添い、在宅生活を支えていくヘルパーがいてこそ、国が進める在宅介護の継続ではないでしょうか。今回の介護報酬引下げに関して、あるヘルパーからは、私たちの仕事が否定されたようでつらい、一生懸命やっているのにやる気を失うようなことだと憤る声を多く聞きました。このままでは、今後、訪問介護サービスを受けられなくなるのではないかと危惧します。県とともに、市長会等を通じて財政支援などの対策を講じるよう、強く要望すべきではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 今回の訪問介護の介護報酬引下げは、地域の実情に即しておらず、特に地方の小規模介護事業者への影響は大きいと考えております。県と情報共有し、経済的支援の要請、地域差の考慮、サービス維持のための対策等、介護サービスの質と持続を確保するため、政策に反映するよう国へも要望したいと考えております。なお、今年4月には他市からも県の市長会に要望しておりまして、国へも要望が届いていると思います（後に、「4月は訪問介護ではなく別の介護保険事業の要望であった」と訂正あり）。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 国へも要望していただけるとお聞きいたしましたが、市長にも、このヘルパーの問題について御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 介護の問題に関しましては、香美市の高齢者の生活を支える観点から重要なものだと思っておりますし、何とか処遇改善をしていきたいと。私自身も、今回の報酬改定引下げにつきましては、やはり国に対してある意味強く地域の状況も伝えながら、このままでは介護サービスが成り立たないこともお話しさせていただきたいと思っております。

また、先ほど課長からも答弁させていただいたとおり、今働いている方々も高齢化しておりますので、そういった方々にとっていい形で、何か市としてもお手伝いをとは思っておりますが、何にせよ財政のこともありますので、国・県と情報交換をしながらしっかり対応してまいりたい決意でございます。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 市長から、国・県に申し入れてしっかり対応していただけるという力強いお言葉をいただきました。ぜひ、その方向でお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時49分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、引き続いて質問をさせていただきます。

3番目です。農福連携についてお伺いいたします。

農福連携については、昨年6月定例会議で取り上げさせていただきました際には、福祉事務所が担当部署となり、香美市障害者自立支援協議会の中に就労支援部会を立ち上げ、農福連携支援会議の設置について協議していくとの答弁がありました。また、市長からは、障害を持った方も働ける地域づくりをしていくことは非常に重要だと思っている。体制をしっかりとつくった後にじっくりと進めたいとお考えをお聞きいたしました。この間、農福連携を実践している方々の取組事例をお聞きする機会がありました。また、実際に障害のある方を雇用し、現在、農福連携について勉強している農家の方にもお話を聞かせていただき、改めて本市でも取組を進めていくことが大事だと認識しました。

そこで、お伺いいたします。①です。

農福連携について、その後の取組状況と、併せて、今後の展開をお聞かせ願います。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 農福連携の取組につきましては、昨年9月から就労

支援部会の立ち上げに着手しまして、12月に準備会を開催しました。その後、令和6年2月に部会として立ち上げております。令和6年度は、5月から3か月ごとに4回の会を開催することになっております。また、本部会は農福連携支援会議として位置付けております。

今後の展開としましては、年度末までに障害者雇用に係る支援機関と連携し、農家を含めた市内事業所の雇用者と、支援機関に就労について相談している障害者等とのマッチング及び就労後の支援体制について、検討していくこととなっております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 徐々にではありますが進んでいることをお聞きいたしました。その中で、何か課題等があればお聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 課題につきましては、令和3年9月定例会議で、森田議員からの御質問でも答弁しましたが、マッチングできたとしても、トラブルへの対応や就労後の定着支援といった現場での直接的な支援を、どの機関が担うのかが課題として挙げられております。特に、農業は、体験イベントなどではなく本格的に就労するとなると、夏場などは早朝から作業が開始されるため、こういった時間帯に発生する問題への対応をどのように行うかといった課題が挙がってきております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 実際に取り組んでいるところとも情報共有をしながら、課題解決に向けて取り組んでいただければと思います。

実際に進んでいっていることをお聞きいたしましたので、②の質問に移ります。

農業と福祉の連携をきっかけに、現在では漁業や林業などとの連携、また、障害のある方やひきこもり状態の方だけではなく、罪を犯した人の社会復帰への活用など、支援対象者も広がりつつあります。

しかし、この取組を進めていくには、障害者への理解、事業者への働きかけなど、難しいこともあります。まずは、このような取組があることを、市民、農家の方等も含めて、広く知ってもらうことが重要ではないでしょうか。そのための一つの手段として、農福連携に関する講演会や学習会などの取組が有効ではないでしょうか。今後、本市で実施するお考えはないか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 御指摘のとおり、障害者への理解、事業者への働きかけがまずは重要と考えており、そのための手法や実施期間について、現在、就労支援部会で協議をしております。

御質問にあります、市民に広く知ってもらうための農福連携に関する講演会や学習会につきましては、これから香美市として農福連携の取組が進み、具体的な取組内容や成功事例が出てきた後に、必要に応じて開催を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今すぐではなくて、そういった事例が出てきたときに取り組んでいくとお聞きいたしましたので、ぜひ、取組を進めていただきたいと思います。その前に、農福連携の取組があるんだよという講演会というか、何らかの形で市民に知ってもらうことも大事なことだと思います。そういったきっかけみたいなことも必要かと思しますので、そのことについてもまた検討していただければと思います。

それでは、4番目の質問に移ります。終末期蘇生停止ルール化についてお伺いいたします。

7月14日付の地元紙に、県や県内の病院長、消防長でつくる県救急医療協議会は、本人の意思に基づくかかりつけ医の書面が示された場合は、心肺蘇生と救急搬送をやめるというルール化を定めたとの記事が掲載されていました。それによりますと、家や介護施設で終末期を過ごす高齢者の中には、心肺が停止した際はそのまま逝かせてほしいと望む人がいますが、家族や施設が119番通報した場合、救急隊員は消防法などで救命行為が義務づけられており、現場で心臓マッサージなどを続けざるを得ず、困惑の声が出ていたことから、消防庁は、2019年、本人の意思を酌んだ体制の検討を都道府県に通達、県内では、2022年に幡多西部消防組合が蘇生停止の対応を決め、県協議会が全体のルール化を昨年から協議、今年5月下旬にまとめ、県内の各消防本部に通知したとのことです。

そこで、質問いたします。①です。

本市の消防本部にも通知が来たと思いますが、統一ルールの内容及びこのことについての見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

救急隊は、家族から傷病者の心肺蘇生を望まない旨の意思表示を伝えられた場合、心肺蘇生に関する医師の指示書等の有無を確認し、提示があれば指示書を記入した医療機関に連絡、指示を仰ぎ、主治医等により心肺蘇生を実施しない旨の指示があった場合には家族等にその内容を伝え、同意があった場合のみ、心肺蘇生を中止することができることとなっております。

消防本部としましては、現場到着時から活動等に変更はなく、心肺蘇生を行いながら、家族等から意思表示があった場合のみ対応していくこととなります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今のは統一ルールで、それはこの通知の内容になりますか。

○議長（山本芳男君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） そのとおりでございます。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 意思表示があった場合、その指示書もあってということになるかと思うんですけれども、このことについて消防長はどういった見解をお持ちですか。

○議長（山本芳男君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

現在のところそういったケースはありませんので、あった場合に検討するようになるとは思いますが、現場の活動としては、今のところ心肺蘇生が優先されるようになるんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ②は、もう先ほど答弁していただいたように、ないということですね、分かりました。

そうしたら、③です。

統一ルール化による対応への課題等、こういう状況になった場合にはどういった課題があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしました。対応したケースがございませんので、その都度洗い出された課題に向かい合いながら、県の関係機関及び他消防本部との連携を密に取って対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今年始まったというか、ルール化が出てきたので、まだこれからだと思います。こうしたことを、また市民の方にも知っていただくことにもなるかと思っています。

そこで、④の質問に移ります。

厚生労働省は、本人や家族が、医師や介護関係者と終末期に望む医療を話し合っておくための人生会議を推奨しています。本市の取組状況はいかがでしょう。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

人生会議（ACP）とは、万が一のときに備えて、本人が大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて、自分自身で考えたり、周囲の信頼する人たちと話し合ったりすることです。

本市では、令和5年度から、一般介護予防事業におきまして、人生会議や終活をテーマとした講演会や映画上映会を実施しており、自分が望む治療やケアについてあらかじめ

め話し合うことの重要性を啓発しております。ちなみに、令和5年度は「未来への心づもり～人生会議してみませんか?～」というテーマで、近森病院の北村外科部長に御講演いただき、47人の参加がありました。本年度は、9月5日に奥物部ふれあいプラザにおきまして「お終活」熟春！人生、百年時代の過ごし方という映画を上映し、96人の参加がありました。人生100年時代の過ごし方や人生整理に動き出す家族の騒動をコミカルに描いた作品で、大変好評だったとお聞きしております。また、10月24日には人生会議（ACP）の講演会も予定しております。今後も引き続き啓発、周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 取組を進めているとお聞きいたしました。私も、9月5日の「お終活」という映画を拝見させていただいたわけですがけれども、人生の最期をどういうふうに過ごしていくのか、非常に大事なことだと思いますので、取組を進めていただきたいと思います。

それでは、5番目の質問に移ります。災害対策についてお伺いいたします。

①です。

南海トラフ巨大地震発生の可能性が高まった場合に、気象庁が発表する臨時情報が現在の形式で運用されるようになって5年が経過しました。臨時情報は2段階で発表されることになっています。南海トラフ地震の想定震源域や周辺で、マグニチュード6.8以上の地震が発生したり、異常な地殻変動があったりした場合、気象庁が5分から30分後に「臨時情報（調査中）」を出します。有識者による検討会が現象と南海トラフ地震との関連を分析し、発生の可能性が高まったと判断すれば、最短2時間程度で「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれかが発表されます。高まっていないという結論になれば調査終了となります。巨大地震警戒は、プレート境界の地震でマグニチュード8.0以上だった場合に出ます。津波が予想される一部の地域では、1週間の事前避難が求められます。一方、巨大地震注意は、修正後のマグニチュードが7.0以上、また、ゆっくりすべりと呼ばれる異常現象があった場合に出ます。家族の所在把握、非常用袋やヘルメットを玄関に置くなど、備えの再確認が促されます。

4月17日に愛媛・高知両県で発生した地震は、南海トラフ地震の想定震源域で起きましたが、マグニチュード6.6で臨時情報の調査開始基準には達しませんでした。しかし、8月8日に日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生した際は、地震発生の可能性が平常時より高まっていると判断し、運用開始から初めてとなる「臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。この1週間は、マスコミや防災行政無線でも、日常生活を継続しつつ、家具の転倒防止策や避難経路の確認など、事前の備えを促す放送が流れました。防災グッズや水を購入する方が増え、一時は品薄になったという話も聞きました。また、臨時情報発表で、どうしたらいいか、どこの避難所に行ったらよいかと聞

かれることもあり、戸惑う市民もおいでたと聞きました。

今回の臨時情報に関して、市民からの問合せや混乱等はなかったのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 臨時情報の発表に当たり、市役所に市民からの問合せ事案はありませんでした。また、市内の一部の店舗でペットボトルの水の売り切れとか、購入制限などが見られましたけれども、大きな混乱は確認されておられません。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 特に混乱はなかったということで、皆さん冷静に判断したということでしょうか。

それでは、②の質問に移ります。

今回の臨時情報から、防災に対する意識が高まり、災害への備えの重要性を再確認できたのではないかと思います。課題も見えてきたのではないのでしょうか。

臨時情報終了でも巨大地震のおそれがなくなったわけではありませんので、対応を検証し、今後の備えに生かすべき課題や今後の具体的な取組などについてお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 今回の南海トラフ地震臨時情報から幾つかの課題が見えてきました。その一つが、高齢者など避難行動に支援が必要な方への対応です。

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される場合は、地震に伴う土砂災害の不安がある土砂災害警戒区域内などに住む地域住民や、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある地域住民を対象に、高齢者等避難を発令することになっています。この場合、多くの方が避難されることが予想されますが、避難の支援については個別の要望に応えられるだけの市の職員がおらず、親類やふだんからお付き合いのある御近所の方、民生委員、あるいは自主防災会に避難援助をお願いすることになります。こういったことは、ふだんから誰にお願いするのかを考えておくことが重要であると改めて感じました。

今後、このような課題について、どのように対応していくのかを検討していかなければならないと考えています。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） どのように対応していくのかを検討していくということですが、ちょっと具体的に考えがあればお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） まだ具体的ではないですけども、先進地の調査をしながら、香美市でできることを考えていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） なかなかこの避難は大変なことだと思うんですけども、日頃から、もちろん自分も避難に関しての対応は考えていかなければいけないと思います。避難に関することも含めて、現在、防災対策課は限られた人材になっておりますけれども、自治体によっては出前講座を行って、まず自らというところもすごく大事と、その部分が十分にできていないと後々大変な状況になってきますので、そういったことをしているところもあります。また、参考にさせていただければと思います。

それでは、③の質問に移ります。

臨時情報が出たときは記録的猛暑で、本市でも、連日、熱中症警戒アラートが発令されていきました。熱中症と見られる症状で救急搬送される方や、体調不良を訴える方もおいでたようです。専門家は、今後も温度が上昇すると想定して、対策と意識の強化が必要だと発信しています。このような異常気象の中で大規模災害が発生した場合には、避難が長期化し、猛暑による健康被害が生じることが心配されます。専門家も、エアコンが設置されていない場所は避難する場所ではないと指摘しているように、避難所の暑さ対策は急務と考えます。本市の取組状況と対策についてお聞かせいただきたいのですが、このことについて、昨日、同僚議員への答弁では、国の補助制度活用を考えるということでしたが、来年度からの設置に向けて具体的にあればお聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） まだ、具体的な整備計画まではいっておりません。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ、来年度から取り組んでいただきたいと思います。国の補助制度もたしかあったと思いますので、早急に計画を進めていただきたいと思います。

それでは、④に移ります。

東日本大震災の教訓から、災害弱者への対応を迫られた国は、災害対策基本法を2021年に改正し、避難行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務となりました。私は、災害時に配慮が必要な方々の個別避難計画策定について、これまで何度かお伺いしてきましたが、当時の担当課長の答弁では、策定率19.4%だと聞いておりました。その後の策定率の状況、要支援者の避難訓練状況などについてお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 9月3日時点の避難行動要支援者数は1,133人、そのうち個別避難計画策定者数は361人となっており、策定率は31.9%となっております。

避難訓練への参加状況につきましては、一斉避難訓練に参加されている可能性はありますが、要支援者の参加状況は把握できておりません。福祉事務所としましては、福祉避難所の訓練について働きかけを行っており、地域の障害者が参加した訓練を実施していただいております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 個別避難計画はまだまだということですね。31.9%。
たしか以前は、個別避難計画を作成するに当たっては、会計年度任用職員を採用して作成という形になっていたかと思いますがけれども、まだまだ進んでいないという状況は、何か課題があるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 令和4年度までの策定率は、優先計画作成者を中心に計画策定を進めておりました関係で、その分が100%に近い状況になってきたことにより、令和5年度からは、情報提供に同意をいただいた方全てを対象として個別避難計画策定を進めておまして、今の30%ぐらいの策定率になります。ちょっと進まないのは、先ほども言いましたように、どこを分母にするかも一つありますけれども、個別避難計画策定に当たっては、まず、情報提供に係る同意をいただく必要があります。この情報提供の同意をいただける割合が、ここ何年か3割程度で頭打ちとなっております。また、計画策定者には毎年変動がございまして、新たに避難行動要支援者になられる方もおりますし、お亡くなりになったり、市外へ転出されると数が減るといったことで、今、計画を立てておる方の身体状況も変動してまいりますので、なかなかこれはちょっと100%とかにはならないのですけれども、おっしゃられましたように、会計年度任用職員を雇用しておりますので、その者が専門でこの事務に当たっております。その年度で作成すべき方については、確実に作成は進んでいる状況にはなっています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 情報提供の同意をいただく割合が頭打ちになった部分で、その方になぜ必要かを十分に御理解していただけていないということもあろうかと思いますが、その辺りの周知の状況等はどうなっていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 個人情報管理への意識の高まりや、高齢者等を狙った詐欺被害が社会問題となっていることもありまして、情報提供の同意には多くの方が慎重になっております。日頃から多くの避難行動要支援者と接する機会のある民生委員の方々やケアマネジャー、計画相談支援専門員といった福祉専門職からの働きかけをいただけるよう、現在、取組を進めていっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そのところが大変難しいとは思いますが、命を守るということで、進めていただければと思います。

それと、先ほど、福祉避難所での避難訓練はしているということでしたけれども、地域での避難訓練への参加は、これは前にもお聞きしたんですけれども、その状況はどう

なっていますでしょうか。地域の場合の避難訓練参加状況ですね。

○議長（山本芳男君） 答えられますか。

防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 年1回、地域での一斉訓練をやっているんですけども、その中に避難行動要支援者がいるかはどうかちょっと把握できていませんので、今年からちょっと把握したいと思っております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 以前にも私が質問して、そのときにも把握していないので今後していくと言われたんです。やはり地域とのつながりがすごく大事ですので、どういった参加状況かも知っておくべきだと思います。ぜひ、取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、⑤の質問に移ります。

ある高齢者から、自分の住む地域では緊急避難場所が中学校になっているが、万が一の場合、つえをついて歩くのがやっとの体で、身一つで避難するのが精いっぱい。非常持ち出し袋などを持って避難することは不可能だ。前もって必要品を避難所に置いておくことはできないかと、切実な声を聞きました。避難所に必要品を置いておくとなると管理上の問題などが発生するかもしれませんが、避難する困難さが伴うことで避難を諦めれば命に関わります。そのようなことがないように、切実な声に応えていくための対応策を検討すべきではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 避難行動の支援が必要な場合には、あらかじめ親類やふだんからお付き合いのある御近所の方、民生委員、あるいは自主防災会等に御相談されることが重要であると、以前から言っていますけれども、考えております。なお、あらかじめ個人の物資を避難所となる施設に保管することは、議員も理解されており、管理面で課題があるので、今のところは難しいのではないかと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） なかなか難しいということですが、学校であったら、例えば、水とかを持っていくのは非常に大変なことです。分散備蓄というか、学校に備蓄品を置くようなことにはならないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 別の議員にもお答えさせていただきましたけれども、市が用意する備蓄物資については、発災後に提供するもので、災害が起こる前については提供できないとして、従来からお願いしております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 災害が起きたときですね。そうしたら、学校には災害が起きたときに使える分散備蓄を、今後、置かれるということですか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） そのとおりでございます。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、⑥の質問に移ります。

台風や集中豪雨などが発生した際、状況により高齢者等避難情報が発表されます。今年には台風10号の上陸に伴い、事前避難を呼びかける高齢者等避難情報が出されました。その際、避難場所の案内と食料・水を持参するよう放送があります。この放送を聞いて避難をちゅうちょする声を、今回だけではなく、これまでも多く聞きました。夏場は、食品が傷みやすく、また、近くに店がないため買い出しにも行けない等の理由があります。このような方々がちゅうちょすることなく避難できるよう、備蓄品などを整備するべきではないでしょうか。多分、先ほどと同じ答弁だとは思いますが、食料・水を持参することは高齢者にとっては大変で、水もすごく重たいですので、そこを考えていただきたいということと、食料と水を持参するよう放送があることによって、避難をちゅうちょすることがあってはいけないと思いますので、食料の備蓄品を用意しておくことを再度検討できないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 先ほどもお答えしましたけれども、市の備蓄物資の供給については、発災後の3日間において個人備蓄で対応できない避難者を対象とするものであります。御質問にあります、災害発生のおそれの段階では、避難所において供給することはできません。このことについては、防災行政無線を通じた案内以外にも、ふだんからの情報発信をしていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） なかなかできないということですが、放送があることによってちゅうちょするし、それで命を落とすことにはなっていないので、その辺りは十分御理解というか、何らかの方法を考えていただきたいと思います。

それでは、⑦の質問に移ります。

⑥で、賞味期限が切れる前の備蓄品なんかは、ずっとあるわけではないと思いますが、そういったものを利用することも不可能でしょうか。ちょっとその一点を確認します。

○議長（山本芳男君） 答えられますか、どうも通告していないような感じがしますし、お答えがちょっとできんようですので。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。それも検討していただきたいと思います。

それでは、最後の⑦の質問に移ります。

今年、8月24、25日に香美市市民大学が開催されました。2日目は、阪神救助犬協会の相良順子代表による「犬と共に命をつなぐ～捜索災害救助犬育成～」と題した講演がありました。相良代表は、阪神・淡路大震災を経験し、スイスから来た災害救助

犬が瓦礫の中で捜索するのを目にしたことがきっかけとなり、地震や台風被害の多い日本において、災害が起きたときに備えて活躍できる捜索災害救助犬の育成を手がけることになったと聞きました。熊本地震や広島豪雨災害のときなどは、多くの被災地で捜索災害救助犬とともに救助活動を行ったとのことでした。しかし、最初はなかなか認められなかつたようで、国から来たのかと問われ、民間団体だと言うと、帰れと言われたこともあったと聞きました。相良代表の地道な取組が、今日の活動につながっていることに感動しました。今や犬は、私たち人間と共存しており、盲導犬や介助犬、セラピードッグとして活動している犬もいます。世界には、災害救助犬として法的に整備されている国があるそうですが、日本ではまだそのような整備はされていないということでした。

犬は嗅覚が優れており、100万分の1の匂いも嗅ぎ分けることができるため、人間には感じ取ることができない匂いも嗅ぎ分けられると言われていています。災害救助犬としての活動に大いに期待したいと思いました。見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 消防長、野口正一君。

○消防長（野口正一君） お答えいたします。

消防本部としまして、災害救助犬は災害現場での活動に多くの可能性を秘めていると考えております。11月15日に、高知県東部地域の7消防本部が集まり、当消防本部にて、県内の災害救助犬団体との合同訓練を予定しております。基本的な座学や訓練を行い、災害救助犬の特性を学習し、今後の活動に向けて連携を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 実際に訓練を予定しているということで、大変いいことだと思います。本当に犬は忠実でもありますし、被災地では一刻も早く要救助者を発見して命を救うことが重要となってきますので、救助犬の力も借りてということになってくるかと思います。

最後に、市長もこの講演をお聞きになられて、災害救助犬にも触れ合ったということですので。日本では、公的機関に救助犬が配置されることにはまだまだなっていないくて、スイスなんかではきちっとそういうことになっているようですけれども、そうしたことや今後のことも含めて、市長、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） お話がありましたとおり、私も当日、相良さんのお話をお聞きし、また、訓練役といたしますか、犬に見つけてもらう役もさせていただきました。私自身も、消防長からありましたとおり、可能性は感じております。一方で、制度的な導入につきましては、相良さん自体も御苦勞があるということでしたので、いろんなところで情報交換をさせていただき、情報収集をして、香美市、高知県でも訓練をやる

ということです、その状況も聞きながら、相良さんのような方々が活躍できる場を高知県でもつukれないか、努力してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 15番、市民クラブの利根健二です。一問一答方式で順次質問してまいります。

まず1番目、サテライトオフィス・シェアオフィス誘致についてでございます。

私自身はサテライトオフィス・シェアオフィスの誘致につきまして、商工会で徳島県神山町を視察いたしました。ヒューズセミナーで（有）データプロの澤野氏の講演を聞き、本市にも潜在力はあるので積極的に取り組むべきであると認識しました。ネットでは、多くの地域での成功例情報が上がっています。しかし、誘致におきましては、現場視察、関係者の生の声を聞くことが重要でございます。

2019年2月、市民クラブの行政視察で、三好市阿波池田、美馬市脇町を訪れました。少しでも関係者に情報をとの思いから、市民クラブだけではなく、公明党、自由クラブの皆さんに加えまして、行政から2人、商工会から3人の御参加をいただきまして、有意義な視察ができたものと思っております。そして、昨年5月には、2019年に続きまして2度目の三好市視察を行いました。そのときには、行政側から依光市長を含む7人、商工会から寺村会長、吉村事務局長を含む4人の参加がありまして、サテライトオフィス・シェアオフィスの誘致につきまして、より認識が深まったものと思っております。このときには、澤野氏に事前に本市へ来庁いただきまして、事前研修、情報交換を行いました。市民クラブの議員にとっては、視察の効果をより引き出せたものではないかと思っております。ほかにも、四万十町に視察に行ったほか、議員研修会におきましてサテライトオフィス誘致をテーマに上げ、勉強会を行っております。

この間、2020年3月定例会議、2022年10月定例会議において一般質問も行ってまいりました。また、同僚議員からも同様の質問が上がっております。そうした中、本市におきましてもサテライトオフィス・シェアオフィス誘致につきまして検討をされています。

そこでまず、（仮称）香美市探究拠点施設整備事業基本計画5月版に載っている調査について、何点か質問をしてまいります。

①でございます。

9ページからの先進事例にある渋谷区の2施設は、周辺環境、賛同企業はもちろん、地方で行える誘致とは全く異質であるように感じております。マッチング、交流以外のコンセプトでは参考にならない事例と思いますが、あえて報告書に載せた意図と、載っていない有益な情報があればお示しくください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

御指摘のとおり、都市圏と地方ではシェアオフィスの戦略は違ってくると考えます。しかし、都市圏の事例はシェアオフィスとしての空間のつくり方や、人々が交流するための仕組みづくり等に参考となる部分は多くございます。その中で、特に参考となった事例を選定し、掲載してございます。載せていない有益な情報は特にございません。以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 基本計画と渋谷区の施設について、ネットにも載っている情報を幾つか見せていただきました。ここは、もう既に周辺にある会社の情報交換場所の要素が非常に強いように思います。もしくは、そういった環境を求めて集まってくる方たちをターゲットにしているということでございます。登録料も片方が年間100万円と、結構な金額の施設でございます。連携、参加することはよいと思いますが、本市が当面目指す、また目指せるものとは方向性が全然違うと思います。あくまでも参考にするというか、目指すものとは違うという認識を一定持っているのか確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、目指す方向が違ってくる部分はございますが、都市圏の事例を参考に事業を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 参考にできる部分と参考にできないもののすみ分けというか、めり張りをちゃんと効かせた事業計画をお願いいたします。

②に行きます。

10ページからの調査結果を基に、重点ポイント、施設全般に関するポイント等、その他も含めまして4点に分けて記されております。都市部ならではのノウハウもありまして、地方では実現のハードルが高いと思われる箇所も複数あるように思います。実現に向けて、絞り込み、整理が必要と思いますが、どのように行っていくのかお答えください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、地方では実現が難しい事例もございますので、基本計画に記載しております重要ポイントを整理しまして、香美市での施設整備に落とし込んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 本当に都市部でしかできないこともありますし、反対に、都市部であってもここを見落としたらいかんポイントもありますので、ぜひ丁寧に、その作業はお願いしたいと思います。

続きまして、③へ行きます。

15ページからの、2、コンセプト、目的、戦略及び戦術の中の3、戦略及び戦術では、5項目18件の記述があります。ハード整備、運営、目指すもの等が混在しており、何をどうしたらいいのか分かりづらくなっております。戦略として実行に移すに当たっては、もっと整理する必要があるのではと思いますが、この点についてもお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

基本計画の記載に分かりづらい部分があったということで、申し訳ございませんでした。戦略、戦術実行の際には、それまでに新たに得た知見を加えまして、改めて内容を整理し、実行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ちょっと後の質問にも関係してきますが、改めて整理する部署というか、どういう場所で行っていきますか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

前の御質問でも御指摘がありましたとおり、地方と都市圏との差をどのように考えて香美市での事業に落とし込んでいくか、そういう部分について改めて内容を精査、整理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ちょっと質問とずれたような気もしますが、次へ進みます。④です。

17ページからの、4、分散型探究拠点施設構想に至っては、全て重要なことではありますが、ここも、やるべきことや結果としてついてくるものなどが混在しているように見受けられます。併せまして、書いてある内容が広範囲過ぎて、自分が見るのにどれに力を注いでいくのか全く見えてきません。ここも一定整理をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。併せて、具体的に力を注ぐ予定のものがあればお示し願います。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

基本計画では、分散型探究拠点施設構想の可能性や選択肢を広げるために、広範囲、抽象的に記載しておりますので、現時点でどれに力を注ぐという構想はございません。今後、事業を進める中で、メイン施設とサテライト施設、それぞれの役割やメリットを模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 実は、何となくずっと読んでいると、ここまでが資料編と
いうか、アンケートの結果とか委員から出た意見を取りまとめて、こんなやつができた
よというような資料編かなという気がしまして、この後から本体の計画書に入ってくる
のかなと認識しております。

そうしたら、⑤へ行きます。

パブリックコメントにおきまして、先進事例は渋谷区が記されているが、本市と同規
模事例は参考にしたのかとの問いに、鳥取県八頭郡、埼玉県秩父郡とありました。その
同規模自治体はどのような人員配置であったか。また、25ページには、先進事例等を
参考に作成したとありますが、同規模自治体の事例も本市の計画作成、特に、運営組織
に活かされているかをお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

運営組織に関しましては、特定の事例をそのまま参考にしてはいたしません。今回、基本計画の作成に当たりまして、視察、ヒアリングを実施した施設のほとん
どに、コミュニケーターやコミュニケーションマネージャーなど、施設利用者同士をつな
ぐ役割の人が駐在しておりましたので、そちらを参考に取り入れております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） コミュニケーターとか、コミュニケーションマネージャーで
すかね、片仮名でちょっと分かるような、分からんような、一生懸命ネットで単語も調
べました。

⑥に進みます。

ここからは、自分が何度も足を運んでお話をお伺いいたしました「にし阿波」エリア
での取組を参考にしながら、質問させていただきます。

人員配置計画におきましては、まず拠点1か所を整備コントロールし、条件が整い次
第、徐々に拡大していくほうがリスクも少ないし、かえって効果的だと思います。25
ページの人員配置計画は、スタート時点では課題ではないかと思っております。必要に
応じて、外部との連携、委託によって事業を進めていくべきではないかと思っておりますが、
いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

組織体制に関しましてはあくまで案でございますので、今後、整備を進めていく施設の規模や機能に応じまして、人員配置計画を考えていきたいと思っております。また、その際には、運営の委託、指定管理など、民間人材の活用も検討してまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 質問でも言いましたように、「にし阿波」エリアは、徳島県が一定の役割を担っておりますし、求められる役割は、香美市が企画しているものとちょっと違うかもしれませんが、徳島県西部の美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町の2市2町から成る「にし阿波」エリアのような広域でも、基本1人がそういった役割を担っております。しかも、これは県から委託を受けてやっているの、そういったことも考えますと、先ほど言いましたように、この「にし阿波」エリアで、ネット上なので実数とは違うと思いますが、載っているのは14件。東エリアで28件、南で38件、西で14件の実績に対して、現在の計画では、本部というか基点になるところで、正職員3人、外部1人、市の出向1人、バイト3人とか、サテライトで外部1人とされております。スタート地点でこの実績数を賄うのはかなり過大と思っておりますので、答弁にありましたように、かなり慎重に、スタート時点で重たくなり過ぎないように検討をお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員のおっしゃることを踏まえまして、人員配置を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 続きまして、⑦へ参ります。

ここではちょっと資料写真もあります。また、集客イベントについてもパブリックコメントがっております。まず、写真1枚目、東京都千代田区神田で開催の徳島県三好市のサテライトオフィス企業誘致セミナーでございます。これも内部じゃなくて、また後で名前が出てくるかと思いますが、西村さんというIターンで起業した方が結構頑張っているものでございます。外部イベントですね。2枚目の写真の三好市創業セミナーは、商工会議所主催のセミナーですので、これも外部との連携で行っている事業だと思います。3枚目がふるさと回帰支援センターでのイベントで、有楽町にあるホールかなという気がしておりますが、ここでのイベントです。これは、徳島県と徳島県信用保証協会、アンバサダー主催は西村さんという、先ほどもあった、三好市にIターンで来て、いろいろ三好市から情報発信している方が担当になっているようです。4枚目は真鍋屋で、皆さんが視察に行った阿波池田の施設で開催されている活性化プロジェクト、サテライトオフィスの誘致なんかも含めて行っております。これも、先ほどの西村氏が独立

して、阿波池田で起業したところが請け負っているような感じです。

時間の都合もありますし、写真の枚数制限もありますので、ごく一部の御紹介になりますが、三好市では、さきの⑥で質問した、県から委託を受けた方とは別に、サテライトオフィスの社員、企業名を出してよければ「あしたのチーム」としてIターンされた方が、独立・起業して、県内はもちろん東京等でも企業誘致のセミナー、ワークショップ、三好市から様々な媒体での情報発信を行っています。こういったノウハウの必要なところは外注のほうが小回りも利きますし、効果的だと思います。先ほども言いましたように、本体をできるだけスリムにして、負担を軽くすることが必要だと思います。まさに、集客イベントこそ外部コンサルと連携するべきだと思います。現計画では、体制図には書かれているメンバーで開催していくのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

集客イベントを実施する際は、施設の運営組織がメインとなって実施することが理想的ではございますが、それに固執することなく、必要に応じましてコンサルタント等と連携していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ぜひ、内部で人を育てて、地元におることも大事ですが、全国を見ると、Iターンとか、進出したサテライトオフィスが、割とIT系とかコンサル系の得意なところが結構利用してという事例も数多くあります。そういったことも一応念頭に置いて、身軽でフットワークの軽い人脈のあるというか、ノウハウのあることを利用していければと思いますので、ぜひ、検討をよろしくお願いいたします。

⑧へ行きます。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行します。

15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） お昼前に引き続き質問を続けて参ります。

⑧でございます。

本年5月以降に進捗したものがあればお伺いいたします。今後のスケジュールについても何か変更があれば、併せてお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

5月に基本計画を策定し、6月6日に市民に対する事業説明を兼ねたシンポジウムを開催いたしました。現在は、サテライト施設の候補物件調査及び運営方法の検討を行っております。今後のスケジュールにつきましては、基本計画に沿いまして、メイン施設は今年度に土地や建物の詳細調査を行い、令和7年度にかけて基本設計、実施設計を行い、令和8年度には工事を行います。令和9年度からの運営を予定しております。サテライト施設では、候補物件の選定及び改修等の整備、既存のコミュニティスペース等を活用した交流イベントなどの開催を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 6月6日のシンポジウムというのは、この前、ふらっと中町でやった分ですね、分かりました。スケジュールを大体お伺いいたしましたが、この件につきましては、進捗があり次第、議員にも細かく都度、都度の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

⑨に行きます。

自分といたしましては、途中ではありますが、令和4年10月頃に取りまとめようとしていた事業計画、取りまとめるには至っていませんでしたが、非常にシンプルで分かりやすく思います。本年6月にいただきました先ほどの資料は、2年の歳月を要しまして多くの意見を聞いた結果、かえって分かりづらくなっている部分もあるのではと思っております。今後は、もう少し実務において経験のある方の意見をいただいて、現実的な計画を進めていくほうがよいのではないかと考えております。いろいろ実際の実務も進んでいる中で、今回の基本計画を取りまとめた会社や委員として参加された方との今後の連携予定、そこへ入ってくるのかどうかも含めてお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

ヒアリング対象企業のうち複数社からは、本事業に対して関心を持っていただいております。シェアオフィスへの入居や連携を検討していただける企業もございます。また、基本計画策定委員の方には、引き続き本事業に対して様々な御協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 複数の企業から関心を持っていただけることは非常にいいと思います。引き続き、委員とも一定つながりを持ってということでございますが、その委員の意見が、27ページに書かれております、設計者等の選定とか全般にかかってくると思います。これは、先ほどの質問のとおり、研究者ではなくて、誘致の現場を知っている方の意見をもうちょっと中心に据えていろいろ進めたほうが、施設の視察とかハード的な要件もそうですが、運営については、多分、現場でやっている方が研究者よ

りずっと実務的な、ノウハウとか人脈も含めてあると思いますので、そちらをベースに動いたらいいと思うのですが、どういう形で策定された委員が今後関与していくのか、もう少し詳しく分かればお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

具体的に、委員の方々にどのような協力をいただくかはまだ明確になってございませんが、やはりメイン施設整備のプロポーザルが予定されていることもございますし、また、運営につきましても、先ほど議員がおっしゃった内容にも関わるとは思います。実務経験のある方と運営に知見のある方等も含めまして、連携して協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 企画書というか、計画をつくるに当たっての委員数に実務のある方を足して、もうちょっと大きいサイズでやるという意味と捉えてよろしいですか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 申し訳ありません。ちょっとそこまでの構想ができておりませんので、お答えは難しいです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 自分が希望するノウハウを持った方、実務を知っている方をプラスに入れて、今までの方との連携も切らないとすれば、計画を進めていくのにもうサイズアップするしかないとか、どこでどういう方を委員に入れて意見を聞いていくか、細かいところまで自分は言いませんが、よその実態を見ると、そういう方が入っていないと明らかな失敗例も。実は、ネット上では成功例しか基本的には載っていませんけれども、そういった話を聞くと失敗例もちゃんと出てくれます。徳島県の東阿波エリアでは、それなりに成功しているものが多いがですけれども、エリアとしては成功していても施設としては失敗したという情報も含めて、研究者ではそこまで多分分からない、ネットで調べても分からない情報や、いっぱいノウハウを持っている民間の方とかもいろいろおるとは思いますので、そういう人を入れるように。そこを一緒にやらないと、下手したら失敗してしまうかもしれないという危惧がありますので、ぜひ、よろしくお願いたします。

ちなみに、27ページに、4、施設のネーミング及びロゴデザイン等クリエイティブ策定に向けたデザイナーの選定とあります。コンセプトに「ASOB Iの場」という単語がありますが、この単語を最初に計画書で見て、これはと思ったのは、高知工科大生で、今、上場企業の代表取締役になっている方が最初に起業した会社の施設がASOB

I B Aです。それを見て、何やねんこれはと一瞬思ってしまいましたので、感想です。
そうしたら、次へ参ります。⑩になりますかね。

この件に関しましては、現在、本市には強力なパトロン、パトロンという単語はちょっと誤解される可能性がありますので、後援者とか支援者とか賛助者といった意味で使わせていただきますが、そういった存在がなかなか見受けられません。香美市自ら拠点整備を進める必要がございます。全国的にも、そういった展開がほとんどとは言いませんけども、かなり多く存在しております。今回はそれに沿った計画とは思いますが、様々な面において国・県の支援も必要でございます。24ページにも書かれておりますが、財源の確保を含む対策は抜かりなく行う必要があります。制度の研究等は十分に行っているのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員もおっしゃいましたとおり、基本計画へも記載がございます。起債やデジタル田園都市国家構想交付金などの有利な財源の確保、その他活用可能な制度の研究等を十分に行いまして、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 当初の立ち上げにかかる費用は、一定それを当てにしてもいいのかなという気もしますが、途中の運営規模の話もしましたが、ランニングコストはどうしてもかかってまいります。以前、徳島県を見習って、コンサル事業とかコンシエージュを、一定県サイズでの政策としてやってもらうように、香美市からお願いしたらという質問をしたことがあるがです。そういった形で、当初の設計、ハード整備以外に継続的な支援、また徳島県の場合は徳島県ポータルサイトが存在します。そういったことも含めて、香美市単独でしなければいけないこともあるけど、県サイズでお願いできることは県にどんどんお願いしていく、有利な条件を取っていくことが大事と思いますが、ちなみに、県との連携はどういったことが考えられますか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 県との連携につきましてお尋ねがありました。私が県議会議員のときに、ベンチャー企業に関することであつたりとか、企業誘致についても見せていただきました。そういったときに接しておつた県庁の担当者が、今は部長クラスになっておつたりとか、また、県外事務所におつたりしておりまして、日頃からコミュニケーションは取っております。また、この創業支援補助制度につきましては、かなり国の政策もありまして、デジタル田園都市国家構想も岸田政権の中で急に出てきたりとか、今ちょうど総裁選が近づいておりますけれども、新たな政権が出れば、当然、新たな政策が打たれると思います。東京事務所とかとも連携しながら、また、県とも個人的な人脈も含めまして連携を取りながら、議員がおっしゃられるように、失敗のない形で進め

てまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 香美市も頑張るき県もよろしくねというスタンスで、ポータルサイトも県につくっていただきたいみたいなことも、お話しする機会があれば、ぜひ、要請していただきたいと思います。

そうしたら、⑪へ移ります。

市長も先ほどお答えくださいましたような形で、三好市の関係者からは、雇用の場の確保、人口減少対策、税収アップはもちろん、社員が地域の様々な活動に参加してくれるなど、地域にとっては誘致活動に係る労力や経費を考えると、よりはるかに効果があると聞いております。

香美市は、自然環境に加えまして高知工科大学の存在、高知空港を經由した都市部へのアクセスなど、資産を有効利用した取組を行えば、必ず進出企業が得られるものと確信しております。予算も含めまして大きなチャレンジであります。大きなチャンスでもあります。担当職員の熱量はもちろん、市長自らのシティセールスも重要になってまいります。市長の決意をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 私も、利根議員にお誘いいただきまして三好市にお伺いし、素晴らしいモデルを拝見いたしました。そのときに、香美市でも同じような取組ができるだろうし、地域の魅力としましても決して負けていないと感じました。私のこれまでの人脈も使いまして、ベンチャー企業を呼び込むべく、シティセールスに努めてまいります。

また、最近の取組を御紹介しますと、私も情報収集に動いておりまして、御縁がありましたベンチャー企業の社長と、担当課にも入っていただいて、香美市での実証実験について打合せをさせていただいております。例えば、地図情報アプリの「株式会社はんぼさき」、女性のITエンジニアを育成するオンライン教育の「Ms.Engineer」というような企業でございます。こういった企業のシステムを、香美市役所や香美市をフィールドに実証実験していただき、企業との関係を深め、将来的には拠点をつくっていただくことも見据えて取り組んでまいります。

先ほどありました、私自身の意欲もそうなんです。職員も頑張ってくれるものと思っております。神山町を視察したときに、なぜこういったところに拠点を置いたのですかとある社長さんに聞きましたら、実際、企業側にもいろんなところから声があったと、その中で神山町に決めたのは行政の熱意でしたとお話してくださいました。ちょうど今、香美市も、先日報道されました朝ドラに向けて、いろいろとお手伝いしておりますが、そういったときに、香美市の職員に対して、NHKの職員であるとか、ロケがあったと報道もされましたけれども、そういった関係者から、非常にありがたかったというお声もいただいております。そういう意味では、香美市の職員もしっかりと頑張ってくれる

ものと思いますので、私も含めて、しっかりと企業側に熱意を伝えて、来ていただけるよう努力してまいりたいと決意しております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ぜひ、よろしくお願いいたします。ちなみに、本当に香美市のポテンシャルは、自らが思ってる以上に高いです。先日も、高知工科大学の卒業で、楽天でソフトウェアエンジニアをしている子と一緒に飲む機会がありまして、サテライトオフィスとかで外へ出ていくってどうなんと話したときに、出ていける条件が、コンビニがあって、病院があって、香美市で言えば空港に近い、公共交通機関も、都会の人は免許を持っていない人が多いですよ。そういった人をターゲットにするには、まず、今回の計画である拠点は、一定住みやすい場所、生活しやすい場所で、そこへ来ていろいろ見た人に、香北町いいね、物部町いいねとどんどん伸ばしていってもらえるような方法もあります。そういったことも含めてセールスの強みになるとと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしたら、大きな2番目へ参ります。イベントができる場所の提供をという質問に移ってまいります。

①です。

本市では、コンサート、ライブ、イベント等を開催できる場所が限られております。現在、中央公民館のホールで、アルコールを含む飲食を伴ったイベントの開催は可能でしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

市や自治会主催の事業では、飲食を認めているケースがございます。また、貸館事業においても、事前申請していただいた上で飲食を認めているケースもございます。ただし、飲食が事業の一部である貸館の場合は、基本的にお断りしております。なお、飲食を認める場合であっても、アルコールの飲用はお断りしております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ぜひ、許可していただきたいというのは後の質問でもありますので、確認ですが、事前審査で可の場合があるとお話しいただきましたが、ホームページの公民館のところで、御利用の注意事項の一つに、料理実習室以外での飲食はできません、会議用のお茶等に限っては御利用いただけますとあるということは、これを見た人はもうその時点で諦めてしまうんじゃないかと思いますが、その辺の表記についてちょっと検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 表記につきましては、また検討させていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ②へ行きます。

現在、調理実習室以外での弁当は許可されておられません。講師等、外部からお招きした方への対応としては、失礼になる場合もございます。当初というか、自分が覚えている分だと、旧土佐山田町時代は許可されておりました。不可となった経緯が分かりましたらお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

町村合併の少し前まで遡って確認できる職員に尋ねましたが、旧土佐山田町時代から基本的には飲食は禁止されていたようでございます。ただし、町や市主催の行事や敬老会など、一部で飲食を認めていたと聞いております。現在も、市や自治会主催のイベント以外にも、限定的ではありますが、子供のお弁当の飲食など事前申請をしていただいた上で許可しております。また、講師の食事につきましても許可している事例がございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 自分は何度か下の和室で食事もさせていただいておりました、多分こうだろうなということもありますので、それはまた後の質問で。これも含めまして、企画段階から講師の食事はどうしようねとかもありますので、先ほどの①と同じような形で、ホールに限らず、公民館での飲食につきましても事前に御相談くださいといった表記にいただければよろしいかと思っておりますので、よろしく御検討ください。そうしたら、③へ行きます。

①、②に対しまして、可、不可等のルールづくりはどこが行っているのかお伺いいたしますが、関係する条例とか規則を調べてみますと、香美市立公民館設置条例には記述が特段ございません。細則で、この条例の実施に必要な事項は、公民館運営審議会に諮り教育委員会が別にこれを定めるとあるので、ちょっと関係しているのかなということと、香美市立公民館運営規則第2条、公民館は、前条の目的達成のために、おおむね、次の事業を行うとし、第6項に、その施設を市民の集会その他の公共的利用に供することとあるので、そういうことから考えると、一定公民館運営審議会に諮り、教育委員会が決定すると、条例とか規則上は読み込めますが、実際はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

施設管理を行っている中央公民館でルールを決めています。公民館運営審議会に諮ったほうがよいと判断する場合につきましては、お諮りして実施しています。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） そうしたら、一応館長の判断でということですね。例えば、運営審議会の委員とか教育委員会の委員が、市民からこういった声があるよと聞いた場合、反対にそちらから館長に対して干渉していくことはできますか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

干渉といいますよりも、そのようなお話があって、いろいろ関係するところ、それから、他市町村とかにも確認して、可能性がある場合には中央公民館へ投げかけて、ルールづくりを変更していくことは可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ④に参ります。

ホールで、アルコールを含む飲食を伴ったイベントの開催許可をとということでございます。これも関係する条例、規則を調べてみました。香美市立公民館設置条例第12条には、館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を許可しないというのがあります。その中に、喧騒な行為をし、または善良な風俗もしくは公安を害するおそれがあると認められるとき、それと、特別に規定する以外に酒類を使用するときとの記述が根拠になっていると思います。

そこで、ちょっと周辺も幾つか、ほんの2つですが調べてみました。5枚目の資料写真を御覧になってください。これは、本年5月に私が行ってきました。公共施設でお酒も提供するイベントがあるよという情報をいただきまして、須崎市でのディスコイベントポスターでございます。公的な市民文化会館で「S U . S U . M U d e N i g h t F e v e r（ススムでナイトフィーバー!）」というディスコイベントをやっておりました。次の6枚目が、大会議室を利用していたので、その大会議室の入り口の写真でございます。7枚目の写真が会場の中でございます。全体のイベント写真は、枚数制限があったので載せることができませんでしたが、地元のお店も関わって、町ぐるみという規模ではないかもしれませんが、ケータリング、地元の飲食店の方が参加することで、一定地域にも貢献できるかなというようなことでございます。アルコールもあるし、出店、ケータリング、いろんな形での提供で、地域を巻き込んでというような事例でございます。8枚目が去年ですが、同じように「S U . S U . M U . N I G H T（ススムナイト）」ですね。何と、この「ススムでナイトフィーバー」とか「ススムナイト」のほかにも「ススムフォークナイト」とか、下に小さく書いてありますが「S u s a k i g a S u k i s a M u s i c F e s t i v a l」ということで、須崎市で地元の人たちが、多分、年代で言ったら自分らよりかなり若い20代から70代ぐらいまでの人が、一緒になって須崎市で楽しくやろうよと、公共施設も一緒に使って、指定管理者も共催とか協賛になってやっている例でございます。なかなかネーミングがいいですね、

「Susaki ga Sukisa Music Festival」。こういった地域で住民が一生懸命頑張って盛り上げようというがに、行政も一緒になってやるという、その一翼を公共施設が担うと、まさに理想ではないでしょうかと思います。続きまして、9枚目が、行きたいなと思いながらお金が高いので、自分が参加できるかどうか、日程もありますし、本年9月21日に中村商工会議所女性会主催の「おまちでディスコ」。これも、名前がちょっとしゃれた感じで「おまちでディスコ踊るハタラジャー」と、ちょっとしゃれが利いた名前で、これもニュースにもなっておったようです。シークレットイベントと書いておりますので、なかなかホームページで探そうとしてもポスターが出てこず、ちょっと焦っております。質問した挙げ句、やっていなかったら嫌なので。こういうことですね。ここもちゃんと公的な施設で、後援が四万十市とか中村商工会議所で、やっぱりちゃんと公的なところが、名義後援というよりは実際にホールも使わせてというがは、実務で一緒にやろうという匂いがここもちょっと見えます。10枚目の写真が会場の「しまんとぴあ」りぐるホールで、大きな階段のホールがあって、会議室みたいにできるような形で造り込んでおります。

このような形で、県内でも公共施設でパーティー形式のイベントに許可を出しているところは数多くあります。特に、民間施設で対応できることが多くない本市の場合は、さきに言った第4項にある「特別に規定する」で柔軟に対応していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

中央公民館は、自治会の集会施設や地区公民館施設としての役割を兼ねていることから、自治会等が主催する敬老会などでは便宜を図る必要があると考えておりますが、その他の貸館事業においては、飲食を事業の一部として行う場合は、社会教育法第20条に規定する、公民館の目的に沿ったものであるかを見極めた上で判断することになると考えております。なお、現在、中央公民館ではアルコールを許可している対象はございません。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 上位法が社会教育法やったっけ。主催団体が利益目的とかであったらもちろんね、でも、入場料とかを取っても主催団体が利益を目的にしていな、もしくは利益が上がったらどこかに寄附するとか、いろんな形でやっているところが結構現実的にはあるんじゃないかなという気がします。

ちなみに、本当は僕が調べんといかんのですけれども、須崎市とか四万十市のホールといったところは、社会教育施設ではないんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お話いただいた施設については、ちょっと確

認が取れておりません。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 申し訳ありません。自分が確認して質問するべきこととございました。多分ですけども、そういった施設の成り立ち、それから、造ったときの補助金というか、そういった感じで、飲み食いしている教育施設は結構あると思うし、山田小学校の150周年でも宴会つきでやっているし、簡単に教育施設やから駄目だよという考え方はどうかなという気がします。例えば、ルールを変えるとかじゃなくて、特別規定にするような運営上の差配で何とかできるような気がします、いかがですか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

飲食、特にアルコールにつきましては、汚れ、匂い、この2点が大きな課題と考えております。次に使う団体について、一定期間を置かなければいけないとか、清掃が十分にいくかどうかとかいった課題が考えられます。その辺りにつきまして、しっかり研究していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） ぜひ、研究をお願いします。須崎市とかは、カーペット敷きのホールでも普通にオーケーで、それに比べたら、公民館はピータイルじゃないけど、かなり清掃なんかも楽なのかなと思いますので、もったいないなと思って。イベントがありますと人も育ちますし、せっかくある施設やき、市民が使い倒せるような方向で可能な限り検討していただきたいなと思っております。市長、何か。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 須崎市の事例を御紹介いただきまして、非常にいいイベントだなど見させていただきました。市民提案型事業が、今年は、ダンス、踊りも含んだ企画として、保健福祉センターにて、ライブも非常に面白い踊りもやっておりましたが、香美市でよく言われる政策課題の中に、文化ホールがあります。文化ホールはちょっと後回しになっているところはあるんですが、できたら中央公民館を活用したいという思いがありますので、その辺はしっかりと議論もして、どういったことができて、どういったことができないかも考えていきたいと思っております。また、須崎市立市民文化会館を、今、ちょっとホームページで調べましたが、担当が文化スポーツ・観光課で市長部局になっていると思っております。ですから、教育施設としての位置づけというよりは、文化スポーツ、観光も含めた施設利用が行われているのではないかと想像いたします。

ただ、香美市の場合は、中央公民館が公民館機能と一緒にいる背景もありまして、そういった部分では公民館活動も非常に重要であると思っておりますので、どういったことができるか、所管をどうするかも含めて、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） そうしたら、⑤へ参ります。

調理実習室以外での弁当、飲食の許可をと通告させていただいています。

②の質問で経緯をお聞きしたところ、ちょっと詳しくは分からないような感じでした。確証はないですが、自分が聞いたところによりますと、先ほど言いよったように、利用した後、お弁当の食べかすが残っちゃって、次に利用しゆう方からクレームが出たと何回か聞いたことがありますので、それも一因かなと思っております。利用者側にそういった問題があったとしたら、その対象団体に強く指導を行って、改善がなければホール自体の使用を制限すれば、ほかの団体に影響を与えることのない対応が、当時、可能ではなかったかなという気がします。問題があったから全部の団体に対して飲食を許可しないという方向は、非常に簡単ではございますが、自分たちからしたら、いかにも行政的な発想、管理が楽になるようなという感じがしております。民間の貸館なども含め、他の施設を参考にしまして、ここは改善して行って、団体が使う場合には、お弁当を食べる場所として会議室とかも開けていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） ①の御質問に対する答弁のとおり、市や自治会主催の事業では飲食を認めているケースもございます。また、貸館事業におきましても、事前申請をしていただいた上で飲食を認めているケースもございます。飲食を事業の一部として行う貸館を想定したものではありませんが、館内での飲食に関しては以前から検討を重ねておりまして、引き続き研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 自分も年に何度か、発表会とか、生涯学習振興課主催になるのか文化協会主催になるのか、お昼を食べるときに膝が当たりますよね、調理室で御飯を食べると。そんな思いを随分していますので、やっぱりテーブルに座ってちゃんと食べられるように、ぜひ、前向きに皆さんでお話を進めていただいて、使えるような感じで。たしかに、カーペット敷きのところとか、畳敷きのところを使うと、先ほど言ったように、次の団体に対して清掃が間に合わず御迷惑をかけることがあるかもしれませんので、そうじゃないところは一定融通を利かして、この部屋ではいいよとかいうような、管理が楽なところでまず許可を始めることからよろしく願いいたします。

ここで、実は、宮地教育長職務代理者に振りたかった質問があるがですけれども、今いないので。宮地教育長職務代理者は、割とホールとか舞台芸術について、経験上いろんなホールも知っているし、イベントにも接しているので、ちょっと聞きたいなと思ったんですけど。大丈夫です。ちょっと愚痴を言っただけで。

続きまして、⑥へ行きます。

中心街にイベント等を開催するための核となる施設が必要ではないかということで、先ほど、市長から、大きな文化ホールについてのことがありました。実は、ちょっと調べてみました。感覚的に、高知県内の市政を引いているところで、ちゃんとした文化ホールがないのはずっと香美市だけやと、南国市にとうとうできましたので、とっていて、実際どうなんだろうと調べました。これも、确实というか、幅広いデータは集めていませんが、公益社団法人全国公立文化施設協会のデータによりますと、高知県の市部でちゃんとホールがないのは香美市だけですと、調査結果を基に質問しようと思いましたが、実は、1個だけありました。後で言います。ちなみに、高知市が1,500席、安芸市が641席、それぞれの一番大きい施設を言っていますが、香南市で710席、四万十市が805席、室戸市が542席、宿毛市848席、須崎市968席、土佐市632席、土佐清水市864席、新しくできました南国市500席でございます。その中で、唯一香美市、香美市立やなせたかし記念館100席。これは、全国公立文化施設協会のデータで、高知県を検索したところに出てきます。ちょっとこのデータを見ると寂しいなということで、自分たちがやりたいことは、一つには、大きい文化ホール、資料で説明させていただきましたように、ちゃんとしたホールがないことと、今回の質問の趣旨にあります、階段席やないフロアで市民がもっと利用できる施設がないかという2点でございます。ちょっと漠然とした質問でしたので、十分にお答えいただけるかどうか分かりませんが、施設が必要ではないかという問いかけでございます。よろしくお願い致します。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

非常に多大な費用がかかるため、現時点では建設は困難であると考えておりますが、必要性も含めまして研究はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 何十年か前、室戸市が1回計画を立てたときに、その当方で30億円とかかるので一旦断念して、今はもっと大きな負担を強いられながらも、やっぱり文化は大事やなということでホールができていますので、諦めずに、もしかしたら、今はないですけれども、文化ホールといった感じの予算が、そっちへ国の気が向いたらつくかもしれませんので、そういった情報も十分に集めながら検討をお願いいたします。これも実は、宮地教育長職務代理者がおれば、利根君、文化ホールが要るねと立ち話をされたことがありますので、どうですかと聞こうかと思いましたが、これも愚痴です。

以上で質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 利根健二君の質問が終わりました。

ここで、高齢介護課長、中山繁美さんから発言を求めておりますので、許可いたしま

す。

○高齡介護課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の答弁で、2、介護保険制度について、（2）訪問介護についての③でございますが、財政支援などの要望についての答弁で、県の市長会への要望とお話しさせていただきましたが、4月は訪問介護ではなく別の介護保険事業の要望でございましたので、誠に申し訳ございませんが、要望に関しては削除をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本芳男君） ただいま、高齡介護課長、中山繁美さんから、山崎晃子議員の一般質問での答弁について、発言訂正の申出がございましたが、これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、高齡介護課長、中山繁美さんからの発言訂正の申出を許可することに決定しました。

次に、8番、小松孝君。

○8番（小松孝君） 8番、市民クラブ、小松孝です。議長の許可を得て、一問一答方式にて質問を行います。

1番目、朝ドラ「あんぱん」に向けての駐車場整備について。

令和7年春からNHK連続テレビ小説にて「あんぱん」が放送となります。香美市として「らんまん」に続いて「あんぱん」ということで、関係機関が協力し、盛り上げていかななくてはなりません。アンパンマンミュージアム周辺施設に来場者が増えることから、追加の駐車場は絶対必要です。アンパンマンミュージアムにも確認しましたが、周辺駐車場は他施設と共同にての使用であることから、追加での駐車場整備が絶対必要とのことも確認しました。追加の駐車場について質問します。

パチンコ店の跡を駐車場に利用とのことだが、整備や、ガードマンなどの警備、誘導、また、アンパンマンミュージアムまでの送迎など、どのような計画で進んでいるのか問います。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） アンパンマンミュージアム周辺の駐車場についてお尋ねがございました。

まず、臨時駐車場といたしまして、先ほど御指摘がありました、廃業されたパチンコ店の駐車場をお借りすることとしてございます。現状で舗装された駐車場でありますので、ほぼそのまま使用させていただけるものと考えておりまして、今後は、臨時駐車場として使用する際に必要となる案内看板の設置など、簡単な整備を行うほか、実際に混雑をした場合に、ガードマンの配置など、何らかの誘導、あるいは警備の措置が必要になるものと考えてございます。

また、周辺でほかに臨時駐車場として活用可能な土地についても、引き続き模索してまいりたいと考えております。

それから、アンパンマンミュージアムまでの送迎につきましては、委託によるピストン輸送などが必要になるものと想定しておりまして、今後、詳細を詰めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山本芳男君） 8番、小松孝君。

○8番（小松孝君） どのくらいの人に来てくれるのか分からない部分もたくさんありますので難しいと思いますが、私も現地確認しましたが、入り口が狭く、分かりづらいと思いました。

また、駐車場からアンパンマンミュージアムまでかなりの距離があります。荷物を持つての移動は大変ですので、何らかの送迎手段の検討をお願いします。4月には放送が始まりますので、早急な計画をお願いします。何かこのことで追加があればお願いします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 御指摘のとおり、もう半年余りにまで迫っております。現在、ほかの議員からの質問でもございますけれども、渋滞のシミュレーションをしております。どれくらいの車が滞留するのか、また、この駐車場にどれくらいの時間止めるのかといったところもよく検討いたしまして、利用者の方に御不便をかけないように努めてまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 8番、小松孝君。

○8番（小松孝君） 香美市にまた来たいというような計画をお願いします。

次の質問、2、佐野大橋付近駐車場の計画に移ります。

この件は、私から、駐車場とか、道の駅とかいろいろ出していますけど、最初に説明しなかったのは悪いですが、結局、職員から、佐野大橋付近で駐車場にする用地がないかということで、その後には、道の駅とかいろいろ方法はあると、将来の利用も考えての計画と思い、地域に出向き、7件の方に承諾を得た土地について、市内部で協議を行い、方向性を決めて進んだ事業ですが、急に中止となりました。市として将来必要な用地であることから、取得に向けて検討とのことでありました。今年2月には土地買収の話はついておりましたが、次々と簡単に中止。最初のいきさつを知らない皆さん方は、市の土地に対して駐車場、また、道の駅ということだと思って、理解しにくかったと思います。一般の方も、何を言いよるかということも言われますが、私は、最初の土地のときから、買収の話の打合せをして2月にはできました。

①です。

将来、道の駅的整備や防災面も視野に入れ進んでいくべきと考えますが、転用や浸食、洪水の想定などの課題や対策も含め、現在、どのような計画で進んでいるのかを問います。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 6月定例会議以降の検討状況について御答弁申し上げたい

と思います。

まず、6月定例会議で御指摘をいただきまして、この土地については非常に有望な土地であって、市としてもぜひ取得したいといった答弁をさせていただきました。また、他の議員から、防災道の駅についても御質問がありました。その後、南海トラフ地震の注意情報が出たこともありまして、地震対策を改めて考え、庁内で議論をしています。南海地震発生後の災害対策の拠点ともなり、また、平常時には、物販ですとか交通の拠点となる、いわゆる道の駅のような施設について検討しています。

大きな地震が発生したときには、本市の香北地区、物部地区におきまして、国道195号、それから、北岸の県道におきまして、土砂災害による道路閉塞が発生することが想定されております。能登半島地震と同じ状況が起こり得ると懸念しています。こうした土砂災害が発生いたしますと、避難、救援、物資の輸送、復旧等が長期にわたって阻害されていくこととなります。能登半島におきましては、半年以上経た今においても非常に厳しい状況が続いております。このため、土砂災害、大雨による浸水被害などの懸念がなく、避難や輸送に適した幹線道路沿いにあり、また、高知自動車道など、市外、県外からの物資の輸送の際にも道路閉塞の心配がない土地におきまして、一定の規模、ある程度の広さがある土地で、支援に来られた部隊が滞留できる施設が必要であると。また、備蓄倉庫、井戸なども備えて、いわゆる災害対策の拠点となる施設をあらかじめ確保することが必要であるとの思いに至っています。また、こうした施設は、平常時には、道の駅のように物販、飲食等の機能を持たせて持続的に運営する手法が有効ではないかと考えています。立地条件を満たす土地は、国道195号のあけぼの街道、そして、山田バイパス計画線の沿道に幾つか考えられますが、既にほかの開発計画があるなどの制約がありまして、今回の佐野大橋の付近は非常に有望であると考えてございます。

当該地を含めた佐野大橋周辺には防災上の課題がございます。当該地は、令和3年2月に高知県が発表いたしました物部川の洪水浸水想定図の中で、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）という位置づけになってございます。これはどういうことかと申しますと、想定し得る最大規模の大雨による洪水で、物部川の河岸が浸食されて、家屋が倒壊する危険性がある範囲に含まれているということでございます。ただし、この発表には、機械的に算定したものであり、護岸の構造による浸食のされにくさは考慮されていないとの注釈も付けられています。分かりにくい説明で恐縮ですが、現在、高知県に、想定し得る最大規模の大雨の際に、この辺り一体で具体的にどういうことが起こるのか、どのような事象が想定されるのかを確認しています。その結果によって、洪水、そして地震災害とが同時に起こった一番厳しい状況において、この地域は防災拠点として安全に機能する場所なのかどうかを判断したいと考えてございます。

同時に、ほかの関連情報も参考にしながら、防災拠点となる道の駅をどこに整備するのが一番適しているのか、また、どのような事業計画で整備していくのか、庁内の関連部署で協議し、決定していく予定としてございます。なお、並行して、道の駅の整備に

ついでに財政的支援につきましても、県土木部に相談をしかけています。

長くなりましたが、以上でございます。

○議長（山本芳男君） 8番、小松孝君。

○8番（小松孝君） いろいろ規制には引っかかると思いますが、それほどたくさん引っかかるものであれば、なぜ、担当課が私のところへ来て、あそこの土地はどうかと言ひ、そして、私がこうやってしてきても、やっぱり後々どない言ひますか、これは2月に買収の話もついておりました。それが今回6月定例会議でぼんと。結局、私が言ひたいのは、この市の土地に対して駐車場を造り、道の駅を造るといふ話だったと思ひますが、これはやっぱりもうちょっと調べて買収に行けと話しに来てくれたら、こういう問題は一つも、私も一言も言ひません。世話をしてくれ言われたらしますよ。それが何もなしにこれほど後へ、後へ。規制のあるものは初めからいきません。それで、道の駅は、今、私も前回言ひましたが、ほかの議員が2,400坪以上と。あこは3,000坪くらいあります、私が調べたところ。それも7人の方と会って、一応話はして、かちっどできた途端に中止、土地から段取りさせて、そう簡単に中止、中止と言われても、ちょっとあまりすっきりしないです。

②です。

地元所有者などには説明しに行っているかもしれませんが、私のところへは市からその後何も説明はありません。どうなっちゃあやと、話に来る人もいます。地域などで十分な協議ができているのか、今後、協力は得られるのかを問ひます。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） この件につきましては、先ほどの整理しなければならない課題などもございまして、地権者の方々にはまだ具体的な御相談はできていません。準備が出来次第、今後の事業計画に沿って御協力いただけるように、お願いにお伺ひしたいと考えてございます。

○議長（山本芳男君） 8番、小松孝君。

○8番（小松孝君） 地元の方には1人も説明に行っていないように考えますが、地元をだますようなことは絶対にあつてはなりません。この件だけではなく話がころころ変わると、いわゆる二枚舌なども含め協議などが全然できていないように思ひます。そういうことが職員の早期退職の原因などになっていると思ひますが、どう考えていますか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 早期退職のお話がありました。私は、トップとしまして方針がころころ変わる、それによって職員が巻き込まれてしまうことは避けなければならないと思ひておりますし、議員のおっしゃられるとおりでであると思ひます。トップとしまして、方針を立てる際には、しっかり情報収集しながら進めてまいりたいと思ひますが、今回の件に関しまして、正直、私自身も反省すべきところがあると思ひておりま

す。

○議長（山本芳男君） 8番、小松孝君。

○8番（小松孝君） 私としては、山田バイパス沿線で香北・物部町のまちづくりを考えれば絶対必要、無駄にはならない土地だと思います。何があっても押さえるべきと考えます。どの事業もですが、地域や土地所有者の協力なしには何も進んでいきません。市長、一緒に断りに行きましょうか。それはいいですけど、市長やるときはしっかりとやってください。そのことを申し上げます。

3番目の質問に移ります。

①です。

教育行政のトップである教育長が3か月以上空席となる異常事態です。公開、非公開も含めて教育委員などと協議はしているが、現状どのような状況になっているか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 現在も平行線の状況は変わっておりませんが、第2期香美市教育振興基本計画を推進できる方という合意が得られたことは、私にとりまして大きな一歩と認識しております。引き続き、話し合いを進めまして、しっかりとふさわしい方の人物像について、明確にさせていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 8番、小松孝君。

○8番（小松孝君） 教育長問題は、昨日も、今日も質問が出ましたけど、私の突っ込むような問題やなしに、皆さんからしっかりと質問していただきました。

香美市は、副市長も1年半決まらず、教育長ももめています。何かおかしくないですか、そんなことで市役所機能がうまく運びますか。朝ドラ「あんぱん」に向け進まないといけないこの時期にどうなっているのですか、何かあれば。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まさにおっしゃられたように、副市長も1年4か月不在、そして、教育長も不在になっておることは、本当に私としても残念に思っていますし、これはもう私の責任であると思いますので、先ほどもお話しさせていただいたとおり、教育委員の皆様方と信頼関係を構築し、そして、ふさわしい人物像について明確にさせていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 8番、小松孝君。

○8番（小松孝君） ②へ移ります。

今回こんなにもめている原因は一体何なのか、改めて問います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市におきまして、教育長不在となった原因につきましては、私、市長と教育委員の皆さんとの信頼関係が失われたことが大きな要因と考えております。具体的なきっかけを6月定例会議でも御答弁させていただきましたが、改め

て御説明いたします。

私は、教育長人事は議会に説明する前に教育委員に御相談するべきと考え、2月中旬に教育委員に内々で御相談いたしました。しかし、まだ候補者御本人への最終確認すらできていない検討段階の人事案であったにもかかわらず、突然、教育委員の連名で前教育長の再任を求める要望書が提出されました。また、市長から議会へ御説明すべき人事案が、それ以前の段階で教育委員から市議会議員に一方的に伝えられ、結果的に議会軽視ともなりました。地方教育行政法では、教育委員には守秘義務が課せられており、積極的な政治活動も禁止されているにもかかわらずです。この信頼関係を一方的に裏切られた結果が、私と教育委員との溝が生まれるきっかけだと認識しております。併せて、そもそも教育委員は市長が任命するものであり、普通このような対立は起こらないことから、全国ニュースにもなった珍しい事案となっております。

○議長（山本芳男君） 8番、小松孝君。

○8番（小松孝君） この問題は、昨日、今日と議員がしっかりとやってくれましたので、私の付け入る隙はないのですが、やっぱり市長になった以上は、副市長、そして教育長の指名権もどないでもありますので、やっぱりもっと話合いをして、えい方向に行かいでどうしますか、これもまた、現状は話が県へ行つとるでしょう、県へ行ってまた国へ行くんですか。また1年半かかったとかいうことでは駄目じゃないですか、やっぱりこれは。我を通すときは結構です、通しても。でもやっぱりやるときはかちっとやってくださいよ、やる以上は。もうあまりしんどかったら副市長に言うて任せたらいいじゃないですか。そのために副市長も東京から、国からわざわざ来てくれています。そういうことで、これをいつまで争ったって、今日、昨日聞く問題では絶対に片づきません、今日、明日では。それとも、また1年半くらい置いて、国から来てもらうような段取りか、そないなことを言うてもしやあないけど。

次、③に移ります。

現在、職務を踏まえ、大変な思いをしているのは、やはり教育長職務代理者だと思います。今回の異常な事態についてどのように考えているのか、構わない範囲でお願いできませんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） お答え申し上げます。

教育長が3か月以上空席になっていることにつきまして、保護者をはじめ、多くの市民の方々、そして、関係者の皆様に御心配をおかけしていることに対しまして、心からおわびを申し上げます。

教育長職務代理者の私といたしましては、一日も早く新しい教育長を任命していただき、教育行政の正常化を図りたいと思っております。このため、先ほど午前中にも申し上げましたけれども、もし市長がよろしければ、香美市の教育長としてふさわしい方を市長にお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 8番、小松孝君。

○8番（小松孝君） 宮地教育長職務代理人、本当に御苦勞様です。御迷惑をおかけしますが、よろしく願います。

最後の④に移ります。

教育委員と市長の間の議論が平行し、いつまで続けるのか、最後に、いつになったら教育長が決まるのか、願います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 教育長の人事案を提案する時期につきましては、教育委員の皆様とのふさわしい方の合意、御了承がいつ得られるかによりますので、この場で提出期限を示すことはお許しいただければと思いますが、私としましては宮地教育長職務代理人と同じように、早く決めたいと思っておりますので、引き続き丁寧に教育委員の皆様との話し合いを重ね、最優先で取り組んでまいります。

「議事進行」という声あり

○議長（山本芳男君） 8番、小松孝君。

○8番（小松孝君） なかなか溝は深いと思われませんが、これはちょっと話がつかないように思います、誰が考えても。どちらが候補者を出しても、終わることなく闘っていくと思います。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩します。

（午後 2時14分 休憩）

（午後 2時19分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

○8番（小松孝君） 皆さん、どうもすみません、文句ばかり言うて。意見のある人はいつでも言うてください、私に。またもう一度言いますが、言うていいですか。

○議長（山本芳男君） 簡単にやってください。

○8番（小松孝君） 年寄りから一言、優秀な職員もいることですので、議会も含め、もう少し十分な協議を行い、慎重に、併せて、スピード感を持って進んでください。このような状況が続けば、職員もやる気をなくしますので、市長、宮地教育長職務代理人に、この際、願いますればどうですか。また考えてください。

以上でもう質問を終わります。

「議事進行」という声あり

○議長（山本芳男君） 暫時休憩します。

（午後 2時20分 休憩）

（午後 2時24分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

12番、笹岡優君。

- 12番（笹岡優君） 先ほど、小松議員に対する答弁の中で、市長から、教育委員の方々から議員は政治活動によって反対に回ったようなことがありましたが、事実とは違います。私たちは、3月22日に市長から今回の提案を聞いて、反対を表明しました。私たちは自分たちの判断で表明して、行動をとったわけですので、事実と違うような答弁をされたら困りますので、議事録を精査して対応をお願いしたいと思います。

- 議長（山本芳男君） そのように対応しますので。

暫時休憩いたします。

（午後 2時25分 休憩）

（午後 2時39分 再開）

- 議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

9番、舟谷千幸さん。

- 9番（舟谷千幸君） 9番、公明党の舟谷千幸です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答で3点について質問させていただきます。

初めに、1番目、香美市提案型市民主役事業補助金です。

この補助金は令和5年度より施行され、市民が主体となって考え、実行する事業を支援するもので、市の活性化や市民の連携を広げることを目的としています。8月26日には2次募集の審査会が行われ、続いて、今月1日に3次募集がホームページで公表されております。ちなみに、1次募集は4月で終わっております。3次募集につきましての内容はチャレンジコースで、予算総額40万円とあります。今年度は、昨年度の課題により、審査のプレゼンテーションの公開や、審査員に市職員以外のまちづくり委員を入れるなど、よりよい見直しがされているのではないかと思います。

市長は、昨年と同僚議員への答弁で、人口減少で職員が減っていく中、住民の力を借りて、市がやっている事業を住民組織に移して、市役所の業務を減らしていきたいと言われ、この先を見据えた事業の提案には、私も期待します。

①です。

テーマは、昨年度が音楽、今年度は朝ドラ「あんぱん」、または健康づくりです。3次募集については朝ドラ「あんぱん」を盛り上げられるような事業とあります。要綱や要領にはテーマは市長が定めるとあり、音楽のときはコロナ禍であったため、いろいろな絆づくりになればとのことでした。市長は、どのようにテーマを決定されているのかをお伺いいたします。

- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

- 市長（依光晃一郎君） テーマの決定に関しましては、私が市民のニーズを捉え、また、行政課題も考慮して責任を持って決定いたしております。今後の決定方法に関し

ましては、これまでどおりでいいのか、新たな方法を導入するのか、香美市まちづくり委員会にも御意見をお聞きしながら決定してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 今後も今の状況であるのか、また、まちづくり委員会との話の中で決定もということですので、定着してくれば一定のテーマになる可能性もあるかなと思います。

②です。

2次募集の審査決定した方は、この補助金ができるとてもうれしい、予算がなくてできなかったことができ、多くの方に見聞きしてもらえる機会になると大変喜んでいました。関心も高くなっていると思います。これまでの1次、2次の募集数と決定数をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

令和6年度に関しまして、1次募集において4団体の応募がありまして、にぎわいコース2件、チャレンジコース2件、計4件の応募がありました。全てが審査会において採択され、交付決定を行っております。続いて、2次募集に関しましては、チャレンジコース5件の枠に対しまして3件の応募がありました。同じく、全て3件とも審査会において採択されました。現在、交付決定を行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） それでは、募集した1次も2次も採択されたということなんでしょうか、確認です。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 審査におきまして、落選したという言い方がちょっと正しいかは分かりませんが、落ちた団体はございません。1次も2次も、応募した団体は全て採択されています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ③です。

事業開始初年度の令和5年度事業予算は200万円でありまして、初めてということもあって、交付が遅かったこともありましたが、交付決定額は1件50万円です。予算が150万円余った状況でございました。今年度の予算は340万円と増額しておりまして、残りの予算で3次募集をしているのかなという状況が見てとれます。予算については、ふるさと納税を原資としたまちづくり応援基金を活用しておりまして、市長は答弁の中で、ふるさと納税の寄附金額を見ながら事業を検討したいとございましたけれども、ふるさと納税の寄附金額推移を見ますと、令和3年度から徐々に寄附金額が低く

なっている状況でございます。その中でも、この事業をすごく大事に思っているのかとも思いますけれども、本年度の予算を200万円から340万円に増額した理由をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 令和5年度に計上した予算が150万円余ったことにより、令和6年度に繰り越したという考え方でございます。200万円プラス繰越しの150万円で、本来であれば350万円になるところですが、2つのコースを偶数で募集しているため340万円とさせていただきました。

また、御紹介がありましたように、ふるさと納税を原資としておりまして、私自身の考え方は、お金を積み残すよりは、できるだけ寄附をいただいた方にも御理解いただけるように、有意義に使ってまいりたいと思っておりますので、朝ドラ「あんぱん」に関しましても、お声があればまた増額も考えていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） そうしましたら、来年度に向けましては、また予算が200万円になるという感覚なんでしょうか、確認いたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まだ予算のことは考えておりませんが、今のままでいくと200万円という考え方です。ただ、ニーズも含めて、来年は朝ドラ「あんぱん」もありますので、柔軟に検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ④に移ります。

1次募集で4月22日の審査により決定された団体は、先ほどお話がありました、にぎわいコース2団体、チャレンジコース2団体でございますが、私も、にぎわいコースの一つの団体に携わらせていただきました。市長の目標であります、市の活性化や市民の連携を広げること、自分なりにですけれども、事業としては初めての試みであり、反省点もあったわけですが、そういった市民との連携とか活性化については、自分も感じる場所がございました。1次募集から2次募集、2次募集の事業はこれからだと思いますけれども、終わった事業の成果や評価はどのようにされているのか、現時点での評価をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 1次募集で交付決定された4団体の事業につきまして、1団体は事業が終了して実績報告が出されておる状況でございます。残り3団体については、事業実施中という状況になっております。1団体は私も出ましたが、にぎやかにやっておったと、非常によかったと思っております。実績報告済みの団体の事業、先ほど言いよった分ですけれども、選定時における事業内容と大差なく完了しておりまして、審査会において定量的に採点されておる評価が妥当ではないかと考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 評価的なことは、まだ1団体だけなので、これからだと思います。

⑤に移ります。

補助金の審査決定はホームページで公表されております。事業実施後の成果、評価的なことですが、そういったことも公表するようになっているのでしょうか。補助金の透明性とかに対しては大事と考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 申し上げます。

事業終了後には実績報告を当然出していただくような要綱になっておりまして、全ての事業が完了した後に、審査委員の皆様には実績報告の内容を共有するようしております。内容の公表に関しまして、現時点では、募集の実施要領にはその分の記載がございません。実施後の公表につきましては、来年度以降、実施する際に可否を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 今年度はまだ公表はなくて、来年度公表するかを検討するというところでございますので、ぜひ、そういった方向でお願いしたいと思います。

以前、同僚議員も、先進地であります岡山県総社市のことをお話しされていまして、私もちょっと今回問合せをしてみました。10年前から行っているところでして、テーマを決めずに、公益性のある事業で、防災や地域の交流、伝統行事の継承、子育て知識を深める講演会など、1事業50万円を上限に、同一事業に対して5回までは同じ団体に補助金交付を行っているということでございました。その審査もちょっと気になりました。お聞きしましたところ、ここは報告会を公開で行っており、審査員には大学の先生もおられるということでしたけれども、その審査員の先生の御意見が、団体に対してすぐ次への参考になっているともお聞きしましたので、ぜひ、ホームページの公表とか、また、終了後の報告会とかも検討されたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 内容について、総社市の分も研究もって検討したいと思いますが、審査のときに、一応、内容を点検してやらせてもらっていますので、その辺もいろいろ含めて、ちょっと今後の検討にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 大きな2番目の質問をさせていただきます。教育長人事についてです。

これまで、昨日、今日と同僚議員が何人か質問しておりますので、省くところもございますけれども、市長、よろしく願いいたします。

教育長が不在となって今月で4か月目で、皆さんがおっしゃっているとおり、市民は注目しており、私も、数人の市民からは、教育長は決まったかとか、どうなっているのと本当に尋ねられます。市長は、今までの答弁と重なるかもしれませんが、この現状をどのように捉えているのか、再度お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 教育長不在は、私としましても何とかしたいと考えております。一方で、教育長の人事議案を提出する時期につきましては、教育委員の皆様の御了承がいつ得られるかによりますので、この場で提出期限を示すことはお許しいただければと思います。私としましても、引き続き丁寧に教育委員の皆様と話し合いを重ね、最優先で取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ②です。

7月3日のマスコミを入れての意見交換会で、市長は人事案を白紙にということでございましたけれども、白紙とは市長が推薦しておられる方を残したままなのかどうかは、午前中の答弁でもございました。今は出すことはできないけれども、別にその方を全面的にのけているわけではないということでございましたので、この質問は取り下げさせていただきます。

③です。

教職員の人事は、教育委員会の職務権限で、教育委員会を総括する教育長の役割と言っても過言ではないぐらい、その職務の重要な仕事だと思います。現在、次年度の人事異動準備時期に入っているということでございますので、宮地教育長職務代理者は、教職員の人事についてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長職務代理者、宮地憲一君。

○教育長職務代理者（宮地憲一君） 御質問いただきましたので、教職員の人事異動について御説明申し上げます。少し長くなりますことをお許し願いたいと存じます。

御承知のとおり、公立小・中学校教職員の人事異動は、県教育委員会が人事異動方針に基づいて実施するものでございます。9月2日に東部教育事務所管内の教育長会がございまして、令和7年4月1日付の人事異動作業がスタートしました。

人事異動の目的でございますけれども、学校を取り巻く教育課題を解決しまして、教職員の意欲を引き出し、学校を活性化させること、つまり、それぞれの学校の子供たちを最適な教育を通してしっかりと育成することにございます。公立小・中学校の教職員は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員と、大変職種が多うございまして、これらの方々が人事異動の対象になるわけでございます。

教員の人事を例に挙げて説明申し上げます。

教育は人なりという言葉にもありますように、教育の成否は教員の資質能力によって大きく左右されます。このために各学校では学校長が現在の課題を明確にし、その課題を解決するための学校経営構想を作成しまして、県と市の教育委員会にしっかりと伝えていただきます。なお、学校が教職員にとって働きやすい職場になるよう配慮することは、当然のことでございます。学校の課題は学校によってそれぞれ異なっておりますので、学校長の目指す学校経営構想には、どのような人物がふさわしく必要かを見極めることから始まります。また、校長、教頭を含む教員の配置数は学級数によって決まっています。例えば、6学級の小学校は8人、8学級では10人、また、3学級から4学級の中学校ですと9人など、教員の配置基準が定められておりまして、この定められた教員数を基に人事が行われます。当たり前のことではございますが、学校の先生や国語や算数、体育などの教科の指導が得意な方、教科よりは道徳や特別活動などが得意な方など、それぞれおられます。また、ベテランの先生もいれば教員になって間もない先生もおられます。さらには、教務主任や研究主任など、学校の中核となる先生も必要でございます。中学校では、これに部活動の指導が加わります。部活動の指導が得意な方とあまり得意でない方もおられます。また、野球やサッカーなどの体育系、あるいは吹奏楽や美術などの文化系がありますので、こういった部活動への配慮も大変重要になってまいります。さらには、個人の異動調書には書かれていないこと、すなわち、現在勤務している学校をはじめ、過去に勤務した学校での仕事状況などもしっかり把握すること、いわゆる教員としての専門的なインテリジェンスも必要でございます。

このような多くの情報を基に、数多くの先生方の中から、それぞれの学校の課題解決のためにふさわしい方を選んで学校に配置することになります。こうしたきめ細かな人事作業を、県教育委員会の人事担当者と約半年かけて話し合い、調整を経て、最終的には香美市教育委員会の承認を得て、県教育委員会に内申書を提出し、県教育委員会の人事異動が決定するようになっております。これが人事異動の実際でございます。

以上です。答弁が長くなって申し訳ありませんでした。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 詳しい答弁をありがとうございます。教職員の人事と言っても、たくさんの職種があることを今回初めて知りました。本当にいろんな学校現場のこととか、そして一人一人の先生のことよく知った上での人事で、半年をかけてということでございます。本当に人という、人事は、幅広いこれまでの人脈とか、専門的な知見とかを兼ね備えて、教育長ならではの職務ではないかと思ったところです。現場の職員一人一人を知っておかなければならない、また、いろんな職種の方一人一人を知っていないといけないのだなと思いました。

このことに関しまして、市長からも、教員人事についてのお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 特に私が付け加えることはありませんけれども、やはりそれぞれの先生方の力が十分発揮できるような人事異動にならなければならないと考えております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 大事な人事の時期に入っておりますので、しっかりとよろしくお願いいたしたいと思っております。

④に向かいます。

市長の提案説明では、次期教育長についての意見交換を8月7日に行い、3点について合意したということでした。この中の人物像に基づいた適任者について、8月13日に長岡県教育長に相談したということでしたけれども、県としては適任者を考えてくださるような方向だったのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市教育長の提案権は市長である私にあるため、私が責任を持って人選し、教育委員の御了承をいただいて、市議会に提案させていただきたいと考えております。

高知県教育委員会は、市の教育長人事に介入することはできないという認識であり、私もそのとおりであると考えております。一方で、私と教育委員の皆様との教育長としてふさわしい人物像につきましては、大きな溝があり埋め難いというのが、私の偽らざる認識です。県教育委員会には、大所高所からこの溝を埋めるためのアドバイスをいただければと思っております。

また、人事には介入できないということですが、教育長にふさわしい方について、広く情報提供をいただくことは可能であると私は認識しておりますので、情報提供もいただけるのであれば、私が人選する際の参考にさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ぜひ、それを踏まえて人事に向かっていたいただきたいと思います。先ほどの教職員人事についても、やっぱり学校を十分に、教職員の方とかクラスのこと、学校のことをしっかり見定めていただける人物に、それはまた第2期教育振興基本計画の中にも含まれていることかと思っておりますので、ぜひ、そういったことを兼ね備えた教育長をしっかりと早く決めていただきたいと思います。市長から、先ほどの説明の中でも、最優先で考えていくという決意をしっかりと受け止めましたので、やっぱり対話を、いろんな溝があってもしっかりとお互いに話し合い、香美市の教育のためにぜひ一歩前へ進めていただくことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

3番目、高知県人口減少対策総合交付金基本配分型について質問させていただきます。

6月定例会議でも質問いたしました。県は若者の人口減少傾向に歯止めをかけて増加に転じていこうと、本年度より令和9年度までの約4年間ですけれども、この交付金を創設されました。今回は、基本配分型について質問いたします。

①です。

基本配分型は、以前にも述べましたけれども、人口に基づいた一定額で決められておりまして、本市は1,668万8,000円という交付決定になっておりますが、私がちょっとここであれっとな首をかしげたのは、7月時点のときに、配分額がほとんどの市町村で満額決定されておりましたけれども、香美市だけが七百数万円ぐらい交付決定ができていなかったということで、自分は何れっとなのかと思ひまして、今回も質問させていただきました。今回の補正予算を見ますと、しっかり満額になっておりまして安心しましたが、各事業の内訳をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたしますが、その前に資料をタブレットで通知させていただきます。

今定例会議提出の一般会計補正予算（第5号）において、改めて人口減少対策総合交付金の歳入予算を追加させていただきました。予算上は1,666万8,000円を追加補正させていただいております。この一部の事業につきましては、高知県に対して申請等の手続前ということもございますので、確定した内容ではございません。予算も審議中でございますので、あくまで予定の話をさせていただきます。

補正予算の充当状況については、タブレットにお示ししておる別紙のとおりになっております。黄色の枠で囲んでおるのは、既に交付決定済みの従来から行っておる事業でございます。この新しい交付金ができることによって廃止された補助金を使って、今までやりよった分でございます。白抜きの分が新たに追加されたものでございまして、説明させていただきますと、既に歳出は予算化されておりますが、ホームページリニューアルにかかる経費に充当かつその下の、朝ドラ「あんぱん」関連のPR用ノベルティー製作費の追加、また、これも今回の補正になっておりますのであくまで予定ですが、来年度から行う18歳までの医療費無償化に係る準備等経費となっております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 詳しい資料をありがとうございました。3つの新規事業が入ってまして、先ほど答弁いただきましたように、やなせたかし先生顕彰事業ノベルティー製作費にも使われているということで、すごく自由度があるといえますか、いろんなことが考えられている交付金だと思ったんですけれども、ノベルティーですので、補正予算の説明にありますように、ミニタオルとかファイルとかに使われるということなので、そういうものにもこの交付金を使えるんだなと思ひました。

いろいろな事業に対しては、後でまた質問していくわけですがけれども、先ほど申しましたように、今回、ほかの自治体よりも多少遅れて、今は充当してはいますがけれども予算化するのが遅くなったのは、いろいろな新規事業を考えていたのかなとも思いますけれども、その点をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

遅れてしまったのは、全事業の調整のためでございます。特に今年度内示額を余すことは当然考えておりませんし、ちょっと遅くなってしまったかもしれませんが、使う見込みはありました。調整のためにちょっと遅れたということでございます。

あとノベルティーの話ですが、人口減少対策総合交付金は、もちろん全部が何にでも使えるわけではなくて、このノベルティーを使いまして移住相談会とかで使って香美市をPRすることを想定しております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ②です。

今定例会議の補正予算で、この交付金を活用して、本市公式ホームページリニューアル等の一部に充てられておりますけれども、これはどういう内容なのかをお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市のホームページは、現在、市で導入しているホームページの作成・編集システムの更新時期が今年度となっていることを踏まえ、利用者の利便性や視認性向上のため改修を行うこととしております。具体的な内容としましては、近年の他自治体ホームページを参考とした、シンプルかつ目を引くデザインへの変更や、利用者にとって分かりやすい情報の分類や整理、また、スマートフォンでの閲覧にも適したページ構成などを予定しております。

また、今回、御質問がございました、県の人口減少対策総合交付金につきましては、若者の定着・増加に向けた取組と位置づけ、市外からの移住定住を考える方などに向けた情報や、魅力発信の機能強化を目的としたページづくりなどを本リニューアルに含めることで、交付金が充当できるものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） リニューアルに期待するところです。これはほかの事業と違って、今回限りというような予算になるのでしょうか、確認いたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） この交付金を充ててというところでは、今回限りでござ

います。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ③です。

6月定例会議で既に決定されていましたが、少子化対策事業費、タブレット資料の上から3つ目の社会人交流イベント開催で、黄色のところですが、12万4,000円が予算化されています。この拡充内容はどういうことなのかをお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 申し上げます。

拡充内容といたしまして、まず、イベント開催回数を1回から2回に増加、昨年と比較して2倍の方に参加していただけるような準備をしております。また、イベント内容につきましても、昨年度から変更を一応加えております。令和5年度に18歳から39歳を対象に実施された県民意識調査では、出会いや結婚に関する必要な行政支援として、出会いを目的としたイベントより、出会いを直接の目的としない交流の機会・ニーズが高くなっております。このことを踏まえ、若い世代のニーズに合った出会いの機会を創出するためには、昨年度まで実施してまいりました出会い系イベントよりも、ハードルの低い交流の機会が必要と考え、興味・関心に応じて集える社会人交流イベントを今年度より実施する予定となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） まだ日程とかは決まっていないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 申し上げます。

2回やるようになっておりまして、一応、そろそろ発表する微妙な時期なのではっきりとは申し上げられませんが、11月30日に1回目を行いまして、令和7年2月1日に2回目を実施する予定にしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 若い方へのそういったイベントで、しっかり香美市を盛り上げていけるようによろしくお願いいたします。

④です。

近隣市町村では、今年4月4日の基本配分型交付決定で、既に、子ども医療費への拡充がされています。本市では、先ほど申しましたように、されていなかったために今回質問しておりますが、補正予算や、いただきました資料にもございますように、医療費無償化の年齢を引き上げると、その準備経費として101万1,000円が計上されておりまして、議案細部説明書にも、令和7年7月より子ども医療費助成事業を18歳まで、今の中学生までを18歳まで引き上げるとございました。実施について確認いたし

たいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 先ほど、定住推進課長の答弁の各事業の説明でもありましたが、改めてお答えさせていただきます。

本市におきましても、令和7年4月からの対象年齢の拡充に向けて対応しており、本定例会議にシステム改修費等の補正予算を計上しております。今後は、条例の改正、広報等による周知、また、対象者への案内文書送付と、順次一つ一つ確実に進めていくことを計画しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 準備ということですが、今回はシステム改修なのでしょうか、その点をちょっとお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 今回は、準備としましてシステム改修が必要になっておりますのでその予算と、周知文書とか証に係る分の事業費を補正予算で計上させていただきます。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） これまで、同僚議員も質問してさらなる拡充を求めてまいりまして、今回、できることになったことは、すごく喜ばしいと思います。ただ、ちょっと気になるのは、この人口減少対策総合交付金は令和9年度までの4年間でございますので、これがなくなっても継続してやってくださるのか、ちょっと確認いたしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今回始めたものでございまして、私としては続けてまいりたい思いはございますし、県の予算配分も踏まえて検討してまいりたいと思います。私も任期がどうなるか分かりませんので、もし変わった場合は次の市長に引き継ぎたいと思います。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ぜひ、続けていただき、今まで中学生まで無料だったものが高校生まで、大きくなるにしたがって、小さいときほど病院にかかることはないかもしれませんが、大きなけがをすることもございますので、子育て世帯の保護者にとりましては、すごく医療費が抑えられて子育てしやすい環境となりますので、本当に期待するところです。

以上で私の質問を全て終了したいと思います。ありがとうございました。

○9番（舟谷千幸君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

次に、1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 1番、市民クラブの有光収三です。通告に従いまして質問いたします。

1つ目の質問は、本市の農地保全についてお伺いいたします。

先日の台風10号の影響も少なく、中山間地域の香北町ではこれから本格的な稲刈りシーズンに突入します。黄金色に輝く田んぼは日本人の原風景であり、稲刈り後のわらの匂い、群れ飛ぶ赤トンボ、何とかこの光景を後世に残していきたいと常々感じております。今年度末の地域計画策定により本市の農地の見える化が進み、香美市の現状や課題が浮き彫りとなります。それに対応した施策の展開が期待されます。

さて、まず①の質問です。

優良農地の確保及び農地を次世代へ引き継ぐため、農地法において投機目的、資産保有目的での農地取得は制限されております。おおむね10年後の農業を見据えた農地の目標地図の作成も、着実に進んでいるところだと思われませんが、令和5年度の農地転用許可申請件数及び面積と、主な転用目的についてお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） 有光議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度につきましては、第4条許可5件、面積758平米、うち駐車場3件、墓地2件となっております。第5条許可につきましては6件、面積8,487平米、うち太陽光発電2件、宅地4件となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） それでは、②の質問に移ります。

本市の農地転用許可については、申請から許可まで長期間を要することもあるとあって、依光市長就任後、職員を増員して事務遅延状態の解消を図ってきたと認識しております。職員増員後、本市の農地転用に係る申請から許可は遅滞なく進んでいますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

以前は市民の皆様にも御心配をおかけしました、数年分がたまっておりまして御不便をおかけいたしました。昨年度に、今までたまっていた3年分の89件、農業振興地域の除外を行いまして、それに伴いまして転用も現在は遅滞なく進んでおります。

ただし、農業振興地域の除外申請が必要な転用につきましては、現在、県で農業振興地域の全体計画の見直しが行われておりますので、8月以降に出された部分につきましては、今、一旦保留という形にはなっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 私も農業委員会に出ていまして、墓地に変えたい意向がある中で、ちょっと待たされているというような意見を結構聞くところがありまして、今、

中山間では、山の上に墓地を構えているのを、やっぱり道沿いにやりたいとなったときには、非常に問題があったと思いますが、随分解消されたんじゃないかと思っております。

あと、令和5年度の決算を見ましても、時間外手当が随分圧縮されておりますので、適切な配置でかなり効果が出たんじゃないかと思っております。

それでは、③の質問です。

農地転用の許可や届出がないまま農地転用が行われる場合があって、違反転用の多くは、農地所有者や転用事業者が農地転用許可制度を十分に認識していなかったことが原因となっております。そういった点からも、違反転用を未然に防ぐことこそが、所有者、農業委員会双方にとって最適であると考えております。違反転用発生防止に向け、どのような取組をしているか、教えてください。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） お答えいたします。

ふだんから、有光議員には、推進員として違反転用の部分についても目を光らせてもらって、有益な情報もいただいております。この場を借りまして感謝申し上げます。

何より、違反転用につきましては、もう早期発見が一番大切なことだと思います。農業委員会において農地パトロールを行っておりますが、地元の農業委員や推進員からの情報が、先ほど申しましたとおり必要です。一般の方からもお電話をいただいておりますが、いただいた時点ですぐに行って状況を確認してくることを、もう常に行っております。残念ながら見逃している部分が後になって出てくる場合もございますが、15年経過したものについては、もう非農地証明という形しか取れませんので、そういった形で対応しております。違反転用の是正ができる部分につきましては、15年経過していないものは、手続を後追いにはなりますがやらせてもらっております。

先ほどお墓の話も出ておりましたので、実は昨日、香北町の農業委員が来られまして、その方もおっしゃられていました。宗教上の問題で、神道やったらすぐお墓を造らんといかんというのがあって、今の法律ではなかなか難しゅうないろうかというふうな話もいただいております。そういった意見も踏まえまして、また県へも上げていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 確認にはなるのですが、もしこの農地を別の目的で使いたいというときには、一度、農業委員会へ相談に行ったほうがよいということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農業委員会事務局長、和田雅充君。

○農業委員会事務局長（和田雅充君） そのとおりでございます。いろいろ転用の目的はございますが、中には、農業用倉庫の場合であったら転用までは不要と、農業振興地域の軽微な変更で済むわけですので、全てに転用手続が必要なわけでもございません。農業用駐車場にとめるとかいうようなことについて相談がある場合には、どういうもの

にするかによって手続が必要・不要の判断をこちらでしておりますので、また御相談いただけたらと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1 番、有光収三君。

○1 番（有光収三君） やっぱり後々の利用で嫌な思いをしないように、事前にいろいろ行政関係にも相談をしていくということでもありますので、私も気をつけるようにします。

それでは、④の質問に移ります。

令和5年5月の補正予算で出された、杉田地区土地改良区のポンプ故障に係る補助金実績が、主要な施策の成果説明書にて報告されております。100戸を超える受益者に対する迅速かつ適切な判断であったと思います。今年度の当該地区作付状況など、把握されている範囲で結構ですので、補助金交付の効果を教えてください。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） お答えします。

杉田ダム土地改良区が管理する揚水ポンプに関しましては、令和6年2月に修繕が終了しまして、それ以降、通水可能となっております。これによりまして、令和5年度には休耕を余儀なくされた改良区受益地において、令和6年度は用水を給水できるようになり、本年度の転作受付時にも受益農業者から耕作再開のお話をお聞きしています。今回、緊急的に補助金を交付し、揚水ポンプを修繕できたことで、受益農地の遊休化防止や、農業者の持続的な農業経営に効果があったものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1 番、有光収三君。

○1 番（有光収三君） やはり、優良農地をそのまま置くわけじゃなくて、次年度に作付できるようにやっていただけたのは非常にありがたかったと思います。もしなければ、県の予算で令和8年度と聞きましたので、そうなったらますます荒廃農地が増えるんじゃないかと危惧しておりましたが、改善されたことで非常にうれしく思います。

あとここからちょっと意見になりますので、答弁等は不要でございます。

国土交通省が令和5年10月に立ち上げた土地政策研究会の中間取りまとめ案で、令和6年版土地白書の一節を御紹介したいと思います。第7節、サステナブル（持続可能な）土地利用・管理に向けた取組の中で、以下のように記しております。

中山間地域等においては、土地の管理水準の低下に対応することが重要である。このため、現状把握と将来予測の分析を行った上で、国土管理の優先順位付けを図る「国土の管理構想」の取組や、地域ぐるみの話し合いによる粗放的管理を含む保全等により、荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組等が行われている。

この中で私が気になったのは、粗放的管理を含む保全という記述です。あまり聞き慣れない言葉なので調べてみますと、粗放的とは、大まかなとか、労働力などの集約性が

低いことなどという意味だそうです。つまり、国としても、中山間地域の農地保全については明確な解決策を有しておらず、各地域で実態に応じた取組をするようにということではないかと、私は解釈いたしました。

現在の農地の集約化・集積化を図り、優良農地を守りつつ基幹人口を減らさない政策を推進する一方で、道幅も狭い、接道条件も悪い、傾斜もきついなど、耕作に不利な条件の多い中山間地域の農地をどうしていくのか、検討しないといけません。米作り一択から高収益作物へ転換した事例の一つとして、最近では、圃場整備した農地にユズを植えている圃場が、香北町内でも数か所見受けられるようになりました。荒廃農地を解消する特効薬は正直言って見当たらないですが、土地利用という大きな観点に立って、可能性を探っていく時期に来ていると思います。

また、農地保全の観点とは少し離れることとなりますが、他県の例として、新潟県山古志村のニシキゴイの養殖などは有名でございます。食用として棚田で養殖し出したところから始まり、長い時間と労力をかけて、世界的にも有名なニシキゴイの里になりました。歴史的な経過や背景、そして、地域性があることは重々承知の上ではありますが、このような大胆かつ柔軟な発想を持って、中山間地域の土地利用を検討していく分岐点に立たされていると、強く感じております。

それでは、大きな2つ目の質問に移ります。本市の道路整備についてお伺いいたします。

道路は、人と暮らしを支え、豊かな地域社会を形成する上で最も基本的な社会資本であり、特に、移動手段の大部分を自動車に頼らざるを得ない中山間地域にとって、道路の整備は日常生活の維持はもとより、地域の発展を成し得るためにも必要不可欠なものであります。しかし、最近の大雨により、道路沿いの斜面や路肩の崩落が至るところで発生しております。特に、香北町北岸においては、一雨ごとにどこかが崩れ落ち、通行制限や迂回を余儀なくされる状況が続いております。地域住民からも、不便さや不安がる声を聞くことも多くなってきました。県道久保大宮線の朴ノ木地区、日ノ御子土佐山田線の有瀬地区の崩落箇所について、復旧工事に関する今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

県道の管理者であります高知県中央東土木事務所に確認いたしましたところ、全体で3か所ございますが、まず、朴ノ木地区の崩壊箇所につきましては、令和5年8月に発生しております。倒木を撤去した後に斜面調査を行いまして、緊急性自体は認められなかったということでございますが、表層崩落防止対策工事を実施するために、令和7年度に予算要求する予定をしております。

続きまして、有瀬地区でございます。こちらは、令和6年8月19日から20日にかけての豪雨によりまして、路側の被災が確認されたものでございます。現在、災害査定

の申請に向けて現地調査などを実施しております。路側擁壁をダムの貯水池内に施工する必要があるために、復旧の工法、また、施工時期につきましては、現在検討中とお聞きいたしました。

この2か所目とすぐ近くですが、令和6年4月の豪雨によりまして路側の被災が確認された場所でございます。こちらにつきましては、仮設で通れるような対策を取っていただきましたものの、先ほど説明しました、8月の豪雨で近くが通れなくなった関係で、通行止めになっております。こちらの箇所につきましては、9月中には契約予定、被災した路側を大型ブロックなどで復旧する工事によりまして、今年11月から12月ぐらいには現場着手を行い、令和6年度末までには工事完了の見込みとお聞きしてございますが、2か所目の有瀬地区の災害復旧施行時期とかが今検討中でございますので、この工事が終わるまでは、3か所目が工事完了しても通行止めのままという状況をお聞きしてございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 次に、②の質問に移ります。

有瀬地区については、先ほど御説明もありましたが、4月4日に路肩が崩落して、約1か月の間全面通行止めとなりました。その後、仮設橋を設置して重量規制の上で開通しておりましたが、8月には崩落が進行しているということで、再度、全面通行止めとなって現在に至っております。

1度目の全面通行止めの際は、香北支所で回覧文書を作成し、周辺自治会へ配布していただきました。そのおかげで周知を図ることができました。迅速かつ丁寧な対応に改めてこの場を借りてお礼申し上げます。ただ、現在の全面通行止めの状況や、朴ノ木地区の崩落現場復旧工事については、地域住民にいまだ示されておらず、地元ではいつになったら通れるのかとの声も出てきております。地域住民にとっては、県道も市道も関係なく生活する上での必要な道という認識であって、早期の復旧を熱望します。

このような発災時において、道路管理者である高知県とどのように連携を取っているのか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

県管理の国道や県道が被災しました場合には、道路管理者であります高知県中央東土木事務所より、ファクスやメールによりまして、関係機関であります市役所や警察、消防などへ連絡が入るようになっております。現地では、通行止めとかいうような看板を設置した上で、県は道路情報提供システムで情報公開を行っておりますことから、インターネットを通じまして、誰でも通行制限状況を把握することはできるような体制を取ってございます。また、市と協議いたしまして、先ほど議員から御紹介いただきましたが、地元自治会長などへの御連絡をさせていただいたり、防災無線などを活用しまして

周知を図るようしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 実は、ちょっと②の質問をした経過がありまして、1回目の崩落のときに、意外と急に全面通行止めにして、看板も1か所しか設置されていないところがありまして、私もちょっと後々反省するところもあったんですが、今考えると、結局、場所的には日ノ御子へずっと下っていく道ですので、日ノ御子のほうはもう1か所、駐車場のところでとめればそれで終わりなんですけど、西側のところへ通行止めの看板を、もっと迅速に複数箇所設置していただきたかったし、中央東土木事務所が看板を設置しに来るより、ひょっと香北支所の建設課分室にお願いして看板も立てられたんじゃないかなと思います。最終的には、中央東土木事務所が据えに来ることにはなと思うのですが、急な通行止めとか通行制限の際、支所の看板とかを仮にといいますか、そういうことは可能なのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 香北支所にも建設課の分室がございまして、職員が常駐しております。大雨等々ときには、県とも連絡を取り合いながら、どちらが対応するかとか、どれぐらいでそういう処置が県のほうでできるかといったところは、情報交換しながら対応も検討してまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） これからはそんな感じで連携しながらやらないと、実は、私がちょうど作っている田んぼの真ん前が県道で、看板が少ないことによって全面通行止めの看板近くまで車が行って、転回する場所がないので何メートルもずっとバックしてくることがありました。実際、車がどれぐらい通っているかは地元の方がよく知っていますので、そこはうまく協議しながら、中央東土木事務所が最終的には据えに来るけれども、全面通行止めとか通行制限があったときには迅速に、やっぱり香北支所に動いてもらうようちゃんと話をするんやっとなと、ちょっと私、個人的にも反省しています。

それでは、最後の③の質問に移ります。

令和6年度当初予算で計上されております、今年度限りの緊急防災・減災事業債を活用した市道改良工事4か所の進捗状況についてお伺いたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

本年度当初予算には、香北地区の4か所、それと土佐山田地区で1か所、合計5か所の市道改良工事を計上させていただいております。その中で、土佐山田地区の東本町地区生活道改良工事につきましては、7月30日付で契約ができておりまして、現在施行中でございます。香北地区の4か所につきましては、市道有瀬線、市道白石清爪線、市

道鳥居線、市道岩改東線の改良工事でございますが、これは9月から10月にかけて入札するよう予定しております。いずれの工事につきましても、年度末までの完成予定で施工する計画をしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） ここも意外と全地区主要なところに当たると思いますので、ぜひ、遅滞なく工事を進めていただきたいと思います。道路整備は市民の生命と財産を守るものに直結しますので、ぜひ、速やかな事業執行をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 有光収三君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

次の会議は9月12日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時45分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 6 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録（第 4 号）

令和 6 年 9 月 1 2 日 木曜日

令和6年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第4号）

招集年月日 令和6年9月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月12日木曜日（審議期間第11日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	健康推進課長	宗石こずゑ
副市長	村上真祥	建設課長	野村文紀
総務課長	竹崎澄人	農林課長	川島進
企画財政課長	黍原美貴子	商工観光課長	門脇正人
定住推進課長	小松伯聖	ふれあい交流センター所長	原美和子
防災対策課長	中川英斉	《香北支所》	
高齢介護課長	中山繁美	支所長	石元幸司
福祉事務所長	野邑裕永	《物部支所》	
市民保険課長	萩野貴子	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	宮地憲一	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	小松幸春

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	今井沙織
--------	------	---------	------

議会事務局書記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和6年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第11日目 日程第4号)

令和6年9月12日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 5番 西 山 潤
- ② 3番 中 平 麻 衣
- ③ 6番 森 田 雄 介
- ④ 13番 濱 田 百合子
- ⑤ 17番 村 田 珠 美

会議録署名議員

14番、山崎龍太郎君、15番、利根健二君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を行います。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして順次質問を許可します。

5番、西山潤君。

○5番(西山潤君) おはようございます。5番、住民の幸せのためにダッシュ、日本共産党の西山潤です。議長の許しを得ましたので、通告に従い、一問一答式で質問させていただきます。

まず、大きな1番、大規模災害への備えと見直しをです。

既に同僚議員から同様の質問がされており、防災対策課長も疲れているのではないかと思います。私もコンパクトに質問するよう努力しますが、似た質問でも視点の違う部分については丁寧な答弁をお願いします。

まず、この写真を御覧ください(モニターを示しながら説明)。皆さん、よく御存じだと思いますが、黒潮町の津波避難タワー6基のうちの1個でございまして、高さ25.4メートル、230人が避難でき、最上階には居室、食料、水、簡易トイレなどの備蓄倉庫があります。黒潮町情報防災課の村越課長によりますと、あくまで理論上のことですが、津波浸水区域の住民全てが正しい避難行動を取れば、津波到達までに全員避難できますとのこと。私は、ぜひ、この黒潮町の取組に学んでいただきたいと思って紹介をするわけです。また、黒潮町では、住宅耐震化の取組も非常に頑張っておりまして。地震で住宅の下敷きになれば、その後の津波から避難できなくなるため、各戸を職員が回って耐震診断と耐震改修を進めてきたわけでございます。年間100件前後のペースで住宅耐震化を進めているそうです。前提としまして、黒潮町ではこの被害想定がありまして(パネルを示しながら説明)、2012年ですので東日本大震災の翌年にこれが国から発表されて大変驚いたわけですね。最大震度7、最大津波の高さ34.4メートル、死者2,300人、黒潮町は人口9,900人だそうですので、非常にたくさんの方が亡くなると。津波被害が61集落のうちの40集落という被害想定で、大変驚き、そして、取組を進めてきたということでございます。そのときに、黒潮町の住民の方が読んだ歌と申しますか、短歌がありまして(パネルを示しながら説明)、「大津波 来たらば共に 死んでやる 今日息(そく)が言う 足萎え吾(われ)に」と。「息」は息子さんのことですね、「足萎え」は足が不自由なんですね。足の不自由なお父さんに、俺も一緒に死んでやるからと息子さんが言うたということで、非常に優しい息子さんなんですけれども、こういうふうには避難放棄になってしまっはいけないということで、十数年間の取組を続けてきたわけでございます。

これを御覧ください（パネルを示しながら説明）。能登半島地震で亡くなられた方が、石川県内で227人おられます。心から御冥福をお祈りします。そして、この方々の死亡を無駄にしないために、私たちはしっかりと必要な対策を取らないといけないと思っています。227人の方の死因の9割が家屋に関係するものです。圧死95人、窒息49人、家屋から長時間脱出できず寒さのため凍死した人が32人、外傷性ショック28人、焼死が3人で合計207人の方が家屋が潰れたことにより亡くなったわけです。

香美市は、耐震設計35万6,000円、耐震工事165万円、県下トップの補助金を構えておるわけでございますので、さらにPRして、本市もまずは耐震化を強力に進めてほしいと思います。

黒潮町の話に戻りますが、この写真を御覧ください（モニターを示しながら説明）。これは、私が、とさのさとの横のアグリコレットという、高知県のお土産物などを売っている店舗の中で、これは何じゃと思って写した写真でございます。黒潮町缶詰製作所が出しているコーナーの下の青い部分に、34メートルという旗があるんですね。最初、私は何のことやら分からなかったわけですが、先ほどの話で分かるように、津波の高さが34メートルであることをむしろ前向きに捉えて、34メートルでも頑張っているんだぞということで、このロゴマークにしているわけでございます。

そこで、私は香美市のロゴマークを考えたわけでございます。これが広報9月号に出ていた（モニターを示しながら説明）、これはなんでしたかね。キービジュアル、そう、そう、失礼しました、キービジュアルですね。キービジュアルが「愛と勇気の物語のまち」で、大変よくできていると思います。ぜひ、これから朝ドラ「あんぱん」放送に向けて、やなせたかし先生のふるさとでぜひ使っていただきたいと思うわけでございますが、私自身が考えた香美市のロゴマークがこれでございます（パネルを示しながら説明）。「愛と勇気と防災のまちLet's Go Kami City」ということで、40メートルという旗を立てました。香美市庁舎がある辺りが大体海拔40メートルですね。もう香美市そのものが防災安全都市であるということをPRするために、ちょっと寂しいのでカミーティアちゃんもつけました。私は、黒潮町がこれだけ頑張っているんだから、香美市もぜひ、香美市は安全だよ、防災都市だよ、津波は来ないよ、地盤も固いよということをもっとPRしてもらいたいと強く思うわけです。

質問の①へ移ります。

8月8日の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）により、近隣市では避難所が開設されましたが、本市で避難所を開設しなかったのはなぜでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 近隣の沿岸自治体には、事前避難対象地域、後発地震発生後の津波により避難が間に合わないおそれのある地域がありますが、本市は津波被害のおそれがありません。巨大地震注意が発表された場合の防災対応は、必要に応じて自主的な避難を呼びかけることになっていきますので、避難所の開設はせず、安全な親

戚、知人宅等への自主的な避難を呼びかけました。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 分かりました。

②へ移ります。

この時期に大規模災害が発生したら避難所にはエアコンが必要だと思います。特に、避難者が多いと予想される、山田小学校、鏡野中学校、山田高校の体育館には、国補助金も活用し、エアコンを設置するべきではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 災害時に避難された方々が快適に過ごせる環境整備は、非常に重要であると認識しております。私としましても、香美市の避難所では災害関連死を起こさないように取り組む決意です。高知県危機管理部とも情報交換を進め、国の補助制度の活用などを検討してまいります。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 非常に前向きなお答えでございまして、うれしい限りでございます。

③へ移ります。これも同僚議員が質問してくれましたが、もう一度聞きます。

水と食料持参で避難するのは困難、自分の体だけで精いっぱいという高齢者の声があります。主要な避難所へは、水、食料等を分散備蓄できないでしょうか。何か、既に食料を分散備蓄している場所もあるというようなことも聞きましたが、そのことも含めて教えてください。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 市の備蓄物資供給は、発災後3日において個人備蓄で対応できない避難者を対象とするものでありますから、御質問にあります、災害発生前のおそれ段階の避難においては供給することはできません。このことについては、今後情報発信していきたいと思っております。それと、比較的小さい避難所にも備蓄はありますけれども、同様の考えで、事前の避難については供給する予定ではありません。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） ぜひ、進めていってほしいと思っておりますので、この点もよろしく願います。

次、この写真が8月31日付の高知新聞です（モニターを示しながら説明）。住民協力し避難所確保。特例で公民館使用許可、高知市という見出しで載っていたわけですが、本市でもこのような特例は認められるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 新聞記事にありました高知市の塚ノ原公民館は、地域で建てた公民館で、市の指定避難所でもありません。公民館を管理する地域の方の判断で使用を特例として認めたもので、この件について高知市は関与していませんでした。

香美市にも地域が管理している集会所があります。これまでも香美市が開設した避難所ではない施設に、自主的に避難されている例がありますので、地域の集会所の管理者へ御相談していただきたいと思います。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 地域の管理者で自主的に認められているということでございますね。分かりました。

⑤です。

平時にこそ避難所増設に取り組む必要があると思います。6月定例会議で、たしか中平議員が質問してくれたと思うのですが、トレーラーハウスが非常に便利ではないかという御意見がありますが、中平議員はムービングハウスという言葉で言っていました、同じものを指すと思います。そのときに市長は、非常に有効であると考え、積極的に検討してみたいと答弁してくれました。その後どうなっていますか、具体的な進展はあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） ちょうど先日、トレーラーハウスの関係団体と協議をしております、協定に向けて話を進めております。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 協定に向けて話を進めているということで、非常にこれはうれしいことだと思います。

⑥へ移ります。

これが、香美市ハザードマップ2022年4月版でございます（資料を示しながら説明）、非常に詳しく書かれていてよいと思うわけでございますが、このアップデートが必要ではないかとも思います。その点の予定はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 現在のハザードマップは、南海トラフ地震臨時情報など、地震に関する情報が少ないように思います。現在のハザードマップに盛り込むのが適当かは検討が必要ですが、今後地震に関する情報も何らかの形で発信したいと思えます。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） ぜひ、地震に関する情報を入れてアップデートしていただきたいと思っております。

⑦へ移ります。

広域連携による避難計画の話合いが必要だと思います。その際、津波が来ない、地盤が固いという本市の自然条件を生かし、避難者受入れ施設となる体育館を県の協力で建設してはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 広域避難については、県と中央圏域の自治体で継続的に協議しております。現在は、市有施設だけでなく、県有施設の活用も含めた検討をしているところで、新たな施設の建設という段階ではございません。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 先ほども言いましたが、「愛と勇気と防災のまち」を売りにして、もう地元の者は全員安心だから、よそからどうぞ来てちょうだいと、こういうふうになる段階まで、香美市に進んでもらいたいと思います。ぜひ、広域連携による継続的協議を続けていただきたいと思います。

最後へ行く前に、黒潮町の先ほどの歌を読んだ方が、この黒潮町の取組が進んだ後に読んだ歌が、「この命 落としはせぬと 足萎えの 我は行きたり 避難訓練」と、非常にこの方の意識が変わっていることがよく分かる歌ではないかと思ひまして、私は感動しました。

そういう取組をするためにも、⑧の質問です。

防災対策課の人員増と予算増について、市長の見解をお願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 防災対策課の人員増、予算増につきましては、香美市役所の組織再編も見据えて検討しております。現状の防災対策課は、住宅の耐震化、除却などの住宅関連業務、また、交通安全運動に関する業務など、多くの業務を抱えておりますので、災害対応や訓練に特化した課として、業務の絞り込みができないかと考えています。来年度につきましては、組織再編までは取り組むことができないかもしれませんが、香美市民の生命と財産を守るため、できる限り体制強化と予算措置について検討してまいります。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） ぜひ、これをお願いしたいと思います。現在、職員が6人、会計年度任用職員が1人の7人体制でございますので、私はやっぱりこの少な過ぎると思っております。先ほど市長も言われましたけど、特に、この住宅関連を別にすることは非常に必要じゃないでしょうか。他の市町村でも住宅対策課があるところが多いように思います。ぜひ、そこの部分を切り離すこと、そして、先ほど紹介した黒潮町のような、各戸を回って耐震化を進めることも必要ではないかと思っております。既に、私が聞きましたところによると、民間業者が高齢者のおうちを回って、補助金が出るから耐震工事をぜひしなさいということで、高額の工事代金を請求するという、詐欺まがいの事件も起きているそうでございますので、その点からも、市の職員が回ってあげることも必要だと思います。ぜひ、この点についてよろしくをお願いします。

大きな2番に移ります。買物難民解消へ手だてをです。

昨年度末をもって平山地区唯一の商店が閉店し、地域住民が買物難民になっているという話を地域の方から聞きました。現在は、週1回の移動販売車、これはサンプラザか

ら来てくれているそうでございます。閉店された商店の前のところへ来てくれているそうですが、非常になかなか不便を感じている住民が多い。また、似たような地域が市内に多数あると思います。

①です。

9月補正予算において、移動スーパー事業支援金60万円が計上されております。事業支援として活用されるのは大変よいことだと思いますが、さらに具体的に進めて、住民要望を基に移動販売ルート整備に協力できないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

まず、移動スーパー事業支援金を9月定例会議の補正予算で出しております。申請時に移動販売車のルート等も記載いただくようになっておりまして、事業者の事業継続支援を行うと同時に、当市における移動スーパーが来ている地域の把握を、この事業を通じて行うことができるというアイデアを盛り込んだものでございます。中山間における買物問題の重要な資料づくりに貢献していると言えます。ただし、市の販売ルートにおける積極的な介入につきましては、基本的に民間の営利事業と考慮すれば難しい部分も多く、また、同業者間、量販店などの競合も無視できないものでございます。適度な距離感において、地域のニーズをできる限り反映していければよいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 私も調べてみましたら、先ほど紹介しましたサンプラザのほか、サニーマートがやっている「とくし丸」とか、フジがやっております「おまかせくん」とか、それから、セブンイレブンがやっております、これは何言うか分からないけど、たくさんの移動販売車が、意外と市内の買物難民がおられるところへ行っていることを知ることができました。その中で、幾つかの業者ともお話しさせてもらったんですけども、例えば、フジ野市店から来ている「おまかせくん」の方は、要望が強ければほかのルートも考えますと言ってくれましたので、ぜひ、住民の声を聞いて、このほかのルートにも走らせることができたらと思っております。

②へ移ります。

買物困難地域の方の中には、その移動スーパーの場所まで出ていくのが困難という方がおります。私、前定例会議では買物バスを取り上げたんですけども、今回は、必要な方には買物タクシーを定額で走らせて、お買物に行くというようなことはできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） できればいいと思いますが、当市の広大な中山間地域を考慮すれば、市の限られた資源でできることは限られておると思います。人的にも財政的にも、このサービス案につきましては実現が難しいものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） なかなか難しいということですが、また取り上げますのでよろしくをお願いします。

最後の質問、大きな3番に移ります。来年度こそ補聴器購入補助制度を実現してほしいと思って質問します。

6月定例会議において、聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書が、全会一致で可決されました。その中に、高齢者が自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えることとあり、国の補助制度が待ち望まれますが、現時点では自治体独自で取り組む必要があります。

ちょっと待ってくださいね、これを御覧ください（モニターを示しながら説明）。この「マッチ60歳、聴力検査デビューします！」を新聞等で既に見られた方も多いと思いますが、あのギンギラギンにさりげなくと歌っていた近藤真彦さんがついに60歳、ちょっと書かれている言葉が見えにくいので、私が読ませてもらうと「ティーンの間には想像もしなかったけど、聞こえにくさをごまかして、さりげなく聞こえるフリ。そんなの俺はごめんだね。聞こえにくさを感じたら放置せず、スニーカーを履いて、すぐに耳鼻科へ行くだけさ」ファンの方がこの中にもおいでるかもしれませんが、近藤真彦さんの歌をさりげなく織り込んだすばらしい広告だと思います。これは、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が、ACジャパンの支援広告キャンペーンということで、7月から1年間にわたりテレビでもやるそうです。全国メディアに展開していますが、この広告の中でも、聞こえにくさを放っておくと、認知症や鬱病、社会的孤立、就業機会の喪失につながるから、聞き返し、聞き間違いが多くなったら耳鼻科での聴力検査をと強調しております。

そこで、香美市の高齢者の実態はどうかと思ひまして、ちょっとお待ちください、香美市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査在宅介護実態調査結果報告書が令和5年3月に発行されまして（資料を示しながら説明）、これは、令和4年12月に本市在住の65歳以上の方8,298人にアンケート用紙を送り、4,994人、約5,000人の方から有効回答をいただいたものです。有効回答率60.2%で、大変よい調査ができているんじゃないかと私は評価するものです。

この中に、聞こえの状況について聞いた項目がありました。それをボードにまとめたものがこちらです（資料を示しながら説明）。「普通」というのは普通に聞こえるよです。聞こえにくいというのは、アンケートでは3つありまして、「普通の声がやっと聞き取れる」「かなり大きな声なら何とか聞き取れる」「ほとんど聞こえない」ですが、この3つはもう「聞こえにくい」でまとめさせていただきました。あと、小数点以下は四捨五入、無回答の方は省きました。

全体では、普通に聞こえる方が73%、聞こえにくいが22%で、2割の方が聞こえ

にくいと感じておられます。男性は、前期高齢者の方で聞こえにくいのが17%だったものが、後期高齢者になると34%と倍増しておるわけでございます。女性は、男性よりも聞こえる方が多いのですが、それでも聞こえにくいのが前期9%だったものが後期には27%と3倍に増えているので注意が必要だと思います。また、一般の方と要支援1、2の方を分けて比べてみますと、要支援1、2の方は、聞こえにくい人が35%に上っています。難聴と要支援の関係についてはもっと精査せんといかんですが、私個人の意見としては、聞こえにくさは大きなハンデにつながっているのではないかと思います。

まだまだ大事なことがこの中に載っておるわけでございますが（資料を示しながら説明）、あとちょっと口頭で紹介しますと、聞こえにくいので耳鼻科を受診した人は48%、半分近くの方が耳鼻科を受診しておられます。しかし、補聴器を使用している方は24%、聞こえにくい人の中でも半分しか補聴器を使用していません。なぜ補聴器を使用しないのかと理由を複数回答で聞いたところ、1位は使用しなくても何とか生活できているからで80%、2位は補聴器は高額だからで20%、3位は補聴器でどのくらい改善されるか分からないで16%、同じく補聴器を使用することが煩わしいで16%、5位はどこに相談していいか分からないで3%、6位は聞こえにくいことを周りに知られたくないで1%となっています。不便を感じながらも何とか生活できるからとこらえている。また、高額だから手が出ないという実態が浮き彫りにされているのではないのでしょうか。

①の質問に移ります。

その前に、これが、市役所1階の市民保険課に置かれていますヒアリンググループの写真でございます（モニターを示しながら説明）。ちょっと仕組みを言いますと、スピーカーに音を出す代わりに、ループ状の電線に音の電流を流し、磁界として音の信号を空中に出すと。この磁界の音信号は、補聴器や人工内耳のTモード、あるいは専用受信機で聞くことができる。音源の音が直接耳に届くので、大変はっきり音が聞こえるそうです。ちょっと高知工科大学の先生にでも教えてもらわんと、この仕組みが私もよく分かっていないんですけれども、あと、これが専用受信機で（モニターを示しながら説明）、これも窓口で貸していただけるので、補聴器をつけていなくてもこれをつけるとはっきり聞こえるそうでございます。柱にもこういうふうにちゃんと貼ってくれていて（モニターを示しながら説明）、分かりやすくする工夫がされていると思います。

このヒアリンググループを、市役所各課窓口や支所の目立つ場所に設置してはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

本市では、平成28年頃にヒアリンググループを市役所1階フロアに設置しております。市民の方が利用できるようになっております。この3年間の利用者はおりませんが、窓口にお知らせを掲示し、必要な方への利用促進を図っております。1階以外の場所へ

の設置につきましては、各課、支所に確認いたしました。難聴者の来庁は年に数回、または、ほとんど来ないとのことで、現段階では必要性が低く、これ以上の設置は考えておりません。なお、高齢介護課では、難聴の方には筆談や耳元でゆっくり大きな声で話すようにしてございまして、対応はできている状況でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 対応はできているということでございます。それはいいことだと思うんですけども、私が考えますのに、このヒアリンググループが、まだあまり知られていない部分もあるのではないかなと思います。外国では、空港などにもあるということでございますので、ぜひ、もうちょっと普及を進めていただきたいことをお願いします。

②へ移ります。

先ほどのアンケートでも、どこに相談していいか分からないというのがありましたが、特定健診の項目に、本市独自で聴力検査を追加できないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 特定健診は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者が生活習慣病の予防のため、40歳から74歳の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した検査を行うものです。本市独自で特定健診の項目に聴力検査を追加することは、現在のところ考えておりません。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） ちょっと残念でございます。

③へ移ります。

高齢者の健康寿命を延ばすために、補聴器は必要不可欠と考えております。以前にもお聞きしましたが、改めて市長の見解をお願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 補聴器が、高齢者の健康寿命を延ばすために有効な手段であるという認識は持っております。一方で、高額な機器であり、医師の診断、定期的な機器の調整など、利用者にとっての負担も一定程度あるとお伺いしております。他市町村の事例も研究しながら費用対効果も考えて、導入に向けたタイミングを探っていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 有効な手段でございましたので、ぜひ、お願いしたいと思っております。

④の質問でございます。

国の動き、本当は国にこの制度をつくっていただくことが非常に一番いいのですが、国の動きが本当に遅くて、先ほど言いました6月定例会議での意見書を上げて

も、なかなか進んでいない実態がございます。

そこで、自治体独自の補聴器購入制度が全国で広がっているわけがございます。

こちらを御覧ください（資料を示しながら説明）。今年の1月段階で、全国の239自治体が補聴器購入補助制度、制度はいろいろ違いますけれども、何らかの形の制度を取り入れてつくったものでございます。5月には286自治体ということで、多分、今年4月1日から増やしたであろうところが47自治体あり、その中に四万十市も入っているわけがございます。県下では、四万十町、いの町、土佐清水市、仁淀川町も含めて、5自治体に広がりました。市民の健康寿命を延ばすため、政策的効果は極めて高いと考えますが、本市で導入する考えはありませんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

本市では、9月4日に令和6年度介護予防講座におきまして、「耳の聴こえと認知機能の関係性～今と未来の自分のために考える“補聴”～」というテーマで講演会を開催し、41人の参加がありました。また、国の介護保険保険者努力支援交付金評価指標におきまして、認知症総合支援の推進の中で、難聴高齢者の早期発見・早期介入に係る取組を行っているかどうかの評価の視点になっております。来年度からは、介護予防講座や週1回の体操教室などに参加された方に、k a m i c a（カミカ）ポイントを付与したいと考えておりまして、今後も、聞こえに関する啓発や早期発見、受診勧奨に取り組んでいきたいと考えております。

高齢者を対象とした補聴器購入費用の助成につきましては、引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） いろいろな取組をやられていることも分かりました。大変この介護予防講座とかいうのはいいと思います。さらに、k a m i c aポイントとかいうのも動機づけになっていいと思います。

私は、高齢者の健康、日常生活改善、認知症予防ですばらしい取組につながるんじゃないかと思っております。この9月で、私の議員生活4年間のうちの2年が過ぎ、折り返し地点となりました。私は、立候補したときの公約で、補聴器購入補助制度をつくると言ったわけがございます。この間、支持者から、もうできんので自分で買うたと言われました。このままでは公約違反になってしまいます。ぜひ、来年度予算、これから考えていく時期だと思いますので、この予算を市長にお願いしたいですね。例えば、1人3万円で20人分構えたとしても60万円、何とかならんでしょうか、市長、最後にお願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 公約違反になってる状況は非常に申し訳なく思いますが、

先ほど御答弁させていただいたとおり、今いろいろと情報収集もしておりますし、また、国にも要望活動しておりますので、いましばらく公約をされた皆様方にもお伝えいただければと思います。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） ありがとうございます。

以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 西山潤君の質問が終わりました。

次に、3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 3番、市民クラブ、中平麻衣です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式にて質問してまいります。

1番目の質問です。防災の備えについてお聞きします。

今般の9月定例会議において、昨日、一昨日、そして、先ほど西山議員からも防災関連の質問が複数出ていますので、重複する部分も出てくるかもしれません。

去る8月8日に日向灘でマグニチュード7.1、最大震度6弱という地震が起き、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。高知県沿岸部では津波注意報が発表され、その後、避難指示も発令されています。また、4月の豊後水道を震源とする地震や6月の愛媛県を震源とする地震では、高知県でも揺れを観測しております。北海道や東北、関東など各地で発生した地震についても度々報じられております。南海トラフ地震臨時情報は8月15日に解除されました。今回の地震及び南海トラフ地震臨時情報を一つのきっかけとして各人の意識が高まり、個人だけではなく行政の取組もまた強化されていくことになればという思いで質問いたします。

（1）です。

防災の意識や備えをしっかりとすることと同時に、平時の訓練の重要性を改めて考え、本市での訓練に関する取組についての質問です。

①です。

日頃より、地区防災組織や学校、保育園などで避難訓練や避難所運営訓練が行われています。地区防災組織の避難所運営にフォーカスしていきたいと思いますが、地区防災組織に所属しておらず、当然、訓練などにも参加していない市民も多くいます。いざというときにどのような行動を取るべきかということが、市民一人一人に行き渡っているのか疑問に思っています。地区の避難所運営訓練などに参加し、訓練も含めて世話をしてくださっている方と、地域との関わりの薄い方との間の温度差は、かなりあるのではないかと思います。個人ではなく地区という集団の中での温度差、意識の差が、大きな地震などの発災による非常事態の際に、分断やあつれきを生むようなこともあるのではないかと懸念しています。有事の際にどのような状況になるか、市はどの程度想定しているのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 避難所は地域集会所などの小規模施設と体育館などの大規模施設に大別することができます。地域集会所には、地元の住民等が避難されると思いますが、日頃からお互いの顔を見知っている地域コミュニティが、円滑な避難所運営に役立つと考えています。一方、大規模な避難所には、複数の地域から多くの住民等が避難され、お互いに面識がない方がたくさんいると思います。地域コミュニティが脆弱であるがゆえ、避難所開設後に避難者が協力し合って行う自主的な運営ができるか、課題があると考えています。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

いざというときには、住民同士の共助や互助といった助け合いが必要です。そのことを周知する仕組みについてお聞きします。市は、どのような手段で周知、広報等をしているのか、そして、実際、市民にはどの程度伝わっているとお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 避難所の運営において、住民同士の共助が必要であることは、自主防災会での勉強会や避難所開設訓練で周知するようにしています。また、勉強会や避難所開設訓練に参加してくださる方は理解してくれているものと思います。今後は、災害時に初めて避難する方にも伝わるように、避難所運営マニュアルに記載するなど、工夫してまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 自主防災会の勉強会であるとか、避難訓練に参加しない方こそ、何とか伝えるようにしていただきたいと思うのですが。多分、避難所運営マニュアルを目にされることもほぼないのではないかと思いますけれども。

ちょっと資料1-1を御覧いただきたいのですが、こちらには能登半島地震における避難所運営の様子についての新聞記事が貼ってあります、参考までに見ていただいたらと思います。

災害があったときに、自助と公助で考えていらっしゃる方が多いのではないかなと思うんですけども、自力で何とかする、行政が助けに来てくれるという考えの方が多そうかなと思っています。先ほど、西山議員が短歌を紹介されていましたが、自力では何とかならないから諦めるというような方もいらっしゃるかと思いますので、共助、互助を何とか広めていっていただきたいと思います。

③に移ります。

地区防災組織には、独居高齢者などについての個人情報知らされておられません。善意やボランティア精神などによる声かけや救助、避難所の運営といった発災時の動きに対しての期待は大きいと感じていますが、地区防災組織への負担が極めて重くなってはいないでしょうか。活動するためには、せめて情報や権限が必要ではないかと思われまます。改めて、発災時だけではなく、事が起こる前の備えや地区内の連携、訓練なども含

め、地区防災組織の担う範囲をなお明確にし、実際に動ける体制をつくれるようにしていただきたいと思いますが、見解をお願いします。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 自主防災組織の活動について、日頃から取り組むべきものとしては、防災知識の普及、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、防災用資機材の整備等が挙げられます。また、災害時においては、情報の収集・伝達、初期消火、住民の避難誘導、救出・救護、給食・給水等の活動が挙げられます。自主防災組織は組織の大小により活動能力が違いますし、取り組む内容も地域特性に応じて異なりますので、活動範囲を一律に示すのではなく、連絡協議会の地区会や防災研修などを活用して、組織それぞれの能力や地域特性に応じた活動ができるようにしてまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 実際に動けるようにするためにも、ぜひ、個人情報という壁を越えて、重要な情報を地区防災組織にも教えていただけたらと思います。

④です。

行政が行政として行う訓練についてお聞きします。

資料1-2は内閣府の資料です。赤線で3か所囲んであるのは私がしたものです。右下の上の部分の囲みのところなんですけど、災害対策本部の運営訓練について記載があります。本市でも災害が起こったという想定のもと、実際の指揮や連携について検証するような訓練は行われているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 令和5年度には実施していませんが、令和4年度には、市長、教育長ほか、141人の職員が参加する香美市震災対応合同訓練を実施し、連携訓練を行いました。その訓練で参加した組織は、災害対策本部、総務部、市民生活部、建設部、上下水道部、教育部、消防部、香北災害対策支部、物部災害対策支部でございます。現在、今年度中の実施に向け準備を進めています。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ⑤です。

同じく、資料1-2の左側の赤の囲みのところに、行政間の連携、国・都道府県・市町村も含めた「行政の総体」という文言が載っているんですけども、本市でも県や国とも連携した訓練は行われているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 令和3年度に実施しました風水害対応合同訓練では、県中央東地域本部や高知河川国道事務所の職員にも参加いただいております。

県や国との連携体制については平時から頻繁にやり取りしていますが、合同の訓練も重要と考えていますので検討してまいります。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ⑥です。

大きな災害となると、市民の避難生活が長引くことなども予想されます。救援用物資の受け取りや分配、ボランティアセンターなどとの連携等も必要になってくるかと思いますが、そのような想定の下で関係機関と連携した訓練はされているでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 年1回、物資システムを活用した救援物資の物資配送訓練が行われております。この訓練では、香美市の防災倉庫へ物資を荷下ろしすることはないですが、トラックを走らせて荷物の受領手続まで行っています。ボランティアセンターについては、これから社会福祉協議会と設置場所等の検討を行う段階であり、連携訓練の実施はその後に検討していきます。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 資料1－3を御覧ください。参考として、消防庁の支援の下で行われた、小規模市町村の訓練の様子を掲載してあります。市町村、都道府県と警察、消防、気象台、社会福祉協議会などの関係機関が参加しての訓練で、実施の4町の町長のコメントも載っています。大なり小なり、継続的にこのような訓練を平時に行っておくことが重要ではないかと思えます。

訓練をしているから安心、大丈夫ではなく、訓練で不足する部分、うまくいかないことが見えてくることで、必要な備えの精度を上げていくことにつながろうかと思えます。通常の業務だけでも大変かとは思いますが、災害はいつ発生するか分からないものです。その想定の下、粛々と訓練、備えにも取り組んでいただけたらと思えます。

先ほどの西山議員の質問でも、市長から組織再編という中で、防災対策・訓練に特化した配置をとということでお伺いしました。そこに大変期待しております。

（2）災害を知らせる手段について伺います。

①です。

防災行政無線が聞こえないことについては、これまでも一般質問で何度も取り上げられてきたかと思えます。私自身も、聞こえないことで香美市防災メールの登録をしており、そちらをチェックするようにしております。メールには2種類ありまして、一つは、情報が放送されたことを知らせ、放送内容の音声聞けるリンクを貼ってあるもの、もう一つは、放送内容を文字で知らせるものです。夏の間は、真夏日、猛暑日が非常に多くて、昨日の同僚議員の質問への答弁でも、7月から8月の猛暑日回数が非常に多かったということでしたが、毎日のように熱中症警戒アラートが出ていることを知らせるメールが届いておりました。8月8日の南海トラフ地震臨時情報、また、その後の台風10号の高齢者避難情報などについてのメールも届いています。受け取ったメールをぱっと見た感じでは、特別な情報であると認識しにくいものであったように感じております。メールの件名ですが、防災行政無線からのお知らせというものと、防災無線情報が放送

されましたというものになります。熱中症警戒アラートの放送お知らせも、地震台風関連の放送お知らせも、同じ件名で届いております。熱中症警戒アラートについてももちろん大事な情報です。きちんと対処しなければ命に関わることもあります。それでも、毎回同じ文言で夏の間ずっと配信され続けたものと、1分1秒を争うかもしれない情報とは、例えば、タイトルを変えるなど、配信の仕方に差異を出す工夫ができればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 熱中症警戒アラートと南海トラフ地震臨時情報のメール配信時間はずらせたものの、目立たなかったのは、防災メールのタイトルが同じであったことも理由の一つではないかと思っております。現在のシステムでは、防災メールのタイトルは自動的に防災行政無線からのお知らせとなってしまう、メールの内容に応じタイトルを変更することはできません。今後、タイトルに変化をつけるなど、市民に伝わりやすい防災メールについて研究してまいります。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

メールではなくLINEを活用するなど、緊急性の高いものについては通知に気づきやすい手段で配信するなどはないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 南海トラフ地震の臨時情報（巨大地震注意）の発表を受けて、香美市も公式LINEで1週間お知らせしましたがけれども、毎回同じような内容になってしまったことについては、また反省したいなど。改めてどういったものができるか、考えていきたいなど思っています。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 実際、私も市の公式LINEの配信、こちらの臨時情報についても受信しております。

資料1-4を見てください。先ほど課長もおっしゃっていたとおり、私のスマートフォンの画面なんですけれども、臨時情報もほかの情報も同じような感じであり、かつ毎回同じ文言という形になっております。市民大学の案内であるとか、ごみ出しのことなんかは臨時情報の前後に届くような感じですが、吹き出しの形などは全く同じものになりますので、埋もれてしまって、情報の重要度の差が全く分からない形での配信になってしまっていることが、大変もったいないというのが正直な感想です。緊急の情報をそれと分かる形で伝えることが、LINEの特性上難しいのではないかと思いますので、緊急情報に限ったアカウントをつくるなどしてもいいのではないかと考えます。こちらの検討を、ぜひ、お願いします。

③です。

同じ資料1-4の右下のところに、少し字を大きく書き出したものがあるんですけれ

ども、8月8日の地震について、午後8時55分に受信した配信内容になっております。
「本日19時15分、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表
されました」というものです。気象庁の発表から市の公式LINEで配信されるまで、
タイムラグが生じているのにはどのような理由があるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 巨大地震注意の発表後、午後8時から午後8時半ま
での間に災害対策本部会議を開催し、向こう1週間における防災対応を協議しました。
また、初めての発表ということもあり、この会議の中で、巨大地震注意対応として住民
に対する呼びかけの内容も協議して決定しました。会議の結果を待って防災行政無線に
放送内容を登録するのでは、住民へのお知らせが遅くなると思い、あらかじめ放送内容
を登録し、合成音声のトーンやアクセントの調整まで行い、会議の結果を反映すること
としました。会議後、防災行政無線で放送する25分の中で、会議結果による修正とそ
れに伴う合成音声の調整、放送内容に間違いがないかを入念に確認しました。日頃から
の入力が訓練となっており、市としては最短で放送することができたと考えております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ④です。

内容を見てみますと、特に本市の市民に向けたものというわけではないように思いま
す。ごく一般的な内容で、テレビのニュース等で得られるものと差がないように感じま
す。また、呼びかけ終了までの間、毎回同じ文言での配信となっているかと思うので
すが、市民向けの生きた情報、居住地の特性に合わせた本当に注意しなくてはいいこ
とや、逆に、安心を知らせる内容などを配信することはできないのでしょうか。市の
特性に合わせるとなると、その中身をつくる必要もあり、すぐには出せないかもしれ
ませんが、段階的に知らせることはできるのではないかと思います。見解をお聞かせく
ださい。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 放送内容は結果的に同じであったかもしれませんが、
香美市地域防災計画に記載する南海トラフ地震防災対策推進計画に定められている、巨
大地震注意対応に照らし合わせて作成したものです。これ以外で、状況に合わせて市民
に向けてどのような個別情報を発信していくかについては、ただいま国と県で調査して
検討するということですので、その結果も踏まえて研究してまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 資料1-5に、内閣府防災情報から抜粋しました、南海トラ
フ地震臨時情報が出たときの対応を示してあります。この南海トラフ地震臨時情報自体
について、市民に対して周知はどの程度されていますか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 2年ほど前の広報にも、お示しされた資料と似たよ

うな記事で、臨時情報についてお知らせしております。それと、ホームページでもお知らせしていきまして、LINEでの最後の臨時情報には、防災に関係するいろいろな情報を入れている香美市ホームページのリンクを貼って、できる限りいろんな情報を知ってもらいたいということでお知らせしておりました。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） なかなかよく分かっていない方も多いと思いますので、なお、周知徹底していただけたらと思います。

次に、2番目のこども家庭センターについての質問に移ります。

資料2-1を御覧ください。香美市こども家庭センター設置要綱が令和6年4月1日から施行されています。香美市こども家庭センター設置要綱の記載及びこども家庭庁より示されている資料などを基に聞いていきます。

①です。

市のホームページに香美市こども家庭センターについて何らかの情報を掲載するなど、市民に対しての周知、広報はされているでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） こども家庭センターとして、現在のところ積極的に広報を行ってはおりません。現時点では、香美市こども家庭センターの設置により体制や窓口が変わったということではなく、福祉事務所における香美市こども家庭総合支援センターの児童福祉機能と、健康推進課における子育て世代包括支援センターすこやかな母子保健機能を、内部で連携しやすいような体制を取っており、今までと同様の業務を行っておる状況です。今後、こども家庭センターの機能を整理して充実させるためには、全庁的な組織改革が必要と考えております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

こども家庭センターガイドラインには、母子保健機能及び児童福祉機能の双方の業務について、十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる者として、統括支援員を配置することとありますが、統括支援員として職員は配置されているのでしょうか。その人数及び基礎研修を受講されているかどうかをお聞きします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 統括支援員は、こども家庭センターガイドラインにおける要件として、保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健または児童福祉分野の実務経験を有する者とあり、この者を1人配置しております。基礎研修につきましては、統括支援員を含め、福祉事務所から2人、健康推進課から4人が受講しております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ③です。

改正児童福祉法により、支援を要する子供・妊産婦等へのサポートプラン作成による支援が、市町村の義務となっています。また、ヤングケアラーへの支援強化、障害児支援、担い手の発掘など、センター業務の幅は大変に広いものであると同時に、専門性が求められるかと思えます。統括支援員以外の母子保健機能及び児童福祉機能に配置されている職員など、センター全体の人員配置はどのようになっているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 香美市こども家庭センターの体制は、センター長を福祉事務所長が兼任しております。それから、統括支援員に健康推進課から1人、母子保健機能に健康推進課から5人、児童福祉機能に福祉事務所から6人、両方に係る人員として健康推進課の保健師7人の計20人が配置されております。20人のうち専門職は17人となっております、全て兼務、兼任となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ④です。

こども家庭センターガイドラインには、センターは、従来の子育て世代包括支援センターと、市町村こども家庭総合支援拠点があつてきた機能を引き続き生かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としている。また、家庭支援事業をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた、具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていくことが期待されているものであります。一体的であることを示すためにも、統括的な窓口が必要ではないかと思えますが、現状において、センターの窓口は設置されているのでしょうか。対象となる相談を受ける窓口はどこに設置されているのか、併せてお聞きします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 本庁舎のフロアに設置している案内表示には、2階6番の窓口にこども家庭センターの記載をしておりますが、相談窓口としては、相談内容により今までどおり、母子保健機能、児童福祉機能、それぞれの窓口で受付をすることになっております。そこで相談を受けたシグナルなどを2つの機能で内部共有することで、連携・協働を図っていく体制を取っております。窓口を一つにすることで虐待対応での対象者の逃げ道がなくなったり、役割をあえて分けることで対象者へのアプローチがしやすくなることを考慮しております。今までも、母子保健機能、児童福祉機能の業務が同じフロアにあることで、お互いに連携を取って業務を進めてきました。今まで築き上げてきた体制のメリットを最大限に生かして、今後も一体的に業務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ⑤です。

香美市ホームページを見ますと、妊娠、出産についてのページには、妊娠・出産・育児に関する相談は健康推進課でお受けしますという記載があります。通告を作成した9月1日時点では、子育て世代包括センターだったように思いますが、現在は、健康推進課という記載になっております。一体的に全てを健康推進課というわけではなくて、健康推進課の窓口であったり、福祉事務所の窓口であったりで受けるという理解をしております。この物理的な窓口だけではなくて、ホームページ上の情報なども、今後、整理していく必要があるのではないかと思います。かねてより、子育てに関するポータルサイト整備をとということで、質問もしてまいりました。昨日の同僚議員の高知県人口減少対策総合交付金に関する質問への答弁でも、ホームページのリニューアルについて、情報の分類や整理もして利用しやすいものにとということでした。今後、子供や子育てに関する情報については、こども家庭センターというなお広い範囲を包括するものにしてほしいと思っておりますが、見解をお願いします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） ホームページの記載につきましては、中平議員の質問を受けて確認したところ、その部分が修正されていなかったもので、健康推進課に直させていただきます。

こども家庭センターとの表記でということですが、今後、ホームページをリニューアルする予定となっておりますので、そちらのタイミングに合わせて情報を整理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ⑥です。

センター業務の対象者に対して、情報の把握、周知、調査、指導等を行う際には、香美市こども家庭センターの名義で行うことになるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 基本的には、母子保健、児童福祉、それぞれの部署の名義で行っております。内容によっては、要保護児童対策地域協議会など、法令で権限が定められている名義で調査等を行っておりますが、香美市こども家庭センターの名義では、現在はまだ行っておりません。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 現在はまだということは、今後、一体的にとか統括的にとということで、こども家庭センターの名義で行う可能性があるということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） また今後の体制によってそういうこともあるかもし

れないため、断定できることではございません。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 3番目の質問に移ります。

県内のパートナーシップ制度導入へのさらなる推進と、多様性が尊重される社会の実現を図るべく、パートナーシップ制度導入促進に向けた県の指針が策定されたことから、本市におけるパートナーシップ制度についてお聞きします。

資料3-1に、8月17日付の地元新聞記事を紹介しております。本年3月の一般質問において、本市での導入への進捗を聞いた時点では、県内7市町が導入済みで、その後、4月にはいの町でも導入されております。

①です。

3月以降の本市のパートナーシップ制度導入に関する進捗状況をお聞きします。

○議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、原美和子さん。

○ふれあい交流センター所長（原美和子君） パートナーシップ制度を導入した県内自治体が定めた要綱の比較を行っております。現在は、制度対象者となる要件などに異なる点があることから、経緯などをお伺いするために相違点を拾い出している状況です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

他市町への聞き取りや研修などについて、その後、何か取り組まれたことはあるでしょうか。

○議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、原美和子さん。

○ふれあい交流センター所長（原美和子君） 他市町村への聞き取りにつきましてはまだ行っておりませんが、先ほど述べましたように、相違点を拾い出し、お伺いできる状況となってから行う予定をしています。

研修につきましては、パートナーシップ制度に限定したものは今のところ準備しておりませんが、他市町村への聞き取りの際に、実施の有無や内容、タイミングなどをお伺いしたいと思っております。なお、関連ではありますが、昨年度に続きジェンダーについての学習会を7月と8月に開催し、放課後児童クラブの児童の皆さんに学んでもらいました。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ③です。

いつまでに制度の導入をするといった具体的な時期について、現時点でお示しいただけるものがありませんでしたらお願いします。

○議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、原美和子さん。

○ふれあい交流センター所長（原美和子君） 具体的な時期の設定はまだしてませんが、遅くとも令和7年度には開始したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 資料3-1の新聞記事の2段目の後ろから3行目に、24市町村が参加した意見交換会という記述があるんですけれども、本市はこちらの意見交換会には参加しているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、原美和子さん。

○ふれあい交流センター所長（原美和子君） こちらの意見交換会は、導入済みの自治体が会議に集まっております。ほかの自治体につきましてはオンラインでの参加になっておりまして、香美市もオンラインで参加しておりました。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 早急にいろいろ調べていただけたらと思います。
4番目。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。
(午前10時27分 休憩)
(午前10時45分 再開)

○議長（山本芳男君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を行います。

3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 休憩前に引き続き質問してまいります。
4番目、児童生徒の交通安全についてお聞きします。
①です。

JR土佐山田駅前の道路は、小学生などの通学路として利用されている道です。朝は、やまびこ会の方が立哨し、見守ってくださるなど、安全への人的な配慮もありますが、この道は、朝夕には通勤の車の往来もあり、また、優先が分かりにくい道となっているため、実際に通行する際には危険を覚えるという小学生の保護者からの声も聞いております。駅利用の有無にかかわらず、児童・生徒等の安全確保のためにも、JR土佐山田駅前の整備を検討いただきたいと思いますが見解をお願いします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

令和5年度の通学路安全対策連絡協議会におきましても、このJR土佐山田駅前の交差点が対策箇所として挙げられておりました。その対策内容といたしましては、道路状況により横断歩道の設置は困難である。南方の信号、交差点の利用を推奨、児童に対しては危険箇所の周知徹底を図るとされてございます。

このJR土佐山田駅から南進する道路は県道土佐山田停車場線、東進する道路は市道山田駅百石線、西進する道路は市道山田小北通りとなっております。市道につきましては、このJR土佐山田駅から東進します山田駅百石線には一旦停止の路面標示がございまして、駅から西進する山田小北通りにつきましては、路側帯へのグリーンベルト設置が令和5年度に完了しております。また、過去には、国土交通省が可搬式のハンプを設置

いたしまして、通行車両の速度低下ができないかといった社会実験を行いました。その結果、効果が認められましたハンプにつきまして、恒久的な設置ができないものか検討を行っております。そのほか、県道土佐山田停車場線などにつきましても、何らかの具体的な対策ができないか、本年度も、今後開催予定の香美市通学路安全対策連絡協議会の場で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

こちらは、先ほどの通学路安全対策連絡協議会が今後開催されるということによろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 今年度の通学路安全対策連絡協議会は、10月末頃までに実施する予定となっております。また、場所につきましてはまだ検討しておりませんので、昨年度のものとはなりますが、今回資料として添付しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ③です。

6月定例会議での一般質問の中で、資料として同僚議員より提示がありました、交通規制基準の横断歩道設置の対象道路の欄には、3、単路ということで、単路については、原則として次のいずれかに該当する場所に横断歩道を設置するものとするとし、（1）車道幅員が5.5メートル以上で、横断歩行者が多く歩行者の安全を確保する必要がある場所とあります。以下は省略しますが、このような記述があります。

資料4-1に写真を載せてあるんですけれども、香美市立図書館かみーる前の道路につきまして、横断歩行者数の多寡を把握しているわけではありませんが、図書館は子供たちの利用も多い施設であり、歩行者、自転車の往来が多い場所ではないかという観点から、児童・生徒横断時の安全確保を図るべき必要のある場所ではないかと思えます。モニターの地図写真を見ていただくと、かみーるを挟んで東西にある横断歩道の間隔が、地図上では400メートルほどとなっております。中ほどにあるかみーるとは、どちらの横断歩道からもちよっと距離があるのではないかと思います。かみーる前に横断歩道や押しボタン式信号機の設置ができれば、子供たちが安全に図書館を利用できるようになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

かみーる前への横断歩道や押しボタン信号機の設置につきまして、9月3日に南国警察署へ相談に伺いました。かみーる前の道路は、JRの高架下から上り坂になっており、車両が速度を上げて通行する箇所となっております。また、道路が少しカーブになって

おり、車の運転手が歩行者に気づきにくい場所となるため、非常に危険で、横断歩道の設置場所としては好ましくなく、設置は難しい状況にあるとのお話でございました。さらに、信号機の設置につきましては、まず、横断歩道設置の可否判断があった上で、より多くの横断歩道利用者があるなどの理由で、信号機の必要性を判断するというところでございまして、信号機の設置も現実的には難しいとのお話でございました。

以上のことから、かみーる前の横断歩道や押しボタン信号機の設置は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） かみーる前には難しいということではあるんですけども、親として考えたときに、子供には、歩くときには道路の右側を歩きなさいと、自転車であれば左側を、道路を渡るときには横断歩道をと教えております。もちろん歩行者がいるときには、横断歩道がなくても歩行者が優先ではあるんですけども、特に、小学校の低学年以下の子供になりますと、今安全だとかいう判断がなかなか難しいこともありますので、何らかの対策をしていただけたらと思うのですけれども、かみーるのど真ん前でなくても、できるだけ近い位置に横断歩道をつけていただくとか、お金はかかるんですけども歩道橋をつけるとか、交通の警備員を雇うとかいうようなことができればと思うのですが、何らかの対策をする可能性としてはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、小松幸春君。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 児童の安全は非常に大事だと考えておりますが、ただ、物理的現況が大きく変わらない限り、なかなか困難だと考えております。歩道橋につきましては、健常者であればいいんですけども、障害のある方につきましてはなかなか難しいところもありますので、課題が非常に大きいと思います。今後、何か方法があれば考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 5番目の質問に移ります。子育て世帯等の住宅関連の補助金についてお伺いします。

（1）です。

住宅取得の補助金に子育て世帯の移住・定住促進への効果を期待して、2024年度子育て世帯新築住宅取得支援事業補助金についてお伺いしていきます。

資料5-1を御覧ください。こちらは、市ホームページの該当ページを一部拡大した画像になっております。

①です。

令和2年4月の香美市子育て世帯新築住宅取得支援事業補助金交付要綱の施行以来、現在までの制度の利用件数及び金額の実績をお願いします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

令和2年度から令和5年度までの補助金活用実績は82件です。市内業者加算分を含んだ補助金交付額は1,700万円となっております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

一律20万円という補助金額になっておりますが、どのような理由と根拠によりこの金額が設定されたのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 本事業は、住宅金融支援機構が実施するフラット35と相互協力に関する協定を結んでおりまして、その協定に係る条件といたしまして、新築は20万円以上の要件がありましたので、その20万円を本事業の補助金額としております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 20万円は下限ではなくて上限ですね。

③に移ります。

資料5-2に、参考としまして四万十町の類似補助金のチラシを載せてあります。四万十町では、新たに住宅を取得する場合、申請者か配偶者が40歳以下という年齢要件を満たすなどすれば、四万十町若者定住促進支援住宅取得補助金の交付が最大100万円、満12歳以下の子供を扶養している子育て世帯であれば、四万十町子育て世帯住宅支援事業補助金を利用して、こちらも最大100万円の補助金が交付されます。

本市の子育て世帯新築住宅取得支援事業補助金は、年齢要件と子供扶養の要件を両方満たして20万円という金額です。この四万十町と同レベルでということは難しいとしても、補助金額の引上げを検討することはできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 令和2年度からの実績を踏まえますと、令和4年度を除きほぼ予算満額の実績で推移しておりますので、補助金額にかかわらず利用者が多いことはうかがえるかと思えます。また、補助金額を引き上げることにより移住・定住促進に効果が発揮されるかは、今後、研究する必要があると考えております。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） (2) 香美市木材住宅支援事業について伺います。

①です。

これまでの制度の利用件数及び金額の実績をお願いします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 本事業の平成27年度から本年8月末までで、165件の1億5,599万円となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。登録事業者についてお聞きします。

通告の時点で、市のホームページに登録業者として、素材生産業者2件、製材業者3件、木材卸売業者4件うち3件は市外、工務店1件が、住所、電話番号とともに掲載されていました。製材業者として名前が挙がっている1者について、ネット上で閉鎖という情報が出てくるが問題はないかということで通告しておりました。現在のホームページでは製材業者2者が閉鎖と、9月2日付で情報を更新していただいております。この閉鎖しているという情報なんですけれども、これをつかんでいなかったことになるんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 登録事業者につきましては、市産材であることを証明するため、業者からの申請によりまして登録をいただいております。現在、ホームページに掲載している登録業者のうち、製材業者2者は閉鎖しておりますが、製材品は流通しておりますので、市産木材納材証明書が発行された場合には、補助事業において補助単価が高い市内製材の区分が適用されることから、今期事業期間中は登録業者として掲載しております。御質問のホームページ上の情報の正確性に関しましては、不十分であったため、先日、閉鎖と修正しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） この閉鎖と記載されている業者に関しては、実質は稼働しているということですか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 2者について、実質稼働しておりません。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 完全に、会社というか事業所を閉められて、廃業しているような状況でしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） その認識でいいと思います。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 通告の時点で名前を挙げていた1者につきましては、2021年閉鎖という情報が出てくるんですけれども、今は2024年なので、言ってみれば3年ぐらいそのままになっていたのかなと思いますけれども、申請して登録後、何かしらで申請し直すとか、どんな様子かとかはないということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 抹消する申請をいただいで登録を消すとかはしておりませ

ん。先ほども申しあげましたように、閉鎖された製材所で製材されたものがまだ流通していますので、閉鎖ではありますが登録業者としては登録してあるという状況です、ホームページ上では。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） この事業で、その登録業者としては活用ができるというか、活用している状況ですか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 新たに製材されたものは今後出てきませんが、先ほどから申しあげておりますが、製材されたものは現在でも流通しておりますので、工務店でストックしてあるとか、在庫がストックしてあるとかです。事業上は登録してある業者という意味になります。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） もしストックしてある材を使うときには、この業者を通して新たにどうのということではなくて、物に対する証明がされて使われるということですね、分かりました。

③です。同じく、登録事業者の工務店についてお伺いします。

工務店の登録は1者のみになっています。この1社のみにとどまっている理由がありましたらお示してください。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 工務店につきましては、当事業の登録業者でなくても、申請者は本事業を活用することが可能となっています。この事業は、香美市産材の使用を要件としておりまして、原木市場から発行される市産木材納材証明書の提出を必須としております。また、市内製材所で製材された木材の場合は、補助単価の高い区分が適用されるため、その区分で申請される場合は、市内製材所から発行される納材証明書も提出いただきます。木材卸売業者と工務店に関しましては、証明書を発行してもらうことで補助単価が上がることはなく、香美市産材を扱っていることをPRできるメリットはありますが、登録することで優遇されることは特にないため、私どもから登録を依頼していないことから、1者にとどまったままとなっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 特に開拓というか、お声がけをして増やすことはないということですね、分かりました。

④です。

本事業の事業期間は、2015年4月から2025年3月までを予定しているとホームページに記載があります。今年度末までになるわけですが、来年度以降延長する考え

はあるでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島進君。

○農林課長（川島進君） 市役所内で住宅に関する支援が多くある現状や、現在、採択要件としております県事業の「こうちの木住まいづくり助成事業」との兼ね合いもあることから、来年度以降の2年間、現状を継続しながら現行制度の延長も含めて再検討するように考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ありがとうございます。

これで私の全ての質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 中平麻衣さんの質問が終わりました。

次に、6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の進行に従って通告に従い、随時質問してまいりたいと思います。質問事項は大きく4つであります。既に同僚議員から質問された項目もありますが、視点の違うところを中心に質問させていただきたいと思っています。

1点目であります。シェアオフィス整備事業のことでお聞きしてまいります。

シェアオフィス設備事業基本計画書によりますと、事業の目的はコミュニティー・にぎわいの創出、そして、探究拠点と示されております。そのことに異論はありませんが、拠点施設の新設に前向きでよいのかなという思いから、質問するものであります。

①であります。

基本計画では、土地の詳細調査や新築かりノバージョンかも判断していくことになっております。それによって概算も変わってくると思いますが、概算7億5,000万円と記されております。この算定方法、根拠をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

基本計画に記載しております概算費用7億5,000万円につきまして、基本計画策定前に新築で整備することを想定いたしまして、参考として概算見積りを基に算出したものになります。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 新築を前提とした7億5,000万円でありました。もちろんリノベーションになれば下がることもあろうかと思っています。

②に進みたいと思います。

新西庁舎や、ここ10年以内の公共施設と比べてどうなのかを検証したくて、資料を作っております。お手元のタブレットに資料をつけております。近年でしたら、香北支

所が2015年に建てられておりまして、決算上建設費は3億7,732万円でありました。物部支所は2017年建設で2億9,597万円、少し小さいかもしれませんが、2020年の山田小学校児童クラブが1億6,746万円、消防の香北分署が同じく2020年で2億2,593万円、記憶に新しいかみーるが2022年にできておりまして、建設費は9億404万円、そして、今建設を進めております西庁舎は、予算にはなりますけれども10億4,300万円です。シェアオフィスが7億5,000万円ですので、先ほど述べました香北支所や物部支所と比べると、結構大きいなと思います。香北支所は、予算が4億7,000万円と出ておりましたけれども、実際、決算になりましたら予算より少なくなる建て方ができておりまして、シェアオフィスも今の建設費より少なくできるのかもしれませんが。しかしながら、概算7億5,000万円で、西庁舎に続き大型の建設となるのかなと思いますけれども、財政的な受け止めはどうなのかをお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

大型事業を含めた投資的経費の財源は、補助金を除くと大半を市債借入れで賄っております。そのため、後年に公債費として償還する必要があります。経常的に支出されている人件費とか物件費、公債費が県内に比べましたら本市は少し高くて、人口減少や少子高齢化が続くと推測されている本市では、計画的な財政運営を行うことが大変重要と思われれます。大型事業が続くことで、公債費の増加や財政調整基金などの減少は避けられない状況ですが、公共サービスにおける安全性の確保や質の向上などにつながる必要な事業は、取捨選択しながら取り組んでいく必要があると考えております。

今後も、引き続き交付税措置などの観点から有利な起債を活用するとともに、各分野の事業計画の見直しなど、改善を図りながら、経費の削減と現在あります資産の有効活用を推進し、また、受益者負担など見直しなども含めた財源確保にも努めたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 丁寧な説明をいただきましたが、なお検証が必要と思います。

③の質問に移りたいと思います。

公共施設等総合管理計画が令和4年3月改定で出ております。公共施設の長寿命化と譲渡・除却の推進及び道路面積の修正によって、公共施設の更新費用を圧縮したとあります。

資料をつけておりますので、2枚目の資料を御覧ください。こちらによりましたら、前回の平成28年度に出したときには、管理計画上55億1,000万円ほどが必要であったところが、見直しを行ったおかげで38億2,000万円になったとあります。

ただ、3枚目の資料に載せておりますけれども、令和5年度の決算の状況にある投資的経費が約21億9,000万円であります。そのさらに前年度となりましたら約32

億円ということですがけれども、先ほどの管理計画を満たすというところだけ見ても、足りていない状況であります。この不足をどう捉えていけばいいのかなと思います。

さらに、中期財政計画におきましてもシェアオフィス事業が入っており、資料4枚目につけております。この囲んだの辺りに書かれておりますけれども、シェアオフィス建設事業も入っておるとしながら、総合管理計画の維持管理費よりも投資的経費が少なく計上されております。これはなぜなのか、ここの段階では理解できておりません。中期財政計画に総合管理計画はどう反映されているのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 御質問に挙げていただいております推計額38億2,000万円についてですがけれども、公共施設等総合管理計画において試算されている、令和3年度から令和42年度までの40年間の更新費用総額から割戻しされた、1年間の金額と把握しておりますので、そもそも、40年間の総額から算出した年平均と、単年度の金額と比較するのはちょっと適当ではないと思います。

中期財政計画におきましては、5か年計画であったものを令和4年度から毎年度ローリング方式で見直ししております。大型事業などの投資的経費についても、各課の更新計画を集約して作成しておりますので、公共施設等総合管理計画を基にして各施設の現状把握を行った上で、最新の施設更新計画として集約させてもらっております。

なお、施設の老朽化などにより予期せぬ問題が生じ、安全面や経費を考慮した結果、大規模な修繕を前倒しにすることもあります。両計画における各施設の更新時期が一部不一致になることは、ある程度やむを得ないかと考えております。また、昨今、工事費や人件費が上昇傾向にあるため、国庫補助金や有利な起債を活用させる場合も含めて、経費削減や財源確保のタイミングを逃すことのないように、庁内協議を経てある程度の柔軟性を持って予算化の時期を決定しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 詳しくは分からないところもあるんですけれども、40年の平均を割り戻していく計算方法と、予期せぬことが起こると増える可能性はあるんですけれども、減るということは、公共施設に修繕の必要がありながら先延ばしにしておくというふうにも思っていて、少なくとも新たに見直しをされて圧縮し、それでも年当たり38億円という平均、すぐに必要ではなく先々で必要になるところの平均ですから、今すぐには要らないことぐらいが私の理解になります。将来的にはやっぱり財政的に厳しいんじゃないかなと思います。

その上で、④に移りたいと思います。

さきの6月定例会議でも質問にありましたし、今定例会議でも質問がありましたがどういう形で作るのか、未定の拠点施設整備よりも、ある意味、今回のシェアオフィス整備事業基本計画にのっかって言うなら、プレ事業での機運醸成も計画の中に書かれて

おるわけですが、そういったところに集中すべきではないのかなと。どちらかというと、このシェアオフィス建設は優先するべきではないのではないかとも思いました。それでもシェアオフィスが必要不可欠であるということであれば、併せてお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

プレ事業につきましては、メイン施設の整備と並行して進めていく予定ですが、先行で行いますプレ事業で得た課題などを、メイン施設の設計に反映していきたいと考えております。なお、議員が述べられたとおり、プレ事業での機運醸成と併せまして、小さな成果を積み上げていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） もともとが新築で7億5,000万円でありましたので、リノベーションであったり、それから、この計画書の中で示されておるように、商工会の建物の場所以外のところも検討したとあるんですけども、予算的な制約から考えましたら、そのほかの既存の施設、例えば、今定例会議で出てきた中で言いましたら、旧ホテルダイワの話も出てまいりましたし、規模は小さいけれども商店街の空き店舗など、大きなものというより既存のリフォームで済むような形でも検討できるんじゃないかなと思います。

最後に、何か市長からありましたらお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今回の質問によりまして、長期財政計画も含めて御指摘いただきました。

私としましては、この香美市を発展していくために、香美市の特色を生かしながら、若者や女性の雇用の場をつくっていかなければ、人口減少はこれからも続いていくのかなと思っております。そういう意味では、高知工科大学がデータ&イノベーション学群を4月から開講しておりますので、そういったデータサイエンスに強い人材が働ける環境をつくりたいと、また、コロナ禍の中、地方でも働けることが機運として盛り上がってまいりましたときに、今ある香美市の資源を利用して企業を呼び込んでくる、または、高知工科大学を卒業した方が起業する際には、やはり魅力としてはちょっと落ちるのかなと思っております。そういう意味では、新しい香美市の顔としてシェアオフィスを造りたいというのが私の考え方であります。

また、財政につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を使うとか、有利な財源を探しながら、できるだけ借金を積まない形でできるように努力もします。御指摘があったとおり、どうやったら効果的な予算の使い方ができるのか、7億5,000万円という数字がありましたが、しっかりと元が取れるような形で整備してまいりたいと思

っております。このシェアオフィスにつきましては、議会の皆様にもしっかりと御説明して、未来の香美市の新しい雇用をつくるべく、しっかりと取り組んでまいる決意でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 本当に、その方向性にも目的のところにも異論はありませんが、香美市の魅力をより高める施設、シェアオフィスがないとそれができないのかというところに、ちょっと苦しさを自分は感じております。計画では、もう今回の質問の中でも工期まで示されましたが、ちょっとそこは工期ありきではなくて、より精査をして、さきの質問でもありましたけれども、いろいろなアドバイスの必要性の指摘がありましたので、そういった意見も聞きながら慎重に、できれば多大な予算をかけない形で進めていただきたいなと思います。

大きな2点目の質問に移りたいと思います。k a m i c a（カミカ）とジモッペイでお聞きいたします。

ジモッペイは、高知信用金庫が全国で様々な地域通貨事業を手がける企業である、株式会社フィノバレーと開発した、地域循環と行政DXに貢献するデジタル通貨であります。現在、利用金額の最大20%ポイント還元キャンペーン中でもあります。これは、本市のk a m i c aキャンペーンのポイント還元率の倍になっております。特徴としましては、大手のキャッシュレス決済よりも手数料が安く、初期費用もかからないこと、行政との連携を目指してプレミアム付商品券事業やふるさと納税ポイント事業、税、交付金納付にも対応予定になっているところが挙げられます。k a m i c aでも進めている健康活動やコミュニティ活動への参加でポイントを付与する事業にも対応可能となっております。そうなりますと、よりポイントがたまりやすく、利便性が高いほうへ流れていくのではとの思いも生まれてきます。また、明らかに利点が違うので、両方を使い分ける可能性もあるのかなとも思いたいところではあります。

そこで、①の質問になります。

本市のk a m i c aと県内で広がるジモッペイは、今後、どうすみ分けていくのか。k a m i c aの利点はどのようなところなのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） k a m i c aとジモッペイのすみ分けについてお尋ねいただきました。

市政の中でk a m i c aを活用していく私としましては、ジモッペイとのすみ分けを考えて政策立案をしていくというよりは、香美市民を中心としたk a m i c aユーザーにとりましてメリットがある政策を打ち続けることで、長く愛されるよう取り組んでいく決意でございます。また、ジモッペイとの違いに関しましては、やはりk a m i c aは香美市が中心となり、商工会と一緒にやっていくものですので、いろんな政策立案の中でも臨機応変に、政策課題と一緒に使っていけることがメリットかなと

思います。ジモッペイの事例も参考にさせていただきながら、香美市民に長く愛されるよう、私自身も情報収集、また、努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 市長の決意をお聞きいたしましたので、②に進みます。

参加店舗の増加・維持は、デジタル通貨の浸透にとって必要不可欠であろうかと思えます。今年4年目になったk a m i c aですけれども、当初からのk a m i c a加盟店舗数の増減はどうなっていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

令和6年9月1日現在、96事業者、101店舗でございます。過去3年間ほぼ横ばいで推移しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ちなみにですけれども、今朝見ましたジモッペイへの本市での参加店舗は49店舗でありました。また、高知県下全部では1,619店舗になっております。香美市単独で見ましたら、まだまだk a m i c aに加盟店数では優位性があるなと思えます。

③の質問に移ります。

本市は、k a m i c aを中心に進めていく、また進めるべきであると理解しておりますけれども、どうしても競合する部分、仕組みもそうですし、メリットがあるという部分で競合するときに、より高い魅力を発揮する必要があるのではないかと思います。自治体と協力してDXを推進していくことが事業の柱にもなっているジモッペイですので、比較されたり、本市の方でもジモッペイを優位に使うことが考えられます。k a m i c aは、先行して始まりましたし、これからも施策を中心に進めていくこともあって、優位な部分での強化が何かさらにあったらいいかなということ、例えば、土佐山田町のガソリンスタンドでの利用が可能になれば、利用金額や頻度が高くなるのではと考えます。今やっています還元キャンペーンや、比較的日常生活の中で大きい金額を使用する場面を考えたときに、そういったこともあるのかなと、また、そういった声も聞きました。これによって地域循環も進むのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

議員がおっしゃった、ガソリンスタンドでの利用が促進されますと、地域循環が進むと考えます。また、ガソリンスタンドに限らず、加盟店が増えますと、利便性の向上及び地域経済の還流が図られると考えます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そう私も思うわけですが、実際にそれが進んでいくかなとも思います。取組としてはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 加盟店の増加につきましては、商工会、TOPPAN株式会社、また、商工観光課も含めまして、ともに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ④に移ります。

加盟店を増やすことにもつながろうかと思いますが、ジモッペイ利用者はスマホを使うということもありまして、参加店舗の初期費用がかかりません。さらに、高知信金口座の利用で、1回につき500万円までの払戻し手数料も0%になるということでありまして。kamicaは、参加店舗の費用負担面では不利になっています。参加店舗の負担軽減策が要るのではないかなということなので、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

費用負担面以外の点につきまして、kamicaは、少額の決済額でございましても繰り越すことなく振込を行うことができましたり、紙媒体の精算書を送付するなど、小規模事業者への配慮を行えます。また、商工会も加盟店の支援を行っております。キャッシュレス化によります費用負担だけがデメリットではないと考えておりまして、参加店舗の負担軽減につきましては、今後も、どのようなことができるか、方策を考えてまいります。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） メリットは様々ありますので、ぜひ、負担軽減もまた考えていただけたらと思います。

それでは、大きな3点目に移りたいと思います。学園都市の取組でお聞きしていきます。

この学園都市の取組についても同僚議員から既に質問もありました。これまで、教育長の任命が滞っておる中身をお聞きする中で、学園都市構想を進められる方というのも市長の説明でありました。そこで、より学園都市構想をクリアにしたいという思いで、質問を準備しました。既に、山崎眞幹議員の質問でも明らかになったところもあるんですけれども、私がこの質問をつくる中で、前提として捉えていた中に収まっていない部分もあるかもしれませんので、そういったところから確認しながら進めていきたいと思っております。

まず、教育振興基本計画や市政報告などで見聞きする「学園都市構想」という言葉で

ありますけれども、中身として、保育・幼稚園から特別支援学校、大学まである本市の特性を生かすことを紹介し、これもまた本市のキーワードである探究と併せて「探究あふれる学園都市香美市」とし、この「学園都市」という文字を「まち」と読ませております。そして、体系のところでは探究、協働、創造の3つに、義務教育やコミュニティ、生涯学習のありようを示し、子供の育ち方、地域の在り方、自己実現や持続可能なまちづくりまでを射程に入れたものになっております。未来に向かっての部分はもちろんですけれども、既にこれまで取り組んできたことが、様々にここの中に反映されておるといふ受け止めであります。

そこで、①の質問であります。

学園都市に向けてこれまでやってきました取組を、できれば簡潔に示していただければと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、私が答弁に立ちましたが、先ほど議員がおっしゃられたことは、教育振興基本計画についての学園都市のお話で、本来は教育長職務代理者がお答えすべきであると思いますので、そこは外して、それと、今回、山崎議員の一般質問でもあったんですけど、私が学園都市構想と言うからややこしいんだと思いましたので、森田議員の質問を機に、私自身が学園都市構想という言葉を使わないようにいたします。そして生涯学習支援都市と言ったほうがいいのではとの御提案もありましたので、今後、私自身はもう学園都市という言葉は使いません。学園都市につきましては教育委員会に聞いていただければと思います。

改めまして、私が考えます生涯学習支援都市は、香美市の教育機関が多くあるという特色を生かしたまちづくりでありまして、子供から年配の方まで全ての市民にとって学ぶ機会が多くあり、香美市民としての人生を楽しむことができることを考えてございます。

私が市長になりましてから、香美市提案型市民主役事業のように市民の自発的な取組応援しましたり、発表の場ともなる公共施設の設備投資をするなど、取り組んでまいりました。また、今後、シェアオフィスを建設する計画を立てておりますが、学びの拠点となる施設として整備してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 少し、そういった文言の整理、また、考え方の整理が進んだところですが、それであるならばなお一層、学園都市を進めることが前提であった教育長の選定が、少し変わってくるのかなとも思いました。

②の質問であります。

9月定例会議の市長の提案説明の中でも、物部未来学推進事業も紹介されておりました。学園都市構想のイメージどおりと、ここでは紹介されておったわけでありまして。ちょうど9月の香美市の広報でも取組が紹介されておりました。大栃小・中学校で取組

まれている事業が出てきた背景は、こういった過程があるのかをお聞きします。この時点での学園都市構想は、教育部局の取組であるかと思います。答弁もそのようになっているかと思いますが、お願いいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 本市では、各中学校区の特徴を最大限に生かした、小中一貫教育を推進しております。大栃中学校区で地域との連携及び保小中一貫の核となるのが物部未来学です。豊かな地域の財、地域の方々の盤石な協力体制、高知工科大学の高度な専門性を生かし、「未来の大人が物部を創る」というコンセプトを基に、保育園の年長から中学校3年生までの10年間を、生活・総合的な学習の時間を中心に探究的に学ぶ、地域をフィールドとした学習を推進していくことを目的に始めました。以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 当然、この取組はこれから急に始めるわけではなくて、培ってきたものがしっかりとあって、その上で新たに取りまとめをして、物部未来学推進事業とまとめられたのではないかと思いました。これからはしっかりと進めていただきたいと思います。

③に移ります。

学園都市構想、今までの教育振興基本計画で語られていたこの言葉は、計画に上がってくる前から語られていたと思っております。書類など確認できるもので探しまして、さきの質問でも紹介されておりましたが、合併10周年の市勢要覧にも出てきました。平成31年の教育振興基本計画（後期）でも、構想に向けた探究的な事業づくりを進めるという形で示されております。この義務教育課程で中心に取り組んできたのは、教育環境の充実や子供の成長をどう担保するのか、そのとき、そのときの最善策で、今日までつながってきているという認識でありますので、計画以前から、探究的な学びの実践、環境整備は、継続して発展してきているものだという認識を持っておりますけれども、その認識でよいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 学園都市につきましては、先ほどもお話ししたとおり、教育委員会のやられていることですが、環境整備であるハード整備につきましては、例えば、GIGAスクール構想に関すること、あるいは、電子黒板のように教室をIT仕様に最適化させるものにつきまして、私が市長になりましたから、教育委員会から出てきた予算は全て予算化させていただいておりますので、教育委員会がやろうとしている学園都市構想につきましては、私としてもしっかりと環境整備のお手伝いをしたと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 市長も応援されていますので、一度、教育振興課にもお尋ね

しておきたいと思いますが、先ほどの物部未来学の流れから、③で質問させていただきましたけど、探究的な学びの実践は、教育現場として継続・発展してきているとの認識でよいのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 議員がおっしゃるとおり、その認識で私どもも動いております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） もう一点少し確認しておきたいのは、市長部局も教育の支援として、もう予算的な措置はしっかりと担保しておられたわけであります。今後、生涯学習を支援する形でのまちづくりを、第3次香美市振興計画にも反映させたいという答弁もありましたので、そういった方向なんですけれども、それはまちづくり、生涯学習の支援であって、例えば、その高知工科大学があるという特色を生かしたまちづくりが、教育の過程の中で、本市で育った児童・生徒の皆さんは、地元の高知工科大学に行けるように頑張りましょうというようなレールを敷く方向へ進んでいくような、教育に介入していくものではない、また別ものであることの確認で、お考えを一度確かめておきたいと思います。今回整理されていきました、生涯学習支援都市という言葉の中身が、その教育課程とはまた別で進んでいく内容であるのかを、少しお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、私が市長として教育長を任命する権利があるということは、やはり、そのまちづくりと教育はベクトルが一致しないといけないと思っております。その中で、今回、教育委員の意見とは隔たりがあると思っておりますが、それはこれから埋めていきたいと思っております。また、私は、教育振興基本計画を見せていただいて、反対するところは全くないわけでございまして、教育委員会が目指している学園都市構想をまずしっかりと応援したいと思っております。当然、教育に対して介入することはないと御理解いただければと思っております。

私が政治家として、先ほどからお話しさせていただいておる生涯学習支援都市として、香美市をしっかりと未来に向けてつくり上げたいという思いに関しましては、保育園、幼稚園から小・中・高・大・特別支援学校というように、専門学校も含めた連続した学びが香美市の特徴ではないかと思っておりますし、また、昨日お話しさせていただいたIT技術を、女性の方がオンラインで勉強できるような環境もこれからつくっていききたいと思っておりますし、社会人になっても学び続けることができる、また、移住や企業誘致にもつながるようなシェアオフィスであるとか、特色を出して、私がいつも言っていることではありますが、チャレンジを応援できるまちづくりをしたいなと思っております。これまでの市制であった取組も生かしながら、また、教育委員会がやられている

ところも特色であると思いますので、教育委員会の考え方、全面的に教育振興基本計画の方向性は賛成でございますし、教育委員会も大学を生かした形で物部未来学をやられているということですので、しっかりと応援させていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 確認もできました。教育振興基本計画もしっかりと応援させていただきたいと思っておりますし、具体的にはまた今後出てくると思うんですけども、高知工科大学を中心に生涯学習を支援するという中で、市だけではなくて、多分、高知工科大学との協議を進めたり、県との協議もあろうかと思っておりますので、しっかりとした協力体制のもとに進めていただけたらと思っております。

④に移ります。

探究という部分でも、子供の中にどう育んでいくのかという試行錯誤がありまして、大人になってからもその力を発揮してほしいという願いが込められて、今日まで続けてきたと受け止めております。6月定例会議の同僚議員の提案にもありましたが、日々の取組過程を評価し、意欲を育てるという視点が、その探究の根元にあるんだろうと思っております。そういう視点が重要ではないでしょうか、見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） これまでの日々の取組を土台に花を咲かせられるような取組を、市長部局として検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） よろしくお願ひいたします。

最後、大きな4点目の質問に移りたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行します。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、休憩前に引き続きまして質問を続けていきたいと思っております。

大きな4点目の質問であります。交通渋滞シミュレーションについてお伺ひいたします。

本年度の当初予算で、NHK連続テレビ小説「あんぱん」効果による観光客増加を見込んだ、渋滞対策調査費用が計上されておりました。取りまとめはまだかもしれませんが、およそのことだけでもお聞きしたいと思ひ、質問いたします。

①であります。

渋滞調査及びシミュレーションの結果から、課題把握と具体的な対策はできたでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 渋滞シミュレーションについてお尋ねがございました。現在、現況の交通状況を再現するシミュレーションシステム本体の構築がほぼ終わりました。これによりまして、具体的な渋滞ポイント等について視覚化できている状況にあります。今後、来訪者の数、また、それによる車の台数、それぞれの滞在時間、駐車場の容量といった様々な要素を変化をさせることによって、具体のシミュレーションを行っていくという段階にございます。

これと並行しまして、アンパンマンミュージアムの入館につきまして、時間帯ごとの事前予約システムを導入し、来場者数を平準化、なるべく偏らないようにするといったことを意図しています。周辺臨時駐車場の確保などの対策と併せて進めてまいりたいと考えております。

今後、渋滞シミュレーションによって、これらの対策の効果をあらかじめ検証し、渋滞対策を進めてまいりたいと考えています。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうしましたら、課題はこれであるとかは、シミュレーションしてみたらさらに出てくる可能性もあるという状況かと思うんですけれども、アンパンマンミュージアムの予約が大体1日3,000人というところから、入込み台数の幅を仮定し、駐車場がもし足りないとなれば、さらなる用地の選定という課題がさらに出てくるのかなとも思います。

このシミュレーションは、コンピュータ上での仮想のものができたということでのよろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 渋滞シミュレーションシステムでございしますが、アンパンマンミュージアム周辺の本市の道路を再現いたしまして、実際の交通状況に沿った形で、信号ですとか平均走行速度などをコンピュータ上で再現できるものでございます。

また、先ほどお尋ねがございました1日の入館者数であります。大体3,000人プラスアルファで設定するべきであろうと考えてございます。と申しますのは、今年のゴールデンウィークで最も多い入館者数が、1日2,300人でした。十分対応できる容量でありますので、もう少し増やすことが可能であろうと考えてございます。

3,000人の入館者数であった場合、具体的にどこで渋滞が起こるのか、何台ぐらい車が来るのかを、実際の交通状況に即してあらかじめコンピュータ上でシミュレーションできるのが、今回のシステムでございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 実際、そういうものができて、シミュレーションもした上で、

来年4月以降で実際に入ってきた車の台数を即時入力していけば、その1時間後に渋滞が起こるとかというようなシミュレーションも、そのコンピュータを使うことによってできたりする見通しはあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） お尋ねのような、いわゆるリアルタイムでの交通量予測といたことは、道路上にセンサーをつけるですとか、そういったものを常時稼働させる必要がございます。今回は、基本となるシステムをつくりました上で、いろんな条件を入力してみて、この場合はこういう状況が起こるといったところをあらかじめ見ておくもので、リアルタイムで1時間後に渋滞が発生しますという形の予測システムではありません。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ②に入ります。

そういうことでしたら、今の状況よりももう一步進めてということにはなるんですけども、当初予算の質疑で、香北町に向かう手前に、渋滞情報を知らせる電光掲示板を設置してはという提案がありました。アンパンマンミュージアムの予約と併せて、経路の渋滞状況や到着までの所要時間を予想する表示案内があればという思いでお聞きするんですけども、今のシステムをさらに一步進めて、対策の一環として、実際の渋滞予測などを知らせる電光掲示板を設置してはどうかということで、見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 当日の渋滞情報につきましては、現地に来て初めて状況が分かる、道路脇のいわゆる電光掲示板のようなものよりも、あらかじめ今日の混み具合が分かるような、スマートフォンのアプリなどによる事前の情報提供ができないかと考えております。これにつきましては、先ほどのアンパンマンミュージアムの予約状況から、ある程度正確に類推することができるのではないかと考えております。今後、一緒に検討しております高知工科大学とも、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、現場での対応といたしましては、アンパンマンミュージアム周辺駐車場の混み具合によりまして、周辺の臨時駐車場を順次開放して誘導することになるかと思えます。その際に、高速道路等にあるようなリアルタイムの電光掲示板で案内するためには、先ほどの駐車場の満車状況なんかをリアルタイムで検知して、連携させる必要がありますので、かなりの設備投資が必要になってまいります。現時点では、先ほどのアプリ活用に加えて、手動の案内看板、ここは満車なので次の駐車場へといった案内看板の設置ですとか、あるいは、ガードマン等による誘導、それから、渋滞地点の手前でいわゆる近道の表示をするといった形で、様々な手法を組み合わせる渋滞対策を検討していきたいと考えてございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） よく分かりました。また具体的な案が出てきましたら、議会への報告もよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 森田雄介君の質問が終わりました。

次に、13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、日本共産党の濱田百合子でございます。議長の許可を得ましたので、一問一答で一般質問をさせていただきます。

まず、1番目です。住宅（店舗）リフォーム補助金制度について質問いたします。

今年の夏は、地球沸騰化と言われるほど終日気温が高く、熱中症警戒アラートも毎日のように発せられました。

資料①を御覧ください。グラフ1ですが、国際的には日本住宅の断熱性能は著しく低く、既存住宅の約3割が無断熱、さらに6割近くが低い断熱レベルにとどまっています。欧米や韓国などが断熱性能の義務化を進める中で日本は見送ってきたため、断熱等性能等級が低いままでした。2022年には断熱等級4を上回る基準がつくられ、2025年からようやく日本でも新築住宅などへの適合義務が始まることになりました。断熱することにより、エアコンの電気代も抑えられ、体にも優しい環境になります。

グラフ2ですけれども、昨年度に熱中症で救急搬送された人のうち、住居で倒れた人の割合が約4割、3万6,000人ほどに及んでいます。半数以上は高齢者で、その多くはエアコンを使用していませんでした。なぜエアコンを使用していないかというと、冷え過ぎて不快、乾燥する、直風が辛い、足元が冷えるなどです。しっかり断熱すればこのような問題は発生しないそうです。今住んでいる家でできるだけ快適に過ごすことができるよう、体に優しく丈夫な家にするのがとても大事です。

今年1月1日に発生した能登半島地方での地震は、他人事ではなく、私たちも南海トラフに備えた対策が求められています。思い切って住宅の耐震診断、設計、改修の実施を希望する世帯が今増えてきていることは、大変うれしいことです。そして、耐震改修と一緒に、気になるところも改修できたらと思っている方もいるのではないのでしょうか。断熱改修もリフォームの一つです。市内業者からは住宅リフォームに補助があればという声もお聞きします。

そこで質問いたします。①です。

昨年12月定例会議において、同僚議員からの断熱改修についての質問で、県が、既存戸建て住宅の断熱改修について、市町村と協力して断熱改修に補助金を開設することに対し、答弁では、事業効果が得られるか、また、技術的な側面などの課題があるとのことでしたけれども、その後の経過をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 住宅の断熱改修についてお尋ねがございました。昨年の12月定例会議では、山崎龍太郎議員の御質問に対しまして、既存の住宅を改修してき

んと断熱性能を発揮させるには、制度を担当する職員も技術的にチェックできるだけの知見を備える必要があること、また、先行事例の研究ですとか、職員の研修等の体制づくりが必要である旨の御答弁を申し上げました。その約2週間後に、先ほど御指摘もございました能登半島での地震がありまして、住宅の耐震改修の重要性を再度痛感しました。

その後であります、技術職員の体制整備につきましては、市の施設改修等の案件が数多く動き出していることもあって、まだ十分大きく進められていません。また、この間、県では担当者向けの説明会ですとか、技術基準の講習会等が進められていて、県内では、宿毛市、いの町が制度化を始めたと承知してございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 副市長からもおっしゃっていただいたように、あれからいの町とかもしているとお聞きしております。技術的なことでの体制整備、県のいろいろな講習会に参加するとかはあると思いますけれども、ぜひ、前向きに検討を進めてほしいと思います。県の補助金の活用、県も進めておりますので、このような今の灼熱を思わせるような中で、本当に高齢の方は意外と我慢していますし、かけても利かないうちに住んでいる方も結構いらっしやいまして、屋根の断熱だけやれば、結構うまく断熱効果が現れることも聞いております。県とも連絡を取りながら、前向きな検討についてはこれからも進めていく方向でしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） その前に、技術的な課題としてちょっと御答弁申し上げたいのが、先ほどの屋根の断熱につきましては、今回の制度の対象外でございます。外気に直接触れているところ、壁ですとか、窓が対象になっているということで、その辺りは、かなり自己負担もある中で整備をして、十分な効果が発揮できるのだろうかという疑問を持っています。夏場の断熱性能の向上につきましては、とにもかくにも日射を遮ることがポイントでございます。屋根そのものを覆うわけにはいきませんが、例えば、直射日光を受ける窓の外にすだれを立てるだけでも、かなり違ってまいりますので、制度化までなかなかこぎ着けられない中では、そういったところの工夫の普及・啓発みたいなことも考えなければいけないかなと思っています。

制度化についてどのように進めるのかというお尋ねでございますが、今後とも周辺の市町村の状況なんかも見ながら、また技術的課題についても少し研究しながら、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、②に移ります。

住宅リフォーム補助金制度は、住宅に関わる様々な職種の仕事おこしにつながります。香南市にはこの制度が現在あります。資料②に香南市のホームページからプリントしたものを載せております。補助対象工事を見ると、様々な職種の仕事おこしになっている

のではないかと思います。断熱工事、防音工事もこれには入っております。香南市の場合、予算は上限20万円で、今年度は75件見積りをして、7月8日には既に予算1,500万円の満額に達して受付を終了したとっておりました。

本市は、平成24年度からこの制度が始まっております、今はありませんけれども、当初予算に対しまして、経済効果としては7倍から8倍あったと記憶しています。平成30年度からは予算額として半額になりましたけれども、同じように経済効果は6倍から7倍近くありました。この事業は、施工主にとっても、また、事業主にとっても効果のある制度だと思います。リフォームすることで住み慣れた家に快適に住めるようになります。

香南市の担当の方にもお聞きいたしましたら、この制度の目的、地元業者の仕事おこしとなり経済効果がある、また、20万円の補助金額があることで資金面で迷っている方の後押しになるとおっしゃっていました。過去の実績に基づいての見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

令和2年度より香美市で実施しております、子育て世代住宅リフォーム支援事業補助金の過去の実績について調べてきたものを、今お答えしてもよろしいでしょうか、ちょっと筋が違っていたかなと思っております。

令和2年度から令和6年度までの実績は、利用件数が39件、工事費の総額は4,500万円で、補助金の交付額は854万1,000円となっております、工事の種別ごとに見ますと、外装工事が23件、内装工事が14件、設備工事が12件、その他の工事が2件となっております。主に、外壁の塗装工事が半分を占めておまして、次いで、壁や床の張り替えなどが多いことから、住宅の老朽化に伴うリフォーム工事が多いことがうかがえます。また、浴室やキッチンなどの取替え、子供部屋の新設など、子育て世代ならではのリフォーム工事もあることから、子育てを行う世代の経済的負担軽減及び世代間の子育て支援が促進されていると思われまます。幅広い活用が見られていることから、市内業者へもある一定の経済波及効果はあると考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 私としては、以前の住宅リフォームのことで、ちょっとその辺があれでしたけれども、同じ住宅リフォームの補助金制度で、本市も子育て世代支援で令和2年度からやっているわけでございますけれども、恐らくこの③ですかね、③の内容はまた改めて聞くことにいたしまして、先ほどのことから言いますと、担当課としての認識ですけれども、こういったリフォーム補助、経済的負担も少なくなるし、幅広い活用があっていると、特に、住宅でちょっと老朽化している部分を少しリフォームしたいなといったときに使えるので、その辺りは、すごく市民にとって、子育て中の世代にとっても喜ばれるいい制度との認識はあるということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 経済波及効果はあると思われます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、③でお聞きします。

今年度のことですが、子育て世代住宅リフォーム支援事業補助金、先ほど課長がおっしゃっていましたが、今年7月31日で終了とのこと。利用状況と昨年の実績をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

令和6年度の利用状況は、申請件数が8件、工事費総額が1,141万5,000円で、補助金額は多子世帯及び3世代同居の加算分を含めまして200万円となっております。予算額に達したため7月で申請受付を終了しております。令和5年度の実績は、申請件数7件、工事費総額が1,229万8,000円で、補助金額は多子世帯及び3世帯同居の加算分を含めまして195万4,000円となっております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 予算に対して、ほぼほぼ充足されていることが分かりました。7月31日で終了したことで、需要が大変あっているのは本当にうれしいことだと思います。

中学生以下を持っている家庭に対しまして予算を組み立てるときに8件分、そして、多子世帯や3世代で同居しているというときには、2件分200万円の予算だと思っておりますけれども、それぞれの世帯が8件の中で何件とかいうのは分かりますか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 令和6年度の方でいきますと、8世帯の中で多子世帯が3件と3世代同居が2件なんですけれども、1件につきましては多子世帯と3世代同居が一緒になっています。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 片一方だけじゃなくて、それぞれの世代間でも利用されていることが分かりました。

それでは、④に移ります。

今年度、結婚新生活支援事業費補助金で、住宅リフォーム費用に使用した件数と昨年度の実績をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

結婚新生活支援事業費補助金は、対象の新婚世帯に対しまして住宅取得費用、リフォーム、賃貸、引っ越し費用などが補助対象になります。今年度、住宅リフォームに使用した件数はゼロ件となっております。ちなみに昨年度につきましても交付決定を行った

10件のうち、リフォームに使用した件数はゼロ件でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） リフォームについてはないということで、ほかに2種類ほどあったと思うんですけども、それについてお答えください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 直近の3年度でよろしければお答えいたします。

今年度は、まだ実績があまりなくちょっと参考になりませんので、令和5年度実績では全て賃貸で、令和4年度は9割ぐらいが賃貸で一部引っ越し費用があり、令和3年度も9割賃貸で1割が引っ越し費用になりまして、住宅取得とリフォームは過去3年間に关しまして実績がないこととなります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ちょっと私も、すごい数的には少ないかなと思っておりました。やはり結婚新生活ですので、賃貸とか、家を取得するときの費用に使いたいというのは、そのとおりにかなと思いました。

⑤に行きます。

今年度、空き家改修費等補助金で空き家に居住するために必要な改修をした件数と、昨年の実績をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

空き家改修補助金につきましては、令和6年度は4件実施中、令和5年度実績は5件となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 昨年度の実績が、決算書では896万7,000円になっていましたけれども、5件で1棟当たり180万円以下ということに対して、担当課としてはどのような見解をお持ちでしょうか。今年度も4件はあっているということですが、大体このような推移なんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 大体同程度、ニーズ等が高い申請額で推移しておると認識しております。今年度も既に5件の予算分で4件分、あと1件分になっておりますので、ある程度の需要、当然、ニーズはあるものと認識しております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 空き家改修については、やはりそこに住みたい方が気持ちよく住むために、改修するところがどうしても出てくると思いますので、この制度も

非常にいい制度だと思っております。

次の⑥に行きます。

住宅リフォーム支援事業の需要があることは大変うれしく思っております。このような制度は、子育て世代、そして、空き家を改修して住む移住者やその持ち主だけではなく、本市の住民の誰もが利用できる、恩恵を受けるような制度になることが求められるのではないのでしょうか。そのほうが、より経済効果もあると思います。今まである程度対象が決まった方、子育て世代にしてしましても、結婚新生活支援にしましても、対象が決まっているわけですけれども、私としましては、対象枠を広げた補助金制度を、新たに創設か何かに加えることについて要望いたしますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 本市で運用しております住宅リフォーム補助制度、今日お尋ねいただきましたように様々な種類がございます。それぞれに、耐震性の向上ですとか、空き家・空き店舗の活用、移住促進、子育て支援、あるいは、市産材の活用といったところで、施策目的に応じて支援しているものでございます。当然、それに合致した対象に絞って補助するべきであると考えておりまして、御提案のような全ての世帯を対象としたリフォーム補助金の創設は、今の時点で考えてございません。

また、先ほど、香南市の担当者のコメントがございましたが、経済効果と申しますのは、かけた予算に対してどれくらい事業費が動いたかということでありまして、20万円あったらその事業をやるのか、もし、10万円の補助でもその事業をやるということであれば、経済効果が単純に倍になってしまうこととなりますので、本当にその制度があったから動いたのかというところは、よく考える必要があると思います。様々な政策課題がある中で限られた予算でもあります。限定的な運用にならざるを得ないところもあるかと思いますが、当面はそのような形で考えてございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 今ある制度をより多くの方が利用できるよう、予算の上乗せも含めて考えていてもらいたいと思います。ちょっと付け加えさせてもらいますと、断熱につきまして、厚生労働省は「0次予防」を進めているということで、断熱改修とかいう部分については、もう個人の努力に任せるのではなく地方自治体なども加わって、健康な生活が送れるように環境自体を改善していく「0次予防」という考え方を、厚生労働省も推奨しているということで、今年は、国の健康日本21（第三次）の説明には、室温のこととか断熱のことなんかも言及されておりますので、子育て世代への支援ももちろん大事ですし、移住促進ももちろん大事なことですけれども、中高年の方、高齢者の方も含めて、こういった改修の恩恵が受けられるようなやり方も、また今後検討していてもらいたいと思っております。

⑦に移ります。

ガソリンスタンドの方から、お客さんからトイレを貸してほしいと言われても、和式だから快く利用してもらえなかったとお聞きいたしました。店舗を営む方も利用できるような、店舗リフォーム補助の検討はできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 本市の店舗を対象としたリフォーム補助制度でございますが、現在、空き店舗等利活用助成金を運用しています。空き店舗等を活用し、新たに事業を行う場合が現在の対象でございます。お尋ねのような、現在営業されている店舗については対象となっていないものでございます。また、市以外の主体、商業関係の団体等で、営業中の店舗を対象としたリフォーム補助制度も存在するようでございますが、当然、その団体としての目的がございまして、顧客拡大等の施策効果が求められるかと思っております。単純にリフォームをする場合には、なかなか対象にならないのではないかと考えられます。

現在、多くの空き店舗が商店街を中心として存在してございます。また、一定の出店希望者もいる状況で、空き店舗等の利活用助成金も、おかげさまで御利用いただいております。店舗のリフォーム支援につきましては、当面、空き店舗等の活用に限って実施したいと考えてございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 商売を続けていくのに、本当に大変な状況を今いろいろ聞いておまして、少しでも、既存の商売している方々が、古いままの店舗ではなくて、ちょっとリニューアルをしてお客さんに喜ばれることで、また新たなステップになるんじゃないかなと強く思い質問いたしました。全く検討しないということではなくて、こういう声もあることを、ぜひ、お聞き取りいただきまして、声を集めていただきたいと思います。

それでは、⑧に移ります。

なかなか財政面でも大変だという声はよくお聞きしますが、リフォームに当たり香美市産材も利用するという事になれば、森林環境譲与税なんかも活用が一つできるのではないかと考えて質問いたします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 森林環境譲与税でございますが、御案内のとおり、森林整備、それから、森林整備を担う人材育成に、優先的に充当するべきものであると考えてございます。公共性のある建物への木材利用促進に充当することは、制度上可能でございますけれども、個人住宅への森林環境譲与税活用はそぐわないのではないかと考えてございます。また、木材を多く使用する木造住宅の新築とは異なりまして、住宅リフォームの場合、木材以外の建具、あるいは、建材が比率として多く使用されることとなりますので、木材利用の観点からの施策効果は大きくないのではないかと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、次の大きな2番目の質問に移ります。子供の医療費助成制度についてお聞きいたします。

議案第64号、香美市一般会計補正予算（第5号）には、令和7年度から、子供の医療費、現在、中学校卒業までを高校生まで引き上げる議案が提出されておりまして、大変うれしく思います。

しかしながら、お手元の資料③を御覧ください。私は、この資料を見てびっくりしました。市町村の努力にもかかわらず、国からのこの通知は、自治体が子育て支援しようとしている方向とは相反するものではないかと思いました。6月26日、厚生労働省からの通知では、令和7年度保険者努力支援制度の市町村分について、算定基準に、地方単独事業で子供の医療費助成制度に窓口負担を設けたり、償還払いを行っている市町村に対して、市町村国保の補助金で2025年度からプラスに評価するというものです。このことについて質問いたします。

①です。

今年度からは、18歳未満の医療費助成を独自に行う自治体に対し、国保の国庫負担を軽減する調整措置、ペナルティーは廃止されました。そういうことがあるにもかかわらず、今回の通知は、子供の医療費無償化を進めてきた自治体に対して、子育て支援と逆行するものだと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 医療費の増加は被保険者の負担増にもつながるため、助成制度は、適正な医療機関受診の周知など、医療費適正化の取組と同時に進める必要があります。今回の通知は、子供の医療適正化の取組の一つと認識しております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 子供の医療費の取組、適正に病院にかかるための取組とお聞きしたと思うのですけれども、いろいろな子育て支援をしている中で、いつでも具合の悪いときには、病気かもしれない、困ったときには、すぐに気軽に病院へ行ける状況をつくっていることは、すごく大事なことでございまして、私としては、もうちょっとかちんときました。厚生労働省の通知を見ましたら、令和6年度の実施状況を評価するもので、資料の表の①から⑤のうち、配点が上がるもの、下がるものとかがあるんですけれども、本市としてこの中で該当するものがありますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 例えば、この表で言いますと、③に当たる分、受給者証交付時に、適切な受診についての周知とか、あと、啓発の実施は考えております。医療費が増加することを止めるというよりは適正化の方向で、皆さんがそのように対応していただけるように、私たちができるような周知の方法などを考えております。当然、配点につきましては、少しでも多く取れるような努力を継続していきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 点数が多く取れるのもありますけれども、この表でいきますと、先ほど課長がおっしゃった、③とか⑤の辺りをアピールすることが適正かなと思います。

②に行きます。

子供の医療費の窓口負担が健康状態に与える影響の研究でも、窓口負担がある自治体では受診抑制が起こる確率が高い傾向が見られています。先ほど、資料の表で③ができるかなとおっしゃっていただきましたけれども、この通知を受けて、本市は実際どのように対応するのかをお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 今までと受診体制に変わりはありません。窓口負担なく受診していただけるような制度を継続していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③に移ります。

窓口負担復活を促すようなこのような制度の導入に対しては、県とも一緒に市長会を通じてなど、中止の申入れをしていくべきではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 香美市といたしましては、先日、高知県市長会議において、県への支援拡充を要望しております。また、今年8月の全国知事会においては、全国一律の制度創設が提言されており、こちらも同じような考えを持っております。

今後、国や県の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 市長にも、この件について御答弁をいただきたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど課長が答弁で申し上げましたとおり、私もしっかりと、国、また、市長会を通じて訴えてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 次に、大きな3番目に移ります。パートナーシップ制度導入について質問いたします。

午前中に同僚議員がこの質問をされまして、御答弁をいただいている項目もありますので、それについては改めて聞かないつもりでおります。

県が、同性カップルを公的に認める制度導入を市町村に広げるために、基準としての資料をいろいろつくってくれていまして、ちょっと私が参考になるかなと思った資料を一緒におつけしております。資料④と資料⑤を御覧ください。資料④につきましては、

制度対象者の要件一覧、資料⑤については、制度利用者が利用可能な行政サービス一覧となっています。

①の質問については、もう既に御回答いただいておりますので、前向きに進めていただけるものと思っております。

この資料に基づいて少し質問をしたいのですが、制度対象者の要件、資料④でございます。できるだけ対象者を制限しない方向を望みます。特に、6番や7番の性的マイノリティーの記述につきましても、「場合のみ」に限定しない方向で検討していただければいいと思っておりますし、それから、資料⑤につきましても、制度利用者が利用可能な行政サービス16項目がありますけれども、できるだけサービスが行き届くような配慮を要望したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、原美和子さん。

○ふれあい交流センター所長（原美和子君） お答えいたします。

資料④で、先ほど述べられました6番、7番についてですけれども、まだ具体的な考えは持っておりませんで、こういった違いがございますところを、県なり、先行している自治体に確認を取りまして、御指導いただいた上で検討を進めていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） そのようにしていただきたいと思っております。

次、②に移ります。

県は、住民サービスの窓口となる市町村の制度化を促しています。これはちょっと私が思うことですが、来年4月から朝ドラ「あんぱん」放送に当たりまして、本市がこの制度を導入していることで、多様な性の在り方を尊重している市として好感度が上がるのではないかと思います。その辺りの見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） ふれあい交流センター所長、原美和子さん。

○ふれあい交流センター所長（原美和子君） お答えいたします。

朝ドラ「あんぱん」の放送とはちょっとずれておるかも分かりませんが、県が7月に策定しました高知県におけるパートナーシップ制度の導入に対する指針において、パートナーシップ制度の利便性を向上させるため、市町村間の相互利用を可能とする調整、制度対象者の要件や利用可能となる行政サービス内容への助言などの支援を約束していただいております。こういった県の支援も受けつつ、朝ドラ「あんぱん」で協力関係にあり、既に制度導入済みであります、南国市と香南市に追いつき、導入とともに、香美市のあらゆる部署で様々な行政サービスが受けられることによって、好感度が上がるとよいと思っております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） うれしい御答弁をいただきました。

次に行きたいと思っております。大きな4番目に移ります。保育の副食費無償化をについて

質問いたします。

この質問は、今まで3回してきております。令和元年度の10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳の保育料は無償になりました。しかし、従来、保育料の中に給食費も入っていましたし、保育料は所得に応じての徴収でした。給食費を保育料から除き、保護者負担となりました。今年度は、子供1人につき月4,800円です。子育て支援と言いますが、対象の子供が2人なら月9,600円となります。2歳以下の子供は、保育料として給食費込みとなっていますので、従来と同じく徴収となっています。県下市町村のほとんどは、子育て世帯を支援する観点から支援を行っています。

本市は、この間、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、昨年10月から今年の3月までは無償化になっていました。今年度は、半額無償化となっていますので1人2,400円です。財源は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっています。次年度の無償化について質問いたします。

①です。

市内で対象となる令和4年度から令和6年度の3歳から5歳の子供の数と、ここ3年間の副食費の動向をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 財政が関わりますので、私から御説明させていただきます。

令和4年度、子供の数387人、金額2,089万8,000円、令和5年度、子供の数376人、金額2,051万5,200円、令和6年度、子供の数380人、金額2,188万8,000円。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） この副食費ですけれども、令和5年度は後半がコロナ臨時交付金で半分になっていて、今年度も当初から、半額は市の負担で半分が保護者負担となっていますけれども、この2,000万円近くの額というのは、それを押しなべて全部の額ですよ。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） そのとおりでございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②に移ります。

令和7年度から令和9年度の対象となる子供の見込み数をお願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 令和7年度、子供の数374人、令和8年度、子供の数370人、令和9年度、子供の数366人。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 子供の数が若干ですけど少なくなっているようではあります、全体的には370人前後で変わっていないように見受けられました。

③に移ります。

県下11市の中で、高知市と本市が無償化をしておりません。無償化に踏み切れない理由と、2,000万円近くお金が要るわけですがけれども、本市の見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 保育における副食費無償化に踏み切れない理由は、財源不足を見越した対応であり、御理解いただければと考えております。

来年度以降につきましては、現在、本市が取り組んでいる、独自の行政サービスの今後の在り方について検討する中で、併せて検討していく予定でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 検討していくということでした。今年度は物価高騰臨時交付金を使って半分支援していますが、この交付金がまた引き続きあるかどうかは分からないんですけれども、これが今年度同様、来年度もあるということであれば、同じような額の支援が可能でしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 財源があれば対応させていただきます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ④に移ります。

財源があれば対応することで、前向きな検討をお願いしたいと思いますが、現在、高知市と本市が無償化をしていないわけでございますけれども、高知市の場合は、令和元年度に幼児教育・保育の無償化が始まった時点で、第2子の副食費を軽減すると決めたみたいで、それからずっと継続されています。通告には上限4,500円と書いておりますが、確認いたしましたら、今年は4,800円になっておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。本市も、今年4,800円になっておまして、高知市もそのようになっておりましたので、高知市の場合は、今まで4,500円だったのを今年には上限額が4,800円まで無償、実質無償ということになっております、第2子の場合。その点からしますと、せめてそこの辺りが本市として実施できないものか、お聞きします。副食費が要っている家庭ですので、例えば、第2子といっても、上がもう小学校に上がってれば副食費が発生していないわけですので、第2子であっても軽減はないですがけれども、園が違っていても同時に認可保育所に入っていた場合には、2人目の子供の副食費は要らないことに高知市はなっているわけです。

そしてまた、9月10日の地元紙を見ましたら、佐川町が第2子の保育料を完全無償化し、同時入所や、高知市のように他の認可保育所に入っている第2子だけじゃなくて、上が小学校でも中学校でも、とにかくその世帯で2人目の子供が認可保育所に入ってい

る場合に無償化にすると。そういう条件を撤廃したことで第2子以降を無償化に、来年度からすることが載っております。少しずつ、こういう形で、いろんな対策を各自治体が取っていているわけでございます。その点からいたしますと、本市も実施に踏み出すのはいかがでしょうか、見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 参考にさせていただきたいと思います。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 本市には本市の財政事情があるわけございまして、なかなか同じようにはならないと思っておりますけれども、やはりその辺りも考慮しながら、前向きに今後検討していただきたいと思います。

次に、大きな5番目の質問に移ります。自主避難所の設置をについて質問いたします。

自主避難所とは、災害対策基本法に基づき本市地域防災計画に定める避難情報、例えば、避難準備だとか高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示などを発令したときに開設する避難所とは異なり、台風が接近・直撃するおそれがある場合など、市民の皆さんの問合せ状況を考慮した上で、自分の判断で事前避難を希望される方を対象に、親戚や知人宅などの安全で安心した場所の確保ができない方が、市が一時的に避難をしてもいいとして開設する避難所のことでございます。住民からの相談を基に質問をさせていただきます。

①です。

台風10号の対応として、8月29日木曜日の朝、住民から、避難所を開設してほしいとの連絡を受けました。担当課に連絡すると、今日、対策会議を開きますとの返事でした。所用で香北支所に行ったときには、支所長より今日2時に会議があるとのお話を聞きました。その後、支所長より午後3時半頃に電話で、明日の午前9時開設に決定したとの連絡がございました。その日の午後6時25分頃、別の住民の方から、このまま家にいるのは怖いから美良布駅まで市バスで行く、明日はバスが止まるからバス停に避難しますとの連絡を受けました。担当課に相談しますと、避難所開設は明日午前9時だから、それまでは親戚の家か、ホテルに泊まるか、タクシーの利用も含めて考えてくださいとのお返事をいただきました。昨日も同じ方から連絡があったようで、またかと言わんばかりのお返事で、冷たく感じたことでした。この方は、親戚も近くにいませんし、ホテルといってもザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートしかありません。香北町のタクシーは、美良布タクシー1台、香北観光はタクシー1台で午後5時までです。夜は、土佐山田町の平和タクシーが午前1時まで、さくらタクシーは午前0時までとなっています。

この間、香南市、南国市は警戒レベル3を発令し、避難所を開設していました。本市が8月30日午前9時開設に至った理由をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 大雨や台風などによる洪水や土砂災害の危険度は、5段階の警戒レベルを用いて情報発信されています。気象庁が市町村ごとに発表する早期注意情報や大雨洪水注意報は、それぞれ警戒レベル1、2、洪水警報や大雨警報、土砂災害は警報レベル3となります。市が発令する避難情報は警戒レベル3から5で、低いものから順に言いますと、高齢者等避難がレベル3、避難指示がレベル4、最も危険度が高い緊急安全確保がレベル5に相当します。

本市が8月30日午前9時に高齢者等避難を発令し避難所を開設したのは、気象庁からの情報で、その時刻以降は、香美市において台風接近に伴い暖かい湿った空気が南から流入し、雨が降りやすい状態となるため、警戒レベル3に相当する状況、大雨警報、土砂災害の発表される可能性が強まったからです。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 気象庁からの情報で、大雨警報が出るかもしれないということで午前9時の開設になったと。それまではなかったから発令できなかったということでございますね、分かりました。

②に行きます。

岩改に住んでいる方の指定避難所が北岩改公会堂、ここは土砂災害時の避難には適していません。猪野々に住む方の指定避難所は猪野々集会所、ここも同じです。猪野々の住民の方に確認しましたら、8月29日に猪野々の集会所は閉まっていたということです。台風の勢力や方向等によって住民の不安は助長されます。地域の自主防災組織との連携はどのようにしていますか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 以前から、局所的な気象現象等について情報提供してくださる自主防災会がありますが、防災対策課は、災害発生前から、気象情報をはじめ、外部機関や支所への情報収集、災害対策本部資料作成などの業務が多忙となるため、市側から積極的に連携することはありません。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） たしかに、警報が出るような段階ではないときに、地域の自主防災組織と連絡を取ることは、人材もいませんし、なかなか難しい状況というのはお察しできます。

③に移ります。

地域防災計画（令和5年3月修正）の37ページ、自主避難体制の整備というところに、住民の自主避難について、住民に対し、あらゆる機会を通じてその指導に努めるとあります。これは、エ、避難誘導體制の整備の（イ）自主避難体制の整備の中に書かれていますので、自ら避難しなければ、避難しちよったほうが無難かもしれないと思っている者に対しては、やはりそれなりの指導・配慮が必要だと思うんですが、そのあたりの見解はいかがでしょうか、どのような配慮が必要だと思いますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 避難行動を取るべき警戒レベル4、避難指示の段階よりも手前の段階において、避難に時間を要する高齢者や、早めに避難を開始されたい方への配慮として、警戒レベル3、高齢者等避難を発令し、事前の避難を呼びかけています。市の災害応急対策としてはこの運用になりますが、濱田議員のおっしゃるとおり、警戒レベル3、高齢者等避難よりも前の段階で避難をされたい方もおられると思います。このような場合は、あくまで自主的な避難ですので、安全な知人宅、親戚宅への避難が基本となりますが、最寄りの地域に安全で公共的な避難先があれば、安心して避難できることも理解できます。現状では、残念ながら高齢者等避難を発令する前の避難を希望する方に対して、御案内できるだけの安全な避難先や個別に避難を支援できる体制はありませんが、今後、高齢者や障害者などの避難行動要支援者について、どのようにすれば円滑な避難行動ができるか、研究してまいります。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） これから研究していただきたいのですが、同じ地域防災計画の37ページ、避難誘導體制の整備のところにも困まれた3つの項目があるんですけども、先ほど課長がおっしゃったように、日頃から避難行動要支援者の掌握に努め、避難指示が確実に伝達できる手段・方法に努める。地域住民、避難誘導員、自主防災組織等による地域ぐるみの避難誘導方法を具体的に定める。地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、利便性や安全性、高齢者や障害者の介護等に必要な設備や備品等について十分配慮した上で避難場所や避難経路を定めるとあるんですね。実際、この項目どおりにできれば、安心して自主避難ができていくのかなと思います。

④に行きます。

災害に弱く事前避難が必要な場所ですね、それと、そういうところに住んでいるような対象の住民を各自治会単位で把握して、自治会としての対応策を協議していく。また、その自治会だけに任せるのではなくて、そこに市も参加して一緒に協議し、どうしたらいいか方向性を決めていくことを、自主防災組織の中、また、自治会の中でしていく必要があるのではと思いますが、見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） 議員の御質問の件で、香美市ではまだ遅れておりますけれども、地区防災組織の地区計画があります。そういったもので個々の地域特性に応じた防災計画ができるのではないかなと思いますけれども、これについても研究してまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 黒潮町なんかではやられていると思うのですが、自分の地域を歩いて、どこが危なくてどこが安全な場所なのか、地図に落としていくというような防災ウォッチングを、東日本大震災の後とか、今回の能登半島沖地震なんか

で、やっぱり自分の足元の地域を見直してみようという住民の動きも結構あって、やはり市の職員だけではとてもできないことですよね。こういった大災害、もし大災害につながるようなことになったら大変なんですけれども、やっぱり、いかにそこに住んでいる住民が我が事として、どんなところに避難したら、この地域の中で安全なところはどこだろうかという認識を個々が持てるように、井戸端会議みたいな感じで、地域の中の寄り合いを大事にしていけないといかんかなと。往々にして私に相談があった2人は一人暮らしの方で、ふだんは普通に生活しているんですけども、やはり台風がだんだん近づいてくるみたいになったときには、すごく心配が助長される部分があるかと思うんです。そういうときに、この地域のあそこやったら一晩明かせるということが事前に脳裏になれば、明日バスが止まる、ここにいたらますます危ないから、とにかく基幹集落センターが開くまでは美良布のバス停に泊まろうと考えるのも、当然かなと思ったんです。自らそういう動きができない方々はたくさんいらっしゃいますので、やはり、自治会単位、自主防災単位などで日頃から関わりを持って、先ほど課長も言いましたが、地区計画を進めていってもらいたいし、その辺のフォローを、ぜひ、担当課としてしていただきたいなと思います。その辺りを再度確認したいんですけど。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） まだ、具体的な形にはなっていないですけども、香美市には防災士連絡会がありまして、その方たちの協力を得ながら、地域の防災教育であったりとか、地区防災計画をつくれるような体制ができないかと、今、話し合っています。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、大きな6番目に移ります。旧市立図書館の活用について質問いたします。

ちょっとはつきり出ていなくて申し訳ありませんが、資料⑥は、東本町2丁目辺りの地図です。バス停がちょうど前にあり、周りにはどういった施設があるかを知ってもらいたくて資料としました。バスの停留所がちょうど旧市立図書館前にありまして、結構活用されています。近くには、郵便局や佐野内科リハビリテーションクリニックがあるので、このバス停を利用しているように聞きました。この辺りに休憩場所として使える広場があればいいんじゃないかなと思っていたところ、地域住民の方から、旧市立図書館の跡はどうなるんだろう、この辺りを散歩したり、友達と気楽に行ける場所がないから、住民のための広場にしてくれんろうかとの声をお聞きしました。以前は、商店街であり、人の往来でにぎわっていましたが、今はシルバーカーで歩く高齢者も見かけるようになり、また、学校帰りの中学生、高校生の歩く姿、自転車をついていく姿なんかも見られます。人と人がつながる地域のコミュニティはとても大事です。災害時には一時的な避難場所にもなるのではないのでしょうか。

本市の公共施設個別施設計画（令和2年3月）の冊子では、新図書館に移転した後の

既存建物については、除却解体を予定しており、今後、跡地に関しては利用方法を検討していくと記載されています。地域のニーズを把握するための調査など、市民の声を聞き、市民のための場所として有効活用できないものでしょうか、見解と構想をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 現状、旧図書館跡地の有効活用につきましては白紙の状態です。今後、市役所の中で検討してまいります。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 白紙ということで、今後、検討をまたしていただきたいと思います。私が住んでいるところは香北町なので、土佐山田町の隅々まで知っているわけではございません。しかし、香北町で言いましたら、葦生野の川上様神社のところは何もないけど多目的広場があります。そこでは、毎朝6時半になると何人かの高齢者が出てきて、ラジオつけてラジオ体操をしているわけです。本当に元気いっぱいしています。もう何年も続いております。葦生野にある市営住宅北側の市道沿いにも、何もない芝生広場で、少し築山があって滑り台が1個あるだけなんですけれども、子供たちが土日の休みの日に、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんと一緒にボール遊びをしたり、滑り台をしたりというような憩いの場になっていたり、あずまやがありまして、そこには御近所の方々、もうシルバーカーを使わないと歩けないような方がどこからともなく集まってきて、あずまやの中で井戸端会議といいますか、いろんな話をしているわけです。私が見ると、濱田さんも寄っていかんかねということで、たわいもない話をするわけなんですけれども、何かすごく憩いの場所になっているなと思っております。皆さんがそこに集っているの、地元の人やできる人が草刈りをして、マムシが出て子供がけがしたらいかんと言うてやっているんです。みんなの広場、公園とまではいきませんが、広場としての位置づけがあるのかなと思っております。

今、白紙ということであれば、今後、市民のための居場所として有効活用していただきたいと切に思います。

今日はこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時22分 休憩）

（午後 2時39分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 最後の登壇となりました、17番、自由クラブ、村田珠美

でございます。皆様お疲れとは存じますが、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。それでは、議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

まず、1点目、香美市の三大祭りについてでございます。

幾つになっても思い出す思い出の中に夏祭りがあります。夏祭りへは、家族や友人とともに出かけいき、お祭り最後の打ち上げ花火を見上げ感動したものです。ふるさとを懐かしく恋しく思うのも子供の頃の思い出があるからではないでしょうか。子供たちの心にふるさとの思い出となるように打ち上げ花火を上げていただきたいと思います、質問いたします。

今年も各地でお祭りが開催され、会場ではたくさんの方が夏祭りを楽しんだことと思います。夏祭り開催に向けては実行委員会の方々に大変お世話になっていて、感謝を申し上げます。香美市の三大祭り、土佐山田まつり、奥物部湖湖水祭、川上様夏祭りについてお伺いいたします。

(1) 三大祭りについてです。

①です。

香美市の三大祭りそれぞれの実行委員会の構成と会議の回数をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

土佐山田まつり実行委員会の構成は、会長1人、副会長2人、委員11人、幹事2人、顧問1人、事務局7人の合計24人です。会議の回数は、実行委員会を令和6年3月から7月までに4回行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、石元幸司君。

○香北支所長（石元幸司君） 川上様夏祭り実行委員会の構成は、香美森林組合2人、消防団香北方面隊1人、商工会香北地区会1人、香北町青年団1人、集落活動センター推進協議会1人、高知県産業政策課地域支援企画員1人、社会福祉協議会香北支所1人、集落活動センター地域づくり支援員1人、香北支所4人、教育委員会香北分室1人の計14人で構成されており、会議は4回開催しております。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 奥物部湖湖水祭実行委員会の構成は、委員長1人、副委員長3人、企画部11人、警備部8人、渉外宣伝部12人、幹事2人、顧問2人、事務局5人の計44人となっております。会議の回数につきましては、当該年度中に実行委員会を2回、渉外宣伝部会を1回、警備部会を3回開催しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 各お祭りごとに御報告いただき、ありがとうございました。大体が三、四回、そして湖水祭は警備委員会まで開かれているということで、回数なん

かも多くなっているように思います。また、人数もそれぞれでございますが、皆さん方に本当にお世話になって、楽しくすばらしいお祭りができているんだなと思います。

それでは、②へ行きます。

それぞれおおよその来場者数と増加傾向にあるかどうかについてお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） 土佐山田まつりの来場者数につきまして、コロナ禍以前の令和元年度までは例年約5,000人ほどで推移してきました。令和5年度は4年ぶりの通常開催となり、コロナ禍以前と同水準の約5,000人の来場者が祭りに訪れました。令和6年度の来場者数につきましては、例年よりやや少ない約4,500人でした。

以上です。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、石元幸司君。

○香北支所長（石元幸司君） 川上様夏祭りの来場者数は、おおよそ3,500人となっております。令和2年度から令和4年度までの3年間は、新型コロナウイルス感染症蔓延により開催しておらず、昨年は3年ぶりの開催で多くの方に来場していただきました。今年度は土曜日開催ということも重なって、昨年度よりもさらに来場者数が増加したように感じております。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 湖水祭の来場者数につきましては、平成の末期頃は約4,000人で推移しておりました。令和2年と令和3年についてはコロナ禍で中止になっております。令和4年は実施規模を縮小して、花火と灯籠流しのみを実施し、この年は約1,400人でした。令和5年につきましては、約5,000人に増加しております。本年は約7,000人に増加しております。

来場者数増加の要因としまして、昨年は4年ぶりの通常開催となったことが大きいと考えております。また、天候のよしあしによる影響もあると考えます。そのほか昨今の報道やSNSによる反響も大きく、花火や灯籠流しとともに、お山のディスコとした会場での踊りが人気を博しているものと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 土佐山田まつりが5,000人ぐらいで、香北町川上様夏祭りが3,500人、そして、物部町が今年度は大変多く7,000人ぐらいいらっしゃったということで、SNSでの発信がすごく効果があるのではないかなと思います。皆さん方、本当に楽しみにされているお祭りだという印象を受けました。

③の質問に参ります。

それぞれの経費をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

3つの祭りとも、令和5年度の収支決算書をタブレットへ掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 大変お忙しい中、3つの夏祭りの資料を提供いただきまして、誠にありがとうございます。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩します。

（午後 2時47分 休憩）

（午後 2時48分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

土佐佐山田まつりの収入につきましては、補助金が231万6,683円、助成金ゼロ円、諸収入263万5,559円、繰越金がゼロ円、合計で495万2,242円です。

支出の部につきましては、事業総務費151万5,573円、安全祈願祭2万8,969円、商店街踊り競演32万4,000円、納涼祭308万3,700円、予備費がゼロ円で、合計495万2,242円です。

以上です。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、石元幸司君。

○香北支所長（石元幸司君） 川上様夏祭りの収入につきましては、補助金額が49万2,695円、ビアガーデン事業収入、寄附金、模擬店出店料などの諸収入が146万8,200円、収入の合計が196万895円となっております。

支出が、総務費、事務費が42万4,968円、マルシェ等のワークショップへの報償費としまして6万円、ステージイベントの経費が81万1,850円、宝探しの消耗品や報償費が13万5,513円、力自慢への経費が2万8,340円、ビアガーデンの経費が50万224円の計196万895円となっております。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 湖水祭の決算について御説明申し上げます。

収入に関しましては、補助金が310万円、寄附金や募金、その他雑入等が二百六十万円余りありまして、収入の決算額は574万7,840円となっております。

支出ですけれども、特に大きいのが委託料でして、警備業務に79万1,079円、打ち上げ花火約400発の花火代として115万円、ほかに使用料及び賃借料ですけれども、バスの借上げに60万7,000円、その他、発電機、仮設トイレ、音響設備費なども含めて134万9,918円となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） それぞれ御報告いただきありがとうございます。また、大変お忙しい中、資料提供をありがとうございました。この三大祭りの経費を見てみますと、実行委員の方々の準備からの御苦勞がうかがえます。

少しお尋ねいたします。

3町とも同じ商工観光振興事業費の補助金から出ていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 3町では、花火が上がっている、湖水祭の補助金が最も大きかったのではないかと思います。土佐山田まつり会場で以前花火を上げていた頃の打ち上げ花火代はどれぐらいだったのか、分かるようでしたらお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

土佐山田まつりの打ち上げ花火代で過去の経費ですが、一番金額が低いときで130万円、高いときで180万円となっております。平成27年度から令和5年度までの実績でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 奥物部で現在行っている委託料が、大体、人件費も含めまして花火に係る経費かなと思います。194万1,079円がそうだと思うのですが、土佐山田まつり分の予算に約500万円がプラスされる形で、経費がかかるようになるのかなと思いますが、以前はずっと募金等も集めてきたりしていたので、そういったところでは花火を上げるとしてもクリアできるのではないかなとも思いました。

川上様夏祭りの補助金決算額が少し少なくなっているのは、こういった理由でしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、石元幸司君。

○香北支所長（石元幸司君） 以前は、ウナギつかみとか、ちびっこ相撲とかがあったのですが、ウナギつかみにつきましては農協職員が担当しておりましたが、合併等々で支所に人数がいなくなって祭りに参加できなくなり、ウナギつかみが中止になったりとか、相撲についてはやはりコロナの影響で、ふだんから授業等々でそういった取組ができておらず、ちょっと実施ができていなくて、全体的に以前より祭り全体の規模が縮小しています。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 御説明ありがとうございました。

それでは、④の質問に行きます。

三大祭りの特徴と課題についての見解をお伺いたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

土佐山田まつりは、昭和42年に町民に歌詞を募集してつくられた「土佐山田音頭」のお披露目の場として開催されたのが起源となっております。現在は、市民相互の親睦と地域の活性化を図るために開催しております。土佐山田まつり実行委員会が主催し、昼は商店街での踊りの競演、夜は市民グラウンドでの納涼祭を行っております。

課題は、熱中症対策です。今年度は商店街の踊りを短縮いたしました。安全に祭りを実施するために、今後も対策を実行委員会で検討してまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、石元幸司君。

○香北支所長（石元幸司君） 川上様夏祭りは、毎年、大川上美良布神社夏季大祭の本祭前日である7月27日に開催され、香北町内の各団体が実行委員となり、祭りを盛り上げようと運営・企画し、香北町内の方々が集まって祭りを楽しむといった特徴がございます。

課題としましては、先ほど少し述べさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や参加団体の減少により、以前実施していたイベントができなくなっていることにあります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 湖水祭は、永瀬ダム建設当時に犠牲になられた方々の慰霊と、五穀豊穡、ダムの安泰及び地域振興を祈願するとともに、県内各地や遠く県外に転出された方々に故郷での一夜を楽しんでいただくために、昭和31年から商工祭として始められたのが起源となっております。昭和40年頃からは物部村の行事、奥物部湖湖水祭として村が主催するようになり、現在は実行委員会が主催しております。

課題としましては、物価高騰による予算的な問題のほか、運営に関わる人員確保、会場周辺の臨時駐車場が地理的に非常に少ないことが挙げられます。参加・協力いただいた市職員にアンケートを今実施しております。今後、アンケート結果を基に物部支所内で情報を共有し、次年度開催に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） それぞれの御報告ありがとうございました。土佐山田まつり、川上様夏祭り、湖水祭は、市民も大変楽しみにしておりますし、それぞれの課題もよく分かりました。

今後、その課題を乗り越えつつ、また新たな展開になっていくかも知れませんが、継続しての開催をぜひともお願いいたします。

次に、（２）土佐山田まつりについて伺います。

９月号の広報香美では、今年の三大祭りの迫力のある写真、市民グラウンドの様子が見てとれます。今年は８チーム、４５０人ぐらいだったでしょうか、の方々が酷暑の中、商店街を迫力のある踊りを披露し、沿道の方々に大変喜んでいただけたと思います。

実行委員会でも検討されたと思いますが、熱中症対策について、ホームページに「商店街踊りの競演では、熱中症対策のため、踊りの区間を山田小学校から愛媛銀行前までに短縮します。また、熱中症特別警戒アラートが発表された場合、商店街踊りの競演は中止となります。（納涼祭のみ実施）」とあり、下段に米印で「今年から熱中症アラートが２段階になっており、より危険な状態で発表されるのが熱中症特別警戒アラートです」と出ておりました。熱中症警戒アラートは３３度以上で発表されますが、市外のお祭りのホームページを見てみますと、ある夏祭り会場では、開催２時間前の時点で３５度以上あればイベントを中止、また、急激な気温上昇の場合は主催者判断、開始後も中止の可能性があると追記を見かけました。

①の質問です。

商店街通りの競演では、熱中症対策のため、踊りの区間が山田小学校から愛媛銀行前までに短縮されました。熱中症特別警戒アラート発出時における対策、そして、取決めについて、実行委員会でどのような協議がされたのか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

７月中から連日の猛暑が続いておりましたので、実行委員会におきまして、熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、商店街の踊りは中止することを決定し、関係者へ事前に周知を図りました。

以上です。

○議長（山本芳男君） １７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君） 他市のホームページにあったような、開催２時間前とかいう時間的なこととか、途中で急激に温度が上がった場合とかは検討されなかったですか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

あくまで、気象庁から発出される熱中症特別警戒アラートが発表された場合のみで考えておりました。

以上です。

○議長（山本芳男君） １７番、村田珠美さん。

○１７番（村田珠美君） 今後、同じ時期に開催される場合は、そういったことも含めて検討しておいたほうがいいのではないかなと思いました。

②の質問に参ります。

土佐山田まつりでは、イベント会場の観客や踊り子など、熱中症等で体調不良になられた方はいたのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

今年度は、商店街踊りの区間を短縮したこともございまして、踊り子やスタッフである市職員が救急車で運ばれることはございませんでした。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 昨年度は救急車も来たりしたので、すごく心配しましたが、今年は、本当に対策として距離が短くなったことも含めまして、すごくよかったなど安心いたしました。

③の質問です。

あるチームの方が、土佐山田まつりは踊り子が少ないと聞いたので今回来ましたと、にこにこして楽しみに来てくれたそうです。しかし、その方々も、暑くて、暑くてと言って地べたに座っておりました。

商店街踊りの休憩所は、毎年一緒ですけれども旧図書館跡でした。ここでは婦人会がおしぼりサービスをして大変喜んでいただいております。今年の夏は、この上ない暑さで、踊り子の方々から非常に暑いといった声を聞き、ミストが休憩所にあつたらすごくうれしいのにとか、椅子が全くなかったので、椅子に座りたいという方もたくさんいらっしゃいました。また、何度になったら踊りは中止ですかとも聞かれました。休憩所に踊り子用の椅子が本当になかったのと、そして、テントもないので日陰がないです。トイレはありましたが、その奥の駐車場にテントでもあればいいのかなと思いました。休憩所としては少し疑問が残りました。休憩時間も10分以上ありますので、来年度からは休憩所としての配慮をしたらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

御指摘のございました、旧図書館付近の休憩用テントや椅子につきましては、現在のどの程度まで対応できるかは計りかねますが、全体総数からの配分なども勘案いたしまして検討いたします。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） チームの踊り子の人数的なことももちろんあると思いますが、大学生とかはあれなんですけれども、結構、高齢者とか子供たちもいらっしゃいますので、椅子とかテント、ミストも、ぜひ、来年度に向けて検討していただきたいと思っております。

私も、以前、子供たちを応援する育成会という団体でございましたが、水戸黄門の仮装して、助さん、格さん、おりん、悪代官、子供たちと一緒に踊っておりました。数年踊りました。その頃は、沿道にもたくさんの方々がいらっしゃって、ところどころ道路に水をまいてくださったりして、暑かったのですが、清涼感のある中で踊れたものです。ぜひとも、日よけやミスト、椅子、うちわなど、休憩所の熱中症対策を検討してください。

それでは、④の質問です。

土佐山田まつりでは花火の打ち上げがなくなり、市民の方々から、また今年も花火を見ずに夏が終わる、見たかったとか、行っても花火がないから市民グラウンドまでは行かん、花火を見たいとの声をよく聞きました。場所についてなども今まで検討されたと思いますが、その検討内容と見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

実行委員会では、花火の打ち上げにつきまして検討を重ねてまいりましたが、適切な場所の確保などが困難であるため、令和5年度、令和6年度は断念いたしました。御承知のとおり、鏡野中学校に武道館建設後、鏡野中学校グラウンドから場所を変更いたしまして、予岳地区の農道や物部川緑地公園で花火を打ち上げたこともございますが、様々な課題がございまして現在に至っております。打ち上げ花火を期待されている市民の皆様の声がございまして十分承知しております。しかし、現在のところ、祭り会場と併せて安全に花火を打ち上げる場所の確保までには至っておりません。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 確かにおっしゃるとおりなのですが、何とか場所を探したいものです。

先日のテレビ放送で、香川県丸亀市綾歌町のNEWレオマワールドで、8月31日の夜、発光ダイオード（LED）ライトを装着したドローンの色彩豊かな光が夜空を彩る、光のショーが行われたそうです。200機のドローンが上空約100メートルまで舞い上がり、丸亀城や花のほか施設のキャラクターなど、14種類の動く図柄を次々と描いていきました。テレビで見ても大変きれいでした。ドローンは雨と風に弱く、飛行させて行うショーは大勢の観客を魅了いたしますが、その分大きなコストもかかります。やはりドローンは、なかなか香美市としてハードルが高いかなと思いましたが、このような楽しみ方もあるんだなと思いましたが、以前、香美市でも、レーザーによる光のショーみたいなものを行ったのではないかなと、うろ覚えですけど思いますが、花火がどうしてもすぐには上がらないということなので、そういったことも検討していただけたらなと思います。でも、やはり夏は打ち上げ花火が見たいのが本音でございます。

⑤の質問に参ります。

今後、土佐山田まつりの時期や会場の検討も含めて、スポーツ大会など多目的に使い、いざとなったら防災にも使用でき、会場ともなる、多目的広場にできる場所を探し、準備をしていく必要があるのではないかと痛感いたします。見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

適切な祭りの実施時期及び会場として使用できる場所などの様々な課題につきましては、これからも実行委員会で協議してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 多目的広場として土地が何とか確保できるようでしたら、野外コンサートや各種のイベント、そして、スポーツ大会など、有料での運営もできるのではないかなと思います。香美市に交流人口を増やすこともできますし、すごくいいのではないかなと思いますが、これは、商工観光課だけではなかなか大変ハードルの高いことだと思いますので、防災対策課、そして、市長をはじめ皆さん方で、また検討していただいて、多目的広場について市を挙げてぜひとも取り組んでいきたいと思いますが、市長の見解はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市の地域特性としまして、なかなか土地がないことがございますが、今後、いろいろな角度から市民の皆様方に楽しんでいけただけの方法を考えていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひとも考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問に参ります。香北町周辺整備と観光地についてでございます。

「愛と勇気の物語のまち香美市」を中心とした様々な取組について、以前、健康センターセレネ広場の遊具についての質問をいたしました。その後についてお伺いいたします。

①です。

健康センターセレネ広場の遊具改修の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

健康センターセレネ広場のアンパンマン遊具につきましては、現在設置していますアンパンマン遊具5基を、全て新しいアンパンマン遊具に交換することになっております。新設するアンパンマン遊具の選定が終了段階にありますので、年度内の完成予定となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 年度内に完成ができるということですが、場所につきましては現在の場所でしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 同じところに設置する予定になっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 今朝、健康センターセレネ広場へ行ってまいりましたが、草を刈ってくださっております。確かに、現在の場所でもいいんですけども、少し狭いのではないかなと思います。前回、質問させていただいたときにも、その近くのちょっと傾斜になってます、すぐ後ろ側の土地のことも申しましたが、やはり同じところとなっているんですね。きっと、大変混雑すると思いますので、そういったことも含めまして思いましたが、検討はされなかったのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） なかなか今あるところから広げるとなりますと、ほかの遊び場といいますか、全体のバランスといいますか、そういう点で、やはり今のところに造ろうということになりました。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 分かりました。

それでは、②の質問に参ります。

健康センターセレネ西側のトイレについて、その後の経過と今後の計画、完成予定日をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課長、宗石こずゑさん。

○健康推進課長（宗石こずゑ君） 健康センターセレネ西側屋外トイレの工事につきましては、間もなく設計が完了して、10月中に工事の入札・着工を予定しております。

屋外トイレは、清潔で明るい仕様となるように計画しておりまして、トイレの機能につきましても、キッズトイレの設置などにより、現在のほぼ倍になる予定としております。こちらも年度内の完成を予定しております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 年度内の完成予定で少しほっといたしました。またどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、③の質問に参ります。

県が所有している東側トイレについては、便器の改修や暗いところなどを清潔感のあるトイレにリフォームをと思い、今までにも質問させていただいた経緯がございます。健康センターセレネ広場東側トイレ改修等で、県に相談したことはあるのでしょうか。

- 議長（山本芳男君） 香北支所長、石元幸司君。
- 香北支所長（石元幸司君） 健康センターセレネ広場東側にある道の駅トイレの改修につきましては、設置者である高知県中央東土木事務所に相談させていただき、協議しながら、現在、進めております。
- 議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。
- 17番（村田珠美君） 便器の改修とか様々な点で進めてくださっているという解釈でよろしいでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 香北支所長、石元幸司君。
- 香北支所長（石元幸司君） トイレの改修、便座の交換とかに向けて、ちょっと今年度は難しいですが、来年度実施に向けて、今、調整しております。
- 議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。
- 17番（村田珠美君） 来年度ということは4月から後になりますので、その間、トイレが使えなくなるのではないかなと思います。できるだけ早めに検討していただけるようお願いいたします。
- トイレは、町の顔とも言われる大切な場所でございますので、やはり清潔感のあるトイレにしていきたいと思っております。今日も見てまいりましたけれども、生花とか花が少し飾ってあるだけでも全然感じが違いますので、そういったことも、よかったですら今お掃除されている方をお願いできたらいいかなと思いますので、よろしくようお願いいたします。
- 議案細部説明書に、トイレの場所を分かりやすくする案内看板を設置するとありました。看板はトイレと矢印だけではなく、キャラクターなどが入った目を引くかわいいものがいいと思うのですけれども、大体何枚ぐらい作るのでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 香北支所長、石元幸司君。
- 香北支所長（石元幸司君） 健康センターセレネ広場への看板設置のことでよろしいですか。
- 今現在、東側の駐車場、保健福祉センター香北からアンパンマンミュージアムのほうに渡ったところには、案内看板があります。ただ、健康センターセレネのほうの西駐車場に止めてから広場に来る途中で看板がないので、駐車場付近に1枚大きい看板を設置して、トイレ等が分かりやすくしたいと思っております。今のところ設置は1枚と考えております。
- 議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。
- 17番（村田珠美君） 1枚でございますね。はい、分かりました。
- 看板のデザインとかは、まだ検討中でしょうか。
- 議長（山本芳男君） 香北支所長、石元幸司君。
- 香北支所長（石元幸司君） 補正予算を今回の9月定例会議で出させていただいておりますので、それが通り次第、入札等々をして検討したいと思っております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 以前ですけど、議会の朝ドラ「あんぱん」特別委員会で鳥取県境港市に行かれたときに、キャラクターが入ったトイレの看板があったそうです。すごくかわいくていいなと。写真もちよっと見せていただいたんですけれども、ただ単にトイレ、矢印だけではなく、そういった工夫もできるようでしたら、ぜひともお願いいたします。

④の質問に行きます。

香北町で昼食を取れる場所が少ないことを心配した市民の声を聞きます。現在の計画や食事をする場所等についても心配されます。健康センターセレネ広場でのキッチンカーやお弁当など、昼食を可能にする取組についてお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、石元幸司君。

○香北支所長（石元幸司君） 朝ドラ「あんぱん」放送により、増加が見込まれる観光客に対する食の提供の充実を図るため、アンパンマンミュージアム周辺施設連絡協議会におきまして、キッチンカーによる出店や、直販店出荷者に対するお弁当などの出荷増量をお願いするなど、対応を協議しております。また、食べる場所につきましても、キッチン蕪生の里、健康センターセレネ広場のあずまや、交流スペースだけでは不足が見込まれるため、健康センターセレネ広場へのテントの設置や、保健福祉センター香北の2階大ホール利用について、関係部署と協議してまいります。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） できる限りの対策を取っていらっしゃることで、少し安心いたしました。ぜひとも前向きに検討してください。

先日、朝ドラ「あんぱん」のヒロインの今田美桜さん、そして、北村匠海さんが香美市を訪問してくださいました。そのときに、のぼり旗を国道195号の大きな交差点等に掲げていると、歓迎がより大きくお二人に伝わると感じました。間に合わなくて大変残念でございます。議案細部説明書によりますと、県のそれぞれの補助金を受けて、NHKののぼり旗300枚、金額が52万8,000円で、キービジュアルののぼり旗500枚、82万5,000円、そのほか、横断幕が4枚と懸垂幕なども6枚の計上があり、旗が立つことによってより一層盛り上がり、またにぎやかになると期待いたしております。市民の方々からも早急にのぼり旗を立ててという声もあります。

今日、私たち議員の机に置いてくださってしまして（資料を示しながら説明）、すごく大変目立つしかわいいし、ぱっと目が行くのですごくいいなと思っています。のぼり旗なんかもこういったデザインをお使いのことだと思えます。

⑤の質問に参ります。

市役所沿いの国道の交差点、駅などの目立つ場所に、啓発用のぼり旗などの掲示計画をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 先ほど議員も言われましたように、今定例会議の補正予算に計上させてもらっておりますので、予算が通り次第、事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 分かりました。大体デザイン的なことは決まっていると思いますので、楽しみに待っております。

前回質問しました、百石町の三差路の看板も進行中ということで、よろしくお願いいたします。

⑥に参ります。

香北町の観光案内所計画についてお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

現在、臨時的な観光案内所の設置を計画しております。候補のうち、既存施設内の1か所を考えておりますが、現在、詳細を施設管理者等と協議中でございます。設置期間は、早ければ令和7年3月下旬から令和8年3月までのうち、毎日ではなく、土日祝日及び連休等に開所する予定でございます。なお、運営は香美市観光協会への委託を検討しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 臨時的な観光案内所で、施設内に1か所ということは、健康センターセレネ広場に1か所ですか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

既存建物が複数周辺にございますが、その中の1か所が一番いいかなと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 分かりました。健康センターセレネ広場なんかにもあるわけですが、既存施設ですので新たに建てることはないのかなと思います。もし場所があるのでしたら、高知市にある会社で、高知県産ヒノキ材を利用した、いざというときの住まい、防災仮設住宅があります。先日、課長にもパンフレットをお渡しさせていただきましたが、こちらがそうです（資料を示しながら説明）。こういった内容のものでございます。特徴といたしましては、電源は太陽光蓄電池システムでございまして、輸送も中型トラック1台ででき、組立ても2時間以内で据置きできます。外装、内装は高知県産ヒノキ造りでございまして、建物の寸法が長さ6メートル、幅2.2メートル、高さ2.6メートルで、トイレ、エアコン、流し台等も含まれ、飲料水は、雨水・河川

水等からの浄水・殺菌処理機能がついているようです。価格は430万円と出ています。また、様々なオプション選択も可能でして、観光案内所が終わっても仮設住宅などに有効利用できます。ぜひ、検討してはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

先ほど御答弁申し上げました、既存建物の1か所というのもまだ協議中でして、確定したわけではございませんので、議員の御提案も含めて総合的に考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 前向きな御答弁をありがとうございます。ぜひとも検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、⑦の質問に参ります。

交通渋滞も考えて、観光案内所だけでの対応は大変厳しいのではないかと思います。香美市へ来られたお客様に、おもてなしということで、待たさないために、観光案内、情報、お困り事など、スマホ等からメールまたは電話で、直接対応できるシステムを検討してみてもどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

現在、観光案内所といたしましては、土佐山田駅前に香美市いんふおめーしょんを設置してございます。土日も開館しております、電話対応も可能です。メールでの個別対応にはどうしても限界がございますので、観光情報は、香美市観光協会や物部川DMOとも連携して、ホームページ及びSNSなどを通じて発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 分かりました。

⑧の質問に参ります。

より持続可能なお土産についての提案ですが、既にもうデザインが決定しているようなら今回は間に合いませんので、今後のことも考えてということですが、香美市には著名人がたくさんいらっしゃいます。その方々を応援したい思いと、懐かしさや新しさを含めて、今回は、やなせさんが漫画家なので、漫画家の先生方や関係者の方々の承諾を得まして、香美市のお土産を長くお手にしていただくために作ってはどうかと思います。故人ではありますが、はらたいらさん、香南市出身で晩年は香美市に在住されていた青柳裕介さん、現在も活躍中のくさか里樹さん、少年サンデーなどに連載中の若手漫画家、小松翔太さんなど、たくさんの方々がいらっしゃいます。そのような方々に御協

力いただいて、香美市だけのお土産を作り、朝ドラ「あんぱん」ブームが過ぎても、個性的でかわいいお土産として長く販売してはどうかと思います。

朝ドラ「あんぱん」を市民とともに盛り上げるためのお土産グッズ作成は、香美市独自の先ほど見ていただきましたキービジュアルを使用した、のぼり旗、クリアファイル、ミニタオル、ステッカー、ポロシャツなどと聞いております。香美市在住、香美市出身の漫画家の方々のデザインしたもの、またはブランド会社とのコラボなどは、継続性も考えられるし、ファンもいらっしゃいますので効果的ではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 漫画家の先生たちにデザインしてもらったお土産の作成でしたら、今のところ特に計画はございません。会社とのコラボなんかはできると思いますので、キービジュアルの利用申請がありましたら、審査などを経て、コラボもできるのではないかと思います。商品のパッケージに載せるとか、そういうことはできるかと思います。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 会社とのコラボはできる可能性があるということですが、漫画家の先生方もたくさんいらっしゃるので、香美市としても応援していったほうが私は絶対にいいと思います。そういったことも含めまして、ぜひ、今後検討していただけたらと思います。

ポロシャツは大体500枚製作するとありましたが、一般販売等はできないのでしょうか。以前、合併10周年記念事業のときだったと思いますが、ポロシャツを買わせていただきました。市民の方からも購入したいという声がありますが、検討はできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、黍原美貴子さん。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 今回の補正予算に計上させてもらっているポロシャツのことでよろしいでしょうか。でしたら、今のところは職員向けで考えておりますので、一般の方への販売は考えておりません。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 今回はそういうふうにかかれておりましたけれども、今後、また声が高まってまいりましたら検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

⑨の質問に参ります。

ホームページ以外で、龍河洞に観光客を誘導する手だてについてお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

令和7年度には物部川エリアの観光博覧会「ものべすと」におきまして、龍河洞やや

なせたかし記念館をルートにしましたシャトルバスを運行する予定でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） シャトルバス等で順番にということでございます。

龍河洞のインフォメーションも新しくなり、ここに行くと、高知県のことや香美市のことがすごくよく分かるようになっておりますので、ぜひ、御案内していただくと香美市のファンが増えるのではないかと思います。香美市の観光地の一つとしてお越しただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。龍河洞では、打ち刃物などいろんな特産物も販売しておりますので、売上げの効果にもつながるのではないかと思います。また、片地小学校の子供たちは、授業の中で龍河洞観光案内に3年生、4年生が取り組んでおまして、少しはできるのではないかなと思います。子供たちが参加して香美市をPRすることは未来へつながるとも思いますので、そういったチャンスがございましたら、またぜひとも考えていただけたらと思います。

⑨の質問へ参ります。

香北町や龍河洞では、昼食を取れる場所が限られていて、香北町で食事ができないから龍河洞へ行ったが1軒しかなく、待っていたら品切れで閉店になった、食事できないと龍河洞での滞在時間が短くなるなど、市内外の方々から聞きました。土日や祝日、ゴールデンウイークなどは、さらに増加すると考えます。健康センターセレネ広場ではキッチンカーの計画があります。龍河洞にも計画があるのかも分かりませんが、ボランティア団体等に協力いただいて軽食の販売を計画し、個人・団体に対して何らかの特典付き昼食応援団のような企画をしたらどうでしょうか。例えば、参加してくださる方の場所代を無料にするとかいうことでもいいと思います。場所代がかかるところもあつたりしますので、そういったことも龍河洞と連携していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、門脇正人君。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

龍河洞にはキッチンカーの配置を提案しておまして、ゴールデンウイーク等の繁忙期には露店形式でパン屋やかき氷などが販売されております。また、5月31日から運営者が撤退しておりました龍河洞出口休憩所におきましては、7月1日から新しい運営者によりまして、試験運用ではございますが、出口休憩所がかき氷、アイスクリン、ところてん、ドリンク類の提供を行っております。

議員から先ほど御提案いただきました御協力につきましては、龍河洞保存会に情報共有をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひとも協力して、みんなでこの朝ドラ「あんぱん」を盛

り上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了します。

次の会議は9月13日午前9時から開会します。

（午後 3時41分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和6年香美市議会定例会

9月定例会議会議録（第5号）

令和6年9月13日 金曜日

令和6年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第5号）

招集年月日 令和6年9月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月13日金曜日（審議期間第12日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	門脇正人
企画財政課長	黍原美貴子	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	原美和子
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	明石清美
高齢介護課長	中山繁美	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	石元幸司
市民保険課長	萩野貴子	《物部支所》	
健康推進課長	宗石こずゑ	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	宮地憲一	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	小松幸春

【消防部局】

消防長	野口正一
-----	------

【その他の部局】

上下水道局長	西村安史	農業委員会事務局長	和田雅充
--------	------	-----------	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 今 井 沙 織
議会事務局書記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 55号 令和5年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 令和5年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 61号 令和5年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 62号 令和5年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 64号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 65号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 66号 令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 67号 令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 68号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 70号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和6年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

（審議期間第12日目 日程第5号）

令和6年9月13日（金） 午前9時開議

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第1 | 議案第 | 55号 | 令和5年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 議案第 | 56号 | 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第 | 57号 | 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第 | 58号 | 令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第 | 59号 | 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 議案第 | 60号 | 令和5年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第 | 61号 | 令和5年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第8 | 議案第 | 62号 | 令和5年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第9 | 議案第 | 64号 | 令和6年度香美市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第10 | 議案第 | 65号 | 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第 | 66号 | 令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第 | 67号 | 令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第 | 68号 | 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第 | 69号 | 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第 | 70号 | 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定について |
| 日程第16 | 請願第 | 1号 | 災害発生時の情報伝達に関する請願書について |

会議録署名議員

14番、山崎龍太郎君、15番、利根健二君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案第55号、令和5年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、議案第67号、令和6年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)まで、以上12件を一括議題とします。

これらの議案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第68号、香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第69号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第70号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第55号から、日程第15、議案第70号までの質疑は全て終わりました。

各案件はお手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は9月25日までに審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 異議なしと認めます。よって、付託の案件は9月25日までに審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

日程第16、請願第1号、災害発生時の情報伝達に関する請願書についてを議題とします。

【請願第1号 巻末に掲載】

請願第1号は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、総務常任委員会に

付託します。

お諮りします。付託しました案件は9月25日までに審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は9月25日までに審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月26日午前9時30分から開会します。

（午前 9時04分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 6 年香美市議会定例会

9 月定例会議会議録（第 6 号）

令和 6 年 9 月 2 6 日 木曜日

令和6年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第6号）

招集年月日 令和6年9月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月26日木曜日（審議期間第25日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	門脇正人
企画財政課長	黍原美貴子	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	原美和子
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	明石清美
高齢介護課長	中山繁美	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	石元幸司
市民保険課長	萩野貴子	《物部支所》	
健康推進課親子すこやか班長	川渕美香	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長職務代理者	宮地憲一	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	小松幸春

【消防部局】

消防長	野口正一
-----	------

【その他の部局】

上下水道局長	西村安史	農業委員会事務局長	和田雅充
--------	------	-----------	------

上下水道局次長 田村 美智代

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一圓 幹生 議会事務局書記 今井 沙織

議会事務局書記 横田 恵子

市長提出議案の題目

- 議案第 55号 令和5年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58号 令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60号 令和5年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 61号 令和5年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 62号 令和5年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 64号 令和6年度香美市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 65号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 66号 令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 67号 令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 68号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 70号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定について
- 議案第 72号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市新西庁舎建設事業の設計施工一括契約の締結について
- 議案第 74号 令和6年度香美市奥物部ふるさと物産館本館等改修工事の請負契約の

締結について

議員提出議案の題目

- 意見書案第12号 物価高騰対策の継続を求める意見書の提出について
- 意見書案第13号 地方への防災関連予算増額を求める意見書の提出について
- 意見書案第14号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について
- 意見書案第15号 教員配置のあり方を見直し、学校現場への配置を優先するよう求める意見書の提出について
- 意見書案第16号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出について

議事日程

令和6年香美市議会定例会9月定例会議議事日程

(審議期間第25日目 日程第6号)

令和6年9月26日(木) 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第55号 令和5年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第56号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第57号 令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第58号 令和5年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第59号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第60号 令和5年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第7 議案第61号 令和5年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議案第62号 令和5年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議案第64号 令和6年度香美市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第65号 令和6年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第66号 令和6年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第67号 令和6年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)

- 日程第13 議案第 68号 香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 69号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 70号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定について
- 日程第16 請願第 1号 災害発生時の情報伝達に関する請願書について
- 日程第17 議案第 72号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 73号 香美市新西庁舎建設事業の設計施工一括契約の締結について
- 日程第19 議案第 74号 令和6年度香美市奥物部ふるさと物産館本館等改修工事の請負契約の締結について
- 日程第20 意見書案第12号 物価高騰対策の継続を求める意見書の提出について
- 日程第21 意見書案第13号 地方への防災関連予算増額を求める意見書の提出について
- 日程第22 意見書案第14号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について
- 日程第23 意見書案第15号 教員配置のあり方を見直し、学校現場への配置を優先するよう求める意見書の提出について
- 日程第24 意見書案第16号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出について
- 日程第25 議員派遣の件

令和6年香美市議会定例会9月定例会議追加議事日程

(審議期間第25日目 日程第6号の追加1)

令和6年9月26日(木) 午前9時30分開議

- 追加日程第1 議長の辞職について

令和6年香美市議会定例会9月定例会議追加議事日程

(審議期間第25日目 日程第6号の追加2)

令和6年9月26日(木) 午前9時30分開議

- 追加日程第2 議長の選挙について

令和6年香美市議会定例会9月定例会議追加議事日程

(審議期間第25日目 日程第6号の追加3)

令和6年9月26日(木) 午前9時30分開議
追加日程第3 副議長の辞職について

令和6年香美市議会定例会9月定例会議追加議事日程
(審議期間第25日目 日程第6号の追加4)

令和6年9月26日(木) 午前9時30分開議
追加日程第4 副議長の選挙について

令和6年香美市議会定例会9月定例会議追加議事日程
(審議期間第25日目 日程第6号の追加5)

令和6年9月26日(木) 午前9時30分開議
追加日程第5 議席の一部変更について

令和6年香美市議会定例会9月定例会議追加議事日程
(審議期間第25日目 日程第6号の追加6)

令和6年9月26日(木) 午前9時30分開議
追加日程第6 常任委員会委員の選任について

令和6年香美市議会定例会9月定例会議追加議事日程
(審議期間第25日目 日程第6号の追加7)

令和6年9月26日(木) 午前9時30分開議
追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

令和6年香美市議会定例会9月定例会議追加議事日程
(審議期間第25日目 日程第6号の追加8)

令和6年9月26日(木) 午前9時30分開議
追加日程第8 香南香美衛生組合議会議員の辞職について

令和6年香美市議会定例会9月定例会議追加議事日程
(審議期間第25日目 日程第6号の追加9)

令和6年9月26日(木) 午前9時30分開議
追加日程第9 香南香美衛生組合議会議員の選挙について

令和6年香美市議会定例会9月定例会議追加議事日程
(審議期間第25日目 日程第6号の追加10)

令和6年9月26日(木) 午前9時30分開議

追加日程第 10 香南清掃組合議会議員の辞職について

令和 6 年香美市議会定例会 9 月定例会議追加議事日程

(審議期間第 25 日目 日程第 6 号の追加 1 1)

令和 6 年 9 月 26 日 (木) 午前 9 時 30 分開議

追加日程第 11 香南清掃組合議会議員の選挙について

令和 6 年香美市議会定例会 9 月定例会議追加議事日程

(審議期間第 25 日目 日程第 6 号の追加 1 2)

令和 6 年 9 月 26 日 (木) 午前 9 時 30 分開議

追加日程第 12 香南斎場組合議会議員の辞職について

令和 6 年香美市議会定例会 9 月定例会議追加議事日程

(審議期間第 25 日目 日程第 6 号の追加 1 3)

令和 6 年 9 月 26 日 (木) 午前 9 時 30 分開議

追加日程第 13 香南斎場組合議会議員の選挙について

令和 6 年香美市議会定例会 9 月定例会議追加議事日程

(審議期間第 25 日目 日程第 6 号の追加 1 4)

令和 6 年 9 月 26 日 (木) 午前 9 時 30 分開議

追加日程第 14 香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職について

令和 6 年香美市議会定例会 9 月定例会議追加議事日程

(審議期間第 25 日目 日程第 6 号の追加 1 5)

令和 6 年 9 月 26 日 (木) 午前 9 時 30 分開議

追加日程第 15 香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙について

会議録署名議員

14 番、山崎龍太郎君、15 番、利根健二君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○議長(山本芳男君) ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の日程等につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、小松紀夫君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思っております。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、議案第55号、令和5年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第70号、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてまで、以上15件を一括議題とします。

初めに、9月13日、18日、19日に開催されました予算決算・教育厚生各常任委員会の審査結果につきましては、お手元にお配りしました委員長報告のとおりです。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第55号から、日程第13、議案第68号までの13件を一括して採決します。

以上、13議案に対する委員長の報告は可決であります。13議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(山本芳男君) 全員起立であります。よって、議案第55号ほか12件は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第69号を採決します。

議案第69号に対する委員長の報告は可決であります。議案第69号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(山本芳男君) 起立多数であります。よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第70号を採決いたします。

議案第70号に対する委員長の報告は可決であります。議案第70号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（山本芳男君） 起立多数であります。よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、請願第1号、災害発生時の情報伝達に関する請願についてを議題とします。

初めに、9月13日、19日に開催されました総務常任委員会の審査結果につきましては、お手元にお配りした委員長報告のとおりです。

これから、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

お諮りします。日程第17、議案第72号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第24、意見書案第16号、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出についてまでの8件は追加案件であります。香美市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、日程第17、議案第72号から、日程第24、意見書案第16号までの8件の案件は、委員会付託を省略することに決定しました。

日程第17、議案第72号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） おはようございます。議案第72号につきまして、提案説明をさせていただきます。

本案は、現行の条例に教育長職務代理者の報酬及び費用弁償に関する定めがなく、新たに規定を設ける必要から提案するものでございます。

地方自治法第204条第1項に定める普通公共団体の委員会の常勤の委員に該当する教育長の職務を、同法第203条の2第1項に定める非常勤の委員である教育委員が代

理するという、当該条例に類例がない委員職であり、報酬額の算定に当たりましては、その特殊性、職責と勤務形態に相応する金額となるよう考慮しました。

議案書は、香美市公文書作成規定にのっとり作成しておりますが、御覧のとおり別表中の繰り返し記号の元となる項目が不明な表記となっておりますので、当該箇所をお示しする形で抜粋し、参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、御確認お願いいたします。

なお、本案による規定は、前教育長の任期が満了し、職務代理者が教育長に代わってその職務を行うこととなった令和6年5月26日に遡及し、後任教育長の任命日まで適用することとしております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 金額について、特殊性とかを考慮したと説明があったわけですが、もう少し詳しく根拠をお示してください。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） 御説明申し上げます。

前述しましたとおり、教育長職務代理者は、普通公共団体の委員会の常勤の委員に該当する教育長の職務を、非常勤の委員である教育委員が代理するという特殊性があり、特別職の職員で非常勤のものの報酬等を定めた現行条例に類例がない委員職でございます。地方自治法第152条第1項及び香美市長の職務を代理する職員を定める規則第2条では、市長に事故があるとき、または欠けたときは、副市長、総務課長、企画財政課長の順序でその職務を代理することが定められております。

市長職務代理者の給料についての定めはございませんけれども、代理する当人らの給料額は、市長のそれと比較しても極端な乖離は見られておりません。副市長の場合は市長の83.1%、課長の場合は54.9%となっております。教育長職務代理者の報酬に関してもこの点を考慮し、教育長の給料額を基本として、その職責と勤務形態に相応した金額となるよう、以下のとおり算定いたしました。

まず、教育長の給料月額58万1,000円を日額に換算するため、これを1年間における1月の平均日数30.4日で除し、1万9,100円を算出しました。次に、半日勤務の場合は、この半額9,550円を設定いたしました。そして、1月当たりの勤務日数を全日勤務5日、半日勤務5日として合計し、14万3,200円と算出しました。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 説明はるるは分かったんですけども、実際、今になったということは、事務サイドのミスであると私は捉えています。同僚議員からの一般質

問では、市長が改善するということをおっしゃったんですが、そのところはやはりお忙しい中でも的確にやるべきで、附則として5月26日から適用として遡及すると言われていたわけですが、実際問題このことは教訓にすべきということを重ねて申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑ありますか。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 財源についてお伺いしたいんですけれども、特別職である教育長の予算というか、財源が残っているのを、この非常勤の特別職に組み替えるという形になるのか、それとも新たな形で補正予算を組むのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） 御説明申し上げます。

教育委員の報酬に係る歳出予算は、当初予算額で144万円でございます。このうち8月までの5か月分60万円が支出済みとなっております。本案について議決を賜りましたら、委員報酬と教育長職務代理者報酬との差額である4か月分、35万8,465円を速やかに追加支給いたします。結果、予算残額は48万1,535円となり、当面9月、10月と2か月分の報酬支給が可能となります。

万一、この期間内に教育長の後任人事が決まらなかった場合につきましては、どのように対応するかでございますけれども、歳出予算の流用の制限を定めた香美市財務規則第20条第3項では、次の各号に掲げる各節の金額は、これらの節相互間を除き他の節との間に流用することはできないとして、1号に報酬、2号に給料を示しております。つまり報酬、給料相互間の流用は可能であります。したがって、11月分以後の歳出予算不足につきましては、その都度、教育長給料から委員報酬に流用することで対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第73号、香美市新西庁舎建設事業の設計施工一括契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 説明申し上げます。

議案第73号、香美市新西庁舎建設事業の設計施工一括契約の締結について

標記の事業に係る設計施工一括契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年香美市条例第58号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年9月26日提出、香美市長 依光晃一郎

見積書及び事業内容につきましては、議案参考資料及び議案細部説明書のとおりとなっております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 一点は、事業実績はどういう形になるか、この業者というか、施工実績の関係等も含めて分かればお願いしたいのと、もう一点は、合併特例債の期限切れで来年の年度末までに絶対やらなければならないと、これは総務省からかっちりくられているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 事業者の実績につきまして、詳細な場所までは今控えておりませんが、庁舎の実績としては十分にあると確認しております。なお、合併特例債につきましては、今のところ令和7年度中と認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 合併特例債の期限は決められていますけど、それによって工事をあせっていくというか、結構タイトな日程になっていますよね。タイトな関係等で進めていくことが本当に好ましいかも含めてあるわけですので、そこはよくちょっと総務省も含めて調べていただきたいと思います。お願いします。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

日程第19号、議案第74号、令和6年度香美市奥物部ふるさと物産館本館等改修工事の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 御説明いたします。

議案第74号、令和6年度香美市奥物部ふるさと物産館本館等改修工事の請負契約の締結について

令和6年9月19日付けで制限付一般競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年香美市条例第58号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年9月26日提出、香美市長 依光晃一郎

入札の内容と事業内容につきましては、議案参考資料及び議案細部説明書のとおりとなっております。なお、詳しい事業内容の御質問等がございましたら、物部支所長よりお答えいたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 制限付一般競争入札で結果記録を見ますと、思い出したように入札で失格が出ることもあります。今回も何年かに一度の大量失格が出ているような状況だと思います。その辺をどう捉えているか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 工事担当課の物部支所からお答え申し上げます。

結論から申し上げます。設計は適正なものと考えております。設計業者とは設計完了までに12回打合せ会を行いました。毎回、建設課都市計画班の職員にも同席いただきまして、専門的見地から助言や意見をいただいております。入札の結果が最低制限価格を下回ったために失格者が出ていることは、適正に競争が働いた結果であると考えております。

なお、入札結果を踏まえ、設計業者の見解を聞きまして、最近の建築材料高騰によって、刊行物記載単価以外の業者見積りが全てにおいて高くなっていること、また、共通費においても、国土交通省で定められた35%程度を採用し、設計金額を決定したということでした。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 資材が高騰していることで、ちょっと予想よりも金額が上がっているのかなと思ったんですけれども、今、工事内容についての概要は書かれています。再度、ちょっと確認したいと思います。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 内容についてですけれども、外装・内装を含めてですが、建物は2階建ての本館とあずまやの改修です。テナント棟は今回の工事には含まれておりません。1階の床は、磨き上げをするなどして現状の床を使用します。2階につきましては、現在は美術館として使用しておりますので、窓がないスペースになっておりますけれども、西側を窓として開放して、採光性が取れるような形に改装します。東半分はギャラリーにも使えるように間仕切りを設置して、フリースペースとして使用できるようなスペースで考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 先ほどもありましたけど、12者が入札に来て7者が失格と。1つの業者は倍の金額を出してきていますわね、3億円ということやから。そういうばらつきがどうして出るのかなという懸念と同時に、全体的なスケジュールはどうなっていくのかなと。聞いたら、朝ドラまでに間に合わせるという話ですので。それから同時に、その内容、指定管理も含めてどういう形のスケジュールになっているのか、その利用計画も何か検討されているのであればお願いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答え申し上げます。

工事の日程については、この契約締結後に細かいスケジュールの打合せを行いますが、あくまで完成は来年3月末を予定しております。指定管理につきましては、申請書の申込期限が昨日でしたので、来月末頃に選定評価委員会を開催しまして、指定管理者の選定を行う予定で考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 今のスケジュールの件なんですけれども、工事がこの金額で6か月はなかなかタイトだなとまず思いますが、実際、朝ドラ「あんぱん」に間に合わせるという前提があるとしたら、指定管理者が施設を使ってオペレーションをしたり対応する準備期間は、実質4月以降になると思うので、施設のオープンは大分遅れるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 西村議員がおっしゃるとおり、タイトなスケジュールであることは重々し承知しております。ただ、工事はあくまで3月末までに完成ということと、同時進行で指定管理のほうも進めていくことで考えておりますので、4月のオープンに間に合わせたいという考えでおります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 確認ですけれども、4月のオープンは4月1日のオープンなのか、4月中なのか、指定管理募集の中にどのように書かれているか、教えてください。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） 4月1日オープンで今のところは考えております。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 先ほどの山崎晃子議員の質問に対する答弁で、テナント棟は含まれていないと言われていたんですけど、当初予算のときにはテナントも含んで予定をしていたと書かれていますが、そこら辺はどういう議論でそうなったのか。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） テナント棟に関しましては、令和5年度末に緊急修繕でもう既に工事を終えておりますので、今回の工事には含んでおりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） もう一度スケジュールの件なんですけれども、普通に考えますと、工事中は仮使用ができないと思うので、まあ、仮使用を取ればいいのか、ちょっと分からないんですけど、普通に考えたら、工事が終わってから備品等を入れたり、調理場の試運転等始めるものだと思うんですけども、本当に4月1日オープンは現実的にできると思っていらっしゃるんでしょうか。ちょっとそこら辺は危ういので、しっかり議論するべきだと思いますけれども。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） お尋ねの件でございますけれども、指定管理者の指定というか、候補者を決めた段階から、工事の現場も見ていただき、どういう厨房になるのか、あるいは、客席等がどういう仕様になっていくのか、工事をしながらではありますけど見てもらうことを考えてございます。また、最終的な仕上げなどについては、指定管理の候補者、あるいは、議決をいただいた後では指定管理予定者になっていくと思うのですが、仕上げについては意見をある程度反映できるものは反映したいと思っております。その上で、仮仕様を打つかどうかは、厨房の工事等がどういうタイミングで進行してくるかによると思いますけれども、なるべく円滑にオープンできるような形で調整をして進めていきたいと思っております。今のところは、繰り返しになりますが4月1日オー

ブンで考えてございます。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 指定管理者制度は、基本的に出来上がったものの管理をお願いするという制度なわけです。以前、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートのときに、完成していない内容で指定管理を結んでしまった結果、指定管理者から後から後からいろんな要望が出てきたと。それによって、多額のお金が必要になって、工事遅れてしまったという苦い経験があります。ですから、そのことを含めてよく話をしておかないと、追加工事、追加工事という話になってきた場合には、またおかしな方向になるし、本来、先ほど言ったように、市がちゃんと完成品を造ってから指定管理契約を結ぶというのが本来の制度だと思いますので、そこをよく考慮いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 先ほどの工事の内容ですけれども、これにトイレの改修なんかは入っていないんですかね。それから、あずまやは現在のよう形にするのかの確認と、先ほど、候補者を決めて工事しながら見てもらうという形で言われていたんですけれども、その際には、ここをこういうふうにということがあれば、それを反映していくということで、ちょっと工事の内容が変わってくることもあり得るということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡亮君。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

トイレに関しては先ほど申し上げませんでした、全て洋式化することで予定しております。2階には、現在、トイレがございませんが、新たに2階にもトイレを設置する予定で考えております。

あずまやに関しましては、形状は今と同じような形で考えております。

指定管理者が決定してからの要望に関してですけれども、例えば、照明器具であるとか、全体の工事に係ることにしましては、要望全てにはお答えできないかもしれませんが、できる限りお応えしたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、意見書案第12号、物価高騰対策の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。意見書案第12号、物価高騰対策の継続を求める意見書について趣旨説明を行います。

エネルギー価格及び物価高騰は現在も続いております。この間、国におかれては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を創設し、令和5年度補正予算にて1兆5,592億円、令和5年12月22日の閣議決定にて1兆1,311億円、計2兆6,903億円を予算化して対策を講じてきました。新しい政権が発足しようとしている現在、2024年度予算の国の予備費は圧縮されております。庶民生活がまだまだ大変な中、本意見書を提出いたします。よろしくお願いします。

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立多数であります。よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、意見書案第13号、地方への防災関連予算増額を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。意見書案第13号、地方への防災関連予算の増額を求める意見書について趣旨説明を行います。

本年は、元日に能登半島地震が起き、4月17日には豊後水道地震が起き、宿毛で震

度6弱、本市でも震度3を記録しました。8月8日に日向灘で震度6の地震が起きたことを受け、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。9月定例会議において、一般質問を行った15人中、7人の議員が防災問題を取り上げたことは、危機意識の高まりを表すものです。

避難所整備、備蓄、土砂災害対策工事等には莫大な費用がかかり、地方小規模自治体において、国の支援なくしては備えが進みません。

以上を申し上げ、趣旨説明とします。よろしく申し上げます。

【意見書案第13号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、意見書案第13号を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、意見書案第14号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田百合子です。意見書案第14号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）について、趣旨説明を行います。

国際女性の地位協会名誉会長で、日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク、略してJNNCと言いますが、世話人の山下素子さんは、女性差別撤廃条約選択議定書を批准する意義について、女性差別撤廃委員会に個人通報できるようになり、女性の権利を国際法に引き上げ、労働問題での間接差別なども是正されるようになると発言されています。今年10月、スイスジュネーブで開かれる国連の女性差別撤廃委員会で日本報告審議が行われるのを前に、選択議定書を批准することが、女性の権利を国際基準に引き上げる契機となります。JNNCの柚木康子共同代表も、日本政府は選択議定書の批准を20年以上検討し続けており、この機会を逃すとさらに先延ばしになるとの懸念を表明いたしました。

これまで、地方議会の意見書採択は279自治体に広がっています。高知県下では、

県議会のほか3市4町で採択されています。本市議会としましても、ぜひとも採択していただけるように望みます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第14号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、山崎晃子です。意見書案第14号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書に、賛成の立場で討論します。

1979年に国連で採択された女性差別撤廃条約は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と、平等の権利を保障しています。条約が目指すのは、誰もが性別にとらわれず、自分らしく生きることです。日本は、1985年にこの条約を批准し、これまで5回の報告書審査を受けています。今年10月には6回目の審査が予定されていますが、政府による報告を基に勧告を出す勧告制度しかなく、実効性が伴っていません。そして、女性差別撤廃条約から20年を経た1999年に条約の実効性を強化し、一人一人の女性が抱える問題を解決するために改めて採択されたのが、女性差別撤廃条約選択議定書です。このことから、女性差別撤廃条約は選択議定書と両輪でなければ前に進みません。

選択議定書では、権利侵害において国内の手続で救済されなかった人は、国連に個人通報ができるようになります。通報を受けた女性差別撤廃委員会は、条約違反の有無を審査して、違反があれば、締約国に対して勧告を含む見解を出します。見解を受け取った国は、勧告に沿って実施した措置を6か月以内に委員会へ報告することになっています。委員会の勧告に強制力はありませんが、放置すれば、人権先進国とは言えない実態が国際的に周知されますので、影響は大きいと言えます。

労働基準法、ジェンダー法の専門家である早稲田大学名誉教授の浅倉むつ子さんは、日本人が人権先進国と評価されたいのなら、一刻も早く選択議定書を批准すべきと述べています。また、選択議定書の批准は、日本のジェンダー・ギャップ指数ランキングの改善につながり、日本の人権後進国から脱却する契機となります。

以上を述べまして、多様な性、多様な生き方が守られる社会の実現に向けて、女性差

別撤廃条約が真の実効性を発揮できるよう、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を願い、本意見書への賛成討論とします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第14号は、否決されました。

次に、日程第23、意見書案第15号、教員配置のあり方を見直し、学校現場への配置を優先するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。12番、笹岡優君。

○12番（笹岡優君） 12番、日本共産党の笹岡優です。意見書案第15号、教員配置のあり方を見直し、学校現場への配置を優先するよう求める意見書（案）について、趣旨説明をさせていただきます。

教育基本法第1条は、教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健全な国民の育成を期して行わなければならないと規定しています。この目的を保障するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教職員人事がしっかり担保されていることが不可欠ではないでしょうか。そのためにも、香美市議会は昨年12月定例会議において、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書を全会一致で国に上げ、教員不足の改善を求めてきました。

しかし、意見書（案）にも入れていますが、高知県の学校現場の実態は深刻です。高知県教育委員会の資料によると、2023年度の教員の代替、代わりの教員が1か月以上未着任だった小学校が60校、県全体の小学校数が181校ですので、3分の1になりました。一方で、高知県教育委員会の充て指導主事は、教員免許を持ちながら教員職を形式上退職し、県の行政職に置き換えられています。そのうち、県下の市に派遣されているのは、高知市14人、南国市2人、他の9市に各1人ずつの25人です。100人以上が県教育委員会所属になっています。充て指導主事126人中、地方交付税措置されているのは23人で、103人は全て県単独の教員です。その教員をわざわざ行政職に置き換えており、全国一の多さです。

高知県独自の課題を解決するためとして、指導主事などを学校現場から切り離し、県教育委員会内に配置していくことも必要かもしれませんが、今、教員の成り手が減少し、欠員補充もままならない状態が蔓延しており、学校現場が厳しくなるから病休が増え、途中退職が増え、成り手がいないという負のスパイラルに陥っている事態を直視する必要があります。

以上の点を考慮し、来年度に向けて、まず、学校現場最優先で教職員の配置を考えていただきたい思いで、本意見書を提出するものです。子供たちの健やかな発達と成長を保障するためにも、同僚議員の賛同を願い、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【意見書案第15号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。

17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 17番、村田珠美です。意見書案第15号、教員配置のあり方を見直し、学校現場への配置を優先するよう求める意見書に、反対の立場で討論いたします。

学校現場の実態は、意見書（案）で指摘されているとおり、年次研修への対応、数多くの書類対応、困難な保護者対応など、定時での退出ができないくらいの業務量となっていて、労務環境の悪化が懸念されていますことは、周知の事実であると認識しております。しかしながら、意見書（案）にありますように、指導主事等の配置を見直し、学校現場への配置を増やすべきとの考え方には疑問がございます。指導主事を引き上げて学校現場に配置すれば、教員不足、代替教員への対応が一時的には可能となると思われませんが、本質的な解決にはならないと考えます。

この問題を本質的に解決するには、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における教職員定数、学級編制の標準を、OECDによる国際教育指導環境調査水準に改正する必要があると考えます。また、本市の教育委員会の現状から考えましても、市教育委員会に配置されています指導主事を引き上げるとしますと、教員としての専門性を生かす役割の人材がいなくなり、市から出向した教育委員会の職員では、専門知識や学校現場の認識が乏しく、業務が大きく停滞することは目に見えて明らかでございます。このことによって、教育委員会が負担していた業務が学校現場に下りてくることになり、学校現場の負担が増え、結局、多忙化解消にはつながらないと考えます。

以上を申し上げまして、意見書案第15号に対する反対討論といたします。

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 意見書案第15号、教員配置のあり方を見直し、学校現場への配置を優先するよう求める意見書（案）に、賛成の立場で討論に参加します。

今、学校現場は悲鳴を上げています。私が学校現場にいた8年前よりももっと悲鳴を上げています。その原因は様々ありますが、本意見書にありますように、本来、すぐ来るべきはずの産休・育休などの代替教員が1か月以上も来ないなど、慢性的な教職員不足に陥っていることに大きな原因があると考えます。考えてみてください、教室に子供たちはいるのに先生がいない状態が1か月以上続く。本市では、教育委員会の大変な御努力により、そのような事態を避けてきたことはすばらしいと思います。ただ、そのような1か月以上来ない状態の学校が、県内では、令和4年度は68校、令和5年度は60校あったそうです。こんな異常な状態をなくすためには、まず、学校現場以外のところにいる指導主事に、教室へ一時的にでも帰ってきてほしいというのが、本意見書の第一の趣旨です。

もちろん、先ほどの反対討論にもありましたように、根本的には基礎定数を改善し、教職員数そのものを増やさないとはいけません。その点では、本市議会から12月に基礎定数改善による正規教員増を求める意見書を全会一致で上げていただきました。そのとおりであり、この意見書に基づき、国で教職員数を増やしてもらうことが一番の近道です。

そこで、この表を御覧ください（資料を示しながら説明）。これは、令和6年4月段階で、公立小・中学校の教職員定数がどうなったかを表にしたもので、小学校5年までの35人学級で3,171人増えた。その後、通級指導、教科担任制、加配定員、定年延長なども含めて、増員が9,991人あったわけでございます。大変うれしいなと思ったら、その下があるわけでございます。こんなに増えたらうれしいんだけど、その下に何と減員、減らした人数が、少子化でのクラス減4,811人、さらに少子化で加配減550人とか、加配振替、学校統廃合、国庫負担金見直しなど、いろいろな理由をつけて合計の減員、減らした人数が9,926人ということで、プラス・マイナスで増えた人数は65人です。全国で65人増えた。これは、本県に当てはめると一体何人来てくれるのか、下手したら、少子化とか学校統廃合を入れたら、本県はマイナスなのではないかというぐらいの数でございます。ちょっと興奮してしまいましたが、そういう点で国が増やしてくれるのを待っているのは、あと何年かかるか分からない。子供たちは日々成長し、毎年卒業しております。学校現場は今すぐ人が欲しいわけでございます。

そこで、次が指導主事の数でございます（資料を示しながら説明）。これが令和6年4月の数でございますが、教育センターの51人から始まりまして、以下、幼保支援課、小中学校課と各課におりまして、東部教育事務所12人とか、各教育事務所におりまして、全県で160人の指導主事がおられるわけです。もちろん、私はこの全員が要らないことを言っているわけではございません。本当に必要な御指導や研修など、重要な役割を担ってくれているスタッフはおると思うわけですが、例えば、この160人のうち半分でも現場に帰ってきていただけたら、現在の状況を、緊急対応ではありますが、状

況改善に役立つのではないかというのが意見書の趣旨でございます。

以上、述べまして賛成討論とします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第15号は、否決されました。

次に、日程第24、意見書案第16号、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。意見書案第16号、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出について、趣旨説明を行います。

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっております。今後、ますます高齢運転者が増えてくることが想定されます。

地方公共団体では、運転免許証自主返納の取組が進められている中、免許証返納後の移動手段確保が大きな課題となっております。国では、高齢者の免許証返納による公共交通割引施策を、新規で実施する地方公共団体への支援を検討しておりますが、公共交通の空白地帯には課題が残ります。

よって、国におかれては、全ての地方公共団体が、高齢運転者の免許証返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、特段の取組を求めます。

以上、同僚議員の賛同を求め、趣旨説明とします。よろしく申し上げます。

【意見書案第16号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付のとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更を生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。暫時休憩いたします。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○副議長（村田珠美君） 正場に復します。

議長を交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議長、山本芳男君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（村田珠美君） 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付します。

（追加日程第1を配付）

○副議長（村田珠美君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山本芳男君の退席を求めます。

（18番、山本芳男君 退場）

○副議長（村田珠美君） 事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（一圓幹生君） 辞職願

香美市議会副議長 村田珠美様

私は、令和6年9月26日で申合せの2年が経過いたしますので、本日をもって議長職を辞任いたしますのでよろしくお願いいたします。

令和6年9月26日、香美市議会議長 山本芳男

○副議長（村田珠美君） 朗読が終わりました。

お諮りします。山本芳男君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（村田珠美君） 異議なしと認めます。したがって、山本芳男君の議長の辞職を許可することに決定しました。

山本芳男君の入場を許可します。

（18番、山本芳男君 入場）

○副議長（村田珠美君） 先ほどの会議において、議長の辞職の件は許可されましたので告知いたします。

ここで、山本芳男君の御挨拶がありますので、御清聴をお願いいたします。

○18番（山本芳男君） 議長退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和4年9月の開会会議におきまして、議員各位の御推挽をいただきまして議長に就任し、以来、2年間、至らぬ点多々ありましたにもかかわらず、曲がりなりにも務めることができましたことは、同僚議員、そして、議会事務局の皆様の御配慮によるものであり、重責を果たすことができ、感謝の念でいっぱいでございます。

議長退任後も、一議員といたしまして市政の発展と住民福祉の向上に献身してまいり所存でございます。どうか今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜りますように心からお願い申し上げます。退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（村田珠美君） 議長、お疲れさまでございました。

お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（村田珠美君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付します。

（追加日程第2を配付）

○副議長（村田珠美君） 追加日程第2、議長の選挙についてを議題とします。

先ほどの会議において議長の辞職を許可いたしましたので、直ちに議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票か指名推選のいずれの方法により行いますか。どういたしましょう。

「投票」という声あり

○副議長（村田珠美君） ただいま投票の方法でという発言がございましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（村田珠美君） ただいまの出席議員は18人です。

次に、投・開票の立会人を指名します。立会人は、議会会議規則第31条第2項の規定により、1番、有光収三君、6番、森田雄介君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○副議長（村田珠美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○副議長（村田珠美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○副議長（村田珠美君） 異常なしと認めます。

ここで投票に関し注意を申し上げます。

投票は単記無記名です。同姓の方もおられますので、氏名を確実に御記入して下さるようお願いいたします。

事務局長から同姓の場合の案分について説明いたします。議会事務局長、一圓幹生君。

○議会事務局長（一圓幹生君） 案分について説明いたします。

同姓の場合の票の案分につきましては、公職選挙法第68条の2に規定されていますが、地方自治法ではこの規定を準用しておりませんので、議長選挙においては通常の選挙のような案分はできません。

この取扱いの違いは、議長選挙の場合は立候補制を取らないため、名字のみ記載した票については、公職選挙法第68条第1項第8号の「何人と記載したかを確認し難いもの」として無効となりますので、御注意をお願いします。

○副議長（村田珠美君） ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので、順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局長（一圓幹生君） それでは、私から順次点呼いたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

1番、有光収三議員。2番、公文直樹議員。3番、中平麻衣議員。4番、西村剛治議員。5番、西山潤議員。6番、森田雄介議員。7番、山崎眞幹議員。8番、小松孝議員。9番、舟谷千幸議員。10番、比与森光俊議員。11番、山崎晃子議員。12番、笹岡優議員。13番、濱田百合子議員。14番、山崎龍太郎議員。15番、利根健二議員。16番、小松紀夫議員。18番、山本芳男議員。17番、村田珠美議員。

（投票）

○副議長（村田珠美君） 投票漏れはありませんか。

「なし」という声あり

○副議長（村田珠美君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

続いて、開票を行います。

1 番、有光収三君と 6 番、森田雄介君の両君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長（村田珠美君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 18 票

無効投票 0 票であります。

有効投票のうち、

小松紀夫君 11 票

笹岡勝君 7 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。

よって、小松紀夫君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（村田珠美君） ただいま議長に当選されました小松紀夫君が議長におられますので、議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選を告知いたします。

ここで、議長に当選されました小松紀夫君から御挨拶がありますので、御清聴をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） ただいま議長に御推挙いただきました小松紀夫でございます。

まずは御推挙いただきました議員各位に心から感謝を申し上げます。

さて、私たち香美市議会は、平成 24 年に議会の最高規範でございます議会基本条例を制定いたしました。同時に、議員の行動規範でございます政治倫理条例も制定いたしました。私は、この 2 つの条例を遵守した議会運営、また、議会活動、議員活動を推進していく所存でございます。

また、二元代表制の一方の代表機関といたしまして、執行機関との緊張関係を常に保持するとともに、議会本来の機能を強化・充実することによりまして、市民の負託に答えていきたいと考えておりますので、議員各位の御協力、また御指導をよろしくお願い申し上げます。当選の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○副議長（村田珠美君） 議長と交代いたします。

小松紀夫議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩といたします。

(午前 11 時 06 分 休憩)

(午前 11 時 07 分 再開)

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長、村田珠美さんから副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。
追加日程を配付します。

（追加日程第3を配付）

- 議長（小松紀夫君） 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。
地方自治法第117条の規定により、村田珠美さんの退席を求めます。

（17番、村田珠美君 退場）

- 議長（小松紀夫君） 事務局に辞職願を朗読させます。

- 議会事務局長（一圓幹生君） 辞職願

香美市議会議長 小松紀夫様

私は、令和6年9月26日で申合せの2年が経過いたしますので、本日をもって副議長職を辞任いたしますのでよろしくお願いいたします。

令和6年9月26日、香美市議会副議長 村田珠美

- 議長（小松紀夫君） 朗読が終わりました。

お諮りします。村田珠美さんの副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、村田珠美さんの副議長の辞職を許可することに決定しました。

村田珠美さんの入場を許可します。

（17番、村田珠美君 入場）

- 議長（小松紀夫君） 先ほどの会議において、副議長の辞職の件は許可をされたので告知いたします。

ここで、村田珠美さんの御挨拶がありますので、御清聴お願いいたします。

- 17番（村田珠美君） 副議長を退任に当たりまして、一言お礼の御挨拶申し上げます。

2年前の9月に皆様方の御推挙をいただきまして、副議長の要職に就任して以来、今日まで議長をお支えし、微力ではございますが、全力で務めさせていただきました。副議長の職を務めさせていただけましたのも、ひとえに議員の皆様、職員の皆様、さらには議会事務局の皆様方の温かい御指導、御協力をいただき務め上げることができましたことに、改めましてここに深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

市議会に寄せられる期待や課題は大きく、この経験を生かし、副議長を退任いたしま

しても一議員として誠心誠意取り組んでまいります。

皆様方におかれましては、これまでと変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 2年間、副議長の職責を果たされましたことに対しまして、心から感謝の意を表したいと思えます。どうもありがとうございました。

お諮りします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

（追加日程第4を配付）

○議長（小松紀夫君） 追加日程第4、副議長の選挙についてを議題とします。

先ほどの会議において、副議長の辞職を許可いたしましたので、直ちに副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票か指名推選のいずれの方法で行いますか。

「投票」という声あり

○議長（小松紀夫君） ただいま、投票の方法でという発言がございましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（小松紀夫君） ただいまの出席議員は18人であります。

次に、議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、有光収三君、6番、森田雄介君を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（小松紀夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議長（小松紀夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

（投票箱点検）

○議長（小松紀夫君） 異常なしと認めます。

ここで投票に関して注意を申し上げます。

投票は単記無記名です。同姓の方がおられますので、氏名を確実に御記入して下さるようお願いいたします。

同姓の場合の案分につきましては先ほどの議長選挙と同様でございますので、説明は

省略させていただきます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人氏名を記載の上、事務局職員に点呼させますので順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○**議会事務局長（一圓幹生君）** それでは、私から順次点呼いたしますので、呼ばれた方は投票をお願いいたします。

1 番、有光収三議員。2 番、公文直樹議員。3 番、中平麻衣議員。4 番、西村剛治議員。5 番、西山潤議員。6 番、森田雄介議員。7 番、山崎眞幹議員。8 番、小松孝議員。9 番、舟谷千幸議員。10 番、比与森光俊議員。11 番、山崎晃子議員。12 番、笹岡優議員。13 番、濱田百合子議員。14 番、山崎龍太郎議員。15 番、利根健二議員。17 番、村田珠美議員。18 番、山本芳男議員。16 番、小松紀夫議員。

（投票）

○**議長（小松紀夫君）** 投票漏れはありませんか。

○**議長（小松紀夫君）** 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

続いて、開票を行います。

1 番、有光収三君、6 番、森田雄介君の両君は、開票の立会をお願いいたします。

（開票）

○**議長（小松紀夫君）** 選挙の結果を報告します。

投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 18 票

無効投票 0 票であります。

有効投票のうち、

山崎眞幹君 10 票

山崎晃子さん 7 票

山崎龍太郎君 1 票

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。

よって、山崎眞幹君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○**議長（小松紀夫君）** ただいま副議長に当選されました山崎眞幹君が議場におられますので、議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選を告知します。

山崎眞幹君から御挨拶がありますので、御清聴をお願いします。

○副議長（山崎眞幹君） 山崎眞幹でございます。御推挙いただきましてどうもありがとうございます。

先ほど議長になられました小松紀夫議員から、平成24年に議会基本条例、そして、政治倫理条例のお話がありました。そのときにも私は議会改革推進特別委員会のメンバーとして、小松議長とともに汗を流させていただきました。

今後におきましても、副議長としまして小松議長を支えながら、住民福祉の向上、つまりG k H（グロス香美市ハピネス）の向上に向けて、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、今後においてもよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

（午前11時23分 休憩）

（午前11時23分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付します。

（追加日程第5を配付）

○議長（小松紀夫君） 追加日程第5、議席の一部変更についてを議題とします。

先ほどの議長、副議長の選挙に伴い、議会会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更したいと思います。

その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（一圓幹生君） それでは申し上げます。

16番席の小松紀夫議員は18番席です。18番席の山本芳男議員は16番席になります。次に、7番席の山崎眞幹議員は17番席です。17番席の村田珠美議員は7番席になります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） お諮りします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定しました。

それでは、ただいま決定しました議席に、それぞれ着席をお願いいたします。

(議席の入替えを行う)

○議長(小松紀夫君) お諮りします。追加日程第6、常任委員会委員の選任について、追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加したいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(小松紀夫君) 異議なしと認めます。したがって、日程に追加し、追加日程第6、第7として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

(追加日程第6を配付)

○議長(小松紀夫君) これから、追加日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

それでは、常任委員会委員の名簿を配付します。

(常任委員会委員の名簿を配付)

○議長(小松紀夫君) 各常任委員会委員の任期が、議会委員会条例第3条第1項の規定により、9月26日の本日で満了となります。委員の選任につきましては、議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、各常任委員会の委員を議長において指名いたしますので御了承願います。

【常任委員会委員の名簿 巻末に掲載】

ただいま指名いたしました各常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

(午前11時27分 休憩)

(各常任委員会の委員長、副委員長を互選)

(午前11時39分 再開)

○議長(小松紀夫君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。休憩中に行われました委員会におきまして、各常任委員会の委員長と副委員長が選任されました。

総務常任委員会委員長は山崎晃子さん、同じく副委員長は公文直樹君。

教育厚生常任委員会委員長は笹岡優君、同じく副委員長は中平麻衣さん。

産業建設常任委員会委員長は有光収三君、同じく副委員長は森田雄介くん。

以上のように決定されました。よろしくお願いいたします。

これから、追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

それでは、議会運営委員会委員の名簿を配布します。

(追加日程第7及び議会運営委員会委員の名簿を配付)

○議長(小松紀夫君) 議会運営委員会委員の任期が議会委員会条例第4条第3項の

規定により、9月26日の本日で満了となります。委員の選任につきましては、議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、議長において指名いたしますので御了承を願います。

【議会運営委員会委員の名簿 巻末に掲載】

ただいま指名いたしました議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

(午前11時40分 休憩)

(議会運営委員会の委員長、副委員長を互選)

(午前11時48分 再開)

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。休憩中に行われました委員会におきまして、議会運営委員会の委員長と副委員長が選任されました。

議会運営委員会委員長は舟谷千幸さん、同じく副委員長は利根健二君。

以上のように決定されました。よろしくお願い申し上げます。

暫時昼食のため休憩いたします。

(午前11時48分 休憩)

(午後1時13分 再開)

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を続けます。

ただいま、香南香美衛生組合議会議員、比与森光俊君、中平麻衣さんから委員の辞職願が提出されました。

お諮りします。香南香美衛生組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、香南香美衛生組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

(追加日程第8を配付)

○議長（小松紀夫君） 追加日程第8、香南香美衛生組合議会議員の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、比与森光俊君、中平麻衣さんの退席を求めます。

(10番、比与森光俊君、3番、中平麻衣さん 退場)

○議長（小松紀夫君） お諮りします。比与森光俊君、中平麻衣さんの香南香美衛生組合議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、比与森光俊君、中平麻衣さんの香南香美衛生組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

比与森光俊君、中平麻衣さんの入場を許可します。

（10番、比与森光俊君、3番、中平麻衣さん 入場）

○議長（小松紀夫君） 先ほどの会議において、香南香美衛生組合議会議員の辞職の件は許可されましたので告知いたします。

先ほど、香南香美衛生組合議会議員の辞職の件は許可されましたので、続いて、香南香美衛生組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、香南香美衛生組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付します。

（追加日程第9を配付）

○議長（小松紀夫君） 追加日程第9、香南香美衛生組合議会議員の選挙についてを議題とします。

香南香美衛生組合同規約第5条第1項の規定では、組合の議員は、組合を組織する関係市の副市長、議会の議長、議会により選任された議会議員それぞれ2人をもって組織するとされておりますので、選挙される議員は議長を除く2人であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

香南香美衛生組合議会議員は、山本芳男君と山崎龍太郎君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山本芳男君と山崎龍太郎君を香南香美衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました山

本芳男君と山崎龍太郎君が香南香美衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま香南香美衛生組合議会議員に当選されました山本芳男君と山崎龍太郎君が議場におられますので、議会会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

ただいま、香南清掃組合議会議員、笹岡優君から委員の辞職願が提出されました。

お諮りします。香南清掃組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、香南清掃組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

（追加日程第10を配付）

○議長（小松紀夫君） 追加日程第10、香南清掃組合議会議員の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、笹岡優君の退席を求めます。

（12番、笹岡優君 退場）

○議長（小松紀夫君） お諮りします。笹岡優君の香南清掃組合議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、笹岡優君の香南清掃組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

笹岡優君の入場を許可します。

（12番、笹岡優君 入場）

○議長（小松紀夫君） 先ほどの会議において、香南清掃組合議会議員の辞職の件は許可されましたので告知いたします。

先ほど、香南清掃組合議会議員の辞職の件は許可されましたので、続いて、香南清掃組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、香南清掃組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付します。

（追加日程第11を配付）

○議長（小松紀夫君） 追加日程第11、香南清掃組合議会議員の選挙についてを議題とします。

香南清掃組合同規約第5条第1項第2号の規定では、組合の議員は、組合を組織する自治体で南国市以外の市の市長、議会議長及び議会選出の者1人とされており、選挙される議員は議長を除く1人であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

香南清掃組合同議会議員は、有光収三君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました有光収三君を香南清掃組合同議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました有光収三君が香南清掃組合同議会議員に当選されました。

ただいま香南清掃組合同議会議員に当選されました有光収三君が議場におられますので、議会会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

暫時休憩します。

（午後 1時21分 休憩）

（午後 1時22分 再開）

○副議長（山崎眞幹君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、香南斎場組合同議会議員、小松紀夫君、有光収三君から委員の辞職願が提出されました。

お諮りします。香南斎場組合同議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（山崎眞幹君） 異議なしと認めます。したがって、香南斎場組合同議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

（追加日程第12を配付）

○副議長（山崎眞幹君） 追加日程第12、香南斎場組合議会議員の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小松紀夫君、有光収三君の退席を求めます。

（18番、小松紀夫君、1番、有光収三君 退場）

○副議長（山崎眞幹君） お諮りします。小松紀夫君、有光収三君の香南斎場組合議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○副議長（山崎眞幹君） 異議なしと認めます。したがって、小松紀夫君、有光収三君の香南斎場組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

小松紀夫君、有光収三君の入場を許可します。

（18番、小松紀夫君、1番、有光収三君 入場）

○副議長（山崎眞幹君） 先ほどの会議において、香南斎場組合議会議員の辞職の件は許可されましたので告知いたします。

暫時休憩します。

（午後 1時24分 休憩）

（午後 1時24分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、香南斎場組合議会議員の辞職の件は許可されましたので、続いて、香南斎場組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、香南斎場組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第13として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付します。

（追加日程第13を配付）

○議長（小松紀夫君） 追加日程第13、香南斎場組合議会議員の選挙についてを議題とします。

香南斎場組合同規約第5条第2項の規定では、組合の議員は、組合を組織する関係市の長及び議会において選任された議員2人をもって充てるとされておりますので、選挙される議員は2人であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で

行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

香南斎場組合議会議員は、舟谷千幸さんと公文直樹君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました舟谷千幸さんと公文直樹君を香南斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました舟谷千幸さんと公文直樹君が香南斎場組合議会議員に当選されました。

ただいま香南斎場組合議会議員に当選をされました舟谷千幸さんと公文直樹君が議場におられますので、議会会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

ただいま、香南香美老人ホーム組合議会議員、公文直樹君から委員の辞職願が提出されました。

お諮りします。香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第14として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第14として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

（追加日程第14を配付）

○議長（小松紀夫君） 追加日程第14、香南香美老人ホーム清掃組合議会議員の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、公文直樹君の退席を求めます。

（2番、公文直樹君 退場）

○議長（小松紀夫君） お諮りします。公文直樹君の香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、公文直樹君の香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

公文直樹君の入場を許可します。

（2番、公文直樹君 入場）

○議長（小松紀夫君） 先ほどの会議において、香南香美老人ホーム組合議会議員の

辞職の件は許可されましたので告知いたします。

先ほど、香南香美老人ホーム組合議会議員の辞職の件は許可されましたので、続いて、香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付します。

（追加日程第15を配付）

○議長（小松紀夫君） 追加日程第15、香南香美老人ホーム組合議会議員の選挙についてを議題とします。

香南香美老人ホーム組合同規約第5条第2項の規定では、組合の議員は、組合を組織する関係市の副市長、議会の議長、議会により選任された議会議員それぞれ2人をもって充てるとされており、選挙される議員の欠員は1人であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

香南香美老人ホーム組合議会議員は、中平麻衣さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました中平麻衣さんを香南香美老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中平麻衣さんが香南香美老人ホーム組合議会議員に当選されました。

ただいま香南香美老人ホーム組合議会議員に当選されました中平麻衣さんが議場におられますので、議会会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

次に、定例会議終了に当たり、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 令和6年香美市議会定例会9月定例会議閉会に当たりまし

て一言御挨拶を申し上げます。

まずもって先ほど御就任されました小松紀夫議長、山崎眞幹副議長におかれましては、御就任誠におめでとうございます。香美市の来年度の一大イベントである朝ドラ「あんぱん」につきましては、小松議長は御地元であり、また山崎副議長はやなせ先生につきまして非常にお詳しい方でもあります。朝ドラ「あんぱん」も含め市政全般にお二人のこれまでの御経験を踏まえた、いろいろな観点で御指導いただけましたら幸いです。

そして、山本芳男前議長におかれましては、議会運営はもちろんのこと、国への要望活動や他地域との交流活動につきましてリーダーシップを発揮され、活動していただきました。私自身、公私ともに本当に助けられました。本当にありがとうございます。また、村田前副議長におかれましても大変お世話になり、ありがとうございます。お二人には今後も引き続き御指導賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、今月2日に開会いたしました9月定例会議も、山本前議長、小松議長の円滑なる会議運営によりまして本日閉会となりました。定例会議には多くの議案を御提案いただきましたが、それぞれの議案につきまして慎重かつ適切に御審議、御決定賜りまして誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

今定例会議では、朝ドラ「あんぱん」に向けた幅広い御質問、熱中症対策など市民の健康に関わる御質問、市営バスの今後についてなど中山間地域対策に関する御質問、また、シェアオフィス整備など産業振興に関する御質問など、多くの御意見や御提案をいただきました。そして、山崎副議長より、学園都市構想について御質問いただきましたが、私自身が学園都市という言葉を使っているから、教育振興基本計画の学園都市構想と混同され、分かりにくいのだという気づきを与えていただきました。今後は、学園都市ではなく「生涯学習支援都市」という御提案の表現を使わせていただくことといたします。

このような御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気を引き締めて今後の香美市の運営に努めてまいります。引き続きの御指導、御鞭撻を何とぞよろしく願いいたします。

最近では涼しい日も増えてきて過ごしやすい気候となつてまいりました。しかし、気温の変化が激しいとも感じております。議員の皆様方にはくれぐれも御自愛いただければと思います。

結びに、議員の皆様方のますますの御健勝と御活躍を心より御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） ありがとうございます。

それでは、定例会議終了に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

9月2日に開会いたしました令和6年香美市議会定例会9月定例会議も、本日をもちまして終了することになりました。

本定例会議には、議案 20 件、請願 1 件、意見書案 5 件が上程され、それぞれ慎重審議の上、議会の意思が決定されました。

一般質問におきましては、多くの議員が市政全般にわたって、市長の所信及び事業の執行状況、また、教育行政についての質問がございましたし、議案審議につきましても数多くの質疑がございました。市民の負託を受けた議員の発言は市民の声でございますので、市長をはじめ執行部の皆さんは真摯に受け止めていただき、今後の行政運営に生かしていただきますよう申し上げておきます。

結びに、今定例会議が無事終了できましたのも議員各位の御協力のたまものでございます。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、これもちまして 9 月定例会議を終了し、令和 6 年香美市議会定例会を散会します。

(午後 1 時 36 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

議 長

副 議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

令和6年香美市議会定例会

9月定例会議会議録

卷末掲載文書

令和6年香美市議会定例会9月定例会議審議期間予定表

審議期間	月日(曜日)	会 議 等		
	8月23日(金)			再開要求通知・議案書発送
	24日(土)			
	25日(日)			
	26日(月)			
	27日(火)		AM9:00	全員協議会 議会運営委員会
	28日(水)			
	29日(木)			
	30日(金)			
	31日(土)			
	9月1日(日)			
第1日	2日(月)	本会議	AM10:00	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明
				全員協議会
				【一般質問通告期限(午前9時)・抽選(午後1時)】
第2日	3日(火)	休 会		議案精査のため
第3日	4日(水)	休 会		〃
第4日	5日(木)	休 会		〃
第5日	6日(金)	休 会		〃
第6日	7日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第7日	8日(日)	休 会		〃
第8日	9日(月)	休 会		議案精査のため
第9日	10日(火)	本会議	AM9:00	一般質問①
第10日	11日(水)	本会議	AM9:00	一般質問②
第11日	12日(木)	本会議	AM9:00	一般質問③ 会派代表者会議
第12日	13日(金)	本会議	AM9:00	議案質疑・委員会付託・予算決算常任委員会 総務常任委員会・教育厚生常任委員会
第13日	14日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第14日	15日(日)	休 会		〃
第15日	16日(月)	休 会		〃
第16日	17日(火)	休 会		議案審査整理のため
第17日	18日(水)	休 会		予算決算常任委員会
第18日	19日(木)	休 会		〃
第19日	20日(金)	休 会		議案審査整理のため
第20日	21日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第21日	22日(日)	休 会		〃
第22日	23日(月)	休 会		〃
第23日	24日(火)	休 会		議案審査整理のため
第24日	25日(水)	休 会		〃
第25日	26日(木)		AM9:00	議会運営委員会
		本会議	AM9:30	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案(組織替え)

補正予算・議案審査

9月13日(金)	予算決算常任委員会		議案第64・65・66・67号
	総務常任委員会		請願第1号
	教育厚生常任委員会		議案第68・69・70号

決算審査

9月18日(水)	予算決算常任委員会	AM9:00	議案第55号
9月19日(木)			議案第55・56・57・58・59・60・61・62号

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第55号	令和5年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第56号	令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第57号	令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第58号	令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第59号	令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第60号	令和5年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第61号	令和5年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第62号	令和5年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第64号	令和6年度香美市一般会計補正予算（第5号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第65号	令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第66号	令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第67号	令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第68号	香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第69号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第70号	高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	賛成多数

2. 請願関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
請願第1号	災害発生時の情報伝達に関する請願書について	総務常任委員会	原案採択	全員賛成

令和6年香美市議会定例会9月定例会議 請願文書表

受 理 番 号	受 理 年月日	件 名	請 願 の 要 旨	請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名	紹 介 議 員 氏 名	付 託 委 員 会
請 願 第 1 号	令 和 6 年 8 月 2 2 日	災 害 発 生 時 の 情 報 伝 達 に つ い て	別 紙 請 願 書 の と お り	香 美 市 土 佐 山 田 町 小 島 防 災 会 代 表 猪 野 昌 親	利 根 健 二	総 務 常 任 委 員 会

香美市議会議長 山本 芳男 様

災害発生時の情報伝達に関する請願書

請願者	小島防災会
住所	香美市土佐山田町
代表者	猪野 昌親
紹介議員	利根 健二

件名 災害発生時の情報伝達について

趣旨 香美市の「同報系デジタル行政無線」は、2018年に運用開始されました。運用開始直後より、私どもの地区におきましては「スピーカーによる放送が全く聞こえない、何を言っているか分からない」との声が多く出ています。

この件につきましては、他の複数の防災会からも同様の意見を聞きます。また、議会におきましても運用開始直後から本年の3月定例会議までの間、改善を求める一般質問が複数行われております。

この間、行政におきましても調査・研究、そして改善してきたことは承知しておりますが、未だ問題解決に至っていない地域も多く存在しています。

併せまして、放送機器のメンテナンス、特に個別受信機の耐用年数も含めて考えた時、全体的な検証・検討が必要な時期が来ているのではないのでしょうか。

香美市に対しまして、緊急時、特に大規模災害発生時に少しでも市民の命・財産を守るため、下記の点について早急に取り組むよう、議会から申し入れていただきますようお願いいたします。

記

1. 屋外スピーカーの能力の検証を含むハード整備の検討
2. 放送する音質・話すスピード等の検証および改善案の検討
3. 電話対応サービスの無料化

以上よろしく願いいたします。

意見書案第 1 2 号

物価高騰対策の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 2 6 日提出

香美市議会議長 山 本 芳 男 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 龍太郎

賛成者 " 森 田 雄 介

賛成者 " 笹 岡 優

物価高騰対策の継続を求める意見書（案）

国際情勢の急激な変化や円安の進行によるエネルギー価格の高騰が長期化していることに加え、原材料費や物流費の高騰に伴い食料品等の物価高騰も継続しており、市民生活、企業等の産業活動はもとより、価格転嫁による対応が困難な教育、医療、介護、保育等のサービスにも大きな影響を及ぼしています。

国におかれては、この間、低所得者に対する給付金、電気・ガス料金の激変緩和対策のほか、地方公共団体への地方創生臨時交付金の措置、また物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の創設にて物価高騰対策を講じております。自治体においては当該交付金活用にて生活者、事業者の負担軽減に効果を上げているところです。

しかしながら、エネルギー価格及び物価高騰が早期に改善する見込みはなく、地域の住民や産業を守る取組みを継続・拡充していくことが求められております。

よって、国におかれては、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者を支援するため、継続した施策を講じるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月26日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
経済産業大臣	齋藤健	殿
農林水産大臣	坂本哲志	殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第13号

地方への防災関連予算増額を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和6年9月26日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

賛成者 " 舟谷 千幸

賛成者 " 山崎 眞幹

地方への防災関連予算増額を求める意見書（案）

8月8日、日向灘を震源とする最大震度6弱の地震が起き、これを受け、気象庁は初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表しました。巨大地震の発生可能性が平時より数倍高い状態とされ、政府は備えの再確認を呼びかけました。その後、異常は確認されず、注意の呼びかけは15日に終了しました。しかし巨大地震の可能性は消えたわけではなく、今後も継続した対策と備えが必要です。

全国知事会など地方6団体も防災関連予算の増額を政府に求めています。

よって、国におかれては、南海トラフ巨大地震の可能性が高まる事態も受け、地方自治体の備えを支える防災関連予算の増額を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月26日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
経済産業大臣	齋藤健	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
内閣官房長官	林芳正	殿
内閣府特命担当大臣 (防災、海洋政策)	松村祥史	殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第14号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和6年9月26日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 " 山崎晃子

賛成者 " 西村剛治

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

1999年10月の国連総会で、女性差別撤廃条約の実施を促進するために、個人からの通報を認める「個人通報制度」と締約国の選挙で選ばれた女性差別撤廃委員会の委員が締約国を調査する「調査制度」を入れた女性差別撤廃条約選択議定書が採択されました。

同年、日本では男女共同参画社会基本法が成立し、政府にも担当大臣が置かれ、本市も、男女共同参画推進事業を実施しているところです。

しかしながら、この25年近く、男女の格差をなくすための有効な策が講じられず、実効性を伴ったものとなっていません。

日本は、ジェンダー・ギャップ指数ランキング（世界経済フォーラム2023年版「ジェンダー・ギャップ報告書」）で世界146カ国中125位、G7で最下位と遅れを取っています。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準に

する重要な一歩であり、日本のジェンダー平等達成に不可欠な課題です。

今年10月には、女性差別撤廃条約にもとづき、日本のジェンダー平等政策の実施状況が審議されます。日本が「ジェンダー平等後進国」である現状に鑑み、これを契機として、この審議までに選択議定書の批准を実現すべきです。

よって、国におかれては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月26日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
法務大臣	小泉龍司	殿
外務大臣	上川陽子	殿
内閣官房長官	林芳正	殿
内閣府特命担当大臣	加藤鮎子	殿

(男女共同参画)

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第15号

教員配置のあり方を見直し、学校現場への配置を優先するよう求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、高知県知事及び高知県教育長に対し、下記の意見書を提出します。

令和6年9月26日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 笹岡 優

賛成者 " 山崎 晃子

賛成者 " 西村 剛治

教員配置のあり方を見直し、学校現場への配置を優先するよう求める意見書（案）

学校現場は、いま大変な長時間労働を強いられています。その中で、高知県では40人に1人が病休となり、採用されてからの3年間で小中学校の新採用者は約2割が辞めていくというような若年退職者が続出する実態です。

土佐経済同友会が県内の小中学校、高校など326校、計6,733人の教員を対象にしたアンケートで、「子どもや知人に教員の仕事を勧めたくない」と約6割が回答したとの報道があります。

このような背景もあり、教育現場は産休や病休などへの「代替教員」、「臨時教員」も含め教員不足が慢性的になり、1ヶ月以上未着任が2022年度で、66校、78件となっています。

過労死ラインを超える超過勤務を余儀なくされている教育現場の実態を考慮するならば、指導主事等教員免許を持ちながら教壇に立たない教員の比率が全国一高い高

知県の教員配置の現状を見直し、学校現場への配置を増やすべきではないでしょうか。
よって、県におかれては、指導主事等の教員配置のあり方を見直し、学校現場への配置を優先するよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月26日

高 知 県 知 事 濱 田 省 司 殿
高 知 県 教 育 長 長 岡 幹 泰 殿

高知県香美市議会議長 山 本 芳 男

意見書案第16号

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和6年9月26日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

賛成者 " 舟谷 千幸

賛成者 " 山崎 眞幹

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書（案）

高齢化社会が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっています。2023（令和5）年の高齢運転者による交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019（令和元）年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況です。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移をみると、2019年の75歳以上・80歳以上の免許保有者数（75歳以上583万人・80歳以上229万人）は、2009年の数値（75歳以上324万人・80歳以上119万人）と比較して、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢運転者が増えていくと想定されます。

地方公共団体では、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族等周辺の方々から相談を寄せられてい

た等の経緯から、運転免許の自主返納の取組みが進められる中で、免許返納後の移動手段の確保が大きな課題となっています。国では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討していますが、公共交通の空白地域には課題が残ります。

よって、国におかれては、すべての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、下記の事項について特段の取組みを求めます。

記

1. 高齢者の免許返納の促進に伴う自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
2. 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発促進とともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月26日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
経済産業大臣	齋藤健	殿
国土交通大臣	斉藤鉄夫	殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

香美市議会議員の議席表

議席番号	議員名	議席番号	議員名
1	有光収三	10	比与森光俊
2	公文直樹	11	山崎晃子
3	中平麻衣	12	笹岡優
4	西村剛治	13	濱田百合子
5	西山潤	14	山崎龍太郎
6	森田雄介	15	利根健二
7	村田珠美	16	山本芳男
8	小松孝	17	山崎眞幹
9	舟谷千幸	18	小松紀夫

常任委員会委員の名簿

【 総務常任委員会 6人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
2	公 文 直 樹	1 1	山 崎 晃 子
8	小 松 孝	1 3	濱 田 百合子
1 0	比与森 光 俊	1 8	小 松 紀 夫

【 教育厚生常任委員会 6人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
3	中 平 麻 衣	7	村 田 珠 美
4	西 村 剛 治	9	舟 谷 千 幸
5	西 山 潤	1 2	笹 岡 優

【 産業建設常任委員会 6人 】

議席番号	議 員 名	議席番号	議 員 名
1	有 光 収 三	1 5	利 根 健 二
6	森 田 雄 介	1 6	山 本 芳 男
1 4	山 崎 龍太郎	1 7	山 崎 眞 幹

議会運営委員会委員の名簿

【 議会運営委員会 8人 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名
2	公文直樹	11	山崎晃子
6	森田雄介	12	笹岡優
7	村田珠美	15	利根健二
9	舟谷千幸	17	山崎眞幹

令和6年香美市議会定例会9月定例会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第55号	令和5年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	6. 9. 26
議案第56号	令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	原案認定	6. 9. 26
議案第57号	令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	原案認定	6. 9. 26
議案第58号	令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	原案認定	6. 9. 26
議案第59号	令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	6. 9. 26
議案第60号	令和5年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	原案認定	6. 9. 26
議案第61号	令和5年度香美市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	原案認定	6. 9. 26
議案第62号	令和5年度香美市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について	原案認定	6. 9. 26
議案第63号	令和6年度香美市一般会計補正予算（第4号）	原案可決	6. 9. 2
議案第64号	令和6年度香美市一般会計補正予算（第5号）	原案可決	6. 9. 26
議案第65号	令和6年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	原案可決	6. 9. 26
議案第66号	令和6年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	6. 9. 26
議案第67号	令和6年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	6. 9. 26
議案第68号	香美市立吉井勇記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	6. 9. 26
議案第69号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	6. 9. 26
議案第70号	高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約の制定について	原案可決	6. 9. 26
議案第71号	財産の取得について	原案可決	6. 9. 2

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 72 号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	6. 9. 26
議案 第 73 号	香美市新西庁舎建設事業の設計施工一括契約の締結について	原案可決	6. 9. 26
議案 第 74 号	令和 6 年度香美市奥物部ふるさと物産館本館等改修工事の請負契約の締結について	原案可決	6. 9. 26
意見書案 第 12 号	物価高騰対策の継続を求める意見書の提出について	原案可決	6. 9. 26
意見書案 第 13 号	地方への防災関連予算増額を求める意見書の提出について	原案可決	6. 9. 26
意見書案 第 14 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について	原案否決	6. 9. 26
意見書案 第 15 号	教員配置のあり方を見直し、学校現場への配置を優先するよう求める意見書の提出について	原案否決	6. 9. 26
意見書案 第 16 号	自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出について	原案可決	6. 9. 26

2. 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
請願 第 1 号	災害発生時の情報伝達に関する請願書について	原案採択	6. 9. 26